

令和5年旭市議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月8日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
人事の紹介	3
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案上程	5
議案第 1号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 3号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 4号 旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	
議案第 5号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 6号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 7号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 8号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 9号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第10号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第11号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第12号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第13号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	

議案第 1 4 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 1 5 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 1 6 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 1 7 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 1 8 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 1 9 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 2 0 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 2 1 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 2 2 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 2 3 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 2 4 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 2 5 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 2 6 号	専決処分の承認について（令和 5 年度旭市一般会計補正予算）	
議案第 2 7 号	専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）	
議案第 2 8 号	専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
議案第 2 9 号	専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
報告第 1 号	令和 4 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について	
報告第 2 号	令和 4 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について	
報告第 3 号	令和 4 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について	
報告第 4 号	令和 4 年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	
報告第 5 号	令和 4 年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について	
報告第 6 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）	
報告第 7 号	専決処分の報告について（住宅の明渡しに係る訴えの提起）	
提案理由の説明並びに政務報告		6
議案の補足説明及び報告の説明		1 5
散 会		3 1

第 2 号 （6 月 1 3 日）

議事日程	3 3
本日の会議に付した事件	3 3

出席議員	3 3
欠席議員	3 3
説明のため出席した者	3 4
事務局職員出席者	3 4
開 議	3 5
議案質疑	3 5
議案第 4 号～議案第 2 5 号直接審議（先議）	5 7
常任委員会議案付託	6 2
常任委員会請願付託	6 2
散 会	6 3

第 3 号 （6 月 1 5 日）

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 5
欠席議員	6 5
説明のため出席した者	6 5
事務局職員出席者	6 6
開 議	6 7
一般質問	6 7
8 番 井 田 孝	6 7
9 番 島 田 恒	7 5
3 番 菅 谷 道 晴	9 3
6 番 崎 山 華 英	1 0 0
散 会	1 1 8

第 4 号 （6 月 1 6 日）

議事日程	1 1 9
本日の会議に付した事件	1 1 9
出席議員	1 1 9

欠席議員	1 1 9
説明のため出席した者	1 1 9
事務局職員出席者	1 2 0
開 議	1 2 1
一般質問	1 2 1
1 番 常世田 正 樹	1 2 1
1 4 番 飯 嶋 正 利	1 3 6
7 番 永 井 孝 佳	1 4 8
5 番 伊 場 哲 也	1 6 6
散 会	1 8 8

第 5 号 (6月19日)

議事日程	1 8 9
本日の会議に付した事件	1 8 9
出席議員	1 8 9
欠席議員	1 8 9
説明のため出席した者	1 8 9
事務局職員出席者	1 9 0
開 議	1 9 1
一般質問	1 9 1
2 番 伊 藤 春 美	1 9 1
2 0 番 松 木 源太郎	2 0 0
1 6 番 伊 藤 房 代	2 1 8
4 番 戸 村 ひとみ	2 2 8
議案上程	2 4 8
議案第30号 工事請負契約の締結について	
提案理由の説明	2 4 8
議案の補足説明	2 4 9
議案質疑	2 5 0
常任委員会議案付託	2 5 9

散 会	2 6 0
-----	-------

第 6 号 (6月27日)

議事日程	2 6 1
本日の会議に付した事件	2 6 1
出席議員	2 6 1
欠席議員	2 6 2
説明のため出席した者	2 6 2
事務局職員出席者	2 6 2
開 議	2 6 3
常任委員長報告	2 6 3
質疑、討論、採決	2 6 6
常任委員長請願報告	2 7 4
質疑、討論、採決	2 7 5
発議案上程	2 7 7
発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	
発議第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出について	
提案理由の説明	2 7 7
質疑、討論、採決	2 7 9
議員派遣の件	2 8 0
事務報告	2 8 1
閉 会	2 8 1

令和5年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和5年6月8日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫

11番 遠藤保明
13番 宮内保
15番 宮澤芳雄
17番 向後悦世
19番 木内欽市

12番 林晴道
14番 飯嶋正利
16番 伊藤房代
18番 景山岩三郎
20番 松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 米本弥一郎
教育長 諸持耕太郎
行政改革推進課長 榎澤茂
企画政策課長 柴栄男
税務課長 向後秀敬
環境課長 高根浩司
健康づくり課長 飯島正寛
子育て支援課長 多田英子
商工観光課長 大八木利武
建設課長 齊藤孝一
会計管理者 小澤隆
上下水道課長 多田一徳
生涯学習課長 伊藤弘行
監査委員局長 杉本芳正

副市長 飯島茂
秘書広報課長 椎名実
総務課長 小倉直志
財政課長 山崎剛成
市民生活課長 江波戸政和
保険年金課長 高野久
社会福祉課長 向後利胤
高齢者福祉課長 椎名隆
農水産課長 池田勝紀
都市整備課長 飯島和則
消防長 伊東秀貴
教育総務課長 向後稔
体育振興課長 金杉高春
農業委員会事務局長 戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長 穴澤昭和

事務局次長 金谷健二

開会 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

また、クールビズ期間中でもありますので、議場内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和5年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（木内欽市） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

江波戸政和市民生活課長。

飯島正寛健康づくり課長。

向後利胤社会福祉課長。

椎名隆高齢者福祉課長。

齊藤孝一建設課長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承願います。

◎日程第3 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第3、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

18番、景山岩三郎議員、20番、松本源太郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの20日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月27日までの20日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力を
お願いいたします。

○議長（木内欽市） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第29号まで

の29議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件であります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第6 議案上程

○議長(木内欽市) 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第29号までの29議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件を一括上程いたします。

議案第1号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第5号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第6号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第7号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第8号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第9号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第10号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第11号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第12号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第13号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第14号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第15号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第16号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第17号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 18 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 19 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 20 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 21 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 22 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 23 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 24 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 25 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 26 号 専決処分の承認について（令和 5 年度旭市一般会計補正予算）
議案第 27 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
議案第 28 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第 29 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
報告第 1 号 令和 4 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 2 号 令和 4 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
報告第 3 号 令和 4 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 4 号 令和 4 年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 5 号 令和 4 年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について
報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
報告第 7 号 専決処分の報告について（住宅の明渡しに係る訴えの提起）

◎日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和 5 年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ3億8,800万円を追加し、予算の総額を310億8,400万円とするものであります。

議案第2号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、こども家庭庁設置法等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでありまして、現教育長の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の教育長を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、向後依明氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第5号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、平野勝久氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第6号から議案第8号までは、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、高根雅人氏、嶋田一豊氏、佐藤一則氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第9号から議案第25号までは、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年7月19日をもって満了となるため、後任の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、加瀬政夫氏、伊藤茂雄氏、大越義昭氏、高橋勤氏、川口誠一氏、岩岡喜久男氏、林正明氏、木村悦子氏、加瀬茂氏、鷺山敦美氏、嶋田明範氏、安藤育生氏、鈴木京子氏、浪川勝子氏、飯嶋伊千良氏、岩崎傳一氏、渡邊茂氏が適任と考え、提案するものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第26号から議案第29号までは、専決処分の承認についてであります。

議案第26号は、国が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給及び新型コロナウイルスワクチンの令和5年度春開始接種に係る経費について専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第27号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第28号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第29号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、令和4年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、令和4年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、令和4年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第4号は、令和4年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、報告第5号は、令和4年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について、報告第6号及び報告第7号は、議会からの委任による専決処分の報告についてそれぞれ報告するものであります。

次に、令和4年度の一般会計及び各特別会計の決算について概要を申し上げます。

令和4年度の一般会計及び各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営に当たっては、長引く新型コロナウイルス感染症による影響や電気・ガス・食料品等の価格高騰が市民の生活に直接影響している状況下で、税收等の一般財源をより確実に確保しつつ、交付金や起債等を活用するとともに、歳出を抑制し経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、令和4年度の一般会計は、概算で歳入総額324億7,700万円、歳出総額310億5,000万円、翌年度に繰越しとなる財源を差し引いた実質収支額は、13億3,200万円の黒字を見込んでおります。

また、各特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同等の5類感染症へ引き下げられてから1か月が経過し、コロナ前の生活を取り戻しつつあります。

このような中、新型コロナウイルスワクチン接種については、感染の再拡大に備え、令和5年春開始接種として、全額公費負担による接種が継続され、5月9日から市内協力医療機関にて接種が始まり、明日6月9日からは海上庁舎において集団接種を開始いたします。

令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症が発生して以降、最前線で市民の命を守るためにご尽力いただいた医療従事者の皆様をはじめ、国や県からの協力要請に対し、ご理解、ご協力いただきました事業者の皆様、感染対策に取り組んでいただきました市民の皆様へ、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。これまでの一人ひとりの努力をお互いにたたえつつ、今後ご自身や大切な方を守るため、基本的な感染対策の継続にご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、経済対策と各種支援について申し上げます。

初めに、本市独自の支援策については、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、本年7月から来年3月まで、市内小・中学校に就学する児童・生徒の学校給食費を無償化するとともに、市外小・中学校及び特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金として、学校給食費に相当する額を給付します。

また、就学前児童応援臨時給付金についても、市内在住の就学前の児童を養育する世帯を対象に、児童1人当たり3万円を給付します。

物価高騰対策給付金については、物価高騰により家計への影響が大きい低所得世帯を対象に、1世帯当たり3万円を給付します。

プレミアム率30%つきの旭市共通商品券については、6月5日現在、販売セット数を上回る5,888通の申込みがありました。

今後、抽せんが行われ、当せん者への商品券の販売期間は、7月1日から9日まで、使用期間は、7月1日から12月31日までの6か月間となります。

以上が、本市独自の支援策であります。

千葉県子どもの成長応援臨時給付金については、習い事や体験活動などに係る経費の負担を軽減し、将来を担う子どもたちが豊かな成長につながる機会を得られるよう、市内在住の小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒を養育している主たる生計維持者に対し、1人当たり1万円を給付します。

また、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受けるひとり親世帯とひとり親以外の低所得の子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金については、早急に支援する必要があったため、4月に専決処分を行い、給付を進めているところであります。

なお、5月末現在では、1,240人、6,200万円の給付を行いました。

次に、5月26日に発生した震度5弱の地震、6月2日から3日にかけての大雨の被害報告

等をさせていただきます。

まず、地震による被害ですが、人的被害や避難報告はありませんでした。

住家被害につきましては、民家の外壁の一部損傷の報告が1件、公共施設等につきましては、飯岡小学校の避難階段の一部損壊、道路被害として陥没が1件、道の駅季楽里あさひの照明灯の一部落下がございました。

続きまして、大雨による被害ですが、人的被害はありませんでしたが、自主避難用に開設しました4か所の避難所へは、5世帯5名の方が避難されました。

住家被害につきましては、床下浸水、敷地のり面の一部崩落、それぞれ1件の報告がありました。

また、農業被害として、のり面の崩落による鉄骨ハウスのゆがみが1件発生しております。

公共施設等につきましては、飯岡刑部岬展望館の扉のガラス破損、道路被害として、冠水が2か所、のり面の一部崩落が1件ございました。

今後も、地震の発生や警報等が発表された際は、速やかに職員配備体制をしき、対応に当たってまいります。

続きまして、この機会に、市政の近況についてご報告いたします。

初めに、私のまちづくり方針の一つであります対話による開かれた市政について申し上げます。

幅広い世代の意見を取り入れ、豊かな旭を次世代へつなぐための取り組みとして、昨年度に引き続き市民と市長との対話集会を企画いたしました。

5月21日には、第1弾となる二十歳のつどい実行委員編を開催し、大学生や新社会人の世代である方々と意見交換を行ったところであります。

今後は、移住者との対話集会も予定しており、実施に向け準備を進めるとともに、地域意見交換会や子ども議会など、市が継続してきた事業につきましても、対話集会の一環として引き続き実施してまいります。

次に、農業について申し上げます。

本年3月に農林水産省が公表した令和3年の本市の農業産出額は、約448億円で全国第11位となりました。主食米や野菜等の価格低下などを受け順位を落としたものの、依然として全国トップクラスの産出額を誇っているところであります。

水田農業については、米価の安定を図るため、さらなる飼料用米への転換に取り組んでまいります。

園芸については、県の補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、生産施設及び管理機械等の整備を支援してまいります。

農業基盤整備については、平成21年から圃場の整備を進めてまいりました豊和地区及び春海地区において、換地計画を決定するための権利者会議を開催し議決いたしました。

畜産については、豚熱（CSF）などの家畜伝染病の感染リスクが高まる中、本年4月から、従来の獣医師に加え、農場ごとに千葉県知事から登録を受けた飼養衛生管理者によるワクチン接種が可能となり、さらなる家畜防疫体制の強化につながることが期待されます。

今後も各農場での家畜伝染病防疫の徹底を働きかけてまいります。

次に、道の駅季楽里あさひについて申し上げます。

令和4年度の来場者数は122万人、道の駅全体の売上げは9億2,000万円と、前年を上回る結果となりました。

開業以来、大好評をいただいております。今後も本市の農畜水産物の情報発信施設として、より一層のPRに努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

袋公園桜まつりについては、4月8日に4年ぶりとなるイベントが開催され、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーや桂竹千代さんの落語をはじめ、演芸大会やわくわく市場などが催され、大勢の方でにぎわいました。

夏期観光については、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦が7月23日、旭市いいおかYOU・遊フェスティバルが7月29日、30日、旭市七夕市民まつりについては、8月6日、7日に開催を予定しております。

それぞれのイベントにおいて、実行委員会を中心に検討が重ねられているところであり、コロナ前に近い規模で実施する予定であります。

海水浴場については、矢指ヶ浦海水浴場を7月15日から8月20日まで開設する予定であり、市営海浜プールについては、7月21日から8月31日まで、開設を予定しております。

次に、雇用の促進について申し上げます。

旭市雇用対策協議会主催の合同企業説明会については、本市後援により、4月27日に開催されました。本事業は、来春卒業予定の市内及び近隣高校生等に地元企業をPRし、人材確保につなげようとするもので、市内企業25社が参加し、257名の高校生や大学生等が熱心に説明を受けたところであります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

令和4年度の寄附納付額は、1億1,918万4,403円でありました。

返礼品については、本市の農畜水産物や加工品などを中心に、488種を取りそろえており、今後も魅力的な返礼品を増やし事業を推進するとともに、ふるさと旭をPRしてまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

現在、あさひロケーションサービス協議会と民間ボランティア団体、旭おっぺし隊等で積極的にロケ誘致や支援を行っております。

令和4年度は、22件の映画やドラマ等の撮影が行われ、好調な滑り出しを見せました。

今後もロケを通じて本市の魅力や認知度の向上、シビックプライドの醸成に努めてまいります。

次に、定住促進について申し上げます。

令和4年度の定住促進奨励金については、申請71件、5,072万円を支給し、実転入者は172人でありました。

また、令和4年度から開始した旭市若者世帯住宅取得奨励金については、申請26件、1,200万円を支給いたしました。

今後も本事業をより広くPRし、本市への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月3日と7日の2日間、大原幽学先生ゆかりの水田で開催いたしました。当日は、東京都や県内東葛地域などから223名の参加があり、慣れない水田の泥に足を取られながらも、笑顔で田植体験を楽しんでいただき、都市住民と交流することができました。

旭市・茅野市児童交流事業については、4年ぶりに事業を再開し、8月2日から4日までの3日間、市内小学校の5年生30名が、姉妹都市の茅野市を訪問いたします。

沖縄交流事業についても4年ぶりに事業を再開し、6月29日から7月1日までの3日間、市内3小学校の5年生20名が、姉妹都市の中城村を訪問いたします。

これらの事業を通じて友好関係を深めるとともに、児童がより広い視野を持ち成長していくことを期待しております。

次に、子育て支援について申し上げます。

子ども医療費助成事業については、本年8月診療分から、一つの医療機関において月ごとに入院は10日、通院は5回を超えた以降の医療費を無料とします。また、本事業の対象を高校生まで拡大いたします。

次に、子ども議会について申し上げます。

市民と市長との対話集会の一環であります本事業は、市内小・中学校の児童・生徒を対象に、7月31日に開催いたします。子ども議員として実際に議会を体験することで、市政に関心を持っていただくとともに、次代を担う子どもたちの意見を可能な限り、市政に反映していきたいと思っております。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

2023年アジアユース卓球選手権大会・世界ユース卓球選手権大会U-15日本代表選考 in 旭市が、4月20日から22日の3日間、総合体育館を会場に行われました。本選考会において、日本代表となられた選手が、世界を舞台に活躍されることを期待しております。

第65回千葉県東部五市体育大会については、5月21日に銚子市を主会場として開催され、東部五市のスポーツ交流がより深まる大会となりました。

日本一身近な海づくり推進事業、イベント名「ぼるぼろ」については、6月11日に開催を予定しております。市内外を問わず多くの人が本市の海に集い、海岸でのレクリエーションやビーチクリーン活動などを通して、海の大切さと地域の魅力を再発見していただくことを期待しております。

5年ぶりにドイツのデュッセルドルフ市卓球チームを迎えての日独交流事業については、7月26日から8月2日までの8日間、パラ卓球ナショナルチーム合宿については、8月3日から6日までの4日間実施されます。それぞれの事業で本市の魅力を周知するとともに、スポーツによる様々な交流が期待されます。

次に、市道の整備について申し上げます。

南堀之内バイパス整備事業については、大利根用水西幹線用水路の横断工事の契約締結に向けて準備を進めているところであります。

津波避難道路のうち、椎名内西足洗線については、県道飯岡一宮線から旭中央病院付近までの通行が可能となりました。

次に、排水整備について申し上げます。

冠水対策排水整備事業については、旭地域イ地区の排水整備工事の契約締結に向けて準備を進めているところであります。

次に、リフォーム補助金について申し上げます。

本年度は、155件の申込みをいただいたところであり、本事業を通して、居住環境の向上及び市内の経済活性化につながるものと期待しております。

次に、空き家対策について申し上げます。

空き家対策事業については、旭市空家・空地バンクを4月に開設し、市内外からの問い合わせと、物件を求めるための利用者登録もいただいております。

今後も空き家の利活用を促進し、空き家対策に取り組んでまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

春のゴミゼロ運動については、5月28日に、4年ぶりに市内全域で一斉に実施いたしました。各区、各自治会から合わせて7,193名の参加があり、集められたごみの総重量は1万450キログラムでありました。

今後もきれいな旭をつくる会を中心として、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域ぐるみで生活環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、消防力の強化及び充実について申し上げます。

消防力を強化するため、地上型耐震性貯水槽を干潟地域入野、ふれあいセンター敷地内へ設置いたしました。

旭市消防操法大会については、6月4日、4年ぶりに文化の杜公園、ふれあい広場において開催されました。大会を通して消防技術が強化され、地域防災力の向上につながっております。

今後も、消防力の強化及び充実に努めてまいります。

次に、生涯活躍のまち形成事業について申し上げます。

旭市多世代交流施設おひさまテラスの開業及び生涯活躍のまち・みらいあさひのまちびらきから1年がたちました。

4月23日には、1周年を記念し、おひさま文化祭と題したイベントを開催し、盛況のうちに終えることができました。

おひさまテラスにつきましては、本年3月31日までの来場者数が25万人を超えるなど、当初の予想を大きく上回る多くの方々にご来場いただいております。

今後も、より一層の利用を促進しながら、地域の活性化に寄与できるよう取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（木内欽市） 日程第 8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号、議案第 26 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） それでは、議案第 1 号及び議案第 26 号について補足説明させていただきます。

初めに、議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 3 億 8,800 万円を追加し、予算の総額を 310 億 8,400 万円とするものです。

7 ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

12 款 1 項 3 目教育費負担金 1 億 2,733 万 8,000 円の減は、3 節保健体育費負担金の説明欄 1、学校給食費負担金の減です。こちらは、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、市内小・中学校の児童・生徒のうち、第 1 子、第 2 子に係る令和 5 年 7 月から令和 6 年 3 月までの給食費 8 か月分を免除するため、負担金を減額するものです。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 4 億 7,290 万円の増は、1 節総務管理費国庫補助金の説明欄 1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。こちらは、物価高騰の影響を受けた生活者等に対し、地域の実情に合わせた必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国が措置した交付金となります。活用事業については、歳出にて説明いたします。

15 款 2 項 2 目民生費県補助金 5,075 万 3,000 円の増は、3 節児童福祉費県補助金の説明欄 1、子どもの成長応援臨時給付金給付事業費補助金です。こちらは、教育費などの負担が大きい子育て世帯に対する県独自の支援によるもので、子どもの成長応援臨時給付金給付事業に対

する補助金となります。

18款2項1目財政調整基金繰入金831万5,000円の減は、現在、県の補助金を活用して実施している第3子の給食費免除における市負担分の令和5年7月から令和6年3月までの8か月分に、国の地方創生臨時交付金を活用するため、繰入金を減額するものであります。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて、歳出について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費152万5,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、子どもの成長応援臨時給付金給付事業の実施に伴う電算システムの改修費用です。

3款1項1目社会福祉総務費2億5,360万円の増は、説明欄1、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業で、こちらは国の地方創生臨時交付金を活用して、令和5年度住民税非課税世帯と家計急変世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給するために要する費用です。

10ページをお願いいたします。中段をご覧ください。

3款3項1目児童福祉総務費1億2,793万5,000円の増は、説明欄1、就学前児童応援臨時給付金給付事業で、国の地方創生臨時交付金を活用して、令和5年8月31日時点において、旭市に住民登録のある就学前児童を対象に、児童1人当たり3万円の給付金を支給するために要する費用7,870万7,000円と、11ページをお願いいたします。中段をご覧ください。説明欄2の子どもの成長応援臨時給付金給付事業で、県独自の子育て支援策として、令和5年4月30日時点において、市内に在住する小・中学校児童・生徒を対象に、児童・生徒1人当たり1万円の給付金を支給するために要する費用4,922万8,000円です。

12ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費494万円の増は、説明欄1、学校教育事務費の増です。こちらは、国の地方創生臨時交付金を活用して、市外の小・中学校へ区域外就学する児童・生徒を対象に、市内の小・中学校で実施する給食費の免除相当額を給付金として給付するために要する費用です。

13ページをお願いいたします。

10款5項3目学校給食費は、財源の変更となります。財源内訳を分担金及び負担金から1億2,733万8,000円、一般財源から831万5,000円を国庫支出金へ財源変更するもので、国の地方創生臨時交付金を活用して、市内小・中学校児童・生徒の令和5年7月から令和6年3月までの8か月分の給食費を免除するものであります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第26号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和5年度旭市一般会計補正予算第1号です。

この補正予算は、国が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る経費と、新型コロナウイルスワクチンの令和5年度春開始接種と高齢者のワクチン接種会場までのタクシー利用への助成に係る経費について、給付金の支給やワクチン接種の開始を迅速に行う必要があったことから、4月24日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

それでは、補正予算書をお手元をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ1億9,600万円を追加し、予算の総額を306億9,600万円としたものであります。

7ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項2目民生費国庫補助金9,021万8,000円の増は、2節児童福祉費国庫補助金の説明欄1、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金です。こちらは、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されます。

3目衛生費国庫補助金1億433万7,000円の増は、1節保健衛生費国庫補助金の説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種事務費補助金7,552万9,000円と、説明欄2、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金2,880万8,000円によるものであります。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されます。

18款2項4目ふるさと応援基金繰入金144万5,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業に係る補正財源として、ふるさと応援基金からの繰入金を計上するものです。

以上で歳入の説明を終わりまして、続いて歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費304万5,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、子育て世帯生活支援特別給付金の支給と新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴う電算システムの改修費用です。

3款2項3目生活支援費144万5,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業で、ご自身で交通手段を確保できない高齢者のワクチン接種会場までのタクシー利用に対しまして、その料金の全部または一部を助成する費用です。

9ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費8,808万6,000円の増は、説明欄1、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、児童扶養手当を受給している世帯や、低所得の子育て世帯等に対し、児童1人当たり5万円の給付金の支給に要する費用です。

10ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費1億342万4,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、新型コロナウイルスワクチンの令和5年度春開始接種に要する費用です。

以上で、議案第26号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 多田英子 登壇）

○子育て支援課長（多田英子） それでは、議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴い、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布、施行されたことに伴い、関係する二つの条例を一括して改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をお手元をお願いいたします。

1ページをお開きください。

旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条につきましては、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条で、指針を定める大臣が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正されたことに伴い、同様に改めるものでございます。

なお、この中の指針とは、保育所保育指針として定められておりまして、全ての保育所における保育の基本的な事項や遵守すべき保育内容等を定めたものでございます。

次に、2ページをお開きください。

旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の

運営に関する基準を定める条例第15条第1項第4号及び第44条につきましても、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めるものです。

なお、条例の施行は、公布の日からとなります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第3号について、消防長、登壇してください。

（消防長 伊東秀貴 登壇）

○消防長（伊東秀貴） 議案第3号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

改正の趣旨としましては、電気自動車等の急速充電設備の高出力化への要望が高まっていることを受け、当該設備に係る出力規制範囲の上限撤廃及び種類の明確化をするもの並びに喫煙所標識やそれに併せて設置する図記号標識について整理をするものであります。

では、主な改正内容を説明いたします。

お手元の新旧対照表の3ページをご覧ください。

まず、急速充電設備について、急速充電設備の第11条の2第1項各号列記以外の部分中につきましては、「自動車等」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの」に、また、急速充電設備は充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのコネクターを用いて充電する設備と改め、出力の上限200キロワットを撤廃するものであります。

さらに、分離型の急速充電設備について新たに追加するものであります。

第11条の2第1項第1号及び4ページの第2号につきましては、分離型の充電ポストの構造基準等を、第6号、第7号、第11号から第13号まで、第16号及び第17号につきましては、急速充電設備の構造に係る火災予防上必要な安全対策等に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

続きまして、喫煙所標識等について説明いたします。

5 ページから 6 ページをご覧ください。

第23条につきましては、火災の予防と人命の安全を確保する観点から、主として公衆の出入りする場所における喫煙、裸火使用、危険物品持込みの各行為を禁止する規定であり、項の削除及び追加並びに移動を行っております。

第4項につきましては、標識の中で用いられる図記号は国際標準化機構及び日本産業規格に適合するよう新たに定めるものであります。

別表第7にあっては、図記号の規格を新たに定めたことにより、削除するものであります。

戻りまして、改め文の附則をご覧ください。

施行日につきましては、第11条の2の急速充電設備に係る改正にあっては令和5年10月1日から、第23条の喫煙所標識等に係る改正にあっては公布の日からとなります。

経過措置としまして、改正後の第11条の2第1項に規定する基準の適用については、なお従前の例によるものとしております。

新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、喫煙専用室標識または指定たばこ専用喫煙室標識と読み替え、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第4号から議案第25号までの22議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） 議案第4号から議案第25号の22議案につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第4号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、現教育長の任期が本年8月18日に満了するため、後任の教育長を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育長に任命したい方は、旭市飯岡にお住まいの向後依明氏、昭和35年12月10日生まれの方です。向後氏は、長きにわたり教育に広く携わっていた方であり、高潔な人柄で、教育に関し深い見識を備えた方であります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第5号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、現委員のうち1名の任期が本年8月18日に満了するため、後任の委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員に任命したい方は、旭市後草にお住まいの平野勝久氏、昭和50年9月19日生まれの方です。

なお、平野氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止についていずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第6号から議案第8号までの3議案について補足説明を申し上げます。

この3議案は、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員3名の任期が本年8月18日に満了するため、後任の委員を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第6号で選任したい方は、旭市口にお住まいの高根雅人氏、昭和40年10月17日生まれの方。

議案第7号で選任したい方は、旭市三川にお住まいの嶋田一豊氏、昭和28年9月6日生まれの方。

議案第8号で選任したい方は、旭市飯岡にお住まいの佐藤一則氏、昭和30年5月2日生まれの方です。

3名の方は、それぞれ税理士、宅地建物取引士、行政経験者で、固定資産の評価に関し識見を有し、適任の方です。

なお、3氏とも、地方税法及び地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第9号から議案第25号までの17議案について補足説明を申し上げます。

この17議案は、いずれも旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員17名全員の任期が本年7月19日に満了するため、後任の委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるもので

あります。

議案第9号で任命したい方は、旭市琴田にお住まいの加瀬政夫氏、昭和33年12月16日生まれの方。

議案第10号で任命したい方は、旭市三川にお住まいの伊藤茂雄氏、昭和43年1月15日生まれの方。

議案第11号で任命したい方は、旭市三川にお住まいの大越義昭氏、昭和29年9月13日生まれの方。

議案第12号で任命したい方は、旭市川口にお住まいの高橋勤氏、昭和34年5月23日生まれの方。

議案第13号で任命したい方は、旭市米込にお住まいの川口誠一氏、昭和40年10月21日生まれの方。

議案第14号で任命したい方は、旭市萬力にお住まいの岩岡喜久男氏、昭和32年1月1日生まれの方。

議案第15号で任命したい方は、旭市ニにお住まいの林正明氏、昭和33年12月19日生まれの方。

議案第16号で任命したい方は、旭市清和乙にお住まいの木村悦子氏、昭和32年1月14日生まれの方。

議案第17号で任命したい方は、旭市塙にお住まいの加瀬茂氏、昭和34年10月7日生まれの方。

議案第18号で任命したい方は、旭市西足洗にお住まいの鷺山敦美氏、昭和35年1月27日生まれの方。

議案第19号で任命したい方は、旭市見広にお住まいの嶋田明範氏、昭和38年8月25日生まれの方。

議案第20号で任命したい方は、旭市幾世にお住まいの安藤育生氏、昭和36年4月15日生まれの方。

議案第21号で任命したい方は、旭市足川にお住まいの鈴木京子氏、昭和31年8月14日生まれの方。

議案第22号で任命したい方は、旭市後草にお住まいの浪川勝子氏、昭和31年10月24日生まれの方。

議案第23号で任命したい方は、旭市琴田にお住まいの飯嶋伊千良氏、昭和33年10月30日生

まれの方。

議案第24号で任命したい方は、旭市入野にお住まいの岩崎傳一氏、昭和30年11月1日生まれの方。

議案第25号で任命したい方は、旭市溝原にお住まいの渡邊茂氏、昭和32年8月4日生まれの方です。

なお、いずれの方も、農業委員会等に関する法律に規定する欠格事項及び地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第4号から議案第25号までの補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第27号から議案第29号までの3議案について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 向後秀敬 登壇）

○税務課長（向後秀敬） 議案第27号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、3月31日付で専決処分により制定した旭市税条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第34条の9は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について定めるもので、第2項は森林環境税の導入に伴い規定を整備するものです。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について定めるもので、8ページをお願いいたします。第2項として、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができることとする規定を新設するものです。

その他の改正は、法改正に伴う条項の整理となります。

9ページをお願いいたします。

第38条は、個人の市民税の徴収の方法等について定めるもので、第3項として、森林環境税の導入に伴い賦課徴収方法の規定を設けるものです。

第41条は、個人の市民税の納税通知書について定めるもので、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するものです。

10ページをお願いいたします。

第44条は、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収について定めるもので、第1項は、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨の規定を追加するものです。

12ページをお願いいたします。

第46条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等について定めるもので、施行規則様式の新設に伴う改正です。

第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて定めるもので、法改正に伴い規定を整備するものです。

13ページをお願いいたします。

第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について定めるもので、14ページをお願いいたします。第1項は、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨の規定を追加するものです。

15ページをお願いいたします。

第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについて定めるもので、法改正に伴い規定を整備するものです。

16ページをお願いいたします。

第48条は、法人の市民税の申告納付について定めるもので、17ページをお願いいたします。第50条は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続について定めるもので、いずれも施行規則様式の新設に伴う改正です。

第82条は、軽自動車税の種別割の税率について定めるもので、18ページをお願いいたします。ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除く、原動機付自転車の区分とするものです。

第98条は、たばこ税の申告納付の手続について定めるもので、19ページをお願いいたします。第101条は、たばこ税に係る不足税額等の納付手続について定めるもので、いずれも施行規則様式の新設に伴う改正です。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について定めるもので、適用期限を3年間延長するものです。

20ページをお願いいたします。

附則第10条は、読替規定について定めるもので、法改正に伴う条項の整理となります。

附則第10条の2第3項から22ページの第25項までは、法改正に伴う条項の整理となります。

23ページをお願いいたします。

第27項は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置を新設するもので、国の基準と同率を定めるものです。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めるもので、第12項として大規模修繕工事が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について新設するものです。

24ページをお願いいたします。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について定めるもので、法改正による臨時的軽減措置の終了に伴い条項を削除するものです。

25ページをお願いいたします。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について定めるもので、第4項は、自動車メーカー等の不正行為に起因し納税不足額が生じた場合、徴収する際に加算する割合を100分の35に引き上げるものです。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について定めるもので、法改正による臨時的軽減措置の終了に伴い第3項を削除するものです。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について定めるもので、軽自動車税の種別割のグリーン化特例期限を3年間延長するものです。

29ページをお願いいたします。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について定めるもので、第3項は、自動車メーカー等の不正行為に起因し納税不足額が生じた場合、徴収する際に加算する割合を100分の35に引き上げるものです。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について定めるもので、適用期限を3年間延長するものです。

30ページをお願いいたします。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について定めるもので、法改正に伴い規定を整理するものです。

議案第27号については、以上でございます。

次に、議案第28号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の32ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、いずれも法改正に伴う引用条項の整理となります。

議案第28号につきましては、以上でございます。

次に、議案第29号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の34ページをお願いいたします。

今回の主な改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものです。第23条第2号の規定については、5割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を28万5,000円から29万円に引き上げるものです。同条第3号の規定については、35ページをお願いいたします。2割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を52万円から53万5,000円に引き上げるものです。

第23条の2は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例について定めるもので、本条例第24条の2の改正に伴う規定の整理となります。

36ページをお願いいたします。

第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告について定めるもので、第2項は、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い特例対象被保険者等の届出に当たり、雇用保険受給資格通知を提示書類として明記するものです。

附則第4項から41ページの附則第15項まで、引用条項の規定の整理を行うものです。

以上で、議案第27号から議案第29号までの3議案について補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 報告第1号及び報告第2号について説明させていただきます。

初めに、報告第1号、令和4年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

この計算書は、繰越明許費として、令和4年度一般会計補正予算において設定した事業について翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告す

るものであります。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は全部で13事業です。

2款1項総務管理費のうち、庁舎管理費は、市役所駐車場の整備工事について、各種許認可手続きの協議に時間を要したため、年度内の工事完了が見込めなくなったことから、2,493万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

次のコミュニティバス等運行事業は、購入予定の車両について、メーカー側の都合により年度内の納品が困難となったことから、1,992万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年3月を予定しております。

3項戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費は、マイナンバー制度における戸籍の情報連携のためのシステム改修について、国の戸籍情報連携システムのサーバー設置後に自治体で対応するものでありまして、旭市においては、国のシステムが3月15日に設置されたことから、年度内のシステム改修が困難となったため477万4,000円を繰り越したもので、事業は5月に完了しております。

4款1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和6年3月31日まで公費負担で実施することが決定し、令和4年度から実施していた接種事業を継続して実施する必要があったことから、1億769万8,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和6年3月を予定しております。

6款1項農業費のうち、農業基盤整備事業は、県の土地改良事業に対する市の負担金について、県の土地改良事業が入札不調などにより翌年度に繰り越しとなったことから403万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年3月を予定しております。

次の農業水利施設改修事業は、飯岡地先の玉浦川排水路の改修工事について、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により資材の納入が遅れたため、年度内に工事を完了することが困難となったことから3,454万6,000円を繰り越したものです。事業の完了は7月を予定しております。

8款2項道路橋梁費のうち、道路新設改良事業は、関係機関との協議に不測の日数を要したことにより工期の確保が困難となったことから、2,947万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

次の蛇園南地区排水路整備事業は、着工後に判明した埋設管の取り扱いについて、管の管理者である海匠土木事務所との協議に不測の日数を要したため9,086万円を繰り越したもの

で、事業の完了は令和6年3月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、国の社会資本整備総合交付金の追加交付が決定したため、令和5年度から前倒しした事業費について、年度内の事業完了が困難であったことから3億2,380万9,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和6年3月を予定しております。

次の南堀之内バイパス整備事業は、周辺住民や関係地権者との調整や、電気工作物の移転に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が困難となったことから、6,008万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、椎名内西足洗線については、土地改良区との協議に不測の日数を要したため、横根三川線については道路法に基づく千葉県公安委員会との協議に不測の日数を要したため、それぞれ年度内の工事完了が困難となったことから5,606万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は、椎名内西足洗線、横根三川線、いずれも12月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、下水道管の移設に係る工法検討や電気工作物の移転協議に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が困難となったことから6,430万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

10款2項小学校費、小学校大規模改造事業は、中央小学校の特別教室棟の大規模改造工事に係るもので、国の交付金の前倒し採択に伴い実施する事業であるため、適正工期の確保が困難であったことから8,372万円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

続きまして、報告第2号、令和4年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明させていただきます。

この計算書は、令和4年度一般会計予算に係る事業のうち翌年度へ事故繰越したものについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は2事業です。

初めに、8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業は、飯岡地域塙地先の道路改良工事について、隣接地権者との境界確認に不測の日数を要したこと、また旭農高南側の道路用地取得について、所有権移転登記が年度内に完了しなかったため382万9,331円を繰り越したもので、事業の完了は6月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、横根三川線の道路改良工事について、周辺住民

との調整に不測の日数を要したため工期の確保が困難となったことから、1,186万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は6月を予定しております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号から報告第5号までの報告3件について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 報告第3号から報告第5号について説明させていただきます。

初めに、報告第3号、令和4年度旭市水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、事故繰越として令和4年度において支払い義務の生じなかった営業費用を翌年度へ繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は、旭配水場ポンプ施設更新実施設計業務委託で、ポンプ施設建設場所の地質調査の結果から、耐震計算を高度な解析方法へ変更する必要が生じたため履行期間を延長したもので、繰越額は契約額5,463万9,200円を繰り越したものでございます。事業につきましては先月中に完了しております。

続きまして、報告第4号、令和4年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、建設改良費の繰越しとして、令和4年度において支払い義務の生じなかった建設改良費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は、公共下水道管移設等依頼工事で、工事場所が重複する水道管切廻し工事の遅延及び沿線関係者との協議により工法の変更が必要となったため履行期間を延長したもので、繰越額は予算計上額6,347万円全額を繰り越したものでございます。事業の完了は8月を予定しております。

続きまして、報告第5号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、事故繰越として、令和4年度において支払い義務の生じなかった営業費用を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでござ

ざいます。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は、江ヶ崎地区農業集落排水処理施設回分槽ブロウ用インバーター修繕工事で、世界情勢等の影響により部品調達に遅延が生じたため履行期間を延長したもので、繰越額は、契約額177万7,000円を繰り越したものでございます。事業の完了は令和6年3月を予定しております。

以上で、報告第3号から報告第5号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 上下水道課長の説明は終わりました。

報告第6号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） 報告第6号、専決処分の報告について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとにご説明いたします。

案件1は、令和4年3月11日、旭市三川地先道路上において、水路の草刈り作業中の飛び石により、駐車中の自動車のサイドガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年4月4日に専決しております。損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、令和4年8月26日、旭市倉橋地先道路上において、草刈り作業中の飛び石により、走行中の自動車のサイドガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年10月18日に専決しております。

案件3は、令和4年9月4日、旭市中谷里地先道路上において、消防団車両がブロック塀と接触したことによる物損事故でありまして、同年11月24日に専決しております。

案件4は、令和4年10月27日、旭市倉橋地先道路上において、走行中に路面に敷設された側溝のグレーチングが跳ね上がりオイルパンが破損した自動車物損事故でありまして、同年11月25日に専決しております。

案件5は、令和2年12月3日から令和3年9月30日施工の旭市西足洗地先における道路改良工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害でありまして、令和5年1月20日に専決しております。

案件6は、令和4年12月4日、ちばみどり農業協同組合駐車場において、消防団車両を駐車させる際、フェンスに接触し基礎ブロックが破損した物損事故でありまして、令和5年2月1日に専決しております。

案件7は、令和3年10月9日から令和5年3月25日施工の旭市イ地先における排水路整備工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害でありまして、令和5年3月15日に専決しております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の説明は終わりました。

報告第7号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 飯島和則 登壇）

○都市整備課長（飯島和則） 報告第7号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市営住宅家賃の滞納者に対する住宅の明渡しに係る訴えの提起について、令和5年1月に専決処分したもので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

内容は、市営住宅の家賃を長期にわたって滞納している契約者に対し、家賃を納入するよう再三にわたり請求をしてきましたが、当該契約者はこれに応じないため、本年の1月16日に千葉地方裁判所八日市場支部へ訴状を提出し、市営住宅の明渡しと滞納家賃の支払いを請求いたしました。

以上で、報告第7号について説明を終わります。

○議長（木内欽市） 都市整備課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は13日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時46分

令和5年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和5年6月13日（火曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第4号～議案第25号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（19名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
12 番	林 晴 道	13 番	宮 内 保
14 番	飯 嶋 正 利	15 番	宮 澤 芳 雄
16 番	伊 藤 房 代	17 番	向 後 悦 世
18 番	景 山 岩三郎	19 番	木 内 欽 市
20 番	松 木 源太郎		

欠席議員（1名）

11 番 遠 藤 保 明

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	向 後 秀 敬	市民生活課長	江波戸 政 和
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	池 田 勝 紀
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	伊 東 秀 貴
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 事 務 局 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第29号までの29議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

崎山華英議員、質問席に移動を願います。

準備が整い次第始めてください。

○6番（崎山華英） 通告に基づき、議案質疑を行います。

議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、補正予算書10ページの3款3項1目児童福祉総務費補正額1億2,793万5,000円のうち、説明欄1の就学前児童応援臨時給付金給付事業7,870万7,000円について、給付金の対象を未就学児とした理由と、1人3万円とした根拠をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第1号、崎山議員のご質問にお答えいたします。

就学前児童応援臨時給付金給付事業につきましては、食費等の物価高騰等の影響を受ける市内在住の小学校就学前の児童を養育する世帯の生活の安定を支援するために給付金を支給するものでございます。

対象につきましては、小・中学生への学校給食費の無償化実施に合わせ、保育所等の給食費無償化を検討いたしました。しかしながら、保育所等に通っていない児童もいることから、

全体をカバーするために令和３年度にも本市独自で実施いたしました就学前児童応援臨時給付金を同様に支給することといたしました。

また、１人当たりの給付金３万円につきましては学校給食費とは少し額が異なりますが、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最大限生かし、また令和３年度に実施いたしました給付金の１人当たりの給付額を考慮いたしまして額を決定いたしました。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○６番（崎山華英） ありがとうございます。再質疑いたします。

こちらの給付事業について、未就学児だけでなく高校生への支給を検討しなかったのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

高校生への支援につきましては、物価高騰につきましては、全ての家庭に影響が及んでいるものと考えております。その中で、高校生に対する支援についても検討はいたしました。また、県内自治体の対応も様々であることも承知しておりますが、今回は小さいお子さんを育てられている世帯では、親の年齢が比較的若い、また所得もあまり多くないと想定いたしまして、物価高騰の影響をより受けやすいのではないかと考えまして、小・中学生の給食費無償化に沿った形で、就学前の児童を養育するご家庭の生活の安定を支援するため、本事業の実施を決めました。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○６番（崎山華英） ありがとうございます。

今回、物価高騰対策として高校生を含めた給付事業補正予算案を提出している自治体が、松戸市、船橋市、千葉市、八千代市、成田市、多古町など、ちょっと報道で確認できた限りなんですけれども、こういった自治体で未就学児と高校生に対し１万円ですとか、補正予算案を出しているようでした。

これらの自治体、今回の千葉県の事業である子どもの成長臨時給付金給付事業、及び高等学校等新入生臨時給付金の対象である小・中学生と高校１年生以外の子どもたちをカバーす

る目的で提案されていると考えられますが、未就学児の場合ですと、児童手当のほか、出産時には第2子以降に旭市独自の出産祝金や、今年から国のほうで始まった子育て応援給付金、3歳以上から保育料、幼稚園等が無償であったりと、既に給付についてはほかの年代に比べ充実している現状があります。

高校生は未就学児と比べて教育費や何より食費ですとか、生活費が多額にかかる年代な上に児童手当もない状況です。高校生から所得税の扶養控除が適用される利点がありますが、所得の低い世帯ほどその恩恵は少ないです。その点についてもっと考慮していただけなかったのか、ちょっと確認したくて質疑をさせていただきました。

すみません、もう1点伺いたいたすんですけども、今挙げたようなほかの自治体の動向を協議の段階で把握する機会はなかったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

全ての自治体の報道が出たのは補正予算を組んだ後ということで、それ以前に出ていたところは就学前を実施していた自治体だったと考えております。

早い時点で全自治体の状況が把握できればというところもございますが、今回は先ほど申し上げたように、就学前の小さいお子さんを対象とした世帯の給付を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それではお願いいたします。

まず、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてですが、一つ目、7ページです。教育費負担金1億2,733万8,000円の減の積算根拠と、補正前と補正後との人数及びもともと免除だったケースと今回との人数及び額の比較増減をお願いいたします。

二つ目、11ページです。子どもの成長応援臨時給付金給付事業の積算根拠を伺う。これ県のほうから、県が決めたことで県がお金を出すということなので、ほぼ同じ額の補正になっていると思うんですけども、そのままにした、そのままにしたというんですか、積算根拠

ですね、そちらをお願いいたします。

三つ目、12ページです。市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金について、市外に通う小・中学生の内訳と推移、そして傾向をお伺いいたします。

1回目です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それではまず、（１）の教育費負担金についてですが、教育費負担金１億2,733万8,000円の減は、市内小・中学校に就学する児童・生徒の第１子、第２子分の本年７月から来年３月までの８か月分の学校給食費を免除するため、歳入の減額補正をするものです。

内訳といたしましては、小学生が2,362人で7,876万円、中学生が1,390人で4,857万8,000円を減額しております。第３子以降分は当初予算で既に無償化しておりましたので、今回は第１子、第２子分の８か月分の給食費の無償化分となります。

補正前と補正後の比較としましては、補正前、第３子以降無償化分で654人分3,111万円の無償化を実施しておりますので、今回の第１子、第２子分の学校給食費８か月分の無償化を加えますと、令和５年度で4,406人分１億5,844万8,000円の無償化をすることとなります。

続きまして、二つ目の11ページ、子どもの成長応援臨時給付金給付事業についてですが、こちらの事業は、市内に在住する小学１年生から中学３年生を対象に１人１万円を給付する千葉県独自の支援策で、市町村が給付を行うというものでございます。

積算根拠といたしましては、県が定めた給付額１万円を市内在住の小学生2,879人、中学生1,587人、それに予備分として県のほうから示されました３％分の数値を加えた合計4,600人分で給付額4,600万円、１人１万円で4,600万円の予算を計上してございます。

そのほか、この給付に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬や事務経費等を計上しております。

続きまして、３番目の市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金について、市外に通う小・中学生の内訳と推移、傾向ということでございますが、こちらの市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金につきましては、先ほど一つ目の市内小・中学校の給食費の無償化に合わせまして、市外の小・中学校及び特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、学校給食費相当額を給付するというものでございます。

それで、市外に通う小・中学校の児童・生徒の内訳といたしましては、特別支援学校が70

人、近隣の公立の小・中学校が36人、私立は中学校のみで27人、合計で133人でございます。

過去3年間の推移といたしましては、合計で令和3年度が118人、令和4年度が129人、令和5年度が133人ということですので、微増となっているという状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

一つ目の教育費負担金の減なんですけれども、これはもともと免除していた分以外で今回保護者の方が払われた分を減ということで、これの財源というかそのところなんですけれども、歳入のほうで補正の2ページなんですけれども、国庫支出金が4億7,290万円、県の支出金が5,075万3,000円、これは次のところでちょっとお伺いするんですけれども、これそのまま2番目のほうの質疑のほうなんです、この国庫支出金の額がどういうふうに積算されているのかというのをちょっと知りたいんですね。

こちらから何かの積算で国のほうに要求してきたものなのか、あるいは国が自動的に、ひもつきなのか、ひもつきじゃないのかもちょっと分からないですけれども、そこもお伺いしたいですけれども、それでこの4億7,290万円というのが国のほうから来たのか。この額が来たから、第3子以降の今まで免除していた子どもたちの給食費じゃなくて、第1子、第2子のほうも免除にしましょうと、8か月分を免除にしましょうというふうに決めたのかどうか、そのところをお願いいたします。

先ほどのこの県支出金のほうなんです、ちょっと私聞き取れなかったんであれなんですけれども、県のほうって高校1年生までとかというのが私はちょっと記事やら何やらで見た気がするんです。こちらのほうはどうなっていますかね。

3番目です。この内訳と推移と傾向については細かいところに入っちゃうので、委員会のほうで質疑をしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、今回の財源となっております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これの算定方法はこちらから数字を上げたのかというようなお話でした。こちらにつきましては、国が予算を決めまして、その中から今回の交付金に限っていえば、人口、物価上昇率、財政力などを基礎として都道府県、市町村ごとに算定して

おります。ですので、算定は国のほうで行って、その額が市町村のほうに下りてくるという形になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） （２）の子どもの成長応援臨時給付金給付事業、県の事業でございますが、県のほうでは子育て世帯への県独自の支援として、先ほど申し上げました小学校１年生から中学校３年生までの子どもの成長応援臨時給付金ともう一つ高等学校等新入生臨時給付金ということで、こちらは公立・私立高等学校の新１年生に１万円を給付するというものでございます。そちらの高校１年生につきましては、県のほうで支給をするということでございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） 答弁漏れが。

要するに、この国庫支出金がこれだけ来たから、この給食費を免除にしようとしたのかどうかという、そのことを。何に使おうと別にひもつきじゃないわけでしょう。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 交付金の使途ですけれども、こちらは国のほうから一応推奨メニューというのを示されております。その中で、生活者支援の中で小・中学校の給食費等の支援というのが推奨メニューということで示されております。交付金、旭市に来た割当ての中でどういった支援がいいかといった中で、先ほど子育て支援課長からもありましたけれども、子育て世帯の支援であったり、学校に通っている小・中学生の給食費を免除、じゃこれに充てましょうというのは市で協議して決めました。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

給食費の完全無償化の、恒久的な完全無償化ということをちょっと常に考えているものですから、こういう国庫支出金がなければそれができないのかなというところでちょっと聞いてみました。

２番目の高校１年生のは分かりました、県のほうから直接ということで。これに関しては、何で高校１年生なんだとか、高校３年生だって大変じゃないかとかというような議論が結構ネットでもありましたし、そういった中で先ほど崎山議員のほうからも市独自のほうでカバ

一できる範囲を広げるべきじゃなかったのかというような意図だったと思うんですけども、私もちょっとそういうふうに思っていて、なので聞いてみましたが、先ほどの崎山議員に対するご答弁であらかたのところは分かりましたので、あとは細部に当たりましては委員会のほうで質疑とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 松木源太郎です。

議案第1号について6点ほどお聞きしたいと思います。

まず、第1が7ページであります。歳入の教育費負担金であります。この額につきましては令和3年度の決算においては1億2,036万4,000円余の歳入の決定額です。そして、学校給食費負担金の過年度分が163万1,016円ほど入っております。次に、令和4年度、昨年度ですけれども、昨年度の金額は学校給食費負担金が2億3,152万5,000円の収入予定で、学校給食費負担金の過年度分が200万円の予定です。次に、令和5年度の予算書では、学校給食費負担金は2億297万4,000円で、過年度分が令和4年度と同じ200万円になっております。

そこでです、この中で今回の補正で1億2,733万8,000円を減額するということでもあります。これは、今回の国の通知で物価高騰克服対策の中での、エネルギー・食料品価格高騰に対する地域の実情に応じた取り組みを支援、負担額が大きい低所得者層への支援の中で、学校給食費負担軽減の取り組みへの支援等地域の実情に応じたきめ細かな支援を一層強化するということを使ってやったんだと思います。

令和3年度も前市長の時代に同じように、このときは6か月間でしたけれども、給食費の無償化を実施しました。こういう経過から私は市長も掲げた給食費無償化の問題について議会でも一般質問もいたしてまいりました。

それで、今年の5月のときの議論では、どういうことを市長がおっしゃっているかということ、要するに恒久的にやるにはお金がないんだと、こういうことをおっしゃっているわけですね。その点は十分に理解はいたしますけれども、私は今回の8か月を含む予算の中でどうしても来年4月以降についても継続していただきたいという気持ちがあったので、この問題を質問するわけです。この点については、これから8か月、または以後もう2か月過ぎまし

たから10か月になりますか、市長がどういうお考えでもって行政の中で検討されるかをお聞きしたいと思います。

さらに、同じ項目でもう1点ございます。

これ私が質疑や一般質問でお話ししましたが旭市は学校給食費を払えない家庭に対する児童手当、児童などの手当について差し止めて、それを給食費に回してまいりました。81万数千円ということで、例えば令和3年度の決算では給食費の過年度分の歳入が163万1,016円ですから、このうちの半分ほどはそういう形でもって回収したということですが、今回の無償化の時期には当然そういうことはやらないというご確認をいただきたいと思っています。

2点目が同じ7ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内容であります。これはどういうことかということ、実は県においては3月から4月にかけて国から来た内容について自治体に報告していると思うんですが、ところがその金額にかなり差があるんですね。これはどういうことかということをお聞きしたいと思っております。

例えば、トータルでもって4億7,290万円、今回の補正では出ておりますけれども、県から来た市町村の分についてはどうなっているかということ、旭市は3億5,931万5,000円ということになっておりますけれども、この差はどうしてなのかお聞きしたいと思います。

次に、3番目であります。同じく7ページの県補助金、子どもの成長応援臨時給付金給付事業費補助金、これは県の事業をそのまま受け入れているわけですが、1人当たり幾らでやっているのかということでもあります。

4番目が同じ7ページの財政調整基金からの繰り入れです。どうしてこれを繰り入れることになったのかということです。

次に、5番目が9ページにいきますが、9ページの住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業のところは1世帯3万円を支給する内容だと思うんですが、この中身を教えてくださいたいと思います。

6番目につきましては、崎山華英議員からお話があったんで、これについては割愛いたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課のほうから1番目の学校給食費の件と3

番目の子どもの成長応援臨時給付金の二つについてお答えいたします。

まず、7ページ学校給食費負担金の、今年度はコロナ交付金を使って減免するけれども、来年以降どうするかということでございます。

この給食費の無償化の件につきましては、松木議員からもこれまでも何度もご質問いただいております、今回ほかの議員からも一般質問で質問を頂戴してございます。その中で詳しく市長のほうからご回答する予定でございますが、私のほうから簡単に。

現在無償化を進めている自治体がほかにも多くございます。そういった他市町村の状況を分析しまして、旭市独自で全額無償化できるのか、あるいはその一部無償化できるのか現在検討しているところでございます。

続きまして、3番目の子どもの成長応援臨時給付金、こちら県の事業で1人当たり幾らということでございますが、小・中学生1人当たり1万円を給付するというものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは（2）についてお答えいたします。

今回の補正の財源となっております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらが4億7,290万円、県から市のほうに通知があった数字が3億5,931万5,000円、この差額という質問でした。

今回の交付金ですけれども、メニューとしまして低所得世帯支援枠、それと推奨事業メニューというのがございます。

先ほどの推奨事業メニューにつきましては、人口、物価上昇率、財政力等を考慮して算定ということで来ているんですけれども、今回補正でやりました民生費、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業になりますけれども、こちらの財源が別になりまして低所得世帯支援枠という枠で国から交付金が入っております。こちらの算出方法につきましては、満額が入っておりませんで、令和3年にやった事業、非課税世帯の対象者、その7割分で数字が入っております。

残りの3割分は後日また交付されるんですけれども、事業の執行に当たっては地域の実情に鑑み、事業設定するようという国からの問い合わせ等ありますので、今回は後から来る交付金を見込んだ形での補正となっております。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） そうです。

後から来る分を見込んでありますので、県の通知との差額がその分になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課のほうより財政調整基金繰入金につきまして、こちらの減額となっておりますが、この減額の理由ということでございます。

今回の財政調整基金繰入金831万5,000円の減額につきましては、現在県の補助金を活用して既に実施しています第3子以降の給食費無償化支援事業の市の一般財源で負担している分ですね、今回の予定ですと全額無償化期間ですか、全額無償化期間の8か月分としてその831万5,000円に国の地方創生臨時交付金を活用するため、一般財源である財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 9ページのこちらの住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業の3万円の内容ということでございますが、こちらの国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が増額、強化されまして、低所得世帯に対する支援、低所得世帯支援枠が新たに措置されたことから物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対しまして1世帯3万円を給付するという事で、こちらのほうが国から基準が示されておりまして、この基準にのっとりまして本市においてもこの3万円としたものでございます。

こちらの財源につきましては、全額国庫で賄われております。県内のほうもちょっと確認しまして、多くの自治体において、一応この基準を基にそれぞれ給付を行うということで確認を取っています。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、1番目のところから聞きますけれども、今回4、5、6ですから残り9か月の無償化があるわけですね。

ところで、今1番目のところでもっていわゆる過年度分の未払い者がいるわけですね。それをどう回収するかという問題が関わってくると思うんだよ。来年の4月以降も仮にですよ、市長の決断でもって無償化が進めば、この未払いの給食費をどうするかという処理が問題になってくるわけですね。これを今どういうふうに考えているんですか。

令和3年度では160万円ほど、そのうちの約半分の80万円余は市が児童にする支援金を渡さないで給食費のほうに入れちゃっているんですよ。これがずっと旭市がやってきた事業なんです。これをこういうことをなくしていく必要もあると思うんで、この機会にお話ししたんですけれども、これについてお答えいただきたいと思います。

それから、令和5年度の予算書によると旭市が従来やってきた第3子以降の無償化で、県が補助してくれた未就学児均等割軽減負担金は約124万円ほどですよ。それをどのように処理して繰入金との相殺をしたか、もう少し詳しくお話しいただきたいと思います。

それから、最後に一つ言っておきたいんですけれども、私気がついたんですけれども、この共産党の県議会のほうから非常に詳しい資料を頂いて見て、それでもっていわゆるコロナ対策のいろんな交付金がありますね、これでもって私たちこの旭市でもその交付金でもって恩恵を被るのは世帯別でいろんな困っている家庭とか、児童、今回の場合には給食費とか。ところがこの中にはそれだけじゃない農林水産業とか中小企業とか公共交通とか、こういう関係でもやってくれと書いてあるんだよね。

これについてはどういうふうにしようかということの検討が旭市の中で検討されたのか。このように私ももらってありますけれども、推奨事業メニュー、これ要するに県の場合1兆2,000億円の中からこれだけ来るから低所得者世帯分は先ほどお話がありました。それからエネルギー問題、それから食料問題、それから中小企業問題、医療保険問題、地域交通問題、お金を直接渡す、今日出ているような案件についてはすぐ明らかになるでしょうけれども、もっともっと広い範囲でのこういうのが必要だと思っているんですけれども、そこら辺ところはどんな検討をしたかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは1番目の給食費の過年度分の未払い分について無償化した場合、この未払い分をどうするのかというご質問でございます。

これにつきましては、過去の滞納分につきましてはやはり負担の公平性の観点から、これまでに支払った方と支払わなかった方の公平性の観点からも滞納整理は行ってまいりたいと思っております。それで、その際に戸別訪問なり電話催告なりして、その家庭の状況をお聞きして、ご家庭のほうで児童手当から申出徴収という制度がございますので、児童手当のほう充てるというご相談があればそちらで児童手当の申出徴収で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 物価高騰に対する事業者支援の考え方になりますけれども、原油価格、物価上昇による生活者支援、事業者支援については令和4年度から行っておりますけれども、まず令和4年9月でこのときには全世帯、全市民を対象とした支援を行いました。その後令和4年11月補正、こちらにつきましては事業者支援ということで議員おっしゃりました交通者であったり、市内事業者、中小企業であったり、そういった事業者を対象に行いました。

今回のこの6月補正ですけれども、そういった今までの支援、全市民もやりました、事業者もやりました、さてその次どうしようということで検討した結果、低所得者世帯であったり、子育て世帯を支援しようということになりましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） 議案第4号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、質疑させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項に基づく教育長の後任人事について、飯岡在住の向後依明氏を任命するに至った経緯について、次期教育長に任命することがどのようにして決定されたのか、その意思決定の経緯についてお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） この議案は、現教育長の任期が本年8月18日に満了するため、後任の教育長を任命しようとするものでございます。

任命に当たっては、これまでの教育行政の経歴、人柄、教育に対する深い識見から向後依明氏が適任であると判断したものでございます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 経緯につきまして、ただいま市長よりご答弁をいただきました。

先週の総務課長の議案第4号についての補足説明にありましたように、向後依明氏におかれましては人柄については高潔な人柄である。また、専門の仕事とされる教育につきましては長きにわたり広く教育に携わっていた。あわせて、深い見識を備えているというご説明がございました。また、法的根拠といたしましては、1点目、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、2点目、地方自治法に規定する欠格事項の兼職兼業の禁止には該当しないといったことから任命するに至りましたというご説明がありました。

私自身も個人的によく知っております。決して異を唱えるものではございません。むしろ大賛成でございます。課題山積の未来の旭市の教育を現諸持教育長から向後依明氏にバトンタッチをして託せる十分たる人かというふうにも思います。

そこで、再質疑させていただきますけれども、教育長職について旭市の教育に尽力したいなというような本人からのオファー、申入れがあったのかどうか。2点目といたしまして、向後依明氏以外の優秀な先輩、元校長先生方もいらっしゃいます、オファーのあった方々がいらっしゃったのかどうか。またいたとすれば何名いらっしゃったのか。

3点について質疑させていただきます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 本議案は人事案件でございますから、選任方法等の詳細につきまして本議会においてご説明することは差し控えさせていただきます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 人事案件であるということを了解させていただきました。

最後、3回目の質疑でございますけれども、三つ質疑させていただきたいと思います。

1点目でございますけれども、次期教育長を公募で募集するというお考えはなかったのか

どうか。2点目、新教育長に期待する事柄、どんなことを期待されているのか。3点目でございますけれども、本日事案、人事案件でございますので採決が行われることと思います。その後、新教育長、議会で採決された後ですけれども、プレスリリース、報道関係についての発表はいつ頃予定されているのか、3点について伺いいたします。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） それでは私からは3点ご答弁申し上げます。

まず、公募については考えてございませんでした。

新教育長に期待することといたしましては、現教育長がしてくださったように教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに具体の事務を執行する教育行政の第一義的な責任者でございますので、この責任を果たしていただきたいと期待しております。また、教育行政に大きな権限と責任を有することとなるため、その資質・能力の向上は極めて重要であり、強い使命感を持ち、常に自己研さんに励んでいただきたいと期待しております。

さらに、プレスリリースにつきましては既に6月2日に記者会見を行いまして、この提案もご説明したところです。また、本日皆様にご同意いただければプレスリリースすることでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第4号についてでありますけれども、今回諸持教育長のご退任に伴いまして新しい教育長を任命する議案であります。

私は、向後依明氏がどういう教育関係での履歴をお持ちかご披露いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 本議案によりまして、旭市教育委員会教育長に任命したい向後依明氏は、昭和58年4月に四街道市立千代田中学校に教職員として採用され、昭和62年に旭市立第二中学校に赴任して以降、東総地区の中学校の教職員として長きにわたり中学校教育に広く携わっていた方であります。

また、平成15年度から16年度には千葉県教育庁海匝地方出張所に社会教育主事として従事され、平成17年度から18年度には千葉県教育庁北総教育事務所、平成21年度から平成24年度には千葉県教育庁教育振興部体育課に指導主事として従事されております。

教職員といたしましては、令和3年3月に本市第二中学校の校長をもって退職されました。

令和3年4月から令和5年3月までは公益財団法人スポーツ安全協会の千葉県支部長として活躍され、令和5年4月からは公益財団法人千葉県スポーツ協会で臨時職員として教職員経験を生かした業務に当たっております。

教職員中は、千葉県小中学校体育連盟の会長を務めるなど、特にスポーツの充実や発展に大きく貢献された方であります。

また、令和2年11月には、スポーツ庁及び公益財団法人全国学校体育研究連合会より全国学校体育研究功労者として表彰を受けております。

以上のように、本市だけでなく東総地区、千葉県にわたり広く教職員として活躍され、長い教職員経験のほか、教育行政にも深く携わり教育に関し深い見識を備えた方であります。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第5号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求める件につ

いて、お聞かせいただきたいと思います。

今回、教育委員として同意を求められる方は平野勝久さんでありますけれども、この方の教育行政に関わってきた履歴をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 本議案により、旭市教育委員会委員に任命したい平野勝久氏は、平成27年度に嚶鳴小学校PTA副会長として、翌平成28年度にはPTA会長として、平成31年度には海上中学校PTA会長として活動され、令和2年度には海上中学校学校評議員として就任しています。

令和3年8月19日からは旭市教育委員会委員として、教育行政において住民、保護者代表として積極的な委員活動をいただいている方です。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第6号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件について、ご質疑申し上げます。

議案第6号の委員の方は高根雅人さんで、税理士の資格を持っている方とありますけれども、この方がどのようにこの資格に該当するのかお聞かせいただきたきと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 税理士は、税務に関する専門家として独立した公正な立場において納税義務の適正な実現を図ることを使命としております。

したがって、税法等に精通した専門家として、税理士資格を有する方が本委員会委員となることが適任と考え、高根氏を任命しようとするものです。

なお、本委員としては税理士資格を有することを要件とはしておりませんが、市としまし

ては税理士、会計士といった税・会計の専門的知識を有する方が本審査委員会の客観的立場の専門家として望ましいと考えております。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それでは、再質問いたしますけれども、これまで平成17年の合併後で結構ですけれども、固定資産評価審査委員会の委員の中には、今お話になった税理士とか会計士とかこういう方が必ず何人かいたわけですか。それとも1人は必ずいるという状態だったんですか。そのことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 税理士、会計士が必ず1人はいたかということですが、当該の今回提案しております高根氏におかれましては、合併以降ずっとといいますか、これまで税理士として当該委員会の委員を務めていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第7号は、固定資産評価審査委員会の委員の中で、嶋田一豊さんが選ばれておりますけれども、この方の固定資産などの評価、その他に関する、指名するに値する経歴はどのようなことでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 宅地建物取引士は、宅地または建物の売買等の取引において購入者等の利益の保護及び円滑な宅地建物の流通に資するよう、公正かつ誠実に法に定める事務を行う不動産取引の専門家となります。

したがって、不動産取引に精通した専門家として宅地建物取引士資格を有する方が本委員会委員となることが適任と考え、嶋田氏を任命しようとするものです。

本委員といたしましては、先ほどの税理士と同じように、宅地建物取引士資格を有することを要件とはしておりませんが、市としましては、宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士といった不動産取引の専門的知識を有する方が望ましいと考えてのものでございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第8号、旭市固定資産評価審査委員会委員に選任されている方は、佐藤一則さんであります。この方はどのような固定資産評価に関する知識や認識をお持ちの方なのか、その経歴をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 本議案におきまして、行政経験者を選任しようとする理由といたしましては、固定資産評価により税を賦課する業務は行政において実施するものであり、その税務の詳細を理解する者として、その経験を有するものが本委員として適任と考えているものです。

市といたしましては、税務課長経験のある佐藤氏が適任と考え任命しようとするものです。

なお、議案第6号、議案第7号において、委員の経歴として税理士、宅地建物取引士の資格を有する方の選任理由をご説明しましたが、行政経験者を含め、本委員会においてはそれぞれの立場の専門知識を持って審議していただくことで偏りなく公正に審査できるものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第26号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第26号、令和5年度一般会計補正予算（第1号）であります。

この中で歳入についてお聞かせいただきたい点があるんですけども、7ページのところでありますが、歳入の国庫支出金で民生費国庫補助金の中で新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金ってあります。9,021万8,000円もあるんですけども、これは一体

どういう内容の補助金なのでしょうか。

そして、その同じページでありますけれども、繰入金のところにもふるさと応援基金繰入金
が144万5,000円あります。これは、コロナウイルスの予防接種のご老人などのためのタクシ
ーの券を発行する費用だと言っているんですけれども、ふるさと応援基金繰入金というの
は、こういうものに使う目的でもって基金をためているのでしょうか。これについては私、
ほかから出したほうがいいと思いますけれども、市のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、9ページでありますけれども、児童福祉総務費の中で子育て世帯生活支援特別
給付金1世帯5万円ということで、5万円ですと1,620世帯ということになりますけれども、
これは今回の6月補正の前に補正されているわけですが、これはどのような事情でも
ってこれだけ前に補正されたのでしょうか。国からの指示によると、低所得の子育て世帯へ
の給付金として低所得の児童1人当たり5万円、こういうような形のものなのでしょうか。
それともそれと違う形のものなのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第26号の7ページの質疑にお答えいたします。

令和5年度旭市一般会計補正予算7ページの14款2項2目2節、説明欄1の新型コロナウ
イルス感染症セーフティネット強化交付金9,021万8,000円につきましては、食費等の物価高
騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対しまして、国による特別給付金を支給
する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る費用でございまして、可能な限り速やか
に支給するように国のほうからも通知があったことから、専決処分にて対応しておりまして、
事業実施に係る費用は全額国の負担となるところでございます。

この補助金の内訳といたしまして、8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費の説明欄1の電算システム運用事業304万5,000円のうち213万
2,000円、こちらと9ページの3款3項1目、説明欄1の子育て世帯生活支援特別給付金給
付事業の8,808万6,000円を合わせた額が、こちらの額となっているところでございます。

以上です。

続きまして、(3)のほうになりますが、どのような事情かというご質問でございました。
こちら先ほども申し上げましたように、国のほうから早期に支給する必要があるということ
で、5月中に支給するようにという通知がございまして、それに伴い実施して、4月に専決

処分をさせていただきました。

本給付金は、今般の食費等の物価高騰に直面し影響を受ける低所得の子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円を給付するもので、ひとり親世帯分の児童740人、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の児童880人、合計で1,620人、8,100万円を見込んでおります。

既に5月30日には、申請不要のプッシュ型により、対象者への給付が済んでございます。

申請不要の対象者は、ひとり親世帯では令和5年3月分の児童扶養手当受給者で、ひとり親以外の低所得の子育て世帯分では令和4年度に実施しました同様の給付金の受給者となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課より（2）番7ページの新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業に対して、ふるさと応援基金繰入金を充当する理由ということでございますが、本事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業でございますが、そちらの事業に対しまして今回このワクチン接種に係る高齢者への支援につきまして、市長の掲げますまちづくり方針の一つである、コロナに打ち勝ち経済回復の中の一日も早い全市民へのワクチン接種に合致していることから、ふるさと応援基金の活用事業とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 低所得者への5万円のことについては分かりました。いわゆるプッシュ型というやつですよ。この5月中にということはどうなことが予想されるんですか。そこだけちょっと教えてください。やったことは分かりました。

それから、今財政課長の話なんですけれども、この基金とはそういう形で使うものですかね。私はコロナの予防接種をするために確かにタクシー代は出ている、大変ありがたいんですけども、それはもっと別の何か市の予算的な措置が必要だと思います。これは私の意見ですからそのまま無視されておかれても結構ですけども、しかしやはりちょっと違うんじゃないかなというふうに私は予算書を見て感じましたので、その点についてだけ意見として申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） どうして5月ということですが、ひとり親世帯、またひとり親以外の世帯の低所得の世帯に対しまして、物価高騰の影響を特に受けて損害を受けるということから、その実情を踏まえて生活支援を早期に行うということから、県のほうからも可能な限り5月までに支給するようにということで旭市といたしましてもそれに基づいて、5月に支給したものでございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第26号の質疑を終わります。

議案第27号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第28号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第29号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第4号～議案第25号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議案第4号から議案第25号までの22議案は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第25号までの22議案は、委員会付託を省略して本日の日程に

追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第4号から議案第25号までの22議案は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第4号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は同意することに決しました。

議案第5号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第5号は同意することに決しました。

議案第6号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

議案第7号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

議案第8号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第8号は同意することに決しました。

議案第9号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第9号は同意することに決しました。

議案第10号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は同意することに決しました。

議案第11号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は同意することに決しました。

議案第12号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は同意することに決しました。

議案第13号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は同意することに決しました。

議案第14号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は同意することに決しました。

議案第15号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は同意することに決しました。

議案第16号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

議案第17号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

議案第18号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は同意することに決しました。

議案第19号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第19号は同意することに決しました。

議案第20号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第20号は同意することに決しました。

議案第21号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意をすることに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第21号は同意することに決しました。

議案第22号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第22号は同意することに決しました。

議案第23号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

議案第24号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

議案第25号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第25号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(木内欽市) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第3号までと、議案第26号から議案第29号までの7議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表1、議案の部のとおり所管の委員会に付託いたします。
付託いたしました議案は、6月22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長(木内欽市) 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第 1 号、請願第 2 号の 2 件であります。
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第 1 号、請願第 2 号の 2 件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表 2、
請願の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、6 月 22 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は 15 日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 35 分

令和5年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和5年6月15日（木曜日）午前10時2分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成

税 務 課 長	向 後 秀 敬	市民生活課長	江波戸 政 和
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり課長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援課長	多 田 英 子	高齢者福祉課長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	池 田 勝 紀
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	伊 東 秀 貴
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長	杉 本 芳 正	農業委員会 農 事 務 局 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 2分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 井 田 孝

○議長（木内欽市） 通告順により、井田孝議員、ご登壇願います。

（8番 井田 孝 登壇）

○8番（井田 孝） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、井田孝です。議長より、発言の許可をいただきましたので、令和5年第2回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項1、水道事業について質問いたします。

（1）今年の初め、自分の仕事において、東足洗地区で共同住宅の設計をした際、前面道路には150ミリの給水管が通っているにもかかわらず、新規での給水引き込みができないという事例がありました。そこで、市内の既存給水管において、容量不足により新規引き込みのできない箇所がどれくらいあるか把握をしているのか伺います。

（2）管路の更新事業について、給水配水管の増径による布設替え工事を前倒しで行うことはできないのか伺います。

質問事項2、バリアフリーについて質問いたします。

（1）市内の生涯学習施設や文化施設において、全ての施設がバリアフリー化されているのか、障害者や高齢者にも使いやすい優しい施設となっているのか伺います。

質問事項 3、投票率について質問いたします。

(1) 4月に行われた千葉県議会議員選挙において、旭市の投票率は34.81%、4年前と比べて8.71ポイントの下落となっており、県内において一番の下落率となっています。投票率の下がった想定できる理由と、今後の選挙に向けて投票率を上げるための案はないか伺います。

1回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、上下水道課から大きな1番、水道事業についての(1)と(2)についてお答えさせていただきます。

まず、(1)の水量不足によるどのくらいの地域があるかについてでございますが、詳細な地域というものについては把握してございませんが、昨年度の中で、水量不足による配水管等の増径が必要でということと回答をさせていただいた地区についてちょっとお答えさせていただきます。

旭地域につきましては、12地区ございました。海上地域につきましては3地区、飯岡地域につきましては2地区、干潟地域につきましては1地区となっております。

次に、(2)の増径による布設替え工事を前倒しで行うことができないかということでお答えさせていただきます。

管路の更新事業については、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき設定された重要給水管路及び配水区域適正化管路について評価を行い、優先順位を設定した後、順次布設替えを進めているところでございます。管路の更新に際し、水量の不足している区域については、併せて増径を行っております。

今後も、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、計画的に進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課からは、2のバリアフリー化の推進について、1の生涯学習施設や文化施設についてですが、現在のバリアフリー化の状況についてでご答弁を申し上げます。

生涯学習施設や文化施設については、現在、公民館施設が4施設、コミュニティ施設が4

施設、大原幽学記念館、旭市図書館、海上キャンプ場の合計11施設となっております。

バリアフリー化の状況ですが、障害者用の駐車場、玄関スロープ、多機能トイレは、11施設全てに整備しております。エレベーターについては、ひかた市民センター、いいおかユートピアセンター、大原幽学記念館、旭市図書館の4施設、また点字ブロックについては、ひかた市民センター、いいおかユートピアセンター、海上ふれあい館、旭市図書館の4施設に整備しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私からは大きな3、選挙の投票率向上についてお答えいたします。

せんだって行われました千葉県議会議員一般選挙の投票率は、議員がおっしゃっていたように、前回から8.71ポイント低下し、34.81%となっております。近年、その他の選挙においても、投票率の低下傾向が見られ、課題の一つと認識しております。

投票率低下の明確な理由の把握は困難ではありますが、本市だけではなく、全国的にも同様の傾向が見られており、有権者の政治への関心の低さが投票率の低下につながっていると推測しております。

投票率向上のため、旭市選挙管理委員会では、街頭啓発の実施、これはイベント会場やショッピングセンター等での啓発物資の配布などです。それと、選挙啓発標語、選挙啓発ポスターの作品募集、主権者教育、これは市内高等学校での講演、模擬投票などです。啓発物資の設置、こちらは公民館や市役所受付、期日前投票所などに設置しております。それと、広報車による市内巡回、防災行政無線での投票の呼びかけ、ツイッターによる広報、広報あさひ、市ホームページによる啓発などを行っております。

今後も、投票率向上の効果的な改善策について、千葉県選挙管理委員会や近隣市選挙管理委員会からも情報を収集し、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、質問事項1、水道事業についての（1）について再質問いたします。

以前に、一般住宅の新規申込みは断ったことはないという話をお聞きしましたが、集合住宅の場合でも、一般住宅と同程度の口径で引き込み、その先に十分な容量のある受水槽を

設けて各戸に供給する計画としても引き込みはできないのかお聞きます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 集合住宅について、一般住宅の口径で引き込み、十分な容量の受水槽を設けて各戸に供給する方式についてでございますが、既存の一般住宅等への影響も考慮し、対応が可能かどうか、今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問いたします。

重要給水管路等の増径工事を行うことにより、重要給水管路から枝分かれしている地域の水圧・水量不足は解消できるのかお聞きます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 重要給水管路等の増径により、枝分かれしている支線部分の水量不足は解消することが見込まれますが、場所によっては支線の布設替えも必要になってまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、4回目の質問をいたします。

重要給水管路というメインの管路を増径すれば、枝分かれした支線の流れもよくなり、水量不足もなくなるのではないかと思いますのですが、それでも水量不足が解消できない理由と、そうなるであろうという地域を把握できているのかお聞きます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 重要給水管路等の本管につきまして増径をしましたら、ある程度の解消は見込めると思います。ただ、やはり支線につきましては、口径のほうの小さいもの等もございますので、そこから給水されている給水件数と、その件数等の使用している容量等を勘案しなくてははいけませんので、そういった中で、本管だけの増径では解消できず、支線のほうの解消が必要になってくるものと考えております。

地区につきましては、現在、多くの問い合わせをいただいている地区がございますので、そういった地区ということになるかと思っておりますけれども、旭地域では二地区ですとか、海上

地域では後草地区というようなところに影響が多く出ております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、質問事項1、水道事業についての（2）について再質問いたします。

増径の工事予定はいつ頃になるのか、整備時期についてお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、災害時の避難所や重要拠点へ給水する管路を重要給水管路、自然流下方式による配水区域拡大のための管路を配水区域適正化管路として設定し、優先的に耐震管路への布設替えを進めております。これらの布設替えに伴い、順次、管路の増径も行っております。

既に着手している案件から申し上げさせていただきます。

重要給水管路として、令和5年度から10年度の期間で、イ・ロ地区の1,700メートルの区間及びニ地区の1,900メートルの区間を増径する計画でございます。

次に、配水区域適正化管路として、令和4年度から11年度の期間で、東足洗地区の1,600メートルの区間及び後草地区の1,010メートル区間の増径をする計画でございます。

今後も、設定された重要給水管路及び配水区域適正化管路について、優先順位を設定し、順次設計を行い、布設替えを進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問いたします。

集合住宅の建設や宅地分譲においては、旭市に移住される方々への住まいの提供にもなります。旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づいているということですが、現状は、そういう事業に対して後れを取っているのではないのでしょうか。旭市に移住を勧めながらも、インフラの整備が間に合っていないというのが現状です。旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画を見直す考えはないのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画については、

必要に応じて、適宜見直しを行う予定です。

旭市水道事業ビジョンでは、経営基盤を強化し、将来に続ける「持続」、安心しておいしく飲める水道水を供給する「安全」、災害による被害を最小限にとどめる「強靱」を基本方針としており、当面の間は、この基本方針を実現するべく尽力したいと考えております。

しかしながら、移住の促進も市の重要な施策の一つでありますので、関係課と協議しつつ、移住促進のための各種インフラ整備の方向性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、4回目の質問をいたします。

旭市水道施設耐震化計画の中で、耐震管が施工されている割合は僅か3%、非耐震管が97%と示されています。ほかの自治体においても、水道事業の更新には様々な問題があると思いますが、本市において全てを耐震化するには、とてつもない時間と費用がかかります。

参考までに、県外では、既存管路の劣化診断を行い、劣化の激しい箇所、漏水のおそれのある箇所から随時更新していくという方法を検討している自治体もあるそうです。本市においては、5月10日にも海上地区で断水したばかりです。劣化診断を行うことにより、断水という事態を未然に防ぐことも可能になるのではないのでしょうか。そういう最新の事業を検討することはできないのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 劣化診断、劣化によりまして、漏水が発生するということになると思います。漏水につきましては、市民の皆様にご迷惑をおかけすることになり、大変申し訳なく思いますが、漏水のほうの事前の診断ですが、こちら、いろいろな方法がございます。また、費用のほうも大変高額なものとなってきますので、市内全域をやるといいますと、高額な費用の中、水道事業に与える影響等も考慮しなくてはいけないと考えますので、費用対効果を考えた中で、今後検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、検討のほうよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項2、バリアフリーについての（1）について再質問いたします。

大原幽学記念館は、スロープやエレベーターなどがあり、建物自体はバリアフリー化され

ていますが、北側駐車場から記念館に行くには、急傾斜の階段や園路を通らなければならず、高齢者の方々などは行きづらくなっています。多くの人が行きやすいような整備はできないのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 現在、大原幽学遺跡は、整備基本計画に基づいた整備を実施しており、令和5年度は、遺跡内の防災設備の更新と、記念館北側の進入路や駐車場の整備を進めているところでございます。

遺跡内の北側にある急傾斜の階段や園路の整備については、国指定史跡であることから、文化財保護法により現状保存が原則となっており、手すりなどの設置が難しい状況にあります。

今後、高齢者や障害者等が円滑に利用できるよう、バリアフリーに配慮した駐車場や園路などの遺跡整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問いたします。

記念館北側の現在の駐車場から建物へ行くまでの通路をバリアフリーに対応するには、15分の1のスロープが必要となり、それに対応するには、大規模な工事が必要となります。15分の1の勾配が確保できない場合は、手すりを設置しなければならない。しかし、現状の勾配で手すりを設置しても、高齢の方々が上るにはきついのではないかと思います。具体的な計画があるのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 具体的な計画につきましては、今後、駐車場測量設計の中で、高齢者の負担が少しでも軽減できるように、記念館までの急傾斜の通路や階段などの整備を検討してまいりたいと考えております。

それから、先ほどの私の答弁で、遺跡内の南側というところを、遺跡内の北側と言ってしまいましたので、遺跡内の北側にある急傾斜というところを遺跡内の南側にある急傾斜に訂正のほうよろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、検討のほうよろしく願いします。

続きまして、質問事項3、投票率についての（1）について再質問いたします。

以前、片桐議員から、銚子市ではイオンでの期日前投票所や車両による移動期日前投票を行ったが、本市ではこのような取り組みができないのかという質問がありましたが、再度、このような取り組みはできないのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 銚子市で実施しています移動期日前投票所は、投票所の再編に合わせて、令和3年3月の知事選挙から設置しているものです。先に行われました銚子市議会議員選挙においても設置されましたが、投票率の面では、やはり全体として低下していることを確認しております。したがって、こういった取り組みについても、投票率の向上までにはなかなか結びついていないように見えるところです。

民間施設や移動式車両での期日前投票の導入には、二重投票防止のためのセキュリティ性の高い通信回線の確保など、運営面を含めて解決すべき事項がございます。導入済み自治体の本投票の仕組み等については、情報収集を行っておりますので、本市の情報セキュリティポリシー上の課題点を整理しながら、もう少し研究、検証したいと考えております。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問いたします。

6月4日に行われた市原市議会議員選挙での投票率は37.25%、最低だった前回の41.59%をさらに下回ったそうです。全国的に見ても、投票率の低下というのは避けられない課題ですが、4月の県議会議員選挙では、投票率の上がった選挙区もあります。

旭市では、選挙のたびに、選挙人名簿で投票された方のチェックを行っていると思いますが、その名簿を基に、年齢層であったり、投票所別であったり、ピンポイントによる投票率向上の効果的な改善策を検討できないのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 現在、市の投票事務において、期日前の投票はシステムを導入していることから、年齢別など詳細なデータ分析が可能となっております。しかしながら、当日投票におきましては、ペーパーベースの選挙人名簿を使用していることから、詳細なデータの収集が困難な状況となっております。このため、今後につきましては、選挙事務の効率化や迅速化、投票ミス防止に向けて、全投票所へのシステム導入を検討してまいりたいと考え

ております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） ぜひとも、そのシステム導入の検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇ 島 田 恒

○議長（木内欽市） 続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（9番 島田 恒 登壇）

○9番（島田 恒） おはようございます。議席番号9番、島田恒でございます。第2回の定例議会において、通告に従って一般質問させていただきます。

質問内容については、2項目、7点でございます。

まず、大きな項目の1点目として、文化財の保護と活用についてをお伺いいたします。

本市には、様々な文化財があります。これは文化的、歴史的価値を持つものだとか、あるいは建物遺跡だとかがございます。このような文化財は、地域の歴史だとか地域の文化というものを物語る貴重な地域の財産ということは言うまでもありません。そして、後世に伝えていかなければならない大切なものであり、保存とか保護といった取り組みが大変必要になってきます。そこで、文化財の保護と活用といった、将来に向けての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

まず、1項目めの（1）として、文化財の保護の現状について、現在登録されている指定文化財とその管理状況をお伺いしたいと思います。

本市は、平成17年に合併したわけですが、その合併以降に、この指定されている文化財、指定文化財の推移というのはどうなっているのか。できれば種類別、地区別で教えていただきたいと思います。また、合併以降の指定についてはどれぐらいあるのかお伺いしたいと。

次に、（2）文化財の活用について、教育現場での活用状況でありますとか、観光客向けの情報提供の仕方の現状をどういうふうに行っているかお伺いしたいと思います。

続いて、（3）文化財資源を、観光事業や地域振興にどのように結びつけていくのか、大

大変大切なことでありますけれども、お伺いしたいと思います。

今（２）で観光客向けの情報提供と申し上げましたけれども、（３）の質問の中に、観光事業ということで重複している部分もございますので、担当課、商工観光課になろうかと思っておりますけれども、そちらには（３）のほうで、観光についてはご回答をいただきたいと思います。

１項目めの（４）デジタル化への取り組みということで、この文化財の保護も、保全という面からもデジタル化の取り組みをしているのか、やっているとすればどのような取り組みをしているのかお伺いしたいと思います。

次に、２点目です。デジタル田園都市国家構想という、ちょっと聞き慣れない名称の構想でありますけれども、これも国家戦略ですけれども、これについてお伺いします。

この構想というのは、新聞等ではよく出てくるんですけれども、構想自体は、こういう地域の魅力を生かして、いわゆるデジタル技術を活用することによって、環境ですとか住民の生活の質を向上させると。さらには、その先に経済の活性化といったことを行っていくという意味だと思いますけれども、名前のとおり、地方に力点を置いた、まさしく地域の活性化を目指す構想だと考えております。この構想が、本市においてどういう具体的な取り組みにつながっていくのかをお伺いしたいと思います。

以下（１）であります。本構想の推進について、本構想の目的と本市の取り組みの現状をお伺いしたいと思います。

続いて、（２）本構想実現に必要となるＩＣＴ技術、いわゆるデジタル技術と言われるものですが、導入に関わる環境整備について、どのような計画を持っているのかお尋ねしたいと思います。

３点目、（３）です。本構想に基づく農業生産の効率化、象徴的に農業生産と申し上げましたけれども、その効率化あるいは多様化、そしてさらには地域産業の振興、あるいは観光の振興のさらなる展開について、本市としてどう捉えているかお聞きしたいと思います。

以上の２項目、７点でございます。再質問については質問席でお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課からは、１の文化財の保護と活用についての（１）、（２）、（４）についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）の文化財保護の現状について、平成17年の合併以降、指定文化財はどんな

っているか、それから合併後の指定文化財の指定の状況についてご答弁申し上げます。

指定文化財の件数は、国指定が2件、県指定が14件、市指定が114件で、合計130件であります。種類別では、有形文化財が64件、無形文化財が1件、民俗文化財が22件、記念物が43件で、地域別の指定数は、旭地域が23件、海上地域が47件、飯岡地域が10件、干潟地域が50件となっております。

合併後の指定文化財は1件で、高さ16メートルのつく柱の上で、のぼり獅子が曲芸を舞う太田のエンヤーホーが、平成20年3月に県の指定文化財になっております。

続いて、(2)の文化財の活用について、教育現場での活用状況についてご答弁申し上げます。

文化財の活用については、大原幽学記念館の社会科見学として、小学3年生を対象とした昔の道具を見て触れる体験学習や、小学4年生を対象とした郷土の偉人を学ぶ学習を実施しておりますので、直近3年間の実績で回答いたします。

令和2年度は、3年生が118人、4年生が541人、計659人、令和3年度は、3年生が108人、4年生が448人、計556人、令和4年度は、3年生が116人、4年生が400人、計516人であります。

続いて、(4)の文化財の時代に即した活用の、本市におけるデジタル化の現状についてご答弁申し上げます。

市では、ホームページでの文化財の紹介や、文化財の説明看板にQRコードを入れて、詳しい情報にアクセスできる取り組みを現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、質問事項の1、文化財の保護と活用についてのうち、(3)と質問事項2、デジタル田園都市国家構想についてのうち、(3)についてそれぞれ回答をいたします。

初めに、文化財の保護と活用についての(3)について、文化財の観光面での活用方法についての現状についてお答え申し上げます。

市では、特産品や観光スポットを紹介した「こんなのあったか！旭市～新発見MAP～」という観光マップを作成いたしまして、ここに主要な文化財をお勧めスポットとして掲載しております。

また、メディアを活用したPRの一例として、千葉テレビ放映の地域を紹介する番組「カ

ミナリのチャリ旅」で、2年連続して旭市を紹介した際、令和3年には、海上地域の雷神社、令和4年には、同じく海上地域の龍福寺や干潟地域の大原幽学記念館といった、文化財に関連する施設などを観光スポットの一つとして紹介をしております。

また、ＪＲ東日本の無料ウォーキングイベントである「駅からハイキング」に参加しており、市内の文化財を巡るハイキングコースを設定し、季節に応じた魅力を発信しております。

このほか、旭市観光物産協会において、神社やお寺で頂く「御朱印」のお城版として、山城を活用した「御城印」事業を実施しておりまして、「椿の海」を舞台とした周遊ツアーを企画した中で山城巡りを組み込むなど、新たな魅力の掘り起こしに文化財を活用しております。

続いて、2、デジタル田園都市国家構想についての（3）構想に基づく観光振興のさらなる展開ということで、観光振興への取り組み状況についてお答えをいたします。

市では、観光振興におけるデジタルの活用としまして、昨年度、夏季観光用のＰＲ動画「恋する灯台編」を作成しまして、ユーチューブインストリーム広告を利用した動画でのインターネット広告を行いました。

ユーチューブインストリーム広告とは、ユーチューブで動画を視聴する際、本編動画に移動する前に表示される15秒から30秒の動画広告で、紙媒体に比べ、より幅広い年代や全国にＰＲできる特徴があることから、新たな観光客誘致に向けた発信の試みとして実施をいたしました。昨年度行った本市のインストリーム広告の視聴回数は、見込みの4万件を大きく上回る8万件超えと、大変好評を得ることができたところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは、2項目めの（1）と（2）について回答いたします。

まず、（1）になります。

国が策定しましたデジタル田園都市国家構想総合戦略は、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、デジタルの力を活用して、地方創生を加速化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すというものです。

本市としましては、デジタルの力を活用して地方創生の加速化につなげられるよう、国の交付金を活用して行っています他の自治体の先進事例を参考として研究し、担当者レベルでの勉強会を開催しているような状況です。

続きまして、（２）になります。

医療・福祉の充実、産業・観光の振興、移住・定住の促進などの各施策にＩＣＴ技術を取り入れることは、誰もが便利で快適に暮らせるまちづくりのために必要であると考えております。

国が整備を進めています次世代の高速通信規格であります５Ｇの整備や、データセンターの集約化及びシステムの標準化による利便性の向上を目的としましたガバメントクラウドの導入など、新しいインフラ環境を活用した他の自治体の先進事例を参考にしながら、本市の施策に有効なＩＣＴ技術の導入について検討しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、私のほうからは、大きな項目の２、デジタル田園都市国家構想についての（３）番です。本構想に基づく農業生産の効率化・多様性というところで、農業分野についてお答えしたいと思います。

デジタル田園都市国家構想総合戦略が策定、これを受けまして、千葉県では令和２年に、県が千葉県スマート農業推進方針、これを策定しております。現在、旭市ではこの推進方針に基づきまして、農業の持続的な発展を目指した農業者が実践するスマート農業を推進しています。具体的には、意欲のある農業者に対する相談受付や国・県補助事業の紹介、申請書の作成支援等を行っているところでございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○９番（島田 恒） それでは、１、２と再質問をさせていただきたいと思います。

まず、（１）の文化財の保護と活用についての再質問でございますけれども、一つ目ですが、エンヤーホー、これ太田のものだそうですねけれども、１６メートルの柱の上でのぼり獅子が曲芸をすると、ちょっと私、実を言うと見たことないんですねけれども、想像しただけで、すごいところすごいことをやるなという気がして、まだまだそういう、地域にはこういうすばらしい伝統芸能があるんだなというような気がいたしました。

指定件数については、今お答えいただきましたけれども、地域によっては指定件数のばらつきがあると。４０件だとか１０件だとかというふうになってはいますが、同じような文化財があるのに、指定されないものがあるのかなという気もするんですねけれども、こういう文化財の指定をするのに、その基準は何かあるとは思いますが、どんなものなのか、簡単でいいですが、その基準の見直しとか、そういうものも検討はなされているのか。特

に、平成17年、先ほどそれ以降の指定が1件ということでお答えいただきましたけれども、何かそういう理由はあるのか、そういう再質問として、指定の基準ですとか、合併後の指定は1件と少ない気もするんですけれども、その状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 重要な国・県・市の文化財については、合併以前に既に指定されていることから、合併後の指定件数が少ない状況にあります。

文化財の指定の基準につきましては、国は文化財保護法、県と市は文化財保護条例により、重要な文化財に関し、その保存及び活用のため必要な措置を定めております。

文化財を指定しようとするときは、文化財の所有者等の同意を得てから、文化財審議会に諮問して、指定の手続きを行っております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再々質問をさせていただきたいと思います。

今、お答えにあったように、既に重要なものについては指定してあるんだと、こういうことで、これはもったもだだと思いますけれども、こういう文化財を保護するためには、恐らく多大な費用と、あるいは労力が必要になってくるんだと思いますけれども、そのために市では予算を確保して、地域の方々の、そういう審議委員の方々も含めて、専門家と協力して、文化財の保護ですとか保存活動を進めることは、これは非常に肝要なことだと思います。

また、地域の方々の、こういう文化財への地元の方々の理解というのが一番大切だと思うんですけれども、そういう意識とか関心を高めるために、啓発活動というんでしょうか、啓蒙活動というんですか、そういうものを積極的に行うことも重要だと思っております。

そうは言いましても、そのほかにも、例えば社会保障ですとか、教育だとか、公共施設への公共投資というんですか、そういう多岐にわたる分野に予算を配分するような、バランスよく配分する必要があると思います。そのために、こういう文化財にかかる予算は限られてしまうというのが現実だと思っております。こういう予算が、あまり言い方がよくないですけれども、優先順位は少し後ろにずれてしまうと。そのために、こういう文化財の保全ですとか修復に必要な予算が、十分には確保されていないんだろなということが、恐らく課題なんだろうと理解しております。こういう文化財の修復ですとか保存に関わる費用は、時には膨大になるものがあると思うんですね。自治体の財政状況によっては、適切な対応ができないことも想定されますけれども、それではこの3か年程度でいいと思いますけれども、こ

ういう文化財に関わる予算の推移というんでしょうか、そういうものを数字的に教えていただければと思います。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 国・県の指定文化財につきましては、それぞれ補助金制度があり、主に大規模な文化財の整備や修繕などに補助金を交付しております。

市の文化財については、旭市文化財保存修復事業補助金交付要綱により、指定文化財の管理及び修理等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付しておりますので、直近3年間の実績で回答いたします。令和2年度は3件で90万円、令和3年度は2件で39万4,000円、令和4年度は1件で30万円となっております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今、お答えいただきました市のほうの予算としては、そうするとだいたい1件当たり30万円ということで、これが多いか少ないかということになれば、私の感覚からいけば、結構少ない金額なんだろうなという気がしますけれども、我々のようなこの地方自治体におけるこの文化財の評価だとか調査だとか、あるいはその活用に関する取り組みというのは、予算も含めてこれから計画的に進めていかなければいけないのではないかなというふうに考えています。こういう文化財に関する情報の整備だとか、あるいは文化財を活用した地域振興などは、これからの大きな課題になってくると思いますが、こういう文化財の保全については、先ほども申し上げましたけれども、地域の大切な資産としては当然ですが、文化財に割り当てられるこういう予算が限られていること、これもまた現実の課題なんだろうなというふうに思っております。

さらに、この活用と、保全から今度は活用という意味では、こういう視点も積極的に取り組むことが求められているんだと思います。長い視点で、計画的な取り組みをお願いしたい

と思います。

この活用という面については、次の（２）の再質問としてお伺いしたいと思います。

（２）の再質問ですけれども、教育現場での活用ということなんですけれども、その再質問ですけれども、こういう地域の文化財を理解するということは、何度も申し上げますけれども、地域の歴史だとか文化について理解を深めるということにつながっていくんだと思うんです。学校で、地域の歴史だとか文化に関する授業というものを行うことで、子どもたち、生徒は、我々のこういう地域がどのような文化を持っているのか、あるいは歴史を持っているのかということを学ぶことができるんだと思います。また、地域のこういう文化財を実際に訪れたり調べたりすることで、生徒たちは、地域のこういう文化財を通して、自分たちがどういうふうにして、今までこの地域はなってきたんだとか、自分たちの、英語で言えばアイデンティティーというんですか、自分が何者であるのかということを見いだすことができるんだと思います。これから非常に大切なことだと思います。

こういう文化財ですけれども、我々の先人ですとか、あるいは偉人という立派な方々がたくさんいらっしゃいますけれども、こういう先人に対する小・中学校の現場での活用の具体例ということについてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小・中学校の教育現場での活用状況についてですが、郷土の偉人や文化財、伝統文化などにつきましては、小学３年生・４年生の社会科の中で、旭市教育委員会が発行する社会科副読本「わたしたちの旭市」を活用しながら学習をしております。

子どもたち自らが学習計画を立て、調べ、話し合い、大原幽学記念館を見学するなど、地域へ愛情を持てるよう学習を進めております。

社会科副読本の中では、「郷土の伝統・文化と先人たち」と題しまして、椿の海の干拓に尽力した鉄牛和尚のほか、農村を豊かにした大原幽学、サツマイモの苗作りを広めた穴澤松五郎、落花生を広めた金谷総蔵や文化財、祭りなどについて取り上げております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○９番（島田 恒） こういう教育の現場でのこの文化財の理解というのは、先ほども何度も申し上げますけれども、地域の歴史・文化を理解するということにつながると。それから、こういう文化遺産の重要性を認識することが、肌感覚でできるということだと思います。

す。さらに、地域の観光資源としてのこういう価値を高めて、地域の発展に貢献することができるということでありますので、ぜひ教育現場でも積極的に、具体的に活用していただきたいと思います。

次に進みたいと思いますけれども、（３）の文化財資源を観光事業だとか、あるいは地域振興にどうつなげていくかということについての（３）の再質問になりますけれども、実は私の家の裏山のところにも、先ほどもありましたけれども、雷神社というものがあるんですけれども、最近は平日でも、特に土・日なんか顕著にですけれども、かなり遠くから、県外からというんでしょうか、訪れる方も目に見えて増えているような気がします。先ほどありましたように、御朱印だとか、あるいは御城印というものは、私もちょっと集めているんですけれども、こういう見広城の城址というんですかね、城跡というか、そういうものをわざわざ見に来てくれる方々もいらっしゃいます。今は、どこでも様々なそういう情報というのは、インターネット上でもどんどん取れますし、ちょっと工夫すれば、こういう観光に結びついていくんだなということを実感しております。

本市として、こういう文化財の観光面での活用方法について、今後の取り組みについて計画しているものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 先ほど申し上げました山城や御城印、ＪＲのイベントなどは、対象者が限定されますが、一部の方には根強い人気があるものでございます。こういった一部の熱心なファン、いわゆるコアなファンとも言うんですけれども、こういったファンに向けて発信していくことも、観光振興には有効であるというふうに考えておりますので、こういったターゲットを捉えたようなＰＲというの、今後大切かなというふうに考えております。

また、文化財を観光面で活用するほか、先ほど教育総務課長の答弁にもありましたけれども、子どもたちや地域の方々にも、改めて地元の文化財の魅力に気づいていただくということも、大切な地域の資源に対する愛着や関心につながるというふうに考えております。それによりまして、観光面ですけれども、個人レベルでの情報発信というか、いわゆる口コミによる情報発信というものに、今後そういうものがつながっていければなというふうにも考えております。

また、市では、海岸地域をメインにする夏期観光のみならず、各地域の文化的な資源等を

活用した観光をPRすることで、今後も年間を通じた市の魅力発信というものを図ってまいりたいというふうに考えております。引き続き、旭市観光物産協会とも連携しながら、文化財を生かした観光PRや魅力あるイベントを展開することで、観光振興による活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） この（3）の再々質問になりますけれども、この地域おこし協力隊との協力関係ということをちょっとお聞きしたいんですけれども、こういう文化財を地域の資源としてフル活用すると。そして、観光であるとか地域の活性化につなげると。その先には、あるいはその雇用というところにも最終的には結びついていけるような気もするんですけれども、そういう大変有効な取り組みだと思います。

そこで、再々質問ですけれども、昨年ですか、地域おこし協力隊という任命されましたけれども、こういう協力隊の方々も、積極的にこういうものに関わってもらうのがいいんだろうなと思いますけれども、具体的なそういう連携というんでしょうか、取り組みがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 旭市には、現在1名の地域おこし協力隊の隊員がおり、旭市観光物産協会内にあります移住サポートセンターを拠点に、移住相談であったり、旭市の情報発信に取り組んでもらっているところになります。

文化財の活用ですけれども、こちらにつきましては、隊員が行うSNSを利用した情報発信では、旭市の偉人であります大原幽学の遺跡史跡公園の紹介や、観光の目的としても人気があります御朱印がもらえる市内の神社を取り上げるなど、市の歴史や文化にまつわる話題を取り入れることで、多くの方に旭市に興味を持ってもらえるよう努めているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） はい、ありがとうございます。地域資源でありますので、観光資源としても活用するためには、こういう整備ですとか情報を提供すると。それと、地域住民の方々の協力、あるいは最終的にはこの観光客の方々のマナーの啓発ですか、そういうものが必要なんだと、様々な対策が必要だと思います。

さらに、地域振興のこういう視点を持つことで、活用計画の検討を含めて、地域全体の活性化につなげていただきたいと思います。

次に進みたいと思います。

(4)の再質問でありますけれども、先ほどQRコードで情報発信、あるいは情報を取るというお話をされましたけれども、QRコードを看板に表示して、詳細な情報を提供するというのは大変よいという、コストも安いというんですかね、取り組みだと思しますので、ぜひ拡大をしていただき、様々なところで拡大していただきたい。

ちなみに、このQRコードというのは日本人の発明だそうで、大発明で、こういうスマホを四角いあの砂嵐みたいなやつにかざすだけで、自動的に動画だとか音声が出てくると、大変すばらしいものと。観光以外の様々なところにも活用ができるんじゃないかなというふうに思っています。

このデジタル化への取り組みについての再質問ですけれども、劣化が進みそうな文化財、特に、例えば古文書だとか、そういうものがございます。これを、デジタルですから半永久的に残すためにも、デジタル化というものをぜひ早く進める必要があると思うんですけれども、こういう具体的な取り組み計画があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） デジタル技術を用いて、文化財をデジタル化して保存し活用することは、進めていく必要があると思っております。重要なものや劣化が著しいものから順にデジタル化を進め、将来的には、オンラインの文化財ポータルでの公開を目指しております。

まずは、既にマイクロフィルムに記録されている重要な古文書類や指定文化財からデジタル化に着手していきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。マイクロフィルムで保存ということでお聞きしましたけれども、こういうフィルムについて、私も扱ったことがあるんですけれども、基本的には、写真のネガフィルムと同様でありまして、傷がついたり、もちろん紛失すればバックアップがないですから、もうそれで終わりということになってしまいます、何も残らないと。今、お答えいただきましたように、文化財の資料がデジタル化して保存するということでは、確実にその将来につないでいけるということですので、バックアップも取りま

すのでね。今、申し上げていただいたデジタルアーカイブというんでしょうか、の作成だとか公開だとかは、利用者がインターネットを通じて、資料にダイレクトにアクセスできますので、非常に便利です。こういうものは、予算の関係もありますけれども、5年、10年かけても、計画的に予算化を進めていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 文化財のデジタルアーカイブの作成と公開については、先人が残した貴重な文化財を多くの方々に知っていただき、その活用につながる取り組みでありますので、今後は、計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。

こういう文化財というものを、劣化しない半永久的なデジタル状として未来につなぐことという、大変重要なことだと思います。そういう面でも、しっかりと予算化して取り組んでいただきたいと思います。

今、申し上げてきましたとおり、こういう地域の文化財を守るとか、保護するとかという、いわゆる文化財行政というんですか、そういうところから、さらにこう守って生かしていくというような、そういう文化財行政に一步進んでいっていただきたいと、踏み込んでいっていただきたいというふうに考えております。

1については終了したいと思います。

次に、（2）のデジタル田園都市国家構想について、ちょっとなじみのない構想でありますけれども、これについて本市の取り組み状況についてお答えいただきましたけれども、再質問として、こういうデジタル田園都市国家構想なるものを進めていく上で、ちょっと望洋としていてよく分からないところもあるんですけれども、実際にこれに関わる交付金というのはどのようなものがあるのか、簡単に構いませんけれども、そういうメニューというんでしょうか、そういうものについてあればお答えいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 国のデジタル田園都市国家構想交付金ですけれども、これは大きく分けて3種類ございまして、一つが「デジタル実装タイプ」、二つ目が「地方創生推進タイプ」、三つ目が「地方創生拠点整備タイプ」となります。

一つ目のデジタル実装タイプですが、これは令和4年度から開始された交付金事業になりまして、デジタルを活用した地域の課題解決であったり、魅力向上に向けた事業を行う地方自治体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援するものです。直近のデータでは、全国で、重複もありますけれども、延べで994団体の事業が採択されております。

二つ目の地方創生推進タイプ、それと三つ目の地方創生拠点整備タイプは、従前からある交付金で、どちらもデジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取り組みや、拠点施設の整備などを支援するものです。地方創生推進タイプは、主にソフト事業が対象であり、直近のデータでは、これは旭市を含めて949団体の事業が採択されております。地方創生拠点整備タイプは、拠点施設の整備などハード事業を対象にするもので、直近では25団体の事業が採択されているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今、お答えいただきましたけれども、タイプが三つあって、994団体、949団体、25団体、足すと2,000団体ぐらいいはあるでしょうか。かなり多くの自治体が既に導入している、導入というよりも採択されているということだと思いますけれども、全国の市町村は、私の記憶では1,718市町村でありますので、ほとんどのところがこういう事業に乗っているということだと思うんですね。本市としても、こういう交付金のメニューがあるとすれば、交付金を利用した取り組みを既に行っているということでもありますけれども、これから先、今後どういう取り組みを、計画しているものがあればお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今後ということですが、今後も国が進めるデジタル基盤の整備状況を見ながら、データを活用したスマート農業であったり、他の自治体の先進事例を参考に、交付金を活用できるような取り組みについて、持続的に関係部署と情報共有を図ってまいります。

デジタル技術の活用は、誰もが便利で快適に暮らせるまちづくりのためには必要と考えておりますので、様々な意見や事例を参考にしまして、各施策に有効なデジタル技術の導入について研究してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。

こういう事業採択の数を見ますと、全国では恐らくどんどん進めているということかと思っています。こういうデジタル化というのは、私、以前の議会でも、自治体のD X、デジタル・トランスフォーメーションというんですか、いわゆるデジタル化ですけれども、についてお伺いしましたけれども、こういう地方創生ですとか地域の活性化ということについて、さらには、こういうことを進めることによって、働き方改革というんですかね、そういうものにも恐らくつながってくる、影響してくるんだと思います。有効な事例を参考に、積極的に進めていただきたいと思います。

次の（２）の再質問に移りたいと思いますけれども、（２）でI C T技術、あるいはこういうデジタル技術の環境整備についてお伺いいたしましたけれども、こういうI C T技術だとかデジタル技術の導入に係る環境整備、通信環境整備というんでしょうか、についてですけれども、特に大切だと思うんですけれども、本市の公共W i - F i の整備状況ですとか、これは公共の無料の通信環境ということになりますけれども、こういう状況についてはどういふものであるかと。こういうデジタル化を進めるに当たりまして、絶対に避けて通れないというか、基本的なインフラということになってくると思いますけれども、これについての状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 現在、市内では、あさひ市民センター、総合体育館、海上公民館、海上キャンプ場、旭市保健センター、いいおかユートピアセンター、飯岡刑部岬展望館、ひかた市民センター、大原幽学記念館、それと市役所本庁舎の10か所に、公衆無線W i - F i の設備を整備しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 10か所ということですが、このほかにも、私、東部図書館なんかもよく利用するんですけれども、あそこにも公共W i - F i が入っている。県の施設も合計すればもう少しあるのかなと。ただ、時間の制限があるというのがちょっと難点だなというものもあるんですけれども、その辺についても、県についてはこちらで決められませんが、そういう利便性というんですかね、そういうものをまた図っていただきたいと思います。

こういう公共W i - F i というのは、一方でそのセキュリティ対策と、誰でも入れるから、アクセスすると非常に危険なこともありますので、そういうことについても充実していただきたいと思います。

デジタル化を進めるに当たっても、そもそもデジタル化とは何よというふうに思っている方もいらっしゃると思いますけれども、もちろんこういう行政主導で、こういう構想は引っ張っていかねばならないと思っていますけれども、我々も含めて、どうやってこういうデジタルの知識を深めていくか、我々議員もそうですけれども、皆さんもそうですけれども、その中で、そういう指導をする、分かっているデジタル人材をどういうふうに育成していくか、以前の議会でも質問しましたけれども、そこでこういう施策を進めていく上でも、こういう I C T 人材、簡単に言えばデジタル人材と、よく分かっている人、この育成というのは具体的に進んでおりますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、市役所内では、各課の人数に応じて1名から4名置いている情報化推進リーダーというのがあるんですけれども、それに対して研修を行うとともに、情報管理担当職員につきましては、外部の専門機関が実施します研修会へ派遣するなどして、庁内全体でのデジタル関連技術を適切に活用する能力の向上に努めているところです。

なお、今後の事業の推進に際して、I C T 技術に関する専門的な知識や経験を有する人材が必要になった際には、民間事業者であったり、国のデジタル専門人材派遣制度の活用を検討することとなります。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） こういうデジタルスキル、デジタル能力というものは、一般の企業でも、自治体の皆さん方のように、自治体の職員でも、こういう知識を日常業務の中で恒常的にというんですか、体系的に研修していく、人材を育成するという機会は、恐らく今まであまりなかったんじゃないかなと思うんです。ここ何年かだと思います。今、言われましたように、こういう I C T 技術に関する専門的な知識だとか経験だとかを有する人材については、自前で育てるというよりは、外部から招聘すると、あるいはそういうところの派遣制度を利用するとかしながら、本市でも乗り遅れないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に進みたいと思います。

(3) で、この構想に基づく農業生産の効率化、多様化だとかそういうことについてお伺いいたしましたけれども、その再質問です。

この構想に基づいた農業現場のデジタル利用、あるいは産業振興の展開についてですけれども、まず農水産課からお伺いしたいと思いますけれども、先ほど千葉県スマート農業推進方針というものを伺いましたけれども、そういうもののにのっとってというお話ですけれども、なかなかイメージもつきにくいと思うんですけれども、こういうスマート農業への取り組みの具体的な内容、つまり補助金というんですか、そういうものについて、簡単にで構いませんけれどもお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、お答えさせていただきます。

具体的な内容というところで、補助金のメニューでご説明させていただきたいと思います。

様々な要件等がございますけれども、主な補助事業といたしましては、まず一つ目、水稻、麦、大豆等の生産に取り組む営農組合の共同利用機械等の導入を支援する農産産地支援事業、それから園芸産地の生産力を強化・拡大するための「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業、三つ目として、施設園芸でのスマート農業機械等の導入を支援するスマート農業技術高度化支援事業、四つ目になりますが、生産流通コストの削減、省力化、農産物の高付加価値化等に資する施設・機械の導入を支援する園芸産地競争力強化総合対策事業などが活用できるメニューとしてあると考えています。

なお、これらの補助事業に関しましては、規模や作付の違いなどを踏まえて、それぞれの経営形態に合った実効的な取り組みが大切であると考えています。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。私もこういう事業に長くかかわってきておりますけれども、やっぱり漢字の横文字がすごく長くて、ちょっと聞いただけではさっぱり分からないというような事業、内容をよくこう教えていただければなんですけれども、特に農家の方々については、こういうメニューもごくこういう具体的なものなんだよということで、簡単な、恐らくつくられていると思うんですけれども、そういう事業を、こういうものにはこういうものが対応になるんだよということを、簡単に非常に分かりやすいような形で説明

いただくというか、普及していただければなと思います。JAだとか、そういうところも含めて、生産組合の方々いらっしゃいますので、そういうところで丁寧に説明を啓蒙していただきたいと思います。

今、農水産課のほうからスマート農業についてお答えいただきましたけれども、実際には、既にそのドローンを利用した農薬散布ですとか、あるいは水稲は苗で植えるわけですが、じかにその種をドローンで直まきするというのも、既にもう事業化されています。スマート農業の補助金メニューと伺いましたが、非常に間口が広い、生産の面からの共同利用だとか、あるいは農業機械の導入、それでコストの削減、施設・機械の導入、産地支援、何でもありということなんですけれども、ただこういうメニューも、先ほど申し上げましたように、分かりやすいように、ぜひアナウンスしていただければなと思います。

それから、観光という面からも、こういうデジタルの取り組みについては非常に有効だと思いますけれども、観光の面からどのような取り組みを考えているのか、ちょっと先ほどもお答えいただきましたけれども、簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 先ほど申し上げました、昨年度から実施しておりますユーチューブのインストリーム広告につきましては、夏季観光PRに加えまして、今年度は新たに冬季向け、冬向けのPR動画を作成しまして、夏だけではなく冬にも、あわよくば1年を通じて観光客の皆さんに訪れてもらうためのPRを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、新たな取り組みといたしまして、若者に人気のあるインスタグラムを利用したインターネット広告でのPRを予定し、準備のほうを進めております。ユーチューブインストリーム広告とともに、インスタグラムによるインターネット広告を活用することで、全国に向けて旭市を発信し、さらに幅広い世代の新規の観光客の獲得に努めてまいりたいというふうに考えております。

いずれも、広告を発信するターゲットを定めることから、情報を発信するターゲットの年代であるとかニーズ、そういったものの把握に努めまして、新たな開拓に取り組むとともに、夏季・冬季、それぞれの市の魅力を動画に入れながら、PRをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。ユーチューブインストリーム広告ですとかインスタグラム、インターネット広告と、よく分かりましたというか、詳しくはよく分かりませんという感じなんですけれども、大抵の方がよく分からないかなと思うんですけれども、旭市もいよいよ時代の波に乗ってきたのかなというような思いもするわけなんですけれども、ぜひ期待したいと思います。こういうデジタル技術というものを駆使しながら、広くアピールするということについては、時代に乗り遅れないように我々も進めていかなければならないなと思っておりますけれども、こういう技術を利用した広報、特にこういう、その例えば静止画ですとか動画というようなものが配信のメインになると思うんですね。そこで問題になるのは、こういう動画とか静止画の品質というんでしょうかね、やっぱり見る側は素晴らしいものをすごいと見ますので、そういうところが、その品質のいい訴求効果のあるというんでしょうか、そういうものが必要だと思うんですね、同じつくるならば。そこで問題になるのは、それに予算をどれぐらいかけるのかということです。そういう品質のいいものをつくるにはお金がかかるという、逆に言えば、お金をかければそれなりのものはつくれるということになるわけなんですけれども、今は、地域の中でも、こういう仕事をされている方々も、私の知っている限りでも何人、何社かあるんですね。だいぶ増えているような気がいたします。こういう観光ですとか文化財の活用もそうですけれども、地域を巻き込んで、効果的なこういうデジタル化というものを進んでいく、進めていく上でも、そういう地域の事業者だとか、あるいは個人、こういうものも含めてしっかり本市の担当の方々には、地域と結びついた、地域の方々を多く巻き込んで進めていくことをぜひお願いしたいと思います。

それと、最後になりますけれども、このデジタル田園都市国家構想なるものには、様々なメニューがある。先ほど三つの大きなものがあるということでお答えいただきましたけれども、本市でも既に実施していると。農業へのドローン導入は、先ほど申し上げたとおりよく聞きますけれども、さらに付け加えたいのは、質問には入れませんでしたけれども、防災という面でも、最近はそういう観点からよく耳に、目にします。例えば、消防署でのドローンの導入、これは人が入りにくいとか、あるいは非常に危険なところと、災害現場などではドローンで確認していく大変有効な手段だと思います。さらには、これも同様のものになりますけれども、今年予算の中でも、防災行政無線についての予算づけがされましたけれども、こういう防災行政無線の中でも、ついこの間見たばかりですけれども、動く防災行政無線というんでしょうか、ピンポイントで音声アナウンスのできるドローンというんでしょうか、

非常に行きにくいところも、ある程度低く飛んで、そういう大切なことを即座にアナウンスできるようなものもあるんですね。そういうものもぜひ導入していただき、そういうステージになっているんだろうなというふうに思います。既に、こういう防災、あるいは消防署等の現場でも導入検討はされていると思いますけれども、基本は、こういうデジタル先進技術の活用ということになります。こういう様々な業種の取り組みも、このデジタル化の波というのはもう避けて通れません。もうほとんどがその基盤の上に成り立つということになりますので、国あるいは県の施策というものをしっかりと捉まえて、効果的で実態のある効果的なという取り組みを、本市でも広く検討していただくことを要望いたしまして、質問を閉じたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

◇ 菅 谷 道 晴

○議長（木内欽市） 続いて、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（3番 菅谷道晴 登壇）

○3番（菅谷道晴） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、菅谷道晴でございます。令和5年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今回、私は2項目、8点の質問をさせていただきます。

1項目めは、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

- （1）市内における感染者の状況について、感染者の延べ人数をお尋ねします。
- （2）市職員における感染者の状況について、感染者の延べ人数をお尋ねします。
- （3）市内医療機関における感染者の状況について、入院患者の延べ人数をお尋ねします。
- （4）市内における感染者の状況について、新型コロナウイルス感染症による死亡者数をお尋ねします。
- （5）感染症対策に伴う対策について、第9波が来た場合の対策をお尋ねします。
- （6）5類感染症移行後の対応について、各種行事への保護者や議員等の来賓出席に対する基本的な考え方をお尋ねします。

2項目めは、広域行政について質問いたします。

- （1）消防広域化及び共同化について、どのような事業を行っているのかお尋ねします。
- （2）水道事業の広域連携について、検討状況及び今後の取り組みをお尋ねします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。再質問については質問席で行います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課からは質問事項の1、新型コロナウイルス感染症対策についてのうちの（1）、（3）、（4）、（5）について答弁を申し上げます。

初めに、（1）の市内における感染者の延べ人数ということでございます。

市内の感染者の延べ人数は、市町村ごとの感染者数を公表しておりました令和4年9月末までで7,917人でした。市の人口に対する市内感染者の割合は12.66%でありまして、千葉県全体の14.99%より低い状況となっております。

その後は、発生届の見直しによりまして、全数把握での感染者数の公表が終了したため、参考の人数とはなりますが、10月以降の千葉県陽性者登録センターへ登録した旭市民が約4,000人おりまして、合わせますと約1万2,000人、市内の人口の約2割の感染者が確認されております。

続きまして、（3）の市内医療機関における入院患者の延べ人数につきまして、市内でコロナ病床を確保している医療機関は、旭中央病院の1か所となります。旭中央病院に、入院患者について問い合わせましたところ、令和2年2月から令和5年4月までの合計延べ人数は1,006人、うち旭市民は239人でした。

続きまして、（4）市内における新型コロナウイルス感染症による死亡者数につきまして、これまで千葉県では、国の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症による県内の死亡者数を発表していましたが、個人のプライバシー保護の観点や遺族の意向から、死亡者の居住地等につきましては公表しておりませんでした。今回、改めて旭市の死亡者数について千葉県へ確認いたしましたところ、市町村ごとの死亡者数は今後も公表する予定はないとのことございまして、市においても市内の死亡者数の把握はできておりません。ご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症による県内死亡者数の累計は、令和5年5月1日現在3,944人となっております。

続いて、（5）感染症拡大に伴う対策について、第9波が来た場合の対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが、本年5月8日に、2類相当感染症から5類感染症に移行し、感染症対策も、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をする仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取り組みを基本とした対応に大きく変わっております。

市の感染症対策も、基本的に季節性インフルエンザと同様となる中、引き続き感染拡大を防ぐためのワクチン接種を継続するとともに、県が指定した医療機関から報告される感染者数や市民の自主的な感染対策の参考となる情報の提供に努めているところです。

このような中で、第9波が来た場合には、市内の状況を把握しつつ、国・県の対策に準じて、迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） 私からは、大項目1、新型コロナウイルス感染症対策についてのうち、（2）の市職員における感染者の状況についてお答えいたします。

本市職員におけます令和5年5月7日までの新型コロナウイルス感染症に感染した累計人数は、常勤職員209人、会計年度任用職員73人、計282人で、職員数から見た感染率は25.6%となっております。この数字は、近隣市と比較しますと、比較的低い感染率となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 私からは、大きな1番、（6）各種行事への保護者や議員等の来賓出席に対する基本的な考え方について回答させていただきます。

公立保育所の各種行事につきましては、コロナ禍前の状況に戻してまいります。また、保護者の出席や参加についての人数制限はいたしません。来賓の出席につきましては、従前の地域との関わり方にも配慮いたしまして、各保育所により対応をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、1の（6）のうち、小・中学校での対応についてお答えいたします。

5類感染症に移行しました5月8日以降の学校生活につきましては、4月28日付の県教育委員会通知において、「新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活にお

いて行われていた対応を基本とする」とされていることから、本市の小・中学校もこれに準じて対応してまいります。

一方で、児童・生徒数の減少に伴い教職員も減少していることから、学校行事等については、単にコロナ禍前に戻すのではなく、教育効果を見極め、精選しながら進めていく方向です。そのため、学校行事への保護者参観や来賓出席については、各学校の判断により実施してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、2番、広域行政についてのうち、（1）について回答させていただきます。

消防広域化及び共同化事業としましては、平成25年4月1日より、千葉県北東部・南部ブロックの20消防本部で構築した「ちば消防共同指令センター」の運用が開始され、当消防本部で行っていた通信指令業務を、千葉市消防局内に設置された「ちば消防共同指令センター」へ移行し、共同化を実施しております。

共同運用を行うことで、業務の効率化が図れるとともに、各消防本部の連携及び情報の共有化が可能となっており、隣接地域や大規模災害時の相互応援体制が充実強化されております。また、単独の消防本部では整備が難しい最新の通信情報機器等も配備されており、災害による被害の軽減と傷病者の救命率の向上が図られております。

そのほか、千葉県消防救急無線広域化・共同化としまして、千葉県全域での無線通信が可能な消防救急デジタル無線を整備し、ちば消防共同指令センターと出動部隊間及び部隊間相互の無線通信を確保するとともに、公衆通信網途絶における情報伝達手段として活用を図るなど、大規模災害時に対応できる無線通信システムが共同運用されております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課からは、広域行政についての（2）についてお答えさせていただきます。

市民生活にとって重要なライフラインである水道事業が、持続的・安定的な経営を確保していくためには、経営基盤の強化を進める必要があり、市・町の区域を超えた連携の推進が求められております。

本市においては、東総広域水道企業団管内の銚子市、東庄町と広域連携に関する研究会を

立ち上げ、令和元年度より調査及び研究を重ねてまいりました。

千葉県においては、千葉県版水道ビジョンで、安定的かつ確実に県内全域に水を供給するため、県が広域的な水源の確保及び水道用水供給事業の役割を担い、市町村が末端給水事業を担うという考え方を基本に、統合・広域化に取り組むとしております。

その後、令和5年3月に、千葉県水道広域化推進プランが策定され、県内各ブロックの実情に応じた広域化の推進方針や当面の具体的取り組み内容等が示されました。

銚子市、旭市、東庄町によって構成される東総ブロックにおいては、末端給水事業のみの広域化では効果が限定されるという共通認識の下、用水供給を担う東総広域水道企業団を加えた4団体による水道事業統合・広域化の検討会を設置し、検討を進めております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き菅谷道晴議員の一般質問を行います。

菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） それでは、1項目めの（1）について再質問させていただきます。

市内における感染者の状況について、県全体と比較して感染者の割合が低い要因をお尋ねします。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、直接的な理由の特定というのは難しいんですけれども、本市においては、感染症の抑制に最も効果があるとされます集団接種をメインとしたコロナワクチン接種について迅速に対応できたこと、また国や県及び市からお願いした施設の利用制限、学校行事の縮小といった様々な感染症対策に、市民の皆様にご理解いただき、またご協力いただいたことが要因ではないかと思っております。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） 迅速かつ適正な対応に対して、この場を借りて感謝いたします。ご苦労さまでございました。

次の質問に移ります。

（２）について、市職員の感染防止対策として、特に徹底したことなどがあるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 基本的な感染症対策につきましては、勤務時間外の会食の自粛なども含めまして、定期的に周知・啓発するなど、切れ目なく行っていました。また、接客用のカウンターにアクリルパネルのパーティションを設置し、飛沫感染の対策を行いました。

このほか、職員が感染した場合の療養期間につきましては、市の産業医の意見を参考にしながら、旭市新型コロナウイルス感染症対策本部会議でも検討し、国が示す期間よりも長く設定することで、感染リスクの低減を図るなどの対策を行っていました。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） 引き続き、場面に応じて必要な対策をお願いいたします。

それでは、２項目めの（１）について再質問させていただきます。

首都直下地震や南海トラフ地震等の広域にわたる甚大な被害が想定される大規模自然災害に対しての体制は整っているかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 首都直下地震や南海トラフ地震等の広域にわたる甚大な被害が想定される大規模自然災害に対しての体制についてでございますが、平成７年１月の阪神淡路大震災を契機に発足した緊急消防援助隊がございます。この緊急消防援助隊とは、全国規模の災害派遣体制をいいます。被災した都道府県から消防庁長官に応援を求め、緊急消防援助隊出動計画により、応援都道府県の消防隊を編成し、被災地へ出動いたします。

首都直下地震、南海トラフ地震については、それぞれに計画が定められており、応援体制が構築されております。旭市消防本部としましては、首都直下地震、南海トラフ地震が発生した際には、緊急消防援助隊千葉県隊として出動します。旭市または千葉県全体に大きな被害が発生した場合は、全国より緊急消防援助隊が出動する体制が構築されております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図れるよう、広域的な連携体制の強化をお願いいたします。

次の質問に移ります。

（２）銚子市、旭市、東庄町に企業団を加えた４団体による研究会を設置した狙いと、この枠組みのメリット・デメリットをお尋ねします。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の再質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 東総広域水道企業団を加えた４団体による広域化の狙いといましては、従来の銚子市、旭市、東庄町の３団体による枠組みを超えた広域連携により、より大きなスケールメリットを生かした事業展開が可能になることにあります。人材、資金、施設等の経営資源の有効的な活用により、経営の効率化・基盤強化を図る上で、大きなメリットになるものと考えております。このほかに、災害、事故の緊急対応力の強化、職員の経験や専門知識の蓄積によるスキル向上が考えられます。

デメリットとしましては、千葉県がリーディングケースとして、九十九里・南房総地区でも課題となっている異なる料金体系の統合や、浄水場を含めた施設の統廃合の調整が難しいことが考えられます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） 分かりました。

本市において、令和４年２月21日、東総広域水道企業団の送水管が破損し、市内約１万5,000戸で断水事故が起きました。令和５年５月10日には、海上地域で市の水道管が破損し、約80世帯が一時断水となり、２日間にわたり、第二給食センターの給食の提供が取りやめとなりました。老朽管の更新は喫緊の課題であります。計画的な水道施設の更新の推進及び将来的な水道料金の上昇を抑える備えとして、４団体による管理の一体化、施設の共同化案などについて、具体化に向けた検討をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の一般質問を終わります。

菅谷道晴議員は自席へお戻りください。

◇ 崎 山 華 英

○議長（木内欽市） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（6 番 崎山華英 登壇）

○6 番（崎山華英） 議席番号6番、崎山華英です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を始めます。

先月5月8日より、新型コロナウイルスの指定感染症分類が、これまでの2類から5類へと引き下げられました。個人的には、最近マスクを着用する機会も少なくなったことから、コロナ禍前の生活がやっと戻ってきたなという実感があります。様々な考えがあるとは思いますが、お互いの気持ちに配慮し合いながら、体だけでなく、心の健康にも留意して、アフターコロナの時代を皆さんとともに歩んでいけたらと考えております。

今回は、その新型コロナウイルスに関する事、そして子育てに関する課題、学校に関する課題、それぞれ大きな項目三つに分けて質問をさせていただきます。

大きな項目一つ目、新型コロナウイルス感染症について、（1）今申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症の2類から5類移行という一つの大きな節目が到来したところではありますが、これまで旭市が行ってきた感染症対策事業について総括し、適切性、課題などについて評価を行う必要があると考えます。そういった約3年間の振り返りを本市で行う予定があるのかお尋ねいたします。

（2）今回のコロナ禍で、テレワーク等の推進により、都心の企業に在籍しながら地方へ移住するケースが全国的に増えたと言われていますが、旭市は果たしてこの3年間でそういった流れをつかむことができたのか。コロナ禍が始まったばかりの本市議会では、コロナ禍のピンチをチャンスにといった発言も多く出ていたことが議事録からも見受けられます。

それでは、この3年間で人口の流れは、コロナ前と比べて何か変化はあったのかお尋ねいたします。

続いて、大きな項目2、子育て支援の充実について、病児保育についてです。

夫婦共働きが多い現代、働きながらの子育てで、最初に待ち受ける大きな関門として、子どもが病気になった場合の対応です。特に3歳くらいまでは、それ以上の年齢に比べて病気になることが多く、保育園に預けられない、途中で迎えに行くことが頻繁に起こります。

平成31年3月に報告された旭市子育て支援アンケートによると、共働き家庭で、父親よりも母親のほうが、子どもの病気に対応している日数が非常に多い結果となっています。最近、自分の子どもを連れ、市内の小児科を受診した際には、以前に比べて、パパが1人で子ども

を連れてきている姿も多く見受けられましたが、依然として、子どもに何かあったら仕事を休んで対応するのは、母親の場合がまだまだ多いのではないのでしょうか。本人に、資格や技術があったとしても、母親になったら、それを生かせる仕事に就けない、これまでの仕事を続けることができない、それは突発的で頻繁に起こる子どもの体調不良等に対応できる仕事、責任の少ない仕事を選ばざるを得ないためです。

近隣の成田市では、成田空港の機能強化が予定されており、今後さらに成田市周辺では、雇用の受皿が増えると言われています。そういった中で、旭市から成田方面へ働く若い世代をつなぎ留めていく。子どもが生まれても、ママもパパも仕事を切れ目なく安心して継続、両立できる環境を整えることが、旭市に住みたいと思う子育て世帯を増やす施策にもなると考えます。

その一つとして、病中児に対応できる保育室は必須と考えますが、市内には誰もが利用可能な病中児対応保育室がありません。昨年も、病中児対応保育について導入の考えはあるのか、3月議会一般質問でも質問をさせていただきました。その際の答弁では、今後、小児科医を中心に、市内医療機関に働きかけるとお答えいただいたと記憶しております。その後どうなったのか進捗をお尋ねいたします。

続いて、大きな項目3、教育環境の充実について。

(1) 学校の入学準備負担軽減についてです。

今年度、学校のほうも新学期がスタートしてからはや2か月超となりました。入学シーズンの前後には、学校に関するご意見やご不安の声が保護者の皆さんから寄せられることが多いです。コロナ禍、物価の高騰等により、収入は上がらない一方で、入学準備費用は大きな負担がかかっています。少しでも、入学時の保護者の不安や負担を取り除き、効率化を図っていくべきというのが私の考えです。

そこで今回、まずは小学入学時に家庭で購入する算数セットについて質問いたします。

算数セットというのは、小学1年生が視覚的に計算方法などを理解できるよう、おはじきやブロックなどが入っている学習セットのことで、長い歴史があるため、ここにいらっしゃる皆さんも、小学校1年生だった頃は使った経験があるのではないのでしょうか。全国的に見ると、少しずつですが、算数セットを各自で購入とせず、学校で備品化しているところも増えてきているようです。1セットとしてはそこまで高価なものではありませんが、おはじきなど細かな備品一つ一つに子どもの名前を書く必要があり、準備の大変さがある一方で、主に使用するのが1年生の間だけと使用する期間も短いこと、兄弟がいても、毎年若干の仕様

が変更になる可能性から、1人ずつ購入することが多く、使用しなくなってからは、その後の使い道がないことなどが問題だと考えられます。保護者負担だけでなく、プラスチックごみの削減など、環境に配慮する面からも、できる限り学校の備品化することが好ましいと考えますが、実施できないかお尋ねいたします。

続いて、(2) 近年、SNSをはじめとするオンラインで交流可能なツールが増えていく中で、子どもたちが性被害に巻き込まれる事件が増えています。国としても、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において、生命（いのち）の安全教育を今年度より推進しています。旭市の今後の取り組みをお聞きしたいと思いますが、まずは実際に旭市では未成年の性被害が近年何件起きているのか、把握していれば過去5年間の件数をお答えください。

1回目の質問は以上となります。再質問は質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課から、質問事項の1、新型コロナウイルス感染症についての（1）これまでのコロナ対策の振り返りを行う予定はあるかというような質問でございました。

5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が季節性インフルエンザなどと同等の5類感染症へ引き下げられたことから、同日、旭市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の対応を協議するとともに、これまでの市の対応等について振り返りを行ったところでございます。

本市では、最初の緊急事態宣言が発出されて以来、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部を設置し、国や県の方針及び全国の感染状況を踏まえた上で、本市の感染状況や施設の利用ニーズなどを考慮し、対策について協議、対応してまいりました。未曾有の感染症拡大であり、様々に状況が変化する中で、これまでに38回の本部会議を開催しまして協議を行い、関係機関と連携を図りながら、適切な対応に取り組めたものと考えております。

なお、対応の中で生じた様々な課題等につきましては、さらなる検証を行いまして、今後に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは、1項目めの（2）についてお答えいたします。

コロナ禍を理由として、人口の変化、移住者の増減等があったかということでしたけれども、なかなかコロナ禍が理由で、その移住者の増減かというのが把握が難しいところがありますので、私からは、市の移住促進事業であります定住促進奨励金のコロナ前後、これは令和元年度から4年度までの申請件数、それと移住者数について回答いたします。

まず、令和元年度ですが、申請件数が41件、これによる移住者数が99人、令和2年度ですが、申請件数が47件、移住者数が126人、令和3年度は、申請件数が58件、移住者数は153人、令和4年度は、申請件数が71件、移住者数は172人となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 私からは、大きな2番、子育て支援の充実、小児科へ働きかけるということだが、進捗状況はどうですかというご質問いただきました。

病児保育事業につきましては、子どもが病気の際に、仕事などご家庭の事情で自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等で一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉向上を図ることを目的としております。

この事業は、発熱等の病気中である児童を保育する「病児対応型」、こちらと、現在海上保育所等で実施しております病気の回復期である児童を保育する「病後児対応型」などがございます。病気中の児童を保育する病児対応型につきましては、大きく分けて、病院併設型と保育所等併設型がございます。県内において事例の多い病院併設型の実施につきましては、市内の小児科医に問い合わせたところ、日々の医療業務が多忙であり、対応は困難であると伺っております。

このことから、病児対応型の導入につきましては、現在のところ難しいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、3の教育環境の充実についてお答えいたします。

まず、（1）の学校の入学準備についての保護者の負担軽減についてですが、小学校入学

時の新1年生に購入していただく算数セットは、おおむね小学1年生から小学3年生の算数の学習で使用していますが、細かな道具が多く、その一つ一つにお子さんのお名前を記入していただいております。

議員ご指摘のとおり、保護者の負担軽減の観点から、算数セットを学校備品とできないかとする考え方の方で、細かな道具でもありまして、その紛失や破損、補充などを小学校でどのように管理していくのか課題もありますので、算数セットの備品化については、学校現場の意見を聞きながら研究してまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の子どもたちを性被害等から守るための教育についてですが、旭市における小・中学生や未成年の性被害発生件数につきましては、データがございませんが、千葉県警察本部がまとめた県内での発生件数によりますと、20歳未満の少年の強制性交等として、過去の発生件数としましては、令和元年が35件、令和2年が33件、令和3年が20件、令和4年が26件となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。

大きな項目1から再質問させていただきます。

新型コロナ対策事業について、総括のほうは既に行ったということで、了解いたしました。38回という、状況もころころと変化する中で、都度対応が変わって大変だったかと思います。ご苦労さまでした。

現在も継続中のことも含めて、この3年超にわたる期間、様々な新型コロナ対策事業があったと思います。今回総括をされたということで、これまで旭市が行ってきた新型コロナ感染症対策事業をどのように評価しているのか、また市として独自に力を入れた事業や取り組みは何だったのかお聞かせください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 市では、コロナ禍において、市民の安全・安心な暮らしを第一に、感染対策や各種の支援に取り組んでまいりました。このような中で、ワクチン接種においては、近隣市では医療機関で行う個別接種を中心に実施する中で、本市では、感染症の抑制に最も効果があるとされる集団接種を中心に、全庁を挙げて取り組んでまいりました。集団接種により実施したことで、貴重なワクチンの無駄を最小限にしながら、多くの方に迅

速に接種を進めることができたものと考えております。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ワクチン接種対応については、ほかの市町村からも旭市の対応を評価する声がありました。当初は、接種日が自動で割り当てられるので、都合がつかない場合に、後から日程変更の電話を入れる方法は面倒ではないのかなと思ったんですけども、予約変更の電話が一時混雑するということはあったものの、ほとんどの場合がスムーズに変更でき、ほかの自治体でよくあった例で、電話回線が集中してしまったりして、予約自体が初めからできないということはなかったと思いますので、希望する市民に迅速な接種をするためには適切な方法であったと思います。

旭中央病院をはじめ、地域の医療機関とも連携いただき、集団接種会場では、全庁を挙げて職員の皆さんやボランティアの皆さんが当たってくださり、スムーズな誘導で、安心して接種ができたと思います。ありがとうございました。

それでは、再々質問に移りますが、将来再び起き得るパンデミック、新型コロナウイルス以外の国内での新たな感染症流行に備え、本市ではどのような取り組みを行っているのかお答えください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） パンデミックにつきましては、自然災害と同様に、常に起こり得るものと想定しまして、国・県と連携した迅速な医療体制の確保、市内の状況の速やかな把握など、適切な対応への十分な備えが必要であると考えております。

市では、新たな感染症に対する関係機関の具体的な対応を定めた、旭市新型インフルエンザ等対策行動計画及び旭市新型インフルエンザ等対応マニュアルを策定してございます。今回の新型コロナにおける経験を踏まえて、これらの計画を感染症対策と社会活動の両面から改めて検証しながら、より実情に沿うよう改訂し、パンデミックに対する体制確保に努めてまいります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。

最近も、はしかの感染者の発生報道などが千葉県内でありました。それ以外にも、地球温暖化による気候変動等の影響により、今後も新しいウイルスや感染症が出てくる可能性も大いに考えられます。先ほど課長もお答えくださったんですけども、感染症も災害の一つと

捉え、常に新しい情報を取り入れ、正確で分かりやすい市民への情報提供や、常に迅速なフォローができる体制をお願いしたいと思います。

4回目の質問になりますが、今回のコロナ禍では、ワクチン接種率の増加や重症化率の低い流行株の置き換えに伴って、順次、国や県のほうでも、感染対策の段階的緩和の指針が通知されてきたところです。しかし、これまで見ている限り、旭市では、感染対策のために市内のイベントや学校教育活動を、指針よりも必要以上に厳しい制限で行うなど、感染対策についてはより慎重な判断を行ってきた印象を受けているところです。

例えば、市主催のイベントでは、今年4月、数年ぶりに復活した桜まつり、飲食の出店はなかったようです。2月のしおさいマラソンにおいても、これまでのような飲料や菓子などの提供がなかったとのこと、また昨年11月の産業まつりも、飲食関連が多くなるため、中止になったと思います。市長も参加されたのでご存じかと思いますが、昨年11月開催のちばアクアラインマラソンでは、コース途中にも特産品、おもてなしスポットとして、飲食物が多く提供あったようですので、経済効果もかなりあったのではないかと思います。

人口密度が高い都市部のほうが感染者数としては多くても、イベントに前向きな姿勢が感じられる一方で、人口密度が低い地方に行くほど、そういったイベントについては、いつまでも元気がないなというイメージを受けておりました。また、学校現場においては、既に求めている給食の黙食が、今も多くの学校で実質続いているようですし、感染対策を続けることでのデメリットや、感染対策の緩和をすることで得られるメリットについて、あまり積極的に考えていただけない、可能な限り元の生活、経済を戻そうという姿勢を、残念ながら感じられませんでした。

5類となった今後は、社会活動、人と人との交流の機会に重きを置いた取り組みに意識を転換して行ってほしいと思いますが、それについて市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 本市の新型コロナ対策は、旭市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症対策と社会活動とのバランスを保てるよう、随時協議しながら進めてまいりました。

今回の新型コロナにおけるパンデミックは、初めての経験であり、国や県の要請に基づき、市の施設の利用制限や学校行事の縮小といった対策を行ってまいりました。そのような様々な感染症対策において、市民の皆様にご我慢を強いることもあったかと思いますが、皆様の健

康や命を守ることを最優先として、慎重に対応した結果でございます。ご理解をお願いいたします。また、これまでご協力いただきました市民・関係者の皆様に、この場をお借りしまして心より感謝を申し上げます。

既に再開したイベントや交流事業でも、多くの人が訪れ、楽しんでいただいております。今後も市民と事業者、市が一体となったチーム旭で、コロナ前に勝る、人と人とのつながりや交流が図れるよう、イベントや学校行事の開催を目指してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。今後は、イベント等がさらに活発になるように願っております。

特に子どもたちにとっての3年間という年月は、大人の3年間と違い、その後のずっと先の将来に影響を及ぼす、長く大事な年月です。私の子どもも、コロナ禍に小学校に入学し、この春もう4年生になりましたが、コロナ禍前の学校行事をまだ完全には経験できていないです。マスクの着用は自由となりましたが、どんなに元気でも、マスクを外すのにはまだまだ抵抗があるようです。

これまで、特に学校現場においては、感染対策と教育活動のバランスが大変難しいということを、教育委員会や学校とも意見交換をさせていただく中で感じておりました。新型コロナウイルスという感染者数や死亡者数のように、目に見える数字で示すことは難しいんですけれども、長きにわたる厳しい感染対策による、子どもたちをはじめとした社会全体への影響、その代償は大きいものと考えます。これからのアフターコロナの時代、もちろんウイルスがなくなるわけではありませんし、今後も感染拡大のおそれがありますが、医療の逼迫がない限り、感染者数に必ずしもこだわる必要はなく、大事なのは、たとえ感染しても重症化しないに、現在考え方が変わってきているわけです。ほかにも恐れるべき感染症や病気はたくさんあり、生きている限り、常にリスクと隣り合わせなのは変わりません。5類となったこの節目を機に、今後は旭市でたくさんの人同士の交流が活性化されること、そのために今何が大事で何が求められているのか、子どもたち、市民にとってのウェルビーイングを追求してほしいと思っております。

それでは、（2）のほうで、コロナ禍と旭市の移住の関係性について質問させていただきました。奨励金の申請件数、年々増えているということだったんですけれども、その奨励金の周知がだんだん浸透してきて増えてきたということも考えられるので、必ずしもそれで移

住者が増えてきたというのはちょっと分からない数字でした。

新型コロナ感染症流行が始まった令和2年度の千葉県全体の転入超過数は、前年比1.5倍と言われています。一方で、旭市だけで見たらどうか、千葉県で公開されている市町村別社会動向というものをこの5年間比較してみました。むしろ令和2年からは、転入は前年に比べぐっと減っていき、転出数がずっと横ばいという結果になっていました。

昨年の1年間で、やっと転入が増えたところで、今回4月、5月も転入超という、今年の4月と5月の転入も超という結果になっているんですけども、転出数も同じく、昨年の1年間増えたので、一度も人口の社会増には至らない結果でした。残念ながら、むしろコロナ禍のほうが人口の入りは悪かった、移住の面では、コロナ禍が旭市のチャンスにはならなかったんじゃないかなと、私個人の見解ではあります。

移住・定住に関しては、複数の課で促進に取り組んでいるからこそ、事業の効果をはかるのは難しいと思うのですが、本当に移住・定住に力を入れるのであれば、たとえネガティブな数字であっても、様々な側面からデータを収集し、今回コロナ禍という未曾有の事態、特別な時期だったからこそ、本市の人の動きについては、しっかりとした検証をできるようにしていただきたいなと思いました。

それでは、昨年4月にオープンした、おひさまテラスのコワーキングスペースですが、都市部からの移住をしやすく、テレワークでの働く場を増やすという目的もありつくられたのだと思います。この1年間の利用状況をお伺いしたいのと、こちらのスペースについて、ニーズ調査を行うといった答弁が、以前、令和2年の9月定例会の答弁でございました。調査を行っていただければどういった調査だったのか、調査結果についても一緒にお答えをお願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、おひさまテラスのコワーキングスペースですけども、本格稼働が令和4年6月からになりますので、6月から3月末までの利用者数になりますが、こちらは延べ707人となっております。

また、ニーズ調査ですけども、こちらにつきましては、令和3年1月12日から28日に郵送で実施いたしました。コワーキングスペースの利用効果についての質問では、過半数を超える方から、「他社・異業種の社員や個人同士の交流による社員の資質・見識の向上が期待できる」との回答を得ております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

利用する年代層とか、あらかじめ聞いていたと思うんですけども……

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 失礼しました。年代層と利用目的等もですかね。失礼しました。まず、利用目的からお答えします。

利用目的ですけども、これはおひさまテラスのスタッフからの聞き取りによりますと、基本やはり社会人であればほぼビジネス、また学生であれば当然勉強との利用が多いとのことでした。また、年代層・性別につきましては、こちらすみません、数字のほう取っていませんので分かりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。年代層は分からないということなんですけれども、割と若年層の方に利用させていただいているのかなと、私もおひさまテラスに行ったときの感じですけども、そういった印象を受けています。

コロナ禍をきっかけとした旭市への移住者もゼロではなかったと思うのですが、旭市ではコロナ禍がいま一つ、移住者促進のチャンスにならなかったのかなと思うからこそ、これからもっと頑張っしてほしいと思っていますところです。

それでは、再々質問として、これから始まる新たな時代に、今後どういった層に対して、どのように移住・定住促進に取り組む考えなのかをお聞かせください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 市の移住・定住の推進につきましては、コロナ禍前後で方針が大きく変化することはありません。まずは、広く多くの方に旭市を知っていただく取り組みとしまして、県やふるさと回帰支援センターが行っております東京等での移住相談会に参加するほか、市で立ち上げました移住ポータルサイト「あったか！旭」での、市や各種補助制度の紹介、また移住希望の方に、実際に旭市に宿泊しながら雰囲気を感じていただくお試し移住制度などを今後も行っています。

また、昨年、旭市観光物産協会内に移住サポートセンターを設置し、ここに地域おこし協

力隊1名を専属で配置しておりますので、移住希望者に対しまして、さらに細かく丁寧に対応することが可能となりました。

このような取り組みを行うことで、少しでも旭市への移住が促進されるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。先ほど、今、言っていただいたように、現在移住・定住促進のために、地域おこし協力隊の方も情報発信ですとか移住者相談等、非常に頑張ってくださっているところです。まずは旭市を知ってもらうこと、それも大切なんですけれども、実際に足を運んでみようと思える、何か住みたいと思える魅力がなくては、旭市を知った後の次の行動に移ることはありません。既にある魅力を大切に磨いていくこと、一方で、不足していることをできるだけ補えるように努力することに力を入れていただきたいと思います。

こちらについては以上です。

次の項目、2に移りたいと思います。

病中児対応の病児保育室について。

小児科のほうに働きかけていただいたところですが、難しいということで答弁をいただきました。一旦そのように動いていただいたことには感謝を申し上げます。

ここで、保育園児の病欠頻度に関する研究が、少し前ですが、平成29年東京女子医科大学で行われていました。三つの保育園、5年分の園児の年齢別病欠日数の平均を調査する内容で、ゼロ歳児ですと年間19.3日、1歳児・2歳児とだんだん年齢が上がるほど病欠の日数は減っていく結果になっているところですが、病欠だけでなく、急な発熱等で呼出しがあつて早退だとか、医療機関受診で遅刻して登園というのもあり得ますし、今ゼロ歳・1歳で保育園に子どもを預ける家庭が増えている中で、年間20日かそれ以上という日数、有給があつても余裕で使い果たす日数です。子どもの体調不良時の対応は、親の就労を大きく制限するものであり、それが保護者のうちの1人に負担がかかり過ぎることは、就労する意欲、今後も子どもを複数持ちたいと思える意欲がそがれてしまうことにつながります。

近隣の多古町では、2020年より多古中央病院内に、病中児にも対応の病児保育室を開設しています。こちらは町立の病院でありますので、町として行える権限が大きいということもあると思いますが、市内の旭中央病院のように地方独立行政法人の形態を取っている病院で、

病児保育を実施しているところがないか調べてみました。首都圏の中でも、茨城県筑西市ですとか栃木県小山市、山梨県大月市などで、地方独立行政法人の形態の病院で病児保育の実施を確認できました。

地域の医療支援病院であると、はっきり特色を上げている旭中央病院として、同様な取り組みをぜひ行っていただきたいと思っているところなんですけれども、検討できないかなと思っているところです。

また、地域の小児科クリニックのほうに働きかけていただいたとのことですが、小児科自体が、市内は最近軒並み閉業が続きまして、非常に少ない状況であること、現在は市内1か所しか地域の小児科クリニック、小児科専門医がない現状について、既に多くの不安の声が上がってきていますし、病児保育をそこに設置していただく余地など到底ないことは理解できるところです。香取市では、産院が市内に一つもないという状況に対応して、病児保育も兼ねた産院の誘致が決定しているとのことですが。

そこで、今回再質問したいことは、本市で病中児対応保育室がないことのほかに、地域の小児科専門医が少ないという状況を加味し、病児保育併設の小児科クリニックを市で誘致するなどの方法は取れないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 現在、議員おっしゃるとおり、市内小児科医が減少していることは課題であると認識しているところでございます。県全体でも小児科医が不足しており、病児対応型の小児科クリニックの誘致につきましては、大変難しいというふうに考えております。

小児科クリニック誘致以外の手段といたしまして、保育所等併設型で事業を実施することも可能でございます。この場合には、専用ルームや看護師配置のほかに、医療面での指導・助言を行う指導医を選定することや緊急時の対応について、指導医または協力医療機関とあらかじめ文書により取り決めをしておくことが必要となります。

病児対応型の保育を実施するに当たっては、病院併設型・保育所等併設型、どちらも医療機関の協力が不可欠でありまして、現在は実施することが難しい状況でございますが、今後の事業の実施について、先進事例を参考にしながら調査・研究をしてまいりたいと考えております。お願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） なかなか難しいということで、ちょっと誘致がなぜ難しいかという理由が、何かきちんといただけなかったなと思うんですけれども、子育て世帯にお金を支給することだったりとか、給食費を無償化にすることは大変ありがたいんですけれども、私は本当の意味で、現代の小子化を食い止めていくためには、子育て世帯の働きたいをもっともっと応援することだと思っています。母親になっても、子どもを何人産んでも、自分らしく生きていけるように、子育てを手助けできる仕組みを充実させることが少子化対策につながっていると思っています。

その中の一つとして、当たり前にあるべきインフラとして、病中児保育の導入を提案させていただきます。まずは、研究からでも大いに結構ですので、こういったことが必要なのか考えていただきたいなと思っております。こちらについては以上です。

続いて、大きな項目3、算数セットの備品化、学校の備品にできないかという質問をさせていただきました。教員の働き方改革に逆行してしまうのではないかとということで、一部の市内の学校では、既に備品化しているところもあるとお聞かせいただいたところです。人数の多い学校ほど管理が難しい等あるかもしれないんですけれども、教員の負担を十分に配慮しながら始められることがあれば、少しずつからでもぜひ進めていってほしいなと思っております。

それでは、そういった小学校入学時の準備に対する負担軽減について、1年生のほとんどが購入されるランドセルについて質問させていただきたいと思います。

小学生といえばランドセルのイメージが一般的ではありますが、近年はその状況も変わりつつあります。年々ランドセルの価格は上がり、10年前は二、三万円で購入できたものも、近年は最低でも6万円を出さないと買えないのが当たり前になりました。また、ランドセルは重さによる負担から、子どもに健康被害が起こっていたり、全国的にもランドセルの在り方について様々な声が上がっているところです。

そういった中で、ランドセル以外に通学用バッグの選択肢が増えてきました。ランドセルに比べ価格も安く、それでいて教科書などを入れても背負いやすい設計となっており、本体自体も軽い、そういったランドセル以外の小学生用通学バッグが、大手の流通企業からも出始めているようです。最近の報道で有名と思いますが、富山県立山町では、モンベル製のバックパックを、今年度、町立小入学の1年生から、町で無償配布しているところです。本体価格を調べましたが、一つ1万5,000円程度で購入できるもののようです。

家庭の経済的負担軽減、子どもの身体的負担の軽減の両面から、ランドセル以外のバックパックの選択肢を広げていくべきと考えますが、本市の小学校では、ランドセル以外の通学バッグについて認められているのか、もし認められているのであれば、ランドセル以外に使用可能なものを入学説明会等ではっきりと例示することができないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ランドセル以外の使用についてですが、市内の小学校では、入学する児童の安全面を重視しながら、ランドセル以外のバッグについても相談に応じております。現在でも、通学時に学用品が入り、両手の自由が利くリュック型バッグや箱型バッグ、デイバッグなどは使用可能としておりますので、入学説明会の資料などで、保護者へ周知できるように今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

経済的に困窮していても、なかなかランドセル以外の選択肢が知られていないと、無理してでも購入してしまうこともあると思います。何とぞご周知のほうをよろしく願いいたします。

ランドセルだけでなく、小学校も中学校も、入学時には様々そろえなくてはいけないものがあり、近年の物価高の影響は大変大きいものと思います。

そこで再々質問、旭市では、就学支援制度を行っているとのことですが、そのうちの新入学児童生徒学用品費等の支給、こちらの支給額はどのようにして金額を決定しているのか、支給額の近年の推移も併せてお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 新入学の就学援助についてですが、準要保護の児童・生徒の保護者に対する入学準備費の支援といたしまして、入学前の2月頃に市単独の支援として、就学援助費、新入学児童生徒学用品費等を支給しております。支給額は、文部科学省が用いる要保護世帯への支給基準額に準じて決定しておりまして、支給額の見直しは毎年度行っております。

過去3か年の支給額の推移といたしましては、令和3年4月が小学校入学時に年額5万1,060円、中学校が年額6万円、令和4年は、小学校が年額5万4,060円、中学校は6万円、

令和5年4月は、小学校が年額5万4,060円で、中学校入学時が年額6万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

支給額が年々少しずつ上がっているということで、つまり困窮世帯に限らず、全体的に入学準備に対する経済的負担が高まっていることは、やはり明らかなだと思います。

そこで、所得に限らず、新入学児童・生徒全員に対して、市でさらなる支援や入学に関する準備費用を抑える取り組みを行う考えはないのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小・中学校に就学する児童・生徒、その保護者へのさらなる支援といたしましては、今年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、本年7月から学校給食費を無償化する補正予算案を本議会に提案させていただいております。また、県の給付金事業として、小学1年生から中学3年生までの児童・生徒1人当たり1万円を支給する子どもの成長応援臨時給付金給付事業、こちらも予定しております。

今後、その他につきまして、準要保護の就学支援の見直しなどを含め、児童・生徒及び保護者に対しまして、適切な支援ができるよう努めてまいります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。単純に補助金を支給することのほかに、例えば学校の校則において、もし靴や体操服などのメーカーとか、商品を指定するものがもしあればですけども、そういったことを見直しをして、家庭での選択肢を増やして、できる限り負担を抑える取り組みなどにも力を入れてほしいなと思っております。

大きな項目3、（2）の再質問です。

旭市での性被害の数字はということだったんですけども、県警のほうで出している数字でしかちょっと把握は難しいということで承知いたしました。

性被害は、言わば自然災害よりも常に身近に潜んでいることであり、どんな安全教育よりも最優先で取り組むべきことと思っております。

それでは、旭市では、国で推奨される生命（いのち）の安全教育を、今後どのように学校で取り組んでいくのかお聞かせください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 本市の学校現場では、これまでも保健の授業で、発達段階に応じた性教育を実施し、道徳や特別活動でも指導をしています。

具体的には、小学校4年生の保健の授業で、成長期における体の変化や、水着で隠れる部分、プライベートゾーンなどについて学んでおりまして、中学1年生では、体の発育、命を生み出す体、思春期の心と変化への対応などについて学んでいます。また、外部講師を招いた取り組みとして、市内全小・中学校の児童・生徒を対象に実施する人権擁護委員による人権教育、SNS教育のほか、情報モラル教育の研修に外部講師を招いて、最新の知見と効果的な指導方法などについて学んでいます。

議員おっしゃる国の推奨する生命（いのち）の安全教育につきましては、文部科学省のほうで手引を作成しておりますので、それを活用しながら、児童・生徒の発達段階を踏まえ、各学校の判断により、様々な活動を通じて実施してまいります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。

前回の3月の定例会の常任委員会でも同様の質問をさせていただきまして、特別新しいことはされないのかなという認識でいたんですけども、既に文科省のほうで示しているような取り組みを以前からされているということで承知をいたしました。

今、言っていたように、文科省のほうでは、手引のほかに新たに動画教材など活用できるものが用意されていますので、少なくともそこについては、まずしっかりと活用して、全校で行っていただきたいと思います。外部講師の方もお願いして、人権擁護教室ですとかSNS教室もされているということですけども、例えば助産師さんとか保健師さんにも来てもらうとか、市内に性教育アドバイザーをされている方もいらっしゃるの、そういった教員ではできない部分を、積極的に外部の講師に補っていただきたいと思います。

先月5月21日の千葉日報の記事によりますと、2022年に全国の警察が児童ポルノ事件で摘発したのは2,053人、このうち10代が905人と44.1%、約半数近くを占めています。10代の割合は、19年以降、4割超で推移し、2013年の約2倍、6割が高校生だったとのことです。千葉県内では、前年比49人増の143人が摘発、つまり未成年が被害に遭うだけではなく、加害者になる場合も今大変増えているということです。また、千葉県の公立学校のセクハラ調査では、424人が学校でセクハラを感じ不快に思ったと回答しています。挨拶程度のつもりで

セクハラ、性加害をしてしまう人が現にいる社会で恐れるべきは、子どもたちが性被害を受けてもなかったことにしてしまうことです。摘発や回答のあった数字はあくまで氷山の一角であり、性被害に遭ったとしても、様々な理由、精神的な抵抗から隠してしまうケース、言い出せないことが多いと思われます。性被害は女の子に多いかと思われがちですが、男の子が性被害に遭ったときのほうが、さらに通報できないケースが本当に多いと思われまして、性被害に性別は関係のないことです。少しでも被害を受けた、感じた場合に、安心して助けを求められる環境、逆に助けを求められても、しっかり対応できる体制を構築できているのかお尋ねをいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 本市の小・中学校では、性被害のみならず、様々な悩みに関する相談を受ける体制として、児童・生徒へのＳＯＳの出し方教育のほか、教職員が子どものＳＯＳに早期に気づけるよう研修を行っており、相談しやすい体制づくりに努めております。

相談体制としましては、わいせつ・セクハラ相談窓口、担当職員を設置するほか、教育相談週間による個別面談の実施、スクールカウンセラーの派遣などを実施しております。また夏休みなどの長期休業前に、国・県の相談ダイヤルや市の相談窓口などを紹介するなど、様々な機会において周知活動を実施しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○６番（崎山華英） ありがとうございます。様々な対応をいただいているということで、承知いたしました。

被害に遭わないような工夫に加え、加害者にもならないような教育、学校以外の家庭での幼少期からの教育の強化も求められます。

最後に、このたびご勇退が決められている諸持教育長にご質問をいたします。

今回、取り上げさせていただいた性被害をはじめ、子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変わり、様々な課題が複雑に絡み合っています。これまで長きにわたり教員として教育現場に携わり、教育長として旭市の教育を引っ張ってくださった立場として感じたこと、またこれからの教育の在り方など、次期教育長に引継いでほしいと思っていることがありましたら、ぜひお答え願いたいと思います。お願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） お答えいたします。

崎山議員には、日頃より教育問題を多く取り上げていただき、いつも建設的なご提言をいただいていることに対しまして感謝を申し上げます。また、議員には子育て世代の真ただちにおいて、日々ご苦勞があらうかと拝察しているところです。

昔から子は宝とよく言われておりますが、子どもの育成や教育は、家庭はもちろん、学校地域全体、地域社会が一体となって取り組むべきまちづくりの根本と認識しております。現在、教育課題が山積しておりますけれども、これらを解決していくには、関係者の相互理解とお互いさまの気持ちで助け合う思いやりの心を育てる教育が肝要であると、これまで取り組んでまいりました。

学校教育では、安全・安心な学校づくりを最優先するとともに、子どもたち同士、教職員同士、お互いを認め尊重し合いながら、学習に、教育活動に今後とも取り組んでほしいと願っております。

また、社会教育の面では、人生100年時代を見据え、市民誰もが各年代に応じて、学びたいときに学び合える機会の整備や、文化・スポーツに親しむことのできる環境づくりが重要と考えております。

次期教育長には、これらのことを引継ぎ、特に旭市の子どもたちがふるさと旭を誇りに思い、将来の夢に向かって、誰もが健やかに成長できるよう、教育委員会としても取り組んでまいりますので、議員の皆様はじめ、地域の皆様方には、引き続き学校への温かいご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 教育長から大変ありがたいお言葉いただきました。

子は宝、教育は地域一体で取り組むものと、お互いに思いやりの精神を持って、これからも私も取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

次期教育長にも大変期待をしているところです。諸持教育長には、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

以上で一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時 0分

令和5年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和5年6月16日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成

税 務 課 長	向 後 秀 敬	市民生活課長	江波戸 政 和
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	池 田 勝 紀
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	伊 東 秀 貴
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長 事 務 局 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 常世田 正 樹

○議長（木内欽市） 通告順により、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） おはようございます。議席番号1番、常世田正樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

お忙しいさなかにもかかわらず傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

さて、先月の8日から新型コロナの法律上の位置づけが季節性インフルエンザ並みに引き下げられました。感染防止対策のためのマスクの着用に対しても、屋内、屋外問わず個人の判断に委ねられました。

感染による重症化リスクが高い方や持病をお持ちの方は、マスクの着用等による感染対策を行うことは必要であると思われます。しかし、学校教育の場において、子どもたちはマスク慣れをしてしまい、マスクを外したがりません。私は、子どもたちのマスク慣れに対して、大きな不安を感じております。コミュニケーションの基本である顔、喜怒哀楽を表す顔、壁をつくる、フィルターをつくることは、子どもたちの健全な成長発達には不要なものです。学校の先生方は、子どもたちにマスクを外しなさいとは強制できません。どうか開かれたオ

オープンな社会に一日も早くなってくれることを願ひまして、一般質問をさせていただきます。

私からの質問は協働の促進について、交流の促進について、居住環境の充実についての3項目3点の質問となります。

1項目めは、協働の促進についてです。

(1) 区及び自治会への加入促進について、加入率が低下の一途をたどっているが、今後の区や自治会組織の在り方、支援の在り方をお伺いします。

住民基本台帳の数字になりますが、旭市全体で見ると、平成29年4月は2万5,763世帯でしたが、令和4年4月は2万6,734世帯と、971世帯も増加しております。一方、区や自治会に加入している世帯数は、旭市全体で見ると、平成29年4月は1万6,299世帯でしたが、令和4年4月は1万5,879世帯と、420世帯が減少しております。

これらの数字を基に算出した区や自治会の加入率は、平成29年4月は63.3%でありましたが、令和4年4月は59.4%であり、直近5年間で3.9%も減少しております。5年間で市内の世帯数は971世帯も増加しているにもかかわらず、区や自治会に加入している世帯数は420世帯も減少しております。

この傾向は、今後ますます顕著になってくると思われます。現に、干潟小学区において、20代から40代の世帯のうち区に加入している世帯は3割から4割程度であると感じております。

市では、転入や新築等で新たに住宅を取得する市民に対し、区や自治会等への加入促進を行っているのでしょうか。その効果はどの程度現れているのでしょうか。また、どのような方法によって加入促進を行っているのか、戸建てと賃貸について、それぞれお伺いいたします。

2項目めは、交流の促進についてです。

(1) 多世代交流施設おひさまテラスについて、開館1周年を迎えましたが、これまでの実績と今後の展望をお伺いいたします。

開館1周年の4月23日の記念イベントには多くの方が来場し、大いに盛り上がりました。今後も市民の皆様にとって有益な施設であり続けてほしい、また市外の方が利用したい施設であり続けてほしいという気持ちから、何点かお伺いいたします。

おひさまテラスは、今までの旭市にはなかった都会的な空間であり、すてき、憧れ、きれい、ナチュラルというイメージが挙げられます。また、一方で近寄り難い、何をやっている場所なのか分からない、年寄りには入りにくい、用がないというご意見も耳にします。

しかし、雨の日でも子どもたちが遊べる遊具があると聞いたから、孫と一緒に初めて行ってみたと知り合いの方から聞いたのは、つい最近の話でもあります。

メディアに多数取り上げられ、市民の期待を受けて開館したおひさまテラスが、市民の皆様にとって、また旭市にとって本当に必要な施設であったのか、施設を利用した方からは様々なご意見をいただいております。

料理教室を自宅や店舗で開催するにはハードルが高いが、おひさまテラスのキッチンスペースがあるので頻繁に開催することができる、ありがたい。コワーキングスペースは静かな空間なので、受験勉強がとてもはかどった。これらの利用者は当施設の利便性を認識し、複数回利用しております。

一方、クラフトルームを利用するために講習会を受講しなければならないのですが、クラフトルームを利用しようとして予約を入れようとしたら、予約できる日が少な過ぎて、仕事の休みと日程が合わず、利用することができないという相談を受けました。

確認したところ、予約を10日前から受け付けている関係で、10日分のカレンダーしか表示されていないということでした。クラフトルーム以外の施設の予約カレンダーは1か月先までの予約が可能であり、クラフトルームの予約も1か月先まで予約できるようにすべきであると思われます。

利用したい方が利用しやすいようにしなければ、レーザー加工機、3Dプリンター、シルクスクリーン製版機など、普通の自治体では持っていない高価な機材を十分に有効活用していないと言われても仕方ありません。

おひさまテラスについて、よい面、悪い面について述べましたが、結果として、当施設は旭市により効果をもたらしてくれていると私は思っております。しかし、開館した以上、これからさらに多くの方に利用していただけるよう改善していかなくてはならないとも思っております。

クラフトルームを十分に有効活用するためには、予約カレンダーのシステム改修が必要であると思われます。見解をお聞かせください。

また、おひさまテラスは閑古鳥が鳴いており、利用している人は少ないのではないかと意見があります。

そこで、当施設の開館以来の実績について質問いたします。当施設の来館者数、男女の割合、年代別の割合等についてお伺いいたします。

3項目めは、居住環境の充実についてです。

(1) 銚子連絡道路の整備に伴うインターチェンジ周辺地域の土地利用について、今後の構想をお伺いいたします。

銚子連絡道路の開通が現実になり、市民の交通の利便性向上、物流の円滑化、観光客の増加等、大いに期待が持てます。

豊畑地区に開設されるインターチェンジ周辺の土地利用について、現在は住宅もありますが、ほとんどの土地は農地であり、今後インターチェンジを中心とした開発の可能性が大いに考えられます。

インターチェンジ周辺地域をどのような状態にするのが本市にとってベストなのか。農地のままだよいか。開発を進めていくのか。懸念すべきことは、民間の商店や企業、ディベロッパーがインターチェンジ周辺地域を無秩序に農地転用、また開発を行い、いざ行政が本腰を入れて開発を行うタイミングになったときに虫食いの穴空きエリアになってしまっていて、大きな絵図が描けない状況に陥ってしまうことだと思います。

そうならないためにも、インターチェンジの開通は5年先になるか10年先になるか分かりませんが、行政が今すぐにでも構想に着手することは急務の課題であると思われます。市として、インターチェンジ周辺の開発について、何か構想はあるのでしょうか。様々な可能性があり過ぎてまとまらないかもしれませんが、現時点での構想についてお伺いいたします。

以上、3項目3点が1回目の質問になります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課からは大きな1、協働の促進についての（1）区及び自治会への加入促進等につきまして回答いたします。

区等への加入促進については、まず各区域内における住民の加入の有無を把握する区長方に対し、これは戸建てとアパートの区分けなく、加入していない世帯への声かけをお願いしているものです。市では、その活動のサポートを行っております。

具体的には、区の方々が個別に勧誘しやすくするため、市で区への加入案内をチラシとして作成し、区長会総会の際に区長に配付しております。

また、市民生活課の窓口では、新たに転入された方に自治会への加入をお勧めするチラシを配布し、区への加入をお願いしております。

加入促進の効果は、加入率といった数値だけ見れば、大きな効果があつたようには見えませんが、チラシを見ていただければ区の活動の一部を把握することもできますので、周知の

面では一定の効果があるのではないかと考えております。

区等への加入は義務ではございませんので、未加入の方には少しでも活動を知っていただき、共助の役割や地域の絆の大切さをご理解いただきながら、自らの意思で加入いただけるよう、継続して促進活動に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課からは、大きな項目の2の（1）と3の（1）についてお答えします。

まず、2の（1）になります。

施設の来館者数ですが、こちらは令和4年4月23日の開館日から令和5年3月31日までの人数になりますが、25万3,772人でした。

男女別の割合になります。男性が48.4%、女性が51.6%でした。

年代別の割合になります。10代までが30.0%、20代が8.2%、30代が19.3%、40代が16.9%、50代以上が25.6%でした。

あと、レンタルスペースの予約の開始日の統一につきましては、こちらは指定管理者のほうと、また協議のほうをしていきたいと思っております。

続きまして、3の（1）になります。

銚子連絡道路の匝瑳市旭市区間は令和4年度に事業化されたばかりで、開通が令和13年度の子定である現時点では、具体的な整備計画はございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） それでは、答弁に対し、再質問をさせていただきます。

1項目めの（1）について、干潟小学区のある区で2年の区長任期が終了し、次の区長を探すことになりました。目ぼしい方のお宅を何十件も訪問してお願いしましたが、引き受けてくれる人は見つかりませんでした。結局、次の区長が見つかるまで留任することになり、現区長はほとんど困り果てています。2年間の区長をやり遂げ、区民のために仕事の合間を縫って奉仕してきたのに、さらに2年間やらなければならないことになってしまいました。

区長の負担は、現状とても大きいです。ふだんの区長業務だけでなく、自分の後任である区長の選出、副区長、班長や組長の選出、また3年に1回の改選時には民生委員、児童委員、主任児童委員の選出、安全協会、青少年相談員の選出等、区民の皆さんに頭を下げて、役を引き受けてもらう苦勞は並大抵のものではありません。

若い世帯が区に加入しない割合が高く、高齢化や死去により区民は自然減少していくにもかかわらず、区から選出する役員等の人数は減っておりません。区に加入している中でも限られた人の中で役職を回しているような状況は、決して健全ではないと思います。

区や自治会は、ほかにも様々な問題を抱えております。側溝清掃が、高齢化によりやり切れない。区民に若い人が少ないために、消防団の団員確保ができない。区に所属している芸能保存会やおはやし会は、区から補助金を頂いている関係で区民以外から児童をおはやし等に募集することができない。区に子どもたちが少ないために、子ども会の存続の危機でもあります。区の役が回ってくるなら区を抜ける、区の役があるから区に加入しない等々、挙げれば切りがありません。

私は、旭二中でPTA会長を2回務めさせていただきました。趣味はPTAというくらい、私には天職でした。しかし、毎年、新役員の選出を各小学校へ依頼し、役員を出していただいておりますが、引き受けてくれる方を探す大変さが年々深刻になってきていると聞いております。まれに、快く自ら役員をやるという方もいらっしゃいますが、役員になることのメリット、デメリットを説明しても、役員という言葉自体にそもそもの嫌悪感があるようです。

市から区や自治会へ推薦を依頼している委員等についても、同じことが言えると思います。私も委員探しの手伝いをしているのですが、数年前に交通安全協会をやったから勘弁してくれ、青少年相談員をやったばかりだからほかを当たってくれというようなお断りをされることが多いです。

繰り返しになりますが、区や自治会に加入する世帯は年々減少しているのに、区や自治会に割り当てられる委員の人数は昔から同じままです。これまでは、何とか各区で輩出してきましたが、区民全体が高齢化を迎え、役を務めることが困難になってきております。市でも青少年相談員の割当て人数を、数年前、半分程度にすることを行いましたが、このままでは区や自治会に加入している方への負担がますます大きくなるばかりです。

区や自治会への加入率が60%を切りましたが、区や自治会に加入する意義や目的、また区や自治会に加入していない市民が旭市で暮らしていく上で困ってしまう点についてお伺いいたします。また、市から区や自治会へ推薦を依頼している委員等の人数について、今後減らしていく予定はございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 区や自治会の存在意義ですけれども、地域に住む人たちが自主的に結成し、地域の課題や問題の解決に取り組み、互いに助け合いながら、住みよいまちづくりを目指して活動していくことにあるかと思います。こういった活動から地域の絆が生まれ、有事の際に強い力を発揮していくのだと思っています。したがって、市としましても区や自治会への加入の促進に継続して努めているところです。

区等に参加していないことで生活に困ってしまうということは、地域の情報を得にくいなど、多少の不便さを感じるころはあるかと思います。

区や自治会へ推薦依頼をしている各種委員の推薦人数につきましては、各種委員会等の委員構成の状況を確認し、人数を減らす対応が可能かどうかを含めまして、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

区や自治会に参加していない方から聞いた話ですが、区や自治会が管理しているゴミステーションを地域によっては利用できない、または利用しづらい。防犯灯をつけてほしくても、区や自治会へ参加していないからという理由で設置してくれない。

しかし、早朝や夜間にゴミステーションへごみを捨てれば、人目を気にせずに捨てられるし、東総地区クリーンセンター旭中継施設へ持ち込めば、指定ゴミ袋に入れていなくてもごみを捨てることができる、だから困らないと言っております。防犯灯がなくても我慢すればよい。また、自分の敷地にセンサーライトを設置すればよい。

区や自治会へ参加していなくても、旭市で暮らせるのです。区や自治会に参加している人と参加していない人との溝は埋まらず、お互いが微妙にぎくしゃくしている、住みづらいような状況にもなっております。

しかしながら、私は区や自治会の存続を否定はしません。続けるべきであると考えております。しかし、今のままでは、若い世代の方には受け入れられないんです。

例えば、区長はじめ区の役員、委員等を報酬制にするとか、所得税の税率を優遇するとか、道の駅や商店街で買物をすると提示すれば10%割引になるパスポートを配付するとか、サンモールシネマの無料鑑賞券を配付するとか、何か目に見えるメリットを考えないと、これから区や自治会の運営主体となる20代から40代の世帯の加入率は上がらないと思うのです。

一方で、区や自治会の存在意義は、先ほど課長もおっしゃっていましたが、災害や震災等の非常時に発揮されると思うのです。

干潟小学区では、区の共同体で自主防災会を組織しております。災害や災害時の行動マニュアルを作成しています。公助の手が届くまでの数日間、自助・共助で乗り切るための仕組みを構築しております。秋に行う防災訓練では、干潟小学校に本部を置き、区民の避難誘導、災害時要援護者の安全確認、避難所の設置等を行います。区民は各区で指定している一時避難所へ集合し、副区長が引率して、干潟小学校へ向かいます。学校へ着いたら、区ごとに避難者名簿へ記入を行い、体育館へ入ります。

コロナ禍で3年ほど開催できませんでしたが、今年は10月8日に地震体験車を呼んで、はしご車にも来ていただき、親子で楽しめる、ためになる訓練を開催しようと思っております。

この防災訓練には、区に加入していない世帯の方が親子でたくさん参加してくれます。区ごとに受付をするので、自分がどこの区に住んでいるのか、また区民の方との接点ができることと、区が主催している防災訓練の意義を理解することで、区に入ったほうがいいのかというきっかけづくりにもなります。

首都直下型地震、千葉県東方沖地震、南海トラフ地震はいつ起こるか分かりません。市内における自主防災組織の数はほとんど増えていないと思っておりましたが、県が調査した令和4年度千葉県内の自主防災組織の現況によると、市内に60の組織があるとなっており、とても私は驚きました。この60団体の組織の主体と活動内容についてお伺いします。

また、災害時に行政の力、いわゆる公助の力だけで全市民に手を差し伸べることは困難であると思いますが、市内における各家庭の食料や水の備蓄状況、割合等の調査、備蓄を推進するための活動についてお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、自主防災組織の主体ということですが、現在の自主防災組織については行政区を主体としております。その活動について補助金を受けた者、こちらは把握しておるんですけども、それ以外は自主的な活動ですので、こちらへ報告があったものがあれば把握できるのですが、なかなかそういう報告はございませんので、詳細については把握しておりません。

あと、備蓄の関係ですけれども、まず公助の部分として、市では約5,000人の3日分の食料と飲料を常時保管するほか、毛布や発電機などの備品も保管しています。

議員のご質問にありました家庭での備蓄状況については把握はしておりませんが、家族構成や生活スタイルは様々ですので、個々に応じた備蓄を行っていただくよう、広報あさひや

市のホームページ等で案内をしている状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し、4回目の質問をさせていただきます。

自助、共助、公助について、広辞苑の定義ですけれども、自助とは自分で自分の身を助けること、他人に依頼せず、自分の力で自分の向上・発展を遂げることとあります。共助とは、互いに助け合うこと、互助とあります。また、公助についてですが、広辞苑には載っておりませんでした。

ちなみに、ネット辞書には、公的機関が援助すること、特に個人や地域社会では解決できない問題について、国や自治体が支援を行うこととありました。

自助と公助があれば、日常生活の暮らしには支障はないのであり、災害時や地域コミュニティを維持していくときに共助が重要であると考えます。

災害時に近隣の住民が一致団結して困っている人を助けたり、水や食料を分け合ったり、支え合うことは、日本人の国民性から鑑みると、区に入っているか入っていないとかいうことは気にせずに共助ができると思います。

市長にお伺いします。

区や自治会を今後も存続していくのでしょうか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 区や自治会は、現在の自治体の設立よりも前から、住民自治の最小単位として、長い歴史の中で運営されてきたものと考えています。生活習慣や社会構造の変化などから加入世帯が減少するなど、区等の運営負担が大きくなっている中、区長等の役員の皆様の並々ならぬご尽力でここまで継続されてきたものと考えております。

私としては、区等の地域コミュニティの醸成が旭全体の活力の源になると思っておりまして、将来に向けて存続すべき組織であると強く思っております。

区や自治会の運営に対しての課題があることは、先の旭市区長会総会でも意見をいただいたところでございます。区や自治会の在り方も時代の変化に合わせて対応できるよう、旭市区長会の中で議論していただきながら、市としてもそのサポートに努めてまいる所存でございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁をいただき、ありがとうございます。

私も区や自治会、いろいろな役もやっておりますので、必要なものだとは思っております。しかしながら、若い世代の方を巻き込む方法を考えなければ、今後存続していくことは難しいと思います。加入してもいいかな、何だか楽しそうだし、この地域に住んでいたら加入しなきゃならないのかなと、自然な流れをつくれるように仕掛けていくことが、今の若い世代の方に対しては有効であると思います。

加入率の向上の鍵は子どもたちにあると思います。コロナ禍で各種行事が中止、また消滅の危機にあります。今こそ地域で小さなイベントを増やしたり、地域を盛り上げ、地域を再構築していく、そうしなければ手後れになります。

市長、今が踏ん張りどきです。頭を使って、区や自治会を残す方法を考えていきましょう。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

2項目めの（1）について、予想以上に多くの方がおひさまテラスを利用させていただいていることが分かり、安心しました。

しかしながら、利用料金が高いという声も多く寄せられております。料金を下げれば利用が増えるというのは当たり前だと思うのですが、運営していくためのコストや経費を差し引いた正当な対価であるかとは思っております。

また、おひさまテラスに関して、最近になり、スタッフの人数が減ったという話を耳にしました。民間へ管理を委託している施設ですから、人員の増減については民間業者が考えた上でのことであると思いますが、運営に支障を来すことがないのか、サービスの質の低下につながらないのか少し心配です。

最近のおひさまテラスにおけるスタッフ人数の増減についてお伺いいたします。

また、以前、市民割引はしないのですかという質問をした際に、多世代交流施設のコンセプトは移住・定住を促進するという内容も含んでいるので、市内、市外にかかわらず一律の料金設定にしているという回答をいただきました。

開館から1年、依然として市民割引を希望する市民の方がたくさんいらっしゃいます。さらなる利用者の増加を目指すのであれば市民割引も必要だと思うのですが、考えをお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、スタッフの人数ですけれども、開設当初は10名でした。

現在は、人事異動などもありましたが、12名となっております。今後も利用者に対するサービスの向上であったり、施設の運営体制強化のために人材育成に取り組むよう要請してまいります。

また、利用料金の市民割引ですが、例えば日にちや期間を区切って市民割引の日を設けるなど、どのような割引が可能か、金額を含めまして、今後指定管理者のほうと協議したいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

スタッフの人数が増えているということは、さらなるサービスを市民の皆さんへ提供してくれるということにつながります。とても喜ばしいことです。

せっかく造った交流施設です。料金が低い、用事がないから無駄だというような、一部の批判ばかりしているような意見も聞きますが、皆さんで利用して、共によくしていければと思います。

今後、銚子連絡道路が開通し、都市と農村の人口交流は活発になります。田舎でもこんなにすてきなすばらしい施設があるんだ、田舎暮らしもありかなと考える際の一助となるような施設になってほしいです。

近代的な施設であるおひさまテラス、国内トップクラスの地場農産物と豊富な海産物が何でも手に入る道の駅季楽里あさひ、この2施設は至近距離にあります。今まで点と点であった二つの施設、これを一つのゾーンとして考えることはできないかと私は思っております。

道の駅季楽里あさひの開場当初から思っていたのですが、地場の農産物、海産物が何でもそろそろこの旭市にあって、道の駅季楽里あさひで購入した食材でバーベキューができる場所が常設されていれば、さらに観光客を呼ぶことができるし、目玉にもなるだろうなと思います。

広さがあるドッグランも市内には少なく、飲食店を併設した市営のドッグラン、体験農場等をおひさまテラスと道の駅季楽里あさひの間に新設すれば、観光客の倍増、大きな経済効果が期待できると思います。

市長にお伺いいたします。

今後、多世代交流施設であるおひさまテラス、道の駅季楽里あさひをこうしていきたいと

いう展望や未来予想図などがあればお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、市長ということですが、私のほうから回答します。

生涯活躍のまち「みらいあさひ」の施設であるおひさまテラスは、開設１年で25万人を超える大勢の方が市内外から来場されており、その至近に立地します道の駅季楽里あさひは、年間来場者数が100万人を超える、市を代表する人気スポットとなっております。

生涯活躍のまち「みらいあさひ」は、その効果を市域全体に普及させていくための拠点づくりとしまして、官民連携でハード、ソフトの両面からまちづくりに取り組んでおります。

今後、この優れた地域資源である両施設のそれぞれが持つ特徴をうまく連携させながら、さらに多くの方に市を訪れていただけるような取り組みを検討してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹） 答弁いただき、ありがとうございます。

旭市には今までなかった魅力的な施設であるおひさまテラスが常のにぎわいを持てるように、さらなるてこ入れ、またアイデアを出し、国内屈指の農水産物が手に入る道の駅季楽里あさひとおひさまテラスが相互に連携し、周辺地域にバーベキュー施設やドッグラン、またスケートボード場、マウンテンバイクのレース場等の施設を新設したり、パーク化をすれば、新たな雇用の創出、移住・定住の促進、観光客の増加、人口流出の軽減等が期待できると思います。

旭市に暮らしてよかったと思えるまちづくり、旭市って楽しい、最高だよとっていただけるまちづくりを市長にお願いいたします。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

３項目めの（１）について、県が令和２年９月14日にプレスリリースした高速道路インターチェンジ等を生かした多様な産業の受け皿づくりを進めるための計画的な土地利用の促進に係る基本方針の中で、市町村の支援として、ワンストップ相談窓口の設置、部局横断で市町村を支援するチームの設置、市町村が進める開発計画の県による公表等を定め、多様な産業の受皿づくりを進めるための計画的な土地利用の促進を図ることに乗り出しました。

また、新たな産業用地の確保施策について、近年、道路網の整備、進展等、充実した交通インフラを背景に、県内への企業立地が堅調に推移する一方で、産業用地のストックが年々

減少していることに対する各種支援策を県が公表しております。産業用地可能性調査事業に対し補助限度額300万円、補助率2分の1、産業用地整備事業に対し補助限度額5億円、補助率2分の1という条件のよい施策です。

成田空港へ至近であり、都内からもアクセスがよいという立地ポテンシャルが旭市にはあります。県では、インターチェンジ周辺地域や成田空港周辺地域への関心が高まっている地域に対する開発等の援助を行っております。

これまでの工業団地の整備による工場等の誘致に加え、成田空港の更なる機能強化に伴う国際的なポテンシャルの向上や、首都圏に位置する千葉県の立地条件、また地場産業、自然環境、歴史文化等の地域資源を活用した多様な産業等の受皿づくりが、旭市の発展と地域振興のためには重要であると思っております。

また、県は産業の受皿づくりを進めるための土地利用の基本的な考え方として、以下の点を挙げております。

計画的な土地利用の推進と多様な産業の立地促進、インターチェンジ周辺地域や成田空港周辺地域等において農林水産業との健全な調和を図り、秩序ある計画的な産業の受皿づくりを進めるための土地利用を推進するお手伝いをします。

具体的には、県の都市計画区域マスタープラン、市町村の総合計画、都市計画マスタープラン等の上位計画へ位置づけるとともに、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法との適切な調整の下、都市計画法に基づく市街化区域への編入や、用途地域等の地域地区の指定、地区計画及び開発許可制度の活用により、計画的で秩序ある土地利用を図り、公共施設等が整備された良好な開発を誘導するお手伝いを行います。

本市のインターチェンジ建設予定地は都市計画区域内の用途が未指定の地域であるため、本市の総合計画等の上位計画に基づき関係機関と調整し、開発許可制度の活用により、良好な開発を誘導していくことになるかと思われます。

銚子連絡道路の開通による新しい恩恵を最大限に享受するためには、これらの施策や補助金を早急に活用すべきであると思っておりますが、市としての考えについてお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 県の制度があること、またほかの自治体でも補助金を活用していることは承知しております。

本市におきましては、居住者や既存の事業者に対する影響等を考慮しながら、既に開通しています高速道路等のインターチェンジ周辺の開発状況や効果を参考に、土地利用を検討する中で、必要となれば県の制度を活用したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

県の担当課と何回か相談等のやり取りをしたのですが、産業立地促進地区の選定に至っている地域、そういったものはゼロであり、銚子連絡道路が延伸する旭市、匝瑳市、銚子市には特別な期待を寄せているので連絡をお待ちしていますとのことでした。

匝瑳市では、インターチェンジ周辺の開発について、先進的な地域への視察や研修を市長が中心となり、議員・職員が一体となって取り組み始めました。

本市においても、インターチェンジ周辺地域の開発に関わる産業の受皿づくりに向けた進め方について、県と協議して進めていくことが必要であると考えます。インターチェンジ周辺地域をどうデザインしていくか、どう活用していくかで旭市の未来が決まると言っても過言ではないと私は思っております。

早急に検討委員会等を立ち上げて取り組むべきであると思っておりますが、見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 本市としましては、現時点で検討委員会等の設置の予定はございませんが、県のワンストップ相談窓口からの助言であったり、他自治体の状況や取り組みを参考に、開発や委員会等の必要性について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

答弁に対し、4回目の質問をさせていただきます。

少し方向性を変えまして、シムシティというゲームがあります。ゲーム上でまちをつくっていくゲームなのです。千葉県知事である熊谷氏が千葉市長時代にネットで対戦して、話題になりました。

また、宮崎県小林市ではシムシティ課を設置し、市長、職員、そして現役高校生をメンバ

ーとして小林市をゲーム上に再現し、まちの問題点や理想のまちについて、平面図ではなく俯瞰図を用いて、活発な議論を行っております。職員も市民もみんなが考える、一人ひとりが市長のようにという小林市のコンセプトにとっても共感が持てます。

本市においてもこのシムシティを用いて、インターチェンジ周辺の未来図を公募してみたら、小学生から高齢の方まで幅広い年齢層の市民の皆さんが関心を持ってくれるのではないのでしょうか。市民全体を巻き込んだのコンテストを行う、とてもわくわくする取り組みだと思います。

市長にお伺いいたします。

ゲームをやっている余裕なんてないとおっしゃるかもしれませんが、シムシティに挑戦してみませんか。市民との距離もますます縮まるかと思います。若い世代の方々が市政に関心を抱いてくれるきっかけにもなると思います。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 熊谷知事の千葉市長時代の活動ですとか、宮崎県小林市のシムシティ課の設立等は伺っております。小林市の場合、シムシティ課で理想のまちをゲーム内につくって運営し、そこから生じたまちづくりに関する様々な問題点を議論することがミッションであると伺っております。

議論することがミッションという意味では、私も対話による開かれた市政を目指しております。令和4年度から、市民と市長との対話集会という新たな企画をスタートしております。昨年度は3回開催し、二十歳を迎える世代、市内の高校に通う学生、市の若手職員を対象とし、若者が思う旭市の現状や課題、未来について語り合いました。

本年度も開催する予定であり、対話集会でいただいた意見について、今後のまちづくりに生かしていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁をいただき、ありがとうございます。

若い世代の方々を巻き込んだの対話会、これからもさらに活発に行っていただければと思います。

しかしながら、シムシティ、またアニメ、現在、海外の観光客、そういった方々は地域の聖地巡礼として、とても人気を呼んでおります。シムシティも、もしかしたらシムシティ旭市として海外の旅行雑誌に掲載されるかもしれません。

今の世の中、何が受けるか分かりません。遊び心を持ったまちづくり、職員もわくわくするかもしれません。若い世代の方が市政に関心を持ってくれる施策が増えることを期待して、私からの一般質問を終わめます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（木内欽市） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（14番 飯嶋正利 登壇）

○14番（飯嶋正利） よろしくお願ひします。令和5年度第2回定例会において、一般質問を行います。14番、飯嶋正利です。

私は、今回、3項目、6点の一般質問を行います。よろしくお願ひします。

大きな1点目、新型コロナウイルス感染症についてということで、（1）感染症法上で5類に変わりました。人々が集まるこの市役所、また学校、病院における対策と主な変更点をお聞かせいただきたいと思います。

小さな2点目、ワクチン接種について、春の接種の状況が今出ております。秋以降もあるということで聞いております。その準備についてお聞かせいただきたいと思います。

大きな2点目、マイナンバーカードの効率的・効果的な行政経営についてということで、このマイナンバーカード、私もそうですが、2万円のポイントがついていたということで、市民の多くがつくったというふうな感じが私はしています。その中で、根本的にこのマイナンバーカード何に使えるのかなと、その辺のところをお聞かせいただければありがたいです。

小さな2点目、マイナンバーカードの普及の課題について、直近に住基カードというのが

ありました。この住基カードも、かなり国、市でも大金をかけてつくったカードだと思います。そのカードとの変更で何が違うのか、その辺についてもお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

小さな3番目、マイナンバーカードの安全性について、健康保険証として利用する場合の安全対策ということでお聞かせいただきたいと思います。今国会中にだいた法律のほうも整備、でもまだ法律のほうが進んでいないのかなというふうな感じもいたします。だいた全国でも人為的なミス等出ている中、なかなかはっきりしたことが言えないというような状況でもあると思いますが、今現在分かる範囲で結構です。お知らせいただきたいなというふうに思います。

大きな3番目、学校給食費の完全無償化について、小さな1点目、全国における給食費の無償化の実施状況、また既に実施を予定している市町村についてお聞かせいただきたいと思います。併せて県内市町村の給食費の状況、国・県の動向が分かればお聞かせいただきたいというふうに思います。

2回目以降は質問席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課からは、1の新型コロナウイルス感染症について、初めに（1）の5類移行後の主な変更点といたしましては、これまでは国からの協力要請や業種別ガイドラインに沿って対策を行ってまいりましたが、現在は個人や事業者の自主的な感染対策へと移行しており、感染者及び濃厚接触者の外出自粛要請がなくなるなど、コロナを取り巻く状況は大きく変化しております。

このような中で、市の対応といたしましては、季節性のインフルエンザと同様となっておりませんが、ワクチン接種は引き続き令和6年3月31日までの無料接種が決定しております。現在、協力医療機関での個別接種と海上庁舎での集団接種を実施しております。

医療機関における対応としましては、発熱等の外来受診については、これまでの県で登録された医療機関での発熱外来のみの診察から、基本的に全ての医療機関で診察できるよう移行しています。また、これまで公費負担により無料であったコロナによる外来や入院の医療費につきましては、原則保険診療となりました。

次に、県による感染者の情報につきましては、毎日の公表から県の指定する医療機関からの報告による定点観測値を週に1度公表することとなっております、市のホームページか

らも閲覧することができるようになっております。

学校における対応につきましては、県教育委員会作成の千葉県新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインが廃止となり、コロナが流行する以前に日常生活において行われてきた対応を基本とするということとなっております。

次に、（２）の春開始接種の接種状況ということでございます。春開始接種は５月８日から８月３１日の期間で、重症化リスクの高い６５歳以上の高齢者及び基礎疾患のある方、医療従事者などを対象に実施しております。本市では、５月９日から市内八つの医療機関で個別接種を開始しておりまして、集団接種につきましても、６月９日から７月３０日までの２６日間、海上庁舎を会場に実施しているところです。

対象者への通知は、前回接種日の早い方から順に発送し、５月中に完了しております。接種予約はインターネット及びコールセンターで対応しており、大きな混雑もなく順調に手続きが進められております。予約及び接種の状況ですが、６月１０日現在、６５歳以上で予約の済んでいる方は８,０６６人、予約率４２.５％、うち接種が済んでいる方は１,７４３人で、接種率９.２％となっております。

また、秋接種につきましては、初回接種が済んでいる５歳以上の全ての方が対象ということになりまして、接種は９月以降の実施を予定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは、２の（１）についてお答えします。

マイナンバーカードの主なメリットとしましては、健康保険証としての利用や各種証明書のコンビニ交付、児童手当等のオンラインによる届出、申請ができるという点があります。

今後どのようなことに使えるのかですが、国はマイナンバーカードの本人確認、証明機能を生まれてから亡くなるまで全国民が活用できる国民インフラとして普及させるとともに、施策を総動員して利活用拡大と利便性の向上を図るとしております。

利活用の例としましては、学生証、運転免許証、公共施設の会員証としての活用、行政機関での書かない窓口での活用、災害時避難所や選挙投票所の入場受付における活用などが挙げられております。また、民間での利活用としましては、電子商品券や地域通貨などが想定されております。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課からは、2番の（2）マイナンバーカードと住民基本台帳カードとの違いについて回答をさせていただきます。

住民基本台帳カードとの違いですが、住民基本台帳カードについては、平成28年1月からマイナンバーカードの発行が開始されたことに伴い、現在新規の発行はされておられません。お持ちの住民基本台帳カードについては、有効期限内であれば身分証明書として利用できます。

マイナンバーカードについては、対面での身分証明書としての機能に加えて、オンラインでも安全、確実に本人確認の手段として用いることができるほか、スマートフォン等から各種行政手続きが可能であり、デジタル社会の基盤となるツールとして、住民基本台帳カードに比べ、利用機会が大きく増えております。今後も利活用の拡大が見込まれております。

市では、できるだけ多くの市民の方にマイナンバーカードを保有してもらえよう、利便性、安全性など、積極的に周知啓発を行い、交付率の向上に努めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 保険年金課からは、大きな項目2、効率的・効果的な行政運営についてのうち、（3）マイナンバーカードの安全性についてご回答いたします。

議員からもありましたとおり、マイナンバーカードにつきましてはひもづけ等のミス等の報道がかなりございました。その中で、私のほう、現在使用されています紙の被保険者証におきましての状況について説明させていただきます。

現在使用されています国保、後期高齢者医療におきまして、被保険者証について成り済まし等による不正利用について報告は受けておりませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 大きな3番目の学校給食費の完全無償化についてですが、全国の様子は全ては把握しておりませんので、県内の状況でお答えします。

県内市町村の学校給食費無償化に関する状況につきましては、完全無償化を実施している市町村が11団体、第2子半額で第3子以降を無償化している、または小学6年生と中学3年生を無償化しているなど、一部無償化している市町村が8団体、第3子以降無償化を実施している団体が旭市を含む34団体となっております。

また、国・県の動向ですが、千葉県では令和5年1月より都道府県単位で初の取り組みと

なる公立小中学校などの学校給食費について、第3子以降の無償化を実施する市町村に対し、学校給食費無償化支援事業費補助金、補助率2分の1として補助金を交付しております。また、国においては、異次元の少子化対策の中で小・中学校の給食費無償化についても検討されているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

再質問いたします。

例えば、市の窓口の対応、マスクの対応だとか、旭中央病院、これはもちろん病院ですんで、患者もスタッフも全てマスクをしていると思うんですが、あと学校に関してはこれから熱中症の関係もあるということで、どのような議論がされたのか、おのおのお聞かせいただきたいなというふうに考えます。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、市役所での職員の対応ということでお答えいたします。

職員における感染症対策についてですけれども、マスクの着用についてはあくまでも個人の判断ということとしております。しかしながら、窓口での対面での対応や高齢の方などと接する場合は、所属長の判断により、着用を推奨することとしております。

それで、5類になりましたが、接客用カウンターにあるアクリルパネルのパーティションについては、防犯面等も考慮し、引き続き設置しておる状況です。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校の対応についてお答えいたします。

学校における対策の変更点といたしましては、児童・生徒が登校前に行っていた健康観察チェックのうち、体温チェックは不要とし、スクールメール等により配信していた感染者等の発生メールを5月7日をもって終了しております。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止期間につきましても、発症した翌日から5日間かつ症状が軽快した後1日を経過するまでとしております。

学校におけるマスク着用の考え方につきましては、5月19日付の県教育委員会の通知において、マスクの着用は原則として不要なんですけど、ただし個人の判断を尊重し、配慮するこ

とが示されておりますので、本市の小・中学校におきましてもこれに準じて対応しております。

なお、熱中症予防としてですが、体育や運動部活動についてはマスクを外すように改めて通知をしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、旭中央病院の対応になります。

5類移行後も、患者などに対しての院内でのマスク着用のお願いや手指消毒、検温、入院患者のお見舞いの制限など、基本的対応は変わっておりません。職員につきましても移行前のマスク着用ルールを引き続き実施しております。発熱患者につきましてもはかぜ外来を設置し、診療を行っていましたが、移行後はこれを廃止し、内科外来で診療を行っております。

また、医療圏内の医療提供体制の強化を図るため、保健所と連携し、香取海匝保健医療圏の医療機関に対し、患者を積極的に受け入れてもらえるよう働きかけを行うとともに、これまでコロナ患者の診療を行っていなかった医療機関へウェブ勉強会を開催する等の支援を行っているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

たしか二、三日前ですか、政府のほう、尾身委員長の第9波の始まりだというふうな話もありました。その中で、今後市の対応、例えば柔軟な考えををするとか、その辺のところをお聞かせいただければありがたいなというふうに考えています。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、今後の対応ということでございます。

5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類へ引き下げられ、同日、旭市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の対応について協議をいたしました。社会活動については、法律に基づき行政が様々な要請をする仕組みから、自主的な取り組みを基本としたものになっております。このような中で、市としましても、基本的な感染症対策は続けながら、個人や事業者の皆様の社会活動、経済活動がより活性化するよう、関係機関と連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

（2）に移りたいと思います。

秋接種以降の準備ということで、接種券のほうのうちなんかにも届いております。だいぶ先の接種券だということもあって、しまい忘れないようにというふうな形ですが、今準備のほうはどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 先ほど少し申し上げましたけれども、秋開始接種につきましては、初回接種が済んでいる5歳以上の方、全ての方が対象となりまして、接種は9月以降の実施を目指して今準備をしているところです。春開始接種で接種が済んでいる65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方などは、秋開始接種においても再度接種することができるとなっております。

また、費用についても、引き続き全ての方が個人負担なく接種を受けることができます。

そのほか、使用するワクチンなど、詳細につきましては現在国のほうで協議を行っているところです。

市では、秋開始接種に向けて、今後の国の動向を注視しながら、接種期間や予算を含めた接種体制の確保など、準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

まずは再々質問で、今年度は無料ということで、令和6年度以降この予防接種が必要だということになったときに、市として助成するつもりはあるのか、その辺のところも併せてお聞きしたいなというふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 令和6年度のワクチン接種につきましては、現状では国からの指示や情報提供はなく、接種費用や、接種対象者及び使用されるワクチンなど、全てが未定となっております。接種費用については、令和5年度まで全額公費負担による接種が決定しておりますけれども、令和6年度からは自己負担が発生することも想定されております。

仮に自己負担が生じた場合には、市が現在行っているインフルエンザ予防接種費用の助成と同様に、重症化リスクの高い方などを対象としたコロナワクチン接種費用のほうの助成を検討してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） そのワクチンなんですが、基本的にどのくらいの額になりそうですか。ちょっとお聞かせいただきたい。分かる範囲で結構です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 新型コロナの予防接種の費用ということで、こちらのほうは報道によるものですが、約9,600円かかるというふうに聞いております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） 結構高いなというイメージですね。

コロナについては以上で、次に大きな2番目に移っていきいたいなというふうに思います。

このマイナンバーカード、私もやったことはあるんですが、コンビニでのいろんな証明書の交付ということで、今コンビニ交付というのはパーセンテージ的にどのくらいあるでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で発行された証明書の発行割合について、令和4年度の実績で申し上げます。

大きく分けまして、住民票関係、印鑑登録証明書、戸籍関係の3種類の証明書の窓口分も含めた発行枚数全体の実績は5万2,762枚となっております。そのうち、コンビニエンスストア等でマイナンバーカードを利用して発行された枚数は5,572枚で、割合といたしましては10.6%でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） まだ少ないというか、周知ができていないのかなというふうな感じがいたします。

それでは、（2）番に移りたいと思いますが、先ほどちょっと聞き忘れたんですが、このマイナンバーカードの交付率、今直近ではどのくらいになるでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） マイナンバーカードの直近の交付率ですけれども、令和5年4月末現在で申し上げます。交付率ですが、65.6%となっております。申請率では73.7%となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

まだまだこのマイナンバーカード、市民の皆さん分からない点たくさんあると思うんです。私どもも聞いていて、どこまで聞けるものなのかというのもあるんで、徐々に、分かり次第いろんなところでお知らせいただければありがたいのかなというふうに考えています。

それでは、（3）番に移りたいと思います。

今度は安全性です。来年度以降このマイナンバーカードが今度健康保険証になると。紙の証明書は出してくれるということですが、たしかお聞きしたんですが、マイナンバーカードを発行している人に対しては証明書は出ないというふうに聞いております。

また、この証明書なんですけど、プッシュ型で行うのか、例えば自分で申請するのか、これ申請するなら毎年大変なことですよ。その辺のところについてお聞きかせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、紙の被保険者証が廃止された後のマイナンバーカードを持たない方への対応というようなご質問でございましょうが、これについてご回答させていただきます。

令和6年度秋の健康保険証廃止に伴い、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況の方には、本人からの申請に基づき、各保険者から資格確認書が書面または電磁的方法により提供されます。資格確認書が必要とされる事情は様々なケースが想定されます。例えば、マイナンバーカードの紛失や更新中の場合、介護が必要な高齢者や子どもなど、マイナンバーカードを取得していない場合、また介護者や第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する場合などが想定されますが、本人申請以外に代理申請や職権での交付も可能となっております。

具体的な運用につきましてはこれからとなりますが、継続して必要な保険診療が受けられるように適切に準備、対応していくとともに、国保等の被保険者へ周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(発言する人あり)

○保険年金課長（高野 久） マイナンバーカード発行者につきましては、現在のところ、申請方式によりまして資格確認書を発行することも可能ということで聞き及んでおりますが、詳細につきましてはまだ出ておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） このカード、有効期限たしか10年でしたっけ。例えばそれに写真つきで出ていますよね。これ、幼児も写真つきで出ているということなんですが、その辺のところの確認というのはどのように取るのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 被保険者証として使用する際の幼児についての対応ということですが、幼児など、本人が窓口で本人確認を行うことが難しい場合や、成長して顔写真などでの整合性が取れない場合は、親などの代理人が暗証番号入力することで本人確認をすることができるということになってございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） そうすると、基本的にはもう成り済ましはないということで、使ってみなくちゃ間違っているか間違っていないか、ひもづけなんかも分からないんですよね。その辺も含めてどうなのでしょう。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 成り済まし対策の概要ということでございますが、その前にマイナンバーカードの更新につきましてでございますが、基本的に5年、あと顔の変更につきましては5年でございます、10年でまた切替えになりますので、5年、10年という形になります。

戻りまして、成り済まし対策の概要につきましては、マイナンバーカードを被保険者証と

して利用する場合、医療機関や薬局の窓口において、顔認証または4桁の暗証番号により本人を確認するため、安全性が担保されているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

このマイナンバーカード、まだまだ分からないことばかりなんで、このほうも交付のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、学校給食のほうに入っていきたいなというふうに思います。

現在の給食費の状況、月額、年間保護者の負担額、第3子以降を無償化している現在の市の負担額、これまでの検討結果などお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 本市の学校給食費の月額ですが、小学生で4,190円、中学生で4,720円となっております。年間の負担額としましては、小学生で4万6,090円、中学生で5万1,920円となっております。

第3子以降の給食費を無償化している現在の市の負担額ということですが、学校給食費無償化の取り組みとして平成29年度から第3子以降の学校給食費について無償化をしております。令和5年1月からはさらに対象者を拡充し、第3子無償化に係る市の負担額は約3,100万円で、そのうち県補助金、補助率の2分の1を受けております。

また、これまでの検討状況ということですが、近年学校給食費を無償化する自治体は増えてきておりまして、本市におきましても無償化している自治体の財政規模や財源対策などの状況を調査するとともに、本市で完全無償化した場合の財政負担、第2子以降を無償化した場合の財政負担など、様々な財政負担のシミュレーションをしながら実施について検討を重ねております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） 今回は、コロナの交付金で今年度は無料ということになりました。この無償化にするための財源、これも大事だと思うんですね。たしか私が議員になったときに旭市の財政調整基金は22億円しかありませんでした。前市長の代に約70億円財政調整基金

を積み上げてきたのかなと、将来のためにというふうなことで、今給食費の無償化をやっている自治体、これは財政調整基金というか貯金を崩してやっているところはどこにもないということなんです、一つは。ほかの財源、例えばふるさと納税だとか、いろんなものでそっちを回していたり、例えば新規事業を全くカットする、またマイナスシーリングをかけるなど、いろんなものでやっていると思うんです。

また、逆に、今給食費の滞納者というのはそれほど多くないと聞いております。多分、ご父兄の中でも給食に対してのご理解、大分いただいているのかなと私は個人的には思います。であれば、旭市は食の宝庫だと言われております。給食の充実、例えば全国に先駆けて旭市の給食が素晴らしいんだよと、子どもたちが給食の時間楽しみにしているんだと、そういった給食を提供する。カロリーベースではなく、見た目にも素晴らしい給食を提供すると、そういうことも大事ではないかなというふうに考えております。いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 飯嶋議員おっしゃるように、旭市の給食費の滞納というのはあまりない状況でございます。徴収率で、現年度分で99%弱、98.何%だったかと記憶しております。旭市は食の宝庫ということでございますので、給食の充実ということで、担当栄養教諭が工夫を凝らしながら、子どもたちにおいしく食べていただけるように工夫をしながら給食を作っております。そのPRとしては、フェイスブックなどで給食をこんな感じで作っているというところを写真つきで皆様にお知らせしているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

現在、例えば給食費を負担していつている世代でも、あっという間に給食費を負担する世代になると思うんです。もう8か月あります。その内容を十分精査して行っていただきたいなというふうに思います。でも、その中でもこの給食費の無償化というのは市長の公約でもあります。市長の慎重なお考えをお聞かせいただきたい。それで一般質問を閉じたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 学校給食につきましては、旭市に限らず、多くの市町村が独自の基準

や要件を設けて給食費や食材への補助を実施し、保護者負担の軽減に努めております。本市でも、食材費高騰による影響額を市の財源で賄っている現状がありますが、事業の継続には財政的負担が大きく、各市町村の財政状況等によって格差が生じています。

学校給食費の無償化につきましては、国が国の責任において実施すべきものと考えております。国の制度として確立するまでの間、県が取り組まれるよう、千葉県市長会からも千葉県に対して要望書を提出しているところでございます。また、千葉県においても、本年1月より多子世帯への給食費無償化実施市町村に対し補助金を交付するとともに、国に新たな補助制度の創設について要望しております。

そのような中で、本市における学校給食費の無償化につきましては、物価高騰が続く中、保護者の負担軽減を図ることが子育て支援策として有効であると考えております。今年度につきましては、小・中学校に就学する児童・生徒、その保護者へのさらなる支援として、議員おっしゃったように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本年7月分からの学校給食費を無償化する補正予算案を本議会に提案させていただいているところでございます。

令和6年度以降の学校給食の無償化につきましては、国・県へ引き続き働きかけるとともに、旭市独自としては、完全無償化のほか、第2子以降の無償化または対象学年を絞った無償化など、他の手法も考えられますので、給食費無償化の拡大に向け、前向きに検討並びに準備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） 前向きな検討をお願いいたしまして、一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

飯嶋正利議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 入梅の候、いかがお過ごしでしょうか。議席番号7番、永井孝佳、44歳。

一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。本日は、4項目、6点について質問させていただきたいと思っております。

まず、1 番目の質問、協働の促進について。

先ほど常世田議員も全く同じ質問があったんですけれども、丸かぶりしてしまいました。常世田議員からは前向きな質問がございましたので、私からは後ろ向きな視点で質問をさせていただきたいと思います。

(1) 番、区の在り方についてなんですけれども、令和3年度の第2回定例会でも同じ質問をさせていただきました。そのときに、区の加入率が、平成29年度が62.1%、令和3年度が59.4%と年々減少していることが分かったんですね。それに加えて高齢化が進んでいることもあり、区の存続が厳しいという声がたくさん聞こえてきます。

そこで、最初の質問になるんですけれども、規模の小さな区はどの程度あるのでしょうか。それとあと、役員がいなかったり運営が厳しいなどの相談などありましたら伺いたいと思います。

続きまして、(2) 区に加入している世帯だけが負担している費用があります。例えば、消防団の協力金とか、あとは社会福祉協議会の寄附金とか日本赤十字社の寄附金、あとは歳末たすけあい募金とか、あと赤い羽根募金とか、あとは防犯灯の電気代とか、そういったものがいろいろあるんですけれども、行政は関係ないんですけれども、あと神社の維持費とか、そういうのも区単位で納めているところが多いと思うんですけれども、こういった区に入った人だけが負担する費用が不公平感につながっているんですけれども、市として何か解消策がないか伺いたいと思います。

では、次、2 項目め、学校教育の充実について。

ある小学校で産休の教員が出て、本当は代わりに新しい教員が来る予定だったんですけれども、結局1年間来なかったという事案があります。そのときは教務主任とか教頭先生がその教室に入って、1年間何とか穴埋めをしたんですけれども、本来教務主任とか、教頭先生がやる仕事というのがありますので、その分ほかの先生に負担がいたり、あとは子どもたちと向き合う時間が削られたりしていくと思うんですね。

そこで、最初の質問なんですけれども、全国的に公立の教員の数が不足していると耳にしていますけれども、その理由をお伺いしたいと思います。

では、3 番目、消防組織体制の充実について。

令和5年度の第1回の定例会で、消防職員の条例定数が121人から120人に減らされました。ちょっと心配だったので総務課の職員にお伺いしたところ大丈夫ですという回答だったんですけれども、消防職員の現場の中からちょっと厳しいときもあると、そういう声もいただき

ました。ということで人手が現場では足りていないという声もあるんですけれども、そこでまず消防職員の勤務体制と有給休暇の取得状況をお伺いしたいと思います。

では、大きな4番目として、漁港エリアの有効活用について。

漁港エリア、漁協のほうからみなと公園の間にたくさん草が生えているエリアとかごみがあるエリアがあるんですね。全体的に汚いんですけれども、海匠漁協の建物とみなと公園の間ぐらいに使わなくなった船が陸に上げられていて、網があって、そこにいろんな大小なごみが積み上げられているんですね。それがしばらく解消されていない状態が続いております。これは本当に悲しいんですけれども、旅行者からお話を伺って、今まで見た漁港で一番汚いって言われちゃって、それはちょっともうこれは悔しいなと、この状態を何とか是正したいなと感じております。

そこで、このごみとかこのエリアはどこの管轄かをまず最初に聞きたいと思います。

以上、4点、6項目になります。

すみません、一つ忘れていました。（2）番がありました。

あとは、このエリアの空き地は県有地が多いんですけれども、このままにしていけるのはもったいないと思います。この土地の利用規制などありましたらそちらもお伺いしたいと思います。

以上、6点ですね。1回目の質問、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 総務課からは、大きな1点目、協働の促進について、（1）、（2）について回答いたします。

まず、小さな区がどれくらいあるかということですが、現在市内の行政区の数は147区ございます。そのほかに自治会と称される区に準ずるようなものが8団体ございます。規模の小さな区ですが、50世帯未満の区というのが全体で47区あります。また、自治会では8団体のうち7団体が50世帯未満となっております。

それと、役員がいらないというような相談があるかということなんですが、区の役員そのものは何となく回り番のような形で回しているところが多いと思いますので、それは大丈夫なんですけれども、例えば各区から出していただいている防犯指導員ですとか、そういったものが受けてもらえないので、ちょっと出せないというような形になってしまっている区もございます。改めて相談というようなことはないですけれども。

それと、（２）のほうの加入世帯と未加入世帯との不公平感の解消ということですが、区への加入、未加入で生じる不公平感があることは市としても認識しております。しかしながら、区や自治会の役割は、地域に住む人たちが自主的に結成し、地域の課題や問題の解決に取り組み、互いに助け合いながら住みよいまちづくりを目指して活動していくというところにあると思います。地域の消防団や防犯活動などもその一つではないかと考えます。

したがって、未加入世帯は、区の役割や活動をご理解いただくよう、区として努力していただきまして、加入に結びつくことが不公平感の解消につながるものだと思っております。市としましても、より分かりやすいパンフレットを作成するなど、区の加入促進活動のサポートを継続してまいりたいと考えてございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、大きな２番目の学校教育の充実についてお答えいたします。

（１）教員不足や教員の成り手不足についてでございますが、全国的に教員や育休代替等の教員が不足しているとの報道がされておりますが、本市におきましても代替教員が未配置であった事例を把握しております。

文部科学省の調査によりますと、教員不足の理由として、産休、育休取得者数の増加、特別支援学級数の増加、病休者数の増加等により、当初の見込みよりも臨時的任用教員が必要になったとされております。また、臨時的任用教員として勤務していた教員が正規採用となったことや、臨時的任用教員の成り手がほかの学校や民間企業等に就職したことなども成り手不足の要因として挙げられております。代替教員の未配置の解消に向けましては、教員等の任用を所管する県教育委員会のほうへ引き続き働きかけてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、３、消防組織体制の充実について、（１）について回答させていただきます。

消防職員の労働環境につきましては、現在の消防職員の勤務体制等についてお答えさせていただきます。

消防職員の条例定数は120名でございます。内訳としまして、消防本部職員が25名で、日勤者20名、交代勤務者が5名となります。消防署職員が95名で、日勤者1名、交代勤務者が94名となります。交代勤務者94名の内訳としましては、本署が40名、海上、飯岡、干潟各分

署が18名体制で、3分署で54名となります。本署、各分署はそれぞれ3部制となっており、1回の勤務人員につきましては、本署は13から14名、各分署につきましては6名で、各部24時間勤務でございます。

消防職員の有給休暇の取得状況につきましては、平均として、令和元年度10日、令和2年度9.1日、令和3年度7.9日でございます。市職員につきましては、平均として、令和元年度7.6日、令和2年度9.2日、令和3年度8.6日でございます。消防職員の勤務体制別取得内訳としましては、日勤者、交代勤務者で大きな差はございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、大きな項目の4番、漁港エリアの有効活用についての部分の（1）番、漁港エリアの環境美化の関係です。

みなと公園から漁港までの間、かなりごみが散乱されているところで、最初のご質問、管轄はどこかというご質問だったと思います。管轄につきましては、その部分、そこにつきましては千葉県管理区域となります。具体的には、県の銚子漁港事務所、こちらが管轄している区分になると思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課からは、4の（2）について回答します。

まず、今農水産課長のほうから回答ありましたが、飯岡漁港ですけれども、こちら県の銚子漁港事務所が管理しておりまして、漁港自体は利用範囲が地元の漁業を主とするものとした第1種漁港というものに指定されております。

水面や陸地、堤防などを含む漁港エリアにつきましては、漁港漁場整備法の規定に基づきまして、漁業者をはじめとする水産関係者が水産物の生産、流通、加工の拠点、また漁船係留などに利用しております。平成31年4月に水産庁が漁港施設に関する利用規制を緩和してからは、漁業者の所得向上や新たな雇用創出を実現するために、水産物の直売所などの交流の場や陸上養殖の場としての利用が可能となっています。

以上です。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） では、再質問をさせていただきます。

小さい団体も47区とかあって、役員の選出方法とかは相談がないということでしたが、常世田議員の先ほどの一般質問にもございましたけれども、役員の成り手がいないとか、4年間続けてやっているとか、同じ人が何回もやっているとか、そういう実情もあると思います。それと、課長がおっしゃられたように、様々な、市からお願いしているような交通安全指導員とか、あとは青少年相談員とか、そういった役職を選ぶのも大変だという話は聞いております。

それで、70歳で若手と言われるような区もあるそうなんですけれども、あとは年金生活者がほとんどの区もあって、区費を集めるのも厳しいという声も聞きます。大きな区であれば若手が多少はいるので、そこで何とか回したりしてやっていけるんですけれども、年寄りだけの区だと、もうどうにもならないという悲鳴も聞いております。

そこで合併なんかを考えている区もあるんですけれども、再質問なんですけれども、市内で合併した区は今までありますかという質問と、あとは、合併をしたいとかいう区があった場合、市でガイドラインとかいうか、何か相談に乗っていただけるようなシステムとかいうか、支援はしていただけるかというのでも聞きたいんですけれども、合併といっても規約があったり、あとは区費が違ったり、あとはそれぞれの文化が違ったりで、すり合わせる結構あると思うんですね。

区長は1年ごとに替わってしまったり、そんなに意欲的な方が必ずしもではないので、その区長任せだと合併というのは難しいと思うので、行政のほうでサポートしていただけないかなとか、そういう趣旨です。ということでお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、まず隣接区との統合再編が今まであったかということですから、平成17年度の合併以降、統合された区はございません。

それと、相談があった場合どうなのかということなんですけれども、実際に幾つかの区から統合等に関してのご相談は受けております。その相談につきましても、具体的な統合に向けての相談ということではなく、ここ数年、やはり永井議員おっしゃったように、規模の小さな区から存続に向けての相談ということで受けている状況です。

それと、ガイドラインというお話がございました。例えば区の統合に関しましては、両区民の合意があって初めて動き出すということであると思います。その中で、ガイドラインということよりは、例えば先ほどの規約ですとか区費の調整ですとか、そういったところでは行政のほうからアドバイスなり、あるいは、実際にはこういう規約にしたらどうですかとかいうのは、具体的にもし統合の機運が高まって、さあ統合しますよ、事務的に必要なものがこれだけありますよということになれば、当然に統合に向けてのアドバイスを行っていきける状況ではあります。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。

過去には、そういう統合というのはなかったそうなんですけれども、これから徐々に高齢化が進んでいくし、世帯数も減っていくと思われますので、これから、もしかしたらそういう統合という流れが、区のほうから要望があるかもしれませんので、その際にはぜひ、先ほどおっしゃられたような支援体制をよろしくお願いいたします。

このまま動ける人材がいなくなってしまうからでは、統合もままならなくなってしまうと思うんですね。ですので、そうなる前に、各区には統合なり体制を変えるなりしていただきたいと思うんですけれども、ここで再々質問になるんですけれども、合併に関する補助金とか支援金などがある自治体もあるようです。

例えば、滋賀県の長浜市、鹿児島県の曾於市、福井県の福井市などは、統合に当たっての補助金とか支援金、例えば合併したときに生じる備品とかの補助金だったり、あとは区民館を直す修繕費、もしくは二つある区民館を一つ解体するとか、そういった合併に当たって係る費用に対する、支援とか補助金とかある場合もあるようなんですけれども、その辺に関してご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 合併に際しての補助金ということに限った話ではないんですが、現

在もう、市では区等の自主的活動を支援するために、各種事業ごとに補助金を設けております。それには永井議員のおっしゃった集会施設の建設等ですとか修繕の費用の補助、あるいはゴミステーションを設置する際の補助ですとか、区の祭り用備品の購入への補助を現在も行っています。

ですから、例えば備品の購入とかはちょっと賄えないかもしれませんが、区民館の修繕ですとか、そういったことには現在も対応できておりますので、それを使っていいただければと思っています。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そうですね。もう現在あるようなそういう事業、そういうのを活用して統合に使えればと思います。そういう情報も、もちろん区長などは分からないと思いますので、もしそういう相談などがありましたらそういう情報も教えていただき、サポートをお願いしたいと思います。

では、（2）番のほうに移りたいと思います。

不公平感があるけれども、任意団体ということで、そんなに是正する解消策はなかなか難しいということ、区で努力していただきたいというご回答だったと思うんですけども、ちょっとこれ通告していないので回答はいいんですけども、消防団の協力費なんかは、今までは消防団が自ら一軒一軒回って協力金をもらうことができたんですけども、最近は消防団が非常勤の公務員ということで、寄附金をもらうのが法的にちょっとよくないんじゃないかということで禁止というか、総務課のほうでお達しがあったと思うんですよ。

それで、区で今は頂く形になっていて、区に入っていない人は納めなくていい、区に入っている人は消防協力金を払うみたいな状況にもなっていて、それも不公平感の一つなのかなと感じております。

ただ、その辺はいろいろ関連がありますので、今回はそこは聞きませんが、例えば防犯灯のほうなんですけれども、こちら区から要望があれば防犯灯を行政のほうで立てていただけると。その後に、電気代は区で払ってくださいということなんですけれども、防犯灯は区に入っていない人ももちろん便利になるわけですし、区に入っている人だけが払うのはどうなのかなと思うんですよ。その辺に対して、防犯灯だけでも何とかならないのかなと思っちゃうんですけども、その辺のご見解をよろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） ご質問の趣旨は、防犯灯の電気料金を何とか、例えば市で持っていないとかそういうようなことだと思います。

防犯灯は、1市3町ともだいたいそのような形でやってきたと思うんですが、設置は市、あるいは当時の町で行って、電気料金については区のほうで、これずっと続くわけですので、お支払いいただくというふうにしております。

防犯灯の設置の場合にも、区長を通じて要望を出していただくということになっておりますので、このやり方を変えて電気料金を全て持つというのは、ちょっと、すみません、検討しにくいところですので、ご了解願いたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 電気代を市が持つというのはちょっと、その流れから難しいのかなと思います。ただ、区の運営が厳しいというのが現実的にありまして、そうしますと区としては各種寄附金というのが結構多いと思うんですよね。先ほども言いましたけれども、社会福祉協議会とか日本赤十字社とか、あとは各種募金ですね。そういうのというのはたしか任意なんですけれども、世帯数掛ける800円とか、世帯数掛ける400円とか、半ば、何ていうんですかね、請求書のように来るんですよね。

それで、先ほど言いましたけれども、区長は1年とかそういう回り番でやっているので、前例踏襲で、去年も払ったから同じ額を今年も払うと。よほどの変わり者でなかったら、俺はこんな寄附金なんか払わないよと言えないんですね。

ですので、ここでちょっと確認したいんですけれども、再々質問としまして、区の運営が厳しい場合は、各種寄附金を減額、あるいは払えないという状況でも仕方ないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 赤い羽根共同募金などに代表されます寄附金につきましては、金額の目安をお示ししていると思います。これに対して半ば請求書のような形に受けしてしまうというのは、それは仕方がないことかとは思いますが、あくまでもこの募金は任意です。

募金や寄附の行動は社会貢献活動の一つでもありますので、区としての積極的な参画をお願いしているものです。こういった募金に対しましては、区民の総意での対応ということに

なると認識しておりますので、その趣旨をご理解いただきながら引き続きご協力をお願いしたいと思いますが、区の財政状況等によっては、区の総意をもってということですが、ちょっと今年はこれくらいで勘弁してくれないかとかいうのは、ちょっと言葉が悪いですが、そういったことも考えられると思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そうですね。社会福祉協議会も日本赤十字社も、歳末たすけあいも赤い羽根募金も、全部大切なものだと思います。できる限り協力はしていきたいと思いますが、もう年金暮らしで区費を上げるのはきついよと、そういうことであれば、減額もやむを得ないというような認識をさせていただきました。

冒頭で申し上げたとおり加入数は減少し続けております。今59%とか58%ぐらいだと思うんですが、これが例えば50%を切ったとなると、負担している人より負担していない人が多くなります。そうすると、もう加速度的に45%、40%、30%となってしまうと思うんですね。そうなるともう破綻だと思うんですよ。負担するほうが少なくなったら厳しい、その団体は、と思いますので、区に入ったほうが得だよと思えるような施策が必要だと思うんですね。

例えば子ども会に対して、何か補助金を頂くとか、老人会に対して補助金を頂くとか形はどうでもいいんですが、そういった区に対する支援金みたいなものというのは、拡充もしくは新たにをつくっていただけることというのは難しいんでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 現在の状況を申し上げます。各区には回覧板等の行政連絡事務をお願いしているところですが、これに対して委託料という形で各区にお支払いは、現在もしております。

委託料ですが、算定の基準としましては、基本額が区においては8万円、プラス900円掛ける区の加入世帯数ということになっております。ということになりますので、実質的には、小さい区のほうが恩恵にあずかっているということになります。そういった制度であるんですが、これらについての例えば増額ですとかそういったことについては、区長会等の意見も聞きながら、検討の材料としていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 前向きなご回答ありがとうございます。区長会などの意見を聞きながら、持続可能な区の在り方のご検討をよろしくお願いいたします。

では、大きな2番の学校教育の充実について、質問を移らせていただきます。

様々な理由があったと思うんですけれども、私としては、教員の数、絶対数が足りていないのかなと感じております。成り手不足の原因なんですけれども、長時間残業とか時間外手当とか、給特法と言われる、教師は残業代がつかないんですよね。その代わりに、給料の4%相当が給与にプラスされるという形なんです。

例えば、新人で20万円の給料だった場合、4%だと8,000円とかになるんですけれども、それで働かせ放題、50時間でも100時間でも。その辺は管理職の方が止めたりはすると思うんですけれども、実際はそういう形になっております。

あとは、労働基準法で定められている1時間の、例えば休憩時間のこれも結構あやふやになっていると思います。1時間も寝転がっていいよという時間は教師にはまずないと思うんですよね。結局そういう休みの時間ですよと取ってあっても、その時間も何らかの作業はされていると思われます。

給食なんか一緒に食べていても、小学校の教師なんかは、給食時間はもう休憩時間でないと思うので、誰かが牛乳をこぼしたとか、片づけるお手伝いをしたりとかそういうのもあるので、休憩もあやふやな感じだと思います。

持ち帰り残業なんかもあると思うんですよね。結局学校でやれない分は家に持って帰って、丸つけしたりとか、次の授業の準備をしたりとかそういうものもあるので、実際の調査の50時間とかよりもさらに残業があるのかなと感じております。ある意味もうブラック企業みたいな感じなんですけれども、やりがいでやってる教師の皆さんに本当に頭が下がるんですけれども、ただやりがいでだけでは限界があると思います。

教員の労働環境を改善しないと教員不足は解消しないと思うんですけれども、その辺のご見解をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 現状の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法では、公立学校の教員は、議員おっしゃるように残業代が支給さ

れない代わりとして、基本給の４％分が教職調整額として上乗せ支給されていますが、この教職調整額の在り方につきまして、現在文部科学省の中央審議会で諮問されていることから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

市といたしましては、働き方改革実行委員会を組織して教育現場の声を聞くとともに、教員補助員の増員や学校校務のＩＣＴデジタル化など、学校における働き方改革に努めているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳） そうですね、いろいろ活動はされていると思います。国や県の動向が一番だと思うんですけども、市でできることは少ないかと思います。

ただ、教員の労働環境というのは喫緊の課題だと思います。残業を減らすには教員の数を増やすのが一番いいんですけども、生徒数の減少や予算などの観点から、県とか国は定員を増やそうとはしないと思います。あとは、先ほどおっしゃったように臨時の教員というのも減っているというか、臨時の教員を正規採用したりして、臨時の職員もなかなか雇いづらくなっている、そういう現状もあると思うんですけども、そこで、教員がやらなくてもよい仕事というのもあると思っていて、事務員とか、あと用務員ですね。そういう人たちが、教員が必ずしも担う必要がない業務を担えるんじゃないかなと思うんですけども、そういうのは、どういったものがあるかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教師の負担軽減の観点から文部科学省より、学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための３分類が示されております。

一つ目は、基本的には学校以外が担うべき業務としまして、登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応などが示されております。二つ目は、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務といたしましては、調査・統計等への回答等、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動などが示されております。三つ目は、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務といたしましては、給食時の対応、プリント等の印刷などの授業準備などが示されているところでございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳） そういった、学校の先生がやらなくてもいい仕事というのが多々あると

思うんですけれども、なかなかそれに事務員を増やしたり用務員を増やしたりというのは、予算の関係もあって難しいと思うんですね。それというのは、教師にやらせればそれ全部ただなんですよ。もう定額なのでという、この悪法ですよ、給特法。これがある限りなかなか進まないんじゃないかなと思います。

例えば、自民党案なんかだと給特法を10%にしようとかいうのがあるんですけれども、これを10%に変えたからといって残業代がちょっと増えるだけで、この働かせ放題というのは変わらないんですね。ですので、もう抜本的な残業代を全部出すと。そうすれば、国の試算で9,000億円ぐらにかかるといふんですけれども、国が持つのが3,000億円ということで、それだけお金を出すのだったら、新しく教員を採用したほうが良いという流れになって、残業が減っていくんじゃないかなと考えております。

これを変えるためには、先生が直接声を上げるというのは難しいと思うので、どこかが代わりに声を上げなければいけないということで、直接市の行政には関係ないんですけれどもちょっと今回取り上げさせていただきました。これを変えるために、ぜひ国にこの声を届けていただきたいと思うんですけれども、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 文部科学省では、教員の長時間労働や各地の学校での教員不足が問題となる中で、5月22日に中央審議会、文部科学省の諮問機関ですが、それに対しまして、教員の処遇改善、働き方改革、学校の体制充実の3点についての検討を諮問しております。今後、答申の形で具体策がまとめられる予定となっておりますので、今後も国の動向に注視してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今後とも、市でできることはぜひ前向きにご検討をお願いいたします。

文部科学省によりますと、2022年に鬱病などの精神疾患で休職した公立学校の教員は5,800人に上ると言われています。教員は、なかなか聖職者ということもあり声を上げられません。もっと給料を上げろとか残業を減らせと。子どもたちのためにはやってしまうんですね。ですので、これは教員の待遇改善の話ではありません。日本の教育が崩壊の危機にあると思っています。教員になる人が足りなくなるのも時間の問題です。これを皆さんに問題を共有していただき、声を上げていく最初の一步にさせていただきたいと思います。

では、次の3番目の消防組織体制の充実についてに質問を移らせていただきます。

最初の質問で、消防体制と有給休暇の取得状況を確認させていただきました。コロナウイルスの影響などもあるかもしれませんが、有給休暇の取得率が令和元年は10日ぐらい、令和2年は9日、令和3年は8日と、ちょっとだんだん減っているというのが気になるんですけれども、ある程度は取れているのかなと。市の職員と同じくらいは取れているということなんですけれども、多くはないんですけれども、年20日間あるので消化はできていないという形ですかね。

消防士は何か休みが多いとかいうイメージがあると思うんですけれども、24時間勤務で、とても激務だと思うんですよ。しかも勤務明けに非番日とかでも業務が入ることもあるということを知ったんですけれども、どのようなものがあるのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 交代勤務職員の勤務明け、非番日につきましては、各種訓練や消防水利、火災の原因調査などの各種調査、防火対象物への立入検査、また消防団の訓練指導、その他行事等への出向がございます。また、火災などの災害時や警報発令時等には、災害状況や気象状況により非常招集という形で、次の災害等に備えるため、本署、各分署等に招集を行います。非番日におけるこれらの業務は時間外勤務手当が支給されております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 24時間働いて非番日にも招集がかかるということで、とても大変な仕事だということが分かりました。そんな苛酷な労働状態の中なんですけれども、分署では5人で回している日もあると伺いました。5人で回す日はどのような感じなのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 分署の勤務につきましては、先ほど6名勤務と回答させていただきました。職員の急病や冠婚葬祭等、急遽休みが必要になった場合など、また消防学校入校などで長期研修がある場合などは、最低人員として5名勤務としております。

5名勤務の場合の出動体制は、火災出動は、水槽付きポンプ車3名、ポンプ車2名で出動します。PA連携といって消防車と救急車が同時に出動する場合には、救急車3名、水槽付きポンプ車2名で出動しております。5名勤務の場合、本署より分署へ移動勤務、また本署

で人員が不足する場合は本部より補充するなど、出動体制を維持しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 急病とか冠婚葬祭、長期の研修、あとは昨今ですと育休とか、そういったもので人員が減ってしまうということがあると思います。条例定数なんかではぎりぎりの数でやっているの、5名勤務が結構増えていると聞いております。

5名勤務ですと、先ほどおっしゃったように救急車と一緒に出る場合は、水槽付きポンプ車を2名で出動する場合があるということなんですけれども、私もちょっと消防団を18年ぐらい、まだ新人なんですけれどもやっぴいまして、ポンプ車とかは5人とか4人とかで出動するのが基本だと思っております。

2人で出ますと、筒先、水を出すところと消防車周りですね、水圧を上げたり下げたり、そこだけにかかってしまっ、あと不測の事態が起きても対応が難しいと思います。ですので、別の隊とか、あとは消防団とかと連携しながら、今運用されているんだと思うんですけれども、でも、消火活動の遅れや不測の事態への対応が難しくなることから、できれば避けたい状態かなと思っております。

4回目の質問になるんですけれども、これから定年延長で定年が65歳となっていきます。年配の職員の割合が増えていくと思うんですけれども、例えば交代勤務とか、年配の方はちょっと難しいというか体力的にどうなのかなとか、そういう心配があるんですけれども、消防体制への影響はないのか伺いたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 今年度より定年年齢が段階的に引き上げられ、令和13年度に定年年齢が65歳となります。また、定年延長とともに、役職定年制により60歳以降は管理職から離れることとなっております。

消防体制へ影響はないのかとのことにつきましては、計画的な職員採用、またベテラン職員の知識、技術、経験等を継承できるように適正な人員配置を行い、消防体制の強化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。現場の職員の皆様には、大変ありがとうございます。

ます。

ただ、行政の人数の削減が先行してしまっていて、現場が大変な思いをしているのかなという感じを受けました。国の指針とか予算の兼ね合いとかあると思うんですけども、節約するのは命のかかった現場ではないと思います。消防とか救急とか、これはその現場に必要な人数を置いてほしいとぜひ願っております。自分は素人ですので、現場の声を一番聞いていただいて、必要な人員を割いていただけるとありがたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では、4番目の漁港エリアの有効活用について質問を移らせていただきます。

管轄をお伺いしました。県ということですね。銚子漁港事務所があそこを管理するということになっていると思うんですけども、みなと公園は農水産課が管理している、とてもきれいに保っていると思います。

それで、網とか船がいっぱいあるんですけども、それは一時的というか、一番責任を負わなくちゃいけないのは出した本人、業者とかそれを捨てた個人ですね。それが責任を取るのが筋だとは思いますが、それが特定できなかったとか、いなかったとか、そうした場合に、そのままにして、ずっと10年、20年と放置していいわけではないと思うんですね。そこで行政、市として県に声をかけるなり何かできることはないのかというのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 漁港付近のごみの問題です。

まず管理の関係につきまして、漁港と海匝漁業協同組合のほう、そちらのほうに今の現状を、どういった感じで管理しているのかというのを事前に確認させていただきました。あそこら辺のごみは、そのほとんどがだいたいはポイ捨てというところの認識になっております。県の銚子漁港事務所に確認したところですが、月に1度、その付近のパトロールを実施しながら不法投棄の確認、それから対応を行っているというところですよ。

それから、必要に応じて廃棄物の撤去や交差点の角の見通しの悪い部分、そういったところの草刈りを実施していると聞いています。また、不法投棄の防止のための警告看板、こちらの増設についても現在検討しているという状況だと伺いました。それから、漁港を使用しています海匝漁業協同組合、こちらのほうにも確認したんですけども、年に2回程度、組合員による草刈り、それからごみの処理を行って、環境美化に努めているということで伺っ

ております。

市としてどのようなことができるのかというところなんですけれども、市としましては、その管轄が県ですね、実質的には県の銚子漁港事務所、こちらのほうと連携協力して、不法投棄について適切に対応してはいるところでございます。また、海匠漁業協同組合などからいろいろ要望があった場合につきましては、環境美化の一環として集められたごみの回収とか処分、それらについて協力しているところです。

今後も、千葉県や海匠漁業協同組合、そこら関係団体と連携しながら、不法投棄の防止対策、環境美化の推進に努めていきたいと、そういうふうに考えています。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 様々な対策を講じられているということで、ありがとうございます。

ただ、ごみというのは、ごみがあるとさらにごみが出るというか、その悪循環があるんですね。汚いところにはごみが集まってしまう。例えば、市役所の隣なんてきれいに整備されていて、ごみを捨てる人なんてあんまりいないと思うんですね。ですので、ぜひ一度きれいにして、それをそのまま続けられるようお願いしたいと思います。

あと、某旭市選出の県議のほうにその件をちょっと確認しましたところ、動いていると。船とか、そういう所有者にも連絡を取る段階にはなっているというのをお聞きしました。

では、（１）は以上です。

（２）このエリアの有効活用。県有地ということなんですけれども、自分の認識ですと、あそこは国の財源が入って整備したので、その用途以外は使えないという話を聞いたことがあるんですけれども、先ほど言った某旭市選出の県議と話をしていたら、国が今度「海業」という、国が推進している事業があるそうなんです。それは漁業だけではなくて、水産加工はもちろんマリンスポーツとか、釣りとか、あとはバーベキューとか、海にまつわるいろんな産業を混ぜて活性化していこうという事業があるそうです。

それが、今年は12の漁港がモデル地区に選ばれたそうなんですけれども、国はもっと、5年間で500件増やす目標を掲げているそうなんです。ということは、もう飯岡漁港も可能性があるんじゃないかなと感じているんですけれども、今のところいいんですけれども、そういったご予定とかございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 利用計画ということなんですけれども、まず管理をしております銚

子漁港事務所に確認をしました。県としましては、漁港用地の区画ごとに用途は決まっているものの、具体的な利用計画は現在ないというふうに伺っております。また市におきましても、道の駅を整備する際に、漁港エリアを飯岡地域の候補地の一つとして検討をしたことはあったんですけれども、現時点で具体的な構想等はございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 現時点ではそういう計画はないということなんですけれども、可能性はあると思います。海というのは観光の目玉にもなり得ると思いますので、逆に言えば、海沿い以外でなかなか観光地というのをを見つけるのが難しいのかなと。

旭市はいいところがいっぱいあるんですけれども、例えば旭市に来たお客様に、観光地はどこがありますかと聞かれたときに「い、飯岡灯台」みたいな、何かこう、それが目的になるような観光地がないように感じているんですね、すてきなところはいっぱいありますけれども。そういうところをぜひつくっていただきたいと思うんです。

この海業というのは、行政だけでも駄目だし、民間だけでも駄目だし、あと漁協の協力も必要ですし、地元の意見とかそういうのも必要だと思うんですね。ですので、ぜひ旭市にも、民間、漁協、周辺住民と力を合わせて取り組んでいただきたいと思うんですけれども、この辺のご見解を市長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 漁港施設の有効活用におきましては、地域の水産業や漁村の活性化に資することが求められることから、現状では活用は限られたものになると思います。

しかし、水産業は今、全国的に漁業者の減少や高齢化、水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の課題を抱えております。そのような中で、議員おっしゃるように、国は海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する取り組みを海業と位置づけ、この取り組みを推進するために、新たな漁港制度を検討しているようでございます。海や漁村の有する価値や魅力を生かし、漁港施設を有効活用して、にぎわいを創出することは重要であると考えております。

市としても、国や県の動きを注視しながら、引き続き水産業の健全な発展を図ってまいりたいと考えております。

また、いいおかみなと公園や漁港内の親水型堤防につきましては、本市の観光スポットでありますので、引き続き施設周辺の環境保全に努めてまいります。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 前向きなご答弁ありがとうございます。

私の愛する旭市、いや、皆さんが愛する旭市をよりよいものにするために、今後も前向きにご検討をお願いします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 場 哲 也

○議長（木内欽市） 続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（5番 伊場哲也 登壇）

○5番（伊場哲也） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、1期目、議員活動2年目に入りました伊場哲也と申します。傍聴席においでの皆様方、ありがとうございます。

一般質問に入る前に、お断りしておきたいことが2点ございます。ご理解ください。

1点目でございますけれども、議員として市民のためにならなくてはいけない一般質問、ご提言も含めまして、ガバメント・フォー・ザ・ピープル・イン・アサヒに沿って一般質問をさせていただきたいと考えております。

2点目でございますけれども、大切な大切な税金を議員報酬ということで頂いております。本日、一般質問で与えられた時間は40分ございます。長えな、伊場な、退屈なされる場面もあろうかとは思います。かつて話は短めに愛情は長くと、いい感じで納得したこともありますけれども、この後の一般質問におきましては若干長くなろうかと思っておりますけれども、40分使わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは改めまして、一般質問に入らせていただきます。

本日、一般質問したい内容につきましては大きく4点ございます。

1点目でございますけれども、人間のように対話をし、質問や指示に従って違和感のない文章を作成する機能を備える便利ツール、対話型人工知能アーティフィシャル・インテリジェンス、AI・チャットGPTが急速に広まっていると、本日の読売新聞におきましても、非常に大事な記事が三つほど載っております。

毎日のテレビやニュースを見ていると、大谷翔平選手か、あるいはチャットGPTかと言われるくらい、マスコミに毎日のように日々刻々進歩しながら載っている記事内容でもご

ざいます。働き方が激変する可能性を秘める一方、個人情報流出や著作権侵害などの懸念も、皆様方ご存じのとおりもう既に指摘されております。使ってみないと分からない、うまく使えば業務を大幅に簡素化できるとして、各地方自治体は、業務効率化に向けて試験的に導入する動きが相当加速しております。

神奈川県におかれましては、横須賀市がチャットGPTを使っており、先週の5日、デジタル・ガバメント推進室から報道発表がなされました。そこで、本市におけるAIの活用について、2点ご質問させていただきます。

1点目でございますけれども、旭市並びに旭市教育委員会はどのような見解をお持ちなのか、お尋ねいたします。また2点目でございますけれども、人工知能AIに負けない児童・生徒の健全なる育成について、旭市教育委員会の見解をお伺いいたします。

2点目でございますけれども、質問の2番、沖縄交流事業及び旭市・茅野市児童交流事業の促進についてご質問させていただきます。3点ございます。

この交流事業については、旭市の総合戦略、施策の16の中で交流の促進ということであり、位置づけられております。特に自治体間の交流の促進につきましては、姉妹都市である沖縄県中城村及び長野県の茅野市との交流を通して、双方の地域資源を活用しながら、市民の相互理解や友好を深めますというふうに記載されております。

そこで、お伺いいたします。

1点目、各交流事業につきまして、事業を行うことになった経緯、原点に戻りまして、しっかりと学びたいと思いますので、経緯についてお伺いをいたします。2点目でございますけれども、各交流事業につきまして、事業内容と具体的な効果についてお伺いをいたします。3点目ですけれども、コロナ感染症が5類に移行し、その後、コロナ前の通常のような形で交流活動を促進されるのでしょうか。4年ぶりの現地との対面交流となるわけですが、各交流事業についてどのように再開されるのか。新たに取り入れた点や変更した点など、具体的にお答え願えればと思います。

大きい質問の3でございますけれども、商工業の振興についてお尋ねをいたします。

旭市の商工業の振興を考えた場合は、ここ東総地域における旭市の置かれた現況というものは少子高齢化、後継者不足、人口減少、集客力の低下、それに伴っての空き店舗の増加等々、近隣の自治体と同じような状況なのではないかと思えます。ですから、何としてでも地域経済の活性化を図る上で商工業の発展ということは喫緊の課題であり、旭市の死活問題でもあることは言うまでもございません。

イオンタウン並びにおひさまテラスのオープンが、「みらいあさひ」の令和のプロジェクトとして期待されている反面、平成の主役でもあった銀座通りの商店街並びにサンモール、銀座通りからわざわざサンモールにお店を移して商売されたり、これまで長きにわたり地元旭市に貢献してくださったサンモール内のイオン、それら事業者の撤退を見れば、正直、今は寂しい限りです。

今となっては、個人的にはサンモールシネマに撤退されてしまったら、映画文化に接する機会を大きく奪われてしまいそうで本当に心配です。ネットフリックスやフールー、アベマでは対応できないような大事な大事な映画文化ではないかと、個人的には考えております。また、身近な買物の場である地域の商店街の活性化への取り組みに、個人的にも尽力していきたいと考えておりますけれども、お金があるわけではないですし、どうしたらいいものかなと考えている次第でも正直ございます。

そこで、商工業の振興について3点お伺いいたします。

1点目ですけれども、空き店舗の活用事業、商店街活性化事業について、具体的な事業内容、進捗状況、そして効果について、ちょっと複雑になろうかと思っておりますけれども、3点お聞かせ願えればと思います。（2）番ですけれども既存企業への支援。これも欠かせないと思います。その支援状況並びに雇用の促進、増加を図る具体的な取り組みについてお伺いしたいと思います。商工業の振興についての3点目、企業誘致については、ここ最近どのような企業誘致がされているのか、その状況について進捗状況、それから新規立地企業の現状についてお伺いをいたします。

大きい質問の4点目でございます。

米本旭市長に、市長のまちづくりの方針について2点お伺いいたします。

米本市長は、施政方針として六つのまちづくり方針、経済支援、市政運営、暮らし、地域づくり、まちづくり、そして東総地域というまちづくりの方針を掲げられております。本日ここでは、一つ目として東総地域全体の発展、特に観光などにおける広域連携の推進について、その進捗状況を市長としてどう評価されているのか、お尋ねいたします。2点目といたしまして、対話により開かれた市政の今後の展開について。市長との対話集会をどのように実施される計画なのか、市長の具体的なお考えをお伺いいたします。

以上4項目、多岐にわたっておりますけれども、一般質問をさせていただきます。

なお、再質問につきましては質問席にてお伺いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、午後２時５分まで休憩いたします。

休憩 午後 １時５１分

再開 午後 ２時０５分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問４、市長のまちづくりの方針について、（１）東総地域全体の発展、特に観光などにおける広域連携の推進について、市長として進捗状況をどう評価しているかについてご答弁申し上げます。

東総地域での観光的な取り組みについて何点か紹介させていただきます。

一つ目は、旭市観光物産協会が匝瑳市、東庄町と連携して、椿の海をテーマとしたトークショーやコンサートを昨年度開催いたしました。

二つ目として、千葉県サイクリング協会主催の里山里海サイクリングですが、昨年度に引き続き本市をめぐるルートで開催され、今年は本市を発着ポイントとし、香取市や銚子市などの観光スポットをめぐる予定であります。

このような地域資源を生かしたイベントを開催することにより、東総地域の活性化が図れるものと考えております。

さらに、東総地域より広域となりますが、海匝・山武・長生地域における１６の市町村と県が連携して、令和５年２月に九十九里地域市町村連携チームを設立したところでございます。この連携チームは、将来にわたり活力ある地域社会の実現を目指し、人口減少の緩和、地域内経済循環の実現等を図ることを目的としております。本年度は第１段階として観光振興についても議論していく予定ですので、１６市町村が参画するというスケールメリットを生かして、よりよいまちづくりや課題解決につながるものと期待しております。

続いて、（２）対話による開かれた市政の今後の展開について、市長との対話集会をどのように実施していくのか、市長の具体的な考えについてご答弁申し上げます。

私のまちづくり方針の一つであります対話による開かれた市政の取り組みの一環として、

令和4年度から市民と市長との対話集会を開催しています。昨年度は3回開催し、二十歳を迎えた大学生や社会人、市内の高校に通う生徒、市の若手職員といった次世代を担う若者と、住みたいまち、住み続けたいまちについて意見交換を行いました。

本年度も第1弾として、5月に大学生や新社会人の世代である二十歳のつどい実行委員14名と意見交換を行ったところでございます。

私は、様々な分野や世代から幅広く意見を伺いたいと考えており、第2弾として旭市に移住された方との対話集会を計画しております。

そのほか地域意見交換会や子ども議会など様々な機会を通じて、市民からいただいた意見や提案などを今後のまちづくりに生かしてまいります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは1項目めの（1）について回答いたします。

チャットGPTなどの対話型AIにつきましては、現在、市の行政事務の処理には使用はしておりません。しかし、個人情報や機密情報、著作権、正確性の問題に注意して使用すれば、事務の効率化に有効なものであると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、大きな1項目めと2項目めについてお答えいたします。

まず1の（1）チャットGPTの活用について、市教育委員会の見解はとのご質問ですが、小・中学校におけるチャットGPTなどの生成AIの授業等での活用につきましては、現在、文部科学省においてガイドラインを作成中であり、夏休み前までには示される見込みであります。

文部科学省では、チャットGPTが公開されて初めて迎える夏休みに、宿題で使われる可能性などを踏まえ早急にガイドラインを示すとされ、年齢制限や禁止すべき場面のほか、生成AI自体を学ぶ授業や活用方法についても示す方向で検討しております。

本市におきましても、既存の取り組みである小・中学校での情報モラル教育などを活用しながら、チャットGPTを含め、児童・生徒が適切にインターネット環境等を活用できるよう、国の動向を注視しながら取り組んでまいります。

続いて、（2）のAIに負けない児童・生徒の健全育成についてですが、5月19日付の文

部科学省通知では、生成A Iの利用については、A Iによる間違った回答やA I生成物であるか否かを見分けることができないなど、様々な議論や懸念の声があるものと承知しており、子どもたちの批判的思考力や創造性への影響などについて整理が必要であるとされております。

一方で、学習指導要領では学習の基盤となる資質・能力として、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見したり、自分の考えを形成するために必要な能力である情報活用能力を位置づけておりまして、新たな技術である生成A Iを使いこなす視点も必要とされております。

本市といたしましては、文部科学省から示されるガイドライン等を参照しながら取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2項目めの（１）沖縄交流事業を行うことになった経緯でございますが、沖縄交流事業は、平成9年に沖縄県の故上原清善氏が旧飯岡町の子どもたちにサトウキビや多くの書籍を贈ってくださったことをきっかけに、平成10年から始まりました。

世界中の人々が知り合えば、この地球から争いはなくなる。21世紀を託す子どもたちにその精神を学んでほしいという願いから、子どもたちの相互交流へ大きく広がり、現在に至っております。

続きまして、（２）の沖縄交流事業の事業内容と効果ですが、本市と沖縄県中城村との交流につきましては、平成16年10月に旧飯岡町が友好都市として提携を結んでから約20年間の長きにわたり、平成24年2月からは姉妹都市として親交を深めております。

そのような歴史がある中で沖縄交流事業を行っておりますが、本年6月末に沖縄訪問する交流会では、お互いのまちを紹介するクイズ大会を開催するほか、子どもたち手作りの名刺交換など、体験活動を通して交流を深める予定で、中城城跡や平和祈念資料館の見学、沖縄県の踊り体験などを通し沖縄県の歴史や文化に触れる予定であります。

また、11月には中城村の児童が旭市を訪れ、旭市の児童が旭音頭サンババージョンを披露するほか、旭市の地域や学校などを紹介する予定でおります。

沖縄の文化に触れ、沖縄の方々と交流することにより児童の視野を広げ、コミュニケーション力を高め、平和や命の尊さを学ぶなど効果を上げているものと考えております。

続きまして、（３）の4年ぶりに交流事業再開についてでございますが、昨年度はオンラインで実施した沖縄交流事業ですが、本年度は4年ぶりに現地を訪れての開催となります。事業実施につきましては、これまでの実践を踏まえながら、幾つかの点を見直し実施する予

定でございます。

具体的には、交流会に参加する児童数につきましては、学校ごとに児童数が異なることから、学校の規模を反映し募集することになりました。

また、事前説明会の参加者として、児童及び引率教員のほかに新たに保護者を加えることで、交流事業への理解を深めるとともに、学校への問い合わせをなくすことで学校現場の負担軽減を図っております。

日程については、雨天等により海水浴が実施できない場合、これまでは美ら海水族館を見学しておりましたが、移動に時間を要するため、少しでも多くの時間を沖縄文化に触れることができるよう、琉球村等へ見学場所を変更しております。

今回の沖縄交流についても、児童にとって実り多きものとなるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課からは、2の（1）、（2）、（3）についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）の旭市・茅野市児童交流事業を行うことになった経緯につきましては、平成23年の東日本大震災で旭市が甚大な被害を受けたとき、茅野市の皆さんから、いち早く支援物資や義援金、励ましの言葉をいただきました。そのお礼として、本市のPTAを中心とした、山と海きずなをつなぐプロジェクト実行委員会が、被災した旭市の復興を願う七夕市民まつりに合わせて、茅野市の子どもたちを旭市に招待しております。

茅野市の子どもたちは七夕市民まつりへ参加し、旭市の復興への祈りを込めた短冊の飾りつけや、ステージでの茅野市の紹介と激励をいただきました。夜には、旭市の子どもたちとキャンプファイアーなどで交流を深めております。

この事業を機に、次の年から旭市・茅野市児童交流事業実行委員会が設置され、山と海きずなをつなぐプロジェクトとして、1年ごとに両市の児童がお互いの市を訪問して交流を図る事業が始まりました。

続きまして、（2）の事業の内容と具体的な効果ですが、新型コロナの影響で実施が難しく、今回4年ぶりに事業を再開するもので、8月2日から4日までの2泊3日で市内小学5年生の児童が茅野市を訪問いたします。

事業の内容は、茅野市の尖石縄文考古館と縄文集落の見学、茅野市青少年自然の森に宿泊し、茅野市の児童と一緒にお互いの市の紹介や野外炊飯、ウォークラリー、キャンプファイ

アーなどの体験活動を通して交流を深める予定であります。

具体的な効果といたしましては、旭市と茅野市の児童が相互に訪問し、それぞれの郷土の歴史や自然等の体験活動を通して親睦と友情を深め、姉妹都市の一層の親善を図るものであります。

続きまして、（３）の具体的にどのように再開されるのか、新たに取り入れた点や変更した点ですが、中止する前は市内の小学校３校が学校ごとに輪番で参加をしておりました。対象外の学校の児童は参加したくても参加できないという不公平感があること。輪番で対象になった学校は参加児童の選考や教職員の引率など、学校現場に負担をかけている状況でありました。

このため本事業の再開に当たりまして、学校の輪番を廃止して、学校の負担なしにチラシで本市の小学５年生全員を対象に募集を行い、説明会や事前の学習会を開催し、生涯学習課の職員と教職員経験者の引率により実施するものであります。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、３番、商工業の振興についてお答えをいたします。

初めに、（１）空き店舗活用事業・商店街活性化事業についての事業内容・進捗状況、効果についてお答え申し上げます。

まず、空き店舗活用事業につきましては、市内の空き店舗の利活用の促進を通じて商業振興と活性化を図り、地域経済の発展、創業支援を目的として、空き店舗の改装費や賃借料を補助する事業でございます。

当初は対象地域を中心市街地、対象者を商業団体等に限定しておりましたが、何度かの制度改正を経て、現在は対象地域を市全域に拡大し、改装費と賃借料の補助の併用も可能となっております。

申請状況でございますが、対象の拡大等により徐々に増加しておりまして、令和２年度の申請は賃借料の補助のみが２件、店舗の改装と賃借料補助の併用が１件、令和３年度は賃借料補助のみが４件、改装費補助との併用が２件、令和４年度は賃借料のみが５件、改装費補助との併用が１１件の実績がありました。

このように事業の目的であります市内空き店舗の利活用が進むとともに、創業・起業の後押しにもつながっておりまして、商業活性化に結びついていると考えております。

次に、商店街振興対策でありますプレミアム付共通商品券発行事業についてお答えいたします。

こちらにつきましては、令和2年度から令和4年度の3か年にわたりまして、新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ景気対策として、また市民の方々への消費喚起としてプレミアム率30%で実施をいたしました。

本年度もコロナ禍に加え、物価高騰対策として実施をしております。

既に申込みのほうは5月31日で終了しておりますが、内容につきましては、1,000円券13枚つづりを1セットとして、これを1万円で販売するもので発行数は2万セット、1世帯5セットまで購入可能でございます。往復はがきによる申し込み制で、毎年応募は発行数を超え抽せんを行う人気ぶりでございます。商店街の振興に寄与するとともに、新型コロナの影響により落ち込んだ地域経済の回復に向けての一助となるものと考えております。

今年度につきましては、消費者である市民の方々への物価高騰対策としても有効であるというふうに考えております。

続きまして、(2)既存企業への支援について、支援状況、雇用の増加を図る具体的な取り組みについてお答えいたします。

まず、雇用に関する支援について申し上げます。

今年の4月27日でございますが、市内の企業で構成する旭市雇用対策協議会主催の合同企業説明会、こちらのほうを開催いたしました。こちら参加企業、市内の企業が25社、また参加者でございますが、市内近隣の高校生を中心に225名の生徒さん方が参加しまして、市内企業をPRする機会となりました。

また、同じく雇用対策協議会が秋になりますけれども、合同就職面接会、こちらのほうを実施しておりまして、こちらは市内企業と就職を希望する一般の求職者などを就業マッチングの場として、地元企業への貴重な就業機会として好評を得ているところでございます。

次に、商工業の振興支援といたしまして、中小企業金融対策事業、制度融資利子補給事業がございます。

中小企業金融対策事業につきましては、中小企業資金融資制度に基づき市内の金融機関を通じて市内中小企業者へ融資するもので、市内の中小企業の振興を図っております。

また、制度融資利子補給事業につきましては、利子補給を行うことで中小企業の育成振興を図っております。

そのほか旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例に基づきまして、一定額以上の設備投

資を対象に、5年間の固定資産税の課税免除や雇用等に対する奨励金を交付することで、既存企業の新たな設備投資の促進や雇用の創出を図っております。

続いて、（3）企業誘致についてお答え申し上げます。

最近の企業誘致、どのような企業誘致がされているのか、進捗状況等でございます。

企業誘致に関しましては、鎌数及びさくら台の工業団地の分譲は既に完了しておりまして、現在、市として企業誘致可能な土地物件はございませんが、分譲済みの工業団地内に一部未利用地があることから、企業からの土地物件の問い合わせがあったときは、その土地を所有する企業を紹介するといったこともございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 多岐にわたっての答弁ありがとうございました。

それでは、（1）番の本市におけるAIの活用についての再質問を企画政策課のほうにさせていただきます。

チャットGPTに代表されるような対話型AIの活用について、具体的に事務の効率化に向けて等々については、まだスタートされていないというお話がありました。会議については持たれていないのでしょうか。もし持たれていたとすれば、何回くらい会議を開かれたのでしょうか。当然、会議された場合はそのメリット・デメリット、ここが使えるなど、ここは活用できないなどといった整理もされたかと思えますけれども、何回くらい持たれたか、活用できる場面と活用できない場面、その辺についての見解をお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、市長部局において対話型AIの活用に関する会議は、これまでのところ開催してはございません。ただ、会議は開催しておりませんが、まずチャットGPTにつきましては効率化、また省力化という利点がある一方で、個人情報漏えいや正確性の検証に注意する必要がありますので、活用を始める前には十分に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の質問ということで、今後の方向性をお聞かせ願えればと思います。いつくらいを目安に具体的に会議に入られるのか、もしお考え、プランがあればお聞か

せ願えますでしょうか。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず活用についてですが、時期のほうはまだはっきりとは決まっておりませんが、ただ、民間も含めまして様々な対応が見られますけれども、国・県の動向を踏まえ、活用と規制の両面から方向性を十分に検討した上で取り扱いを決めてまいりたいと考えております。

また、活用することが妥当であると判断された場合には運用の規制、また範囲を定めて適正に使用することになると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 4回目の再質問になろうかと思えますけれども、国や県の動向、当然他の自治体も入ってくることと思えますけれども、今他の自治体の動きといたしまして、例えば神奈川県横須賀市ですとか埼玉県戸田市、隣の茨城県ではつくば市とか、つくばみらい市、結構自治体がこのチャットGPTに対しての対応をどのようにしたらいいかということで、先行実施をされているわけなんですね。

ですので、旭市については今後というお話もありました。したがいまして、こういった自治体を実際に市長に、それこそ出張要請とか依頼をして研究されるのがよろしいのではないかなというふうに思うんですね。

例えば教育総務課のほう、国の文科省のほうは夏までにということが出されております。例えば総務省ですとか経済産業省、あるいは国の政府、どのような見解かと、恐らく同時進行で進めているというふうに思うんですね。要は言いたいことは、市として業務活用する場合に、何がよくて何が悪いかということをしっかし整理整頓するということが大事だというのは、これ確実に言えるというふうに思います。そういった意味で、先行事例の研究をされたほうがいいのではないかなというふうに思うんですね。

例えば埼玉県戸田市におきましては、市幹部らで構成する調査チームが現場での導入を促しつつ、もう8月には改善案なんですよ。そして10月には報告書を作成するという予定になっているんです。最終的には自治体業務におけるチャットGPTの活用ガイドとして、ほかの自治体にも参考になるように公表するというふうに明言、断言しているんですね。ですから、この戸田市につきましては、十分行政視察なりに足る内容ではないかなというふうに

思いますので、これは質問の中で自分自身の提言も含めましてということでお話をさせていただいた次第でございます。

今後の活用に向けて他の自治体プランに出かけていくという、今そういう計画もないんですよ。最後の質問なんです。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今、議員のほうからは先進地、ガイドラインを策定してあるようなところの視察に行ったらどうかというお話がございました。

確かに旭市では今そういった計画がございませんので、先行して進めているところを参考にしながら研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） （2）の人工知能に負けない児童・生徒の健全なる育成についてということで、これは教育総務課のほうに再質問ということで質問をさせていただきます。

先ほども言いましたように、本日のちょっとデジタル新聞がなかったので切り取ってきたんですけれども、熊谷知事が十分使用・活用できるものだということで、県のほうもガイドライン作成に向けてスタートしますよという記事が載っております。それから、東京都におきましては宿題のコピペは駄目だ、提出は駄目だよということで、都教育委員会の独自による報道機関への発表ということですね。

なぜこういったことを言うかといったら、やっぱりミサイルが飛んできたり、あっちで戦争したりという日本で旭市で平和に自由に生活している。しかしながら、この世の中の動きというのは、昨日も島田議員のほうからデジタル田園都市国家構想の中での問題点の指摘、それから以前には今、戸田市の話もされましたけれども、いわゆるデジタル登校を促して不登校対策というような話も、この議会でも出ております。悪用で偽情報が拡散、そしてまた、それをさらに拡散させるということで、何が正しくて何が間違いかといったことが十分分からなくなってしまう、そういう危険性に、この社会が巻き込まれかねないよといった警鐘を発している。だから市としても早め早めな取り組み、対策が必要なのではないかなというふうに思うんですね。

そして、ベルギーにおかれては、これはEUの規制強化ということで、とうとうチャットしながら、だったら早く死んだほうがいいんじゃないということで自殺をしたということも、

これも本日の新聞記事に載っております。ですから、他人事ではなくて当市としてもいわゆる危機管理も含めまして、今話題にしているチャットGPTは音声文字の生成AIと、文字だけではなくて既に音声、そして画像で今現在、画像データを相手に渡して、申し訳ない、お金貸してくれということで、既に自殺やら、あるいは犯罪やら発生しております。

平和な国日本であつても海外から日本人がいわゆる年寄りを狙った、その闇バイトですとか、海外から仲間の日本人をいわゆる詐欺すると思つて、許せない、そういう犯罪集団があるということも、これマスコミに出ていますんで、とにかくデジタルについては危機管理をもつて対応するということをお伝えしたいというふうに思います。

そういう中で、我々大人が守らなきゃいけないのは、未来をしょって立つ児童・生徒です。そういった児童・生徒、危険にさらされているわけですので、人工智能に負けない児童・生徒の健全なる育成、これもそれこそ最優先で取り組んでいかなきゃいけないということで、お話、ご質問をさせていただくんですけれども、教育総務課長、この間のちょっと面談のときにお話しさせていただきました。AIに負けない子どもを育てる、ここにはRST、リーディングスキルテストと省略して、RSTというのが紹介されています。

これは以前、学校現場ではやった、例えば100升計算ですとか、あるいは今現在でも市内の小・中学校で進めております朝の読書運動ですね。最近はこの教科書が読めない子どもたちと、そしてAIに負けない子どもたちと、これセットで非常に有益なるアドバイスがありますんで、これらを教育委員会としても指導的な立場ですので、やはり先取りしていくような形で生かしていったらいいんじゃないかなというふうに思います。ましてや、本旭市教育委員会はこのように活動の指針ということで打ち出している。

その1点目として、常に教育現場や地域や保護者の声に耳を傾けるということ。そして、安全で安心な学習環境づくりに努めるということ。そして、教職員の指導力向上を図るということ。これを教育ニーズに応える旭市教育委員会ならではの教育行政を推進していくということを前面に出しているわけですので、もう慌てる必要はないんですけれども、先取りして危機に備えると、そういう心構えといいますか体制づくり、これが大事なのではないかなというふうに思います。

旭市教育委員会、せんだつても言わせていただきました。課題山積、その中では学校再編問題、せんだつて教育関係者にお会いしたんですけれども、いや、今部活動の地域移行化、これで大変なんだよと。そして、ICTの教育推進も当然ありますし、昨日の広報ですか、コミュニティスクールと地域学校協働活動、これも取り上げられておりました。

若い子育て世帯の教員とせんだってお会いしてお話聞きました。今何一番困っているんだと言いましたら、もう既にこれも話出ていますけれども、スクールサポートスタッフ、要はマンパワーがもう絶対的に足りない。ですから、やはり学校現場の先生方が仕事をしやすいような物理的な支援として、やっぱりその人的な補充、これが一番欲しいと切実に訴えておりました。申し添えます。

さて、チャットGPTに話を移しますけれども、これは確かに文科省のガイドラインを、主導的な立場にありますので、国から県、県から市町村と、当然言うことを聞かなきゃいけないんですけれども、これまで今お話しさせていただきますように、あらかじめ市として準備しておくというようなことも大切だ、お伝えしているつもりなんですけれども、教育総務課長、8月に文科省のほうでこういったガイドラインを出すかというのをちょっと教えていただけますか。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 文科省のガイドラインのほうですけれども、今の情報ですと文科省が夏前までに示すとされているガイドラインには、年齢制限や禁止すべき場面などとともに、生成AI自体を学ぶ授業、活用方法などを示す方向で検討を進めているとあります。以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 私もちょうとアクセスして資料を入手しました。もう既に国のほうとしても論点を整理しているんですね。リスクの整理が必要だと。一つとして、批判的思考力や創造性への影響があるので、これについて検討していかなくちゃいけないと。それから、2点目として、これもう既に出ておりますように、個人情報や著作権を保護するといったことについても考えなくちゃいけないよと。あわせて一番学校教育の憲法でもありますような学習指導要領との兼ね合いですよね。学習の基盤となる資質、能力として情報活用能力との兼ね合い。ですので、検討しなくちゃいけない問題点というのが多岐にわたっているんですね。

ですから、文科省のガイドラインが出てから、市として2学期に対応していくということでは、これは遅いのではないかなと。ましてや話題になっておりますように、夏休み前に子どもたちに、例えば感想文書いてくるんだよというような宿題については、片やナンセンスと言われております。ですから、感想文的ないわゆる指導者、教員が生徒に宿題の与え方も考えていかなくちゃいけないということですね。

逆に使ってはいけませんよと、あるいは使ったのであれば、出どころをちゃんと示しなさいよ、報告するんだよというふうに、自治体としても教育委員会としても捉え方がいろいろですので、市としての方向づけというものを企画政策課のほう、あるいは教育総務課のほう、いずれにしましてもリードしていくような形で話し合い、そして結論づけ、そして市としてのガイドラインの作成、そういったものが大事なかなというふうに思います。

話長くなって恐縮なんですけれども、これもせんだっての新聞に出ていた自治体の一例ですね。千葉県の印西市立原山小学校、日本で唯一、日本の教育工学協会から表彰、認定された学校情報化先進校ということで認定、そして実証実験が進められております。

そういう中で実際に小学生がチャットGPTを利用した、その感想なんですけれども、AIが活躍する時代が来るので、今から勉強しておきたいという子どもの率直なる感想、それからAIと日常会話をしてみたいと、でも危険性をはらんでいますんで、これは指導者が十分に留意しなきゃいけないなというふうに思います。それから、大まかに尋ねるとAIが答えられなかったと。これはやはり効果的な制約、プロンプト作成の必要性があるなど。専門家に聞けばAI担当、あるいはデジタル戦略室をリードしていくような方に聞けば、この点については十分、分かることだと思います。

一番児童・生徒について考えなきゃいけないのは、やはり事業デザインのアイデア、これについて整理整頓しておく、これが大事かというふうに思いました。

この議場にいらっしゃる方も、チャットGPTがどういうものかとか、いろいろ試行錯誤された方も多いんじゃないかと思いますけれども、大変恐縮なんですけれども、一例ということで、既にメールでのやり取りで了解いただいております。事実確認ファクトチェックもしております。こんな入力をしてみました。

「英語教育パワーアッププロジェクトの成果を市長自身はどう評価しているか伺う」と入力しました。即座にチャットGPTでは、たたと、「千葉県旭市長、英語教育パワーアッププロジェクトの成長を高く評価している。このプロジェクトでは、市内の小・中学校で英語の授業時間を増やし、英語教育の充実を図っています。市長は、英語教育はグローバル化が進む現代において非常に重要なものであると認識しており、英語力の向上が市民のキャリアアップにつながると考え、そのために英語教育のパワーアップには力を入れており、プロジェクトの成果については大変喜ばしいものであると述べています」と、うそか本当か分かりませんが、「そして市長自身も英語力を向上させるために日々努力をしております、市内の学校や企業を訪問する際には、英語での挨拶やスピーチを行うことがあります。このよ

うに英語教育のパワーアップには市長自身も大きな関心を寄せており、今後も取り組みを続けていく予定である、考えである」と。

これすごいですよね。旭市長、すごえぞと、日々努力してって。これファクトチェック、要はこれが大事なんですよ。うそ、偽情報が出回っているんですね。私は自分自身分析まじりました。誰が読んでもなるほどと信用してしまう回答だよなと。そして市長、なかなかやるじゃん、いいぞ、そんなふうに思いました。でも本当かなと。英語力向上に向け日々努力、すごいわ。学校や企業訪問する際は英語での挨拶やスピーチ、おお、さすが。でも、うそだろう。いや、でも分からないよ。事実確認してみようということで、メールを差し上げさせていただき、ファクトチェックをさせていただきました。

ですから、ここはやっぱり大事なんだよな、教育の必要性が出てくるということなんですよ。ですから、子どもには事実確認することの大切さを教えなきゃいけないということですよ、教育総務課長。書かれた情報の信憑性や偽情報にも注意しなきゃしょうがないよ、本当に信じちゃうと危険性が大いに潜んでいるぞ、これも教えなきゃいけない。ですから、教育が入っていける、そういうところがあるんだということですね。

事実確認の結果、米本市長はこういう回答です。「市内の学校や企業を訪問する際、英語で挨拶やスピーチを行うことは必要となる場面がないため基本的には行っておりませんが、ALTの就任、退任の際など、海外の方と面会する機会があるとき、市長が自ら英語での挨拶を考え、話をされたことはあります」と、こういう回答をいただきました。したがって、あながち言っていることは間違いじゃない。しかしながら、一部違っているし、いやいや、米本市長大したものだと思う。ですから、英語教育パワーアッププロジェクト、さらに推進していただきたいと、こんなふうに思った次第です。

これはちょっとリクエストがあつて大変申し訳ないのですけれども、今の市長のこのチャットGPTの回答ですね。それでは、市長が英語でスピーチしなきゃいけないと。ちょっと悪いけれども、英語に直してくれないか、ピッとボタン押すと「ザ メイヤー ヒムセルフ メイクス デイリー エフォーツ トゥー インブルーブ ヒズ イングリッシュ スキル アンド サムタイムズ デリバーズ グリーティングズ アンド スピーチズ イン イングリッシュ ウェン ヴィジティング スクールズ アンド カンパニーズ イン ザ シティ」と。ペペペっと、だから怖いんですよ。私スペイン語も中国語も得意なもので、じゃこれをスペイン語に、一瞬で直してくれます。しかもそれをファクトチェックしますと事実です。完璧なスペイン語です。中国語を頼むよ、おいと言うと、すぐ中国語。だからそういう危険性を子どもたち

がはらんでいるので、あらかじめどんどん準備していきましょうよということでございます。すみません、話長くなりました。

神戸市議会は、5月24日に市職員が業務で活用するための対話型AIサービスチャットGPTなどの生成AIのルールを定めた条例改正案を賛成多数で可、こんな話もあります。

引き続き、(2)番、交流事業について再質問をさせていただきます。

沖縄県の交流と長野県茅野市との交流につきましては、大変よく分かりました。大切な交流事業であるということ、これをまた……議長、よろしゅうございますか。よろしいですか。

○議長（木内欽市） 続けてください。

○5番（伊場哲也） 続いて、よろしいですか。とってもいいことで、途中でやめてしまうことはできない、そういうきずなプロジェクト等々を考えますと。やはり今言われていますように、サステナブル、点で終わってしまうんじゃなくて線でつないでいかなきゃいけないということを両課長が率先してやってくださるということにつきまして、敬意を表したいというふうに思います。

ましてや特に長野県のこれ8月の2、3、4開催ですか。私もこれサマーキャンプということで読ませていただきました。先月の社会教育委員会議、私も傍聴させていただきました。全く正反対の意見が飛んでおりました。夏休みにやると先生方が忙くてしょうがないから、それ駄目だろうと。

しかしながら、いや、やっぱり大事な交流だと、さあどうなるかなと見守っていたところ、さすが課長の力量のすばらしさ、学校の先生方にそんな負担をかけることなく、生涯学習課のほうで率先してやってくださるということで、課長の力量の高さ、やる気満々の姿に私自身も大変共鳴、共感いたしましたので、ぜひともこの夏休みには一緒に傍聴というわけにはいきません、参観といいますか、ご迷惑をおかけしない程度に、子どもたちがどういった活動をしているのか、ちょこちょこつとこうのぞきたいなど。

なぜかといいますと、勉強させていただいたんですよ。旭市姉妹都市宿泊助成事業ってあるじゃないですか。私が茅野市に行って泊まると2,500円とか3,000円ぐらい補助が出るんですよ。3,000円でした。それを活用しながら、ぜひ私自身もこの交流事業について知っていくという意味で考えております。

再質問させてください。長くなりました。何で5年生なんですか。中学生でもできませんか。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 旭市・茅野市児童交流事業の5年生を対象としている理由でございますが、この事業は本市の小学5年生が茅野市を訪問し、6年生で茅野市の児童を迎え入れ交流を図る2か年の事業であることや、交流会は野外活動が多く子どもたちの健康面や体力面等も配慮し、5年生を対象に実施しております。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございました。よく分かりました。

大変申し訳ございませんけれども、時間の関係もございますので、次の3番目の本市の商工業の振興について再質問をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

商店街を活性化させて空き店舗をなくして旭市の商業を中長期的に持続、発展させていくためには、地域住民のニーズを捉えて、お客様を商店街に取り戻すことが大切だということが考えられるわけですが、サンモールや商店街をよみがえらせるような何かよい手だて、考えはありませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商店街の持続的な発展に対しての支援ということでございますが、商工会と連携した創業支援事業や経営支援事業などの取り組みがございます。

市内で創業、起業を目指す方のための創業セミナー、今年は今月の4日、11日に開催しまして、18名の方が参加しました。また、11月にも2回目をやる予定でございます。

これに加えまして、新たに創業の支援、後継者の育成、事業承継などを目的として、令和4年度より経営支援セミナーを開催しております。このような事業を通じまして、市内の商工業や商店街の持続的な発展を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の質問をお願いいたします。

空洞化を図らないという意味合いから、イオンタウンに出店しております無印良品店、具体的な名前を言って大変恐縮なんですけれども、米屋、ウィークデイに行ったら人が本当にいなくて、これで営業成り立っているのかなという危惧を持ちましたので、そういったいわゆるお店、撤退なんてしてしまったら大変なことになりかねません。市としてバックアップしてあげられるような、そういう姿勢、支援策というのはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 個別の店舗に対しまして、市が何らかの支援を行うというのは難しいですが、先日行われました、おひさまテラスのようなおひさまテラスとイオンタウンが連動した集客が見込める取り組みを行うことで、来店の機会につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 商工業の1番の4回目の質問になりますけれども、道の駅季楽里あさひ、イオンタウン、おひさまテラス、何かこうプラスアルファで今日も相当話題に出ておりましたけれども、近隣の自治体が何かこう度肝を抜くような、おお、すごいな、旭市という、何かそういう振興戦略というのは企画政策課長、具体的にはありませんか。お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） イオンタウン、おひさまテラスは、ともに生涯活躍のまち「みらいあさひ」の施設であり、道の駅季楽里あさひは、その至近に立地し、昨年度には年間122万人の来場者を誇る旭市を代表する人気スポットとなっております。現在、生涯活躍のまち「みらいあさひ」では、官民連携でハード、ソフトの両面からまちづくりに取り組んでおります。

今後、これらの施設がそれぞれの持つ特徴をうまく連携させながら、さらに多くの方に旭市に訪れていただけるような取り組みを検討してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございました。（1）については、終わりかと思います。

（2）についての再質問ということで、先ほど4月の旭市雇用対策協議会のお話がありました。具体的に25の企業から、市のほうでこういうふうにしてくれないかといったような支援要請なんかはあるのでしょうか。もしあれば具体的にどういう要請か、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 4月27日の合同企業説明会、その後に参加企業にアンケートのほうを取りました。それ実施しまして、その回答としましては、どの企業からも満足度も高く、ほとんどの企業が次回も参加したいというような意向でございましたが、参加者の問題というところで、今後の少子化問題が気になるよというところと、もっと多くの学生に来てもらいたかったというような要望がございました。もっとより多くの生徒の参加を求める意見、そういったものがございました。

そういった企業の意向も踏まえまして、周知する学校をさらに広げていったりとか、参加者の増加に努めながら、合同企業説明会といった雇用確保に向けた取り組みも今後継続してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございました。貴重な市内の企業様だというふうに思いますし、私も知り合いがいっぱいおりますので、可能な範囲内で支援をしていただければというふうに思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、（3）番の企業誘致について再質問をさせていただきます。よろしいでしょうか。

スターバックスが来るという情報が二転三転し、今も工事進められていると思います。先ほどの課長のお話ですと、企業誘致しても、もう土地がほとんどないというようなお話があったかと思いますが、それって寂しくございませんか。いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 確かに分譲する工業団地がないという状況の中で、ご紹介する案件がなかなかないというところは、市としてもちょっとじくじくしたところもございますが、市の総合戦略の中で土地利用というところの戦略もございますので、そういったものに

沿ってまちづくり、企業誘致と進めていきますので、今のところ、このルール上といいますか、市の今の現状からしたら、ちょっと現状としては今のところ紹介できるものはないと。あとは撤退をしてしまった企業のところの空きの土地とか、そういったところがもし問い合わせがあれば、県の企業立地課のほうと連携しながら、ご紹介できるというところもあるかと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の再質問をさせてください。企業誘致についてです。

先ほど企画政策課長にもお尋ねしましたし、度肝を抜くような何か振興戦略がないのかというようなことで、様々な制約ですとか問題も多々あるかとは重々承知の上での、やはり旭市の置かれたその地理的なものも含めまして、また、総合戦略にもありますように、持続可能な旭市、また戻ってきたいと思える旭市、人や企業が集まるにぎわいと希望に満ちた旭市。コストコを招致しませんか、課長の見解をお願いいたします。後ほど市長にもお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） コストコにつきましては、県内では千葉市の幕張とか印西市の千葉ニュータウン、あるいは木更津市といった店舗を見ますと、かなり広大な店舗規模でございまして、かなりの集客規模というものを有しているなというのは感じております。本市にそのような大規模店舗を誘致する計画につきましては、現在のところはございません。

しかし、将来的な市の土地利用につきましては、市民の生活や企業の経済活動を行う中で重要な要素になるというふうに思っております。よって、企業誘致という広い観点になりますけれども、様々な可能性を探りながら、市民にとって、市内経済にとってよい方向となるよう、今後も情報収集、検討を重ねてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 県内のゾーン別、年齢3区分別って、東葛、湾岸ゾーン、空港ゾーン、香取東総ゾーン、そして県央ゾーン、南房総ゾーンと、やっぱり南房総と東総地区は人口減少が非常に将来的にも激しいよということは、既に県のほうのデータで示されたとおりです。旭市6万3,000人、銚子市5万5,000人、匝瑳市3万4,000人、香取市7万1,000人、多古町1万4,000人、東庄町1万3,000人、横芝光町2万2,000人、山武市4万8,000人、芝山町6万

1,000人、合計32万6,800人。

到底コストコの立地進出条件には程遠いのですけれども、先ほど課長言われたように県内3店舗、コストコさん進出しており、ホールセールの本社、県内木更津市にあります。ぜひケン・テリオ氏にAOL、アプローチ・オファー・ラブでもって誘致に交渉、十分可能性あるかというふうに思います。県内を考えると、成田市があつて、そして西のほうと南と東。東、旭市、それこそ度肝を抜くような、銚子市が、いや、旭市にやられたなど、それもよくないのかなと思いますけれども、そういう考えもあるのではないかなというふうに思います。

最後、もう時間ありませんので、4番目の市長への質問ということで広域連携のお話がございました。まさか九十九里鉄道はつくらないと思いますけれども、飯岡の湾岸整理しながら、ウエルカム・トゥー旭マリリゾートパーク、こういった海に特化した観光推進、これなんかいかがでしょうか。ちょっと時間がなくてうまく質問できなかったのですけれども、ご答弁、ご回答いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、私のほうから回答させていただきます。

旭市には海岸や漁港などを含めポテンシャルの高い資源がそろっていると思います。そのような中で本市としましては、これまでも海に特化した様々なイベントを開催しており、昨年度からは日本一身近な海づくりの推進事業として、ぼるぼろも開催しております。現在、市におきまして観光施設の整備計画はございませんが、地域に貢献できるような魅力ある施設等の建設について、民間事業者から相談や提案があった場合は協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 大変ありがとうございました。次回はもうちょっとブラッシュアップしながら、簡潔なる質問にしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

以上にて、一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（木内欽市） 以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は、19日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時14分

令和5年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和5年6月19日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	向 後 秀 敬	市民生活課長	江波戸 政 和
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健 康 づ くり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	池 田 勝 紀
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	伊 東 秀 貴
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長 事 務 局	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 春 美

○議長（木内欽市） 通告順により、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（2番 伊藤春美 登壇）

○2番（伊藤春美） おはようございます。議席番号2番、公明党、伊藤春美です。

令和5年第2回定例会において、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

それでは、通告に従い、2項目、7点の質問をさせていただきます。

1項目め、災害時支援体制の充実について。

各地で大きな地震が頻発しています。いつ起こるか分からないところに地震の怖さがあります。また、近年の線状降水帯や台風被害による水害、風害、土砂災害も深刻です。これらの大規模災害に対して、現場の正確な情報を自分自身や関係者が共有し、的確な判断の下で適切に対応することは命を守る大事な行動です。ふだんから避難場所や避難経路の確認、役割分担など防災対策を確認していることは大変に重要です。

そこで、4点お伺いします。

(1) 避難行動要支援者に係る個別避難計画の整備について。

災害時に自力での避難が難しい高齢者や障害者の逃げ遅れを防ぎ、命を守るため、一人ひとりの避難方法などを事前に決めておく個別避難計画は法的に位置づけられ、策定が市区町村の努力義務となっています。進んでいない自治体もあるようですが、本市の進捗及び課題について伺います。

(2) 避難所での生活が困難な要配慮者への対応について、避難所での生活に支障が出てしまう場合、福祉避難所に受け入れていただくことになると思いますが、福祉避難所の開設の流れをお伺いいたします。

(3) 災害時の電源確保について、停電が長期化した場合、市役所、避難所の電源確保は大丈夫なのか、本市の現状、また今後の計画について伺います。

(4) トイレトレーラー導入について、近年数多くの災害に見舞われてきた日本ですが、その災害で何に困ったのか、その情報は、これからの災害対策に結びつけていかななくてはなりません。その中で熊本地震で被災された方に対して大正大学が実施したアンケートで、避難所での困り事にトイレの問題を挙げた人が62%に上がっています。大規模災害が起きると、多くの避難者が集まる避難所ではトイレが不足します。トイレの混雑、車椅子では狭い、おむつの交換がしにくいと、女性や高齢者への配慮が不足し、また断水や排水管の故障などでトイレ環境が悪化するおそれがあります。そのためトイレ対策は重要な課題です。

そこで、トイレトレーラーを既に導入されている先進事例市での評価は高く、導入し始めた自治体も増えています。本市も導入する考えはあるか伺います。

2 項目め、防犯体制の強化について。

詐欺の手法は年々巧妙かつ複雑化し、金額も高額化、人命に関わる事件も発生する特殊詐欺被害などが後を絶ちません。警察庁の発表する令和5年4月の全国特殊詐欺発生状況は、認知件数6,204件、増加率31.3%、被害額123億円、前年比より増加プラス23%、その中でも電話d e詐欺、オレオレ詐欺はほとんどの方が認識している犯罪です。しかしながら、去年よりも増加傾向です。本市においても、地域の安全・安心づくり、そして大切な市民の生命と財産を常に特殊詐欺から守っていかなくてはなりません。

そこで、3点伺います。

(1) 電話d e詐欺による被害状況について、本市で把握している最近の特殊詐欺の手法、被害件数、被害金額について伺います。

(2) 啓発活動の推進について、市民への周知、詐欺被害防止の取り組みについて伺いま

す。

(3) 詐欺被害防止対策について、電話 d e 詐欺は電話で対策と言われるように、相手に電話を録音していることを知らせることが有効で、防犯つき電話機に買い換える方もいらっしゃるようですが、決して安価ではありません。ご家庭の電話機に設置して使える簡易型自動録音機「録音チュー」を無料で配布している自治体は多く、そのことにより不審電話がかかってこなくなった、不審電話が減ったという効果が確認されています。市全体で詐欺防止対策に取り組むことは、抑制にもつながります。本市でも簡易型自動録音機の無料配布はできないかお伺いいたします。

以上、1 回目の質問とさせていただきます。2 回目から質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

まず、大項目 1 番目の災害時支援体制の充実についての 1 の（1）避難行動要支援者に係る個別避難計画の整備についてお答えいたします。

個別避難計画は、高齢者や障害者など一人で避難することが困難な方について、誰が支援するのか、どこに避難するのかなどをあらかじめ決めておき、災害に備えるものです。

作成は以前から推進してきましたが、近年の災害において多くの高齢者や障害者などが被害に遭われている状況を踏まえ、令和 3 年の災害対策基本法の改正で個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

対象者は旭市内に現在約 4,000 名おりまして、そのうち約 1,400 名の個別避難計画が提出されております。

こちら計画作成の上での課題といたしましては、支援者になってくれる人がいないなどの声が、民生委員やケアマネジャーから届いております。

続きまして、（2）の福祉避難所の開設の流れということでお答えいたします。

福祉避難所を開設する場合は、一般の避難所で受け入れ後、福祉避難所として指定した協定締結先などへ受け入れ要請を行うようになります。福祉避難所は市内に 6 か所設定しております。特別養護老人ホームやすらぎ園、恵天堂特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム東風荘、特別養護老人ホーム白寿園、社会福祉法人ロザリオの聖母会、特別養護老人ホーム東総園で、市からの要請により開設することになっております。

開設実績は、東日本大震災時にありまして、3か所に20人が避難しておりました。

続きまして、(3)の災害時の電源確保についてお答えいたします。

市役所のほか、28ある指定避難所のうち6か所に、非常用電源を備えております。また、備蓄倉庫に移動式の発電機64台を保管しております。これらは、燃料の確保が継続的に可能であれば、停電が長期化した場合も運転可能で、災害時の燃料供給に関する協定も結んでおります。

東京電力パワーグリッドとは、災害時等における停電復旧の連携等に関する基本協定と関連する覚書を締結しております。主な内容ですけれども、樹木による停電被害を防ぐための予防伐採の実施、災害時の復旧作業や道路の啓開作業の協力体制構築のほか、重要施設への電力供給の優先的復旧、また電源車の要請などができるようになっております。

これらを補完していく上で、この先も停電対策につながる災害時に関する協定などを締結してまいります。

続きまして、(4)のトイレトレーラーの導入についてお答えいたします。

災害時のトイレ対策として、給排水用の非常用電源や井戸を設置してある施設があるほか、携帯型や簡易型のトイレを備蓄しております。また、避難所となる施設の多くに多目的や身障者用のトイレを設置してあります。

これらを補完していく上で、トイレトレーラーのような移動できるものが考案されたと思いますけれども、購入費や維持管理費などを考えますと、所持ではなく取り扱う事業者と協定などを締結し、必要に応じて運用するのが可能性としては考えられます。

続きまして、大きな2番目、防犯体制の強化について、(1)の電話d e詐欺による被害状況です。

千葉県警察が発表しています令和5年の県内の発生状況によりますと、4月末現在、旭市内では電話d e詐欺被害は発生しておりません。しかしながら、県全体では470件、10億9,018万円の被害があり、前年同期比プラス102件、被害額もプラス2億8,448万円となっております。

子や孫をかたるオレオレ詐欺が203件、市役所や公共機関の名を利用する還付金詐欺が103件で、合わせると半数以上になります。

なお、令和4年の旭市内での発生状況は3件、被害額は合わせて1,706万円ありました。

続きまして、(2)の市民への周知、詐欺被害防止の取り組みはという質問にお答えいたします。

旭警察署や関係課などと連携し、防災行政無線や広報あさひでの被害防止の呼びかけ、行事等で啓発チラシを配布するなどして、詐欺被害防止に取り組んでおります。

また、市内の金融機関やコンビニエンスストアからは、日頃から来訪者の行動には目を配り、気になる行動や言動があれば声かけを行うなどして、被害防止に努めていると伺っております。

そのほか、昨年の県の防犯ポスター展では、市内の小・中学生の3作品が入選しましたが、そのうち2作品が被害防止を呼びかけたものでありました。このように行政だけでなく、社会全体が被害防止に取り組んでおります。

続きまして、(3)の電話で詐欺の被害から高齢者を守るため、簡易型自動録音機の無料配布はできないかということに対してお答えいたします。

現在のところ予定はございませんが、今後の被害防止を行う上で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） それでは、再質問させていただきます。

1項目め(1)、再質問させていただきます。

先ほど個別避難計画で支援者が見つからないという、その理由、今後の工夫についてお聞きいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 理由といたしましては、地域とのつながりが希薄になっている、あるいは親類が近くにいないなどと伺っております。この問題解決につきましては、地域住民の高齢化や人口流出などとも関連し、短期的に解決できることではないため、当面は対象となった場合の計画作成を呼びかけていくほか、作成までに至らなくとも地域での助け合い、共助に結びつくよう、自主防災組織の活動などを推進していきます。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） この計画に対して福祉専門職の方々に7,000円の報酬を払うなど、地方交付税で財政支援をしております。多忙な中での計画作成は大変な苦勞です。有事の際は、この計画が生かされるよう、改めて地域での支え合いや訓練の重要性を感じ、支援者を増やしていきたいなと思っております。

また、この計画策定は災害時だけではなくて、これをきっかけに福祉向上の観点から、先ほど課長からもありましたが、地域共生社会づくりに役立てていき、さらに地域での絆を深めていくことが重要だと思います。これを機会に地域のつながりがつくられていくことを望みます。

そこで、3回目の質問をさせていただきます。

平時から自宅や職場周辺の災害のリスクを知っておく必要があります。しかし、視力に障害のある方は確認することができません。誰一人取り残されないようハザードマップや防災マップに音声読み上げ機能をつける予定はあるかお聞きいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 現在、市のホームページには読み上げ機能がついておりまして、ハザードマップや防災マップを掲載しているページでも、文字として入力している内容は読み上げるようになっております。しかし、全盲等でその読み上げ機能の箇所をクリックできない場合などは、どなたかにサポートしていただくことも必要となります。

また、地図などの画像データも文字ではありませんので、理解していただくには、どなたかのサポートが必要な状況であります。

そのため、現状としましては、問い合わせしていただくのがよいのですが、地図をクリックすると、「ここでの浸水深は何メートル」と読み上げたり、視覚障害者用の立体的な地形図であったり、各種事例も聞いておりますので、こういった形が有効なのか、この先検討していきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、1項目（2）の再質問をさせていただきます。

妊産婦は避難所での環境によって体調を崩しやすいことがあります。本市には妊産婦、乳幼児向けの福祉避難所があるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 福祉避難所としてご協力いただいているのが特別養護老人ホームや障害のある方用の施設ですので、妊産婦の方や乳幼児を専門としているような施設ではございません。

なお、一般の避難所における配慮としまして、体調不良者用とも兼ねますが、別室の確保、パーティションやベッド、赤ちゃん用のミルクなどの備蓄、状況に応じて保健師の巡回も行いますので、妊産婦の方などの避難にも備えております。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。よろしくお願いいたします。

3回目の質問をさせていただきます。

集中豪雨をもたらす線状降水帯が要因となり、各地で甚大な被害を起こしております。迅速な避難行動を取る必要から、気象庁は半日前から発表する運用を去年から始めました。豪雨や台風被害が予想された場合、避難所開設はどのくらい前に決定され周知されるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 風水害の場合は予測することが可能ですので、避難指示を出すタイミングが深夜、あるいは明け方などに見込まれるときは、状況が悪化する前に避難所を開設するようにしております。

先日の大雨でのケースですけれども、6月2日の夜遅くから3日朝にかけて激しい雨が降る見込みでありましたので、大雨警報や洪水警報を発表する可能性が高いと言及されておりましたので、市では避難所4か所の開設を決め、2日の午後6時5分に防災行政無線などを通じて開設の案内をしました。

なお、実際の天気概況ですが、3日の午前5時25分に大雨警報が発表され、市内の時間当たりの最大雨量も3日の午前5時から6時でありました。このことから、雨のピーク時のおおむね半日前には避難所の開設を行うことができておりました。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。移動支援をどなたかに頼んだり、足腰が弱く移動に時間がかかる方々も多くいらっしゃいます。慌てず安全に避難所にたどり着けるよう、先ほど半日とありました。できる限り早い判断と周知をお願いしたいと思います。

続きまして、1項目（3）の再質問をさせていただきます。

国は、公共施設に対して太陽光発電の設置義務化の決定をし、設置が進められてきました。本市において公共施設で太陽光発電を設置できているところはどこか。また、できていないところはどこかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 太陽光発電設備を設置してあるのは、市役所本庁舎、それから小・中学校の中では矢指小学校と第一中学校、保育所の中ではいいおか保育所になります。

設置できていない場所ということは、これら以外、全て太陽光発電設備は設置しておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。3回目の質問をさせていただきます。

再生可能エネルギーの主力電源力に向けた取り組みが期待されている次世代のペロブスカイト太陽電池は、当初よりも早い実用化となりそうです。これまでの太陽光発電よりも曇りや雨の日、さらに室内の弱い光でも発電することができることに加え、薄くて軽く低コストのため様々な場所に設置することが可能と言われております。まだ設置できていない施設には、実用化の際に先進的事例として設置していただき、災害に強い環境にいいまちづくりを目指すべきと要望いたしますが、本市の見解をお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） ペロブスカイト太陽電池につきましては、この先の研究成果を見据えつつ、太陽光発電設備を設置する際には検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 実用化された際には、先進的な取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、1項目め（4）の再質問をさせていただきます。

トイレトレーラーは、国の緊急防災減災事業債の財源を活用できるようですが、改めて導入する考えをお聞きます。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） トイレトレーラーの導入について、事業債が利用できることは承知しております。ですが、先ほどお答えしましたとおり、維持管理等の件がございますので、購入するのではなく協定などを締結していくことを現時点では想定しております。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。トイレ問題は非常に全国的な被害を被ったところは、問題として課題を挙げておりますので、必要時、トイレの協定を結んで導入していただきたいなと思います。

続きまして、2項目めの再質問をさせていただきます。

令和5年4月末時点での本市の特殊詐欺被害件数はゼロ件ということでしたが、千葉県内の年齢別の被害人数をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 千葉県警察が発表しています年代別の被害人数を申し上げます。

令和5年4月末現在で、上の年代から順に申し上げますと、80歳以上が237人、70歳代が125人、60歳代が93人、50歳代が9人、40歳以下が6人となっております。合計で470人ということになっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 圧倒的に高齢者が占めている被害状況だなと思います。

続きまして、2項目め（2）の再質問をさせていただきます。

防災行政無線で週に1回流すことは詐欺被害状況や盗難、空き巣等の被害件数を市全体で注意を払っていけるとは思いますが、防災行政無線で週1回被害状況を流すことはできないか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 旭市内での電話d e詐欺被害の件数が4月末現在、発生しておりませんので、また、全体の犯罪発生件数も前年からは減っております。防災行政無線で定期的に放送することは、今のところ必要はないかなと考えております。詐欺と思われる電話が相次いだときなど、そのほかのケースでも警察署等と連携を図り、防災行政無線での放送などにより、引き続き被害防止の呼びかけを行ってまいります。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） よろしく願いいたします。

続きまして、（3）の2回目の質問をさせていただきます。

詐欺被害の9割以上が65歳以上の高齢者であることが分かりました。詐欺の認知件数として上がってなくても未遂の話は随分あります。犯人はだまそうと電話をかけてくるのですから、見抜くのは簡単ではありません。そのため電話での詐欺予防対策は必須だと思います。先進事例の高評価から、高齢者の希望者に対して簡易型自動録音機の無料配布を再度検討できないか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 簡易型自動録音機の配布につきましては、先ほど申し上げましたとおり、効果等を検証した上で、検討してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 先進事例から高評価を各地で上がっておりますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

四季を通じて過ごしやすい自慢の本市であります。これからも安心して住み続けられるよう、市全体で安全を守っていきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

◇ 松 木 源太郎

○議長（木内欽市） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党の松木源太郎でございます。

2023年、令和5年旭市議会第2回定例会に当たり、市政に関する一般質問をいたします。

まず初めに、第1回定例会においても質問した、令和5年度事業の学校再編推進事業についてであります。

1、2023年度（令和5年度）の学校再編推進事業について質問いたします。

令和5年旭市議会第1回定例会施政方針並びに提案理由において、「本年4月、教育総務課内に学校再編室を設置いたします。地域ごとに保護者説明会のほか、地域検討会議、代表者会議などを開催し、学校再編を進めてまいります」と報告がありました。

その最初の事業として、旧干潟町地域の3小学校において「地域検討会」の開催を計画さ

れていますが、この地域検討会議のメンバーはどのような方々ですかお答えください。

学校再編の進め方の中で過去に説明会、アンケートの実施とありますが、その内容の概略をお答えください。

旭市学校再編計画報告書（令和3年3月）で、「（仮称）干潟地域小学校は1校に統合し、統合校を古城小学校を候補地として検討する」としていますが、3校いずれも「土砂災害警戒区域エリア」に入っています。それなら通学距離を考えるとということでいうと、真ん中の中和地域を統合小に検討すべきでしょう、ご回答ください。

4番目、予算の関係ですが、「地域検討会議」の報償費とは何ですか。会議1回につき15万円もかかるのですか、どうしてかかるのかお答えください。

大きい2番目であります。

2023年度（令和5年度）の都市計画の見直しについて質問いたします。

3月定例会での「施政方針並びに提案理由において」「計画的な土地利用が行われ、秩序ある良好な住環境の形成を実現するため、本年度から市全体を視野に入れた都市計画の見直しを進めております。令和5年度は都市計画案を策定し、議会や市民の皆様からご意見をいただきながら業務を進め、令和8年度の都市計画決定を目指しております」と報告されました。令和4年2月「全員協議会資料」都市計画区域見直しの進め方についての見直しの経過をご報告いただきたい。

そして、令和4年度予算書の「債務負担行為」限度額は1億6,589万1,000円が令和5年度予算の説明資料では1億7,490万円になっている理由もお聞かせいただきたい。

都市計画審議会の審議状況はどのような状況かお聞かせください。住民への広報はどのようなになっているかもお聞かせください。

3番目、市職員の労働環境についてであります。

市政において働きやすい環境で職員の皆さんに、十分にその能力を発揮していただくことが、市の事務事業を進める上において非常に重要であります。そのため病気にかかったり、精神の病気に病んだり、ハラスメントに遭遇したりして仕事をしづらくなってしまったりした場合、このような対応を旭市の職員対応としてどのようなことを取っておりますか。

私は、昨年3月議会で平成30年に自死された職員のことを一般質問でお聞きしました。その理由は、自死された場合には、その理由によっては「公務災害」に該当する場合があるからです。市の回答は「遺族から何も相談がなかった」等という回答で、「市は全く関係ない」との判断で、3月12日に自死されて4月3日に共済組合に死亡届を出しました。このよ

うなことが起こる自治体は、本当に働きやすい職場なのかという疑問を持っておりました。

そこでお聞きいたしますが、この５年間で疾病やご本人の精神的事情やハラスメント等の事情でお休みした人は、全職員、会計年度職員を含んで何%おられますか。

次に、旭市では、昨年度パワハラ・セクハラの相談件数は何件ありましたか。相談があった場合はどのような対応を取りますか。旭市職員のハラスメントの防止等に関する規定はどのようなものがあるか、お聞かせいただきたいと思います。

そして、パワハラ・セクハラ防止に向けた取り組みはどのようなものをしておりますか。さらに、パワハラ・セクハラについての職員研修はどのように実施しているか、お聞かせいただきたいと思います。

４番目、外出支援サービス事業についてお聞きいたします。

私は、10年ほど義理の母の介護に携わってまいりました。その間、入所しておる有料老人ホームから通院のため介護タクシーを使いました。都会地でありましたから連絡すればすぐ介護タクシーは来ましたが、しかしその料金は片道2,800円でした。往復すると5,600円です。3か月に1度ほどでしたが高額でした。

今までの旭市の外出支援サービスは社会福祉協議会への委託でしたが、利用回数週1回まで、利用範囲市内、利用料金、市民税非課税世帯の者、片道100円、課税世帯の者、片道300円でした。低価格で利用者に喜んでいた「外出支援サービス」が令和５年度から介護タクシーの利用助成に変わり、その利用額の負担が地域によって大変大きくなりましたが、負担の軽減は図れないのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

最後ですが、５番目です。効率的・効果的な行政運営について。

今、マイナンバーカードが問題になっております。マイナンバーカードの活用についてお聞きいたしますが、まず本市の状況をお聞かせください。本市の取得状況は現在どのようになっているのでしょうか。現在の利用状況についてお聞きしたい。今後の問題点は旭市においてどのような点があるか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。再質問その他は質問席からいたします。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から、１の学校再編推進事業についての（１）2023年度の事業内容についてお答えいたします。

まず、地域検討会議のメンバーはというご質問ですが、委員の構成は、各小学校に学校通

学区代表者25名以内で構成します。具体的な構成は、住民の代表として区長、学校関係者として学校長等、またPTA、保護者の代表、また福祉関係者として民生委員、青少年育成関係者として青少年相談員、そのほか各地域の保育所の保護者の方がメンバーとなって地域検討会議を行う予定でございます。

続きまして、アンケートの過去の説明会、干潟地域でのアンケートの結果ということでございますが、昨年実施しました干潟地域小学校のアンケート結果でございますが、まず「学校統合が必要だと思いますか」という問いに対しましては、34.7%が「必要だと思う」、58.8%が「やむを得ないと思う」と、「必要ないと思う」は6.5%、「必要だと思う」「やむを得ないと思う」を合計しますと93.5%が、統合に前向きなご意見をいただいたということでございます。

「統合する場合はどのような統合が望ましいと思いますか」という回答については「3校の統合で古城小を統合する」というご回答を90.1%の方からいただいております。

「統合する場合、その時期はいつ頃が望ましいか」ということでは、「できるだけ早く」が49.6%、「5年以内がよい」が35.5%、「それ以降でよい」が14.9%ということでございます。

アンケートの概要は、以上でございます。

続きまして、干潟地域で全て3校がいずれも土砂災害警戒区域に入っているんですけども、真ん中の中和小学校ではなくて古城小学校を統合校の候補とした理由でございますが、松木議員おっしゃるように、3校とも土砂災害警戒区域に入っております。ただ、東側の萬歳、中和については、小学校の学校のすぐ後ろが崖地で、すぐに土砂災害警戒区域全域が入ってしまう状況であります。ただし、古城小学校については、西側の体育館の一部が土砂災害警戒区域に入っているということです、その対応はできるものと考えておりまして、古城小学校について統合校の対象の候補地としております。

次に、地域検討会議の報償費、どうしてそのような金額がかかるかということでございます。

地域検討会議の委員には1回当たり6,000円の報償費を計上してございます。市の様々な会議などで一般的に支払われている会議の報償費が6,000円、報酬が1日6,000円というものを考慮して6,000円にしたものでございます。6,000円で1校当たり約25名、干潟地域で3校ありますので、3校で地域検討会議を5回ぐらい年間開催すると予定しますと、6,000円掛ける25名掛ける3校掛ける5回になりますと225万円、干潟地域だけで225万円ということで

ございます。

そのほかの地域につきましては、これから保護者説明会、地域説明会などを実施していくわけですが、年内にもし1回地域検討会議を開催できれば、17校で1人当たり6,000円で費用がかかりますので、約240万円ぐらいはかかるというような予算計上しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、2、都市計画の見直しについて回答いたします。

まず、見直しの経過でございます。こちら都市計画区域の見直しにつきましては、合併時に新市において検討するということにされておまして、平成22年3月に旭市都市計画マスタープランを作成しております。その中で市域全域への拡大ということでしております。

今回の都市計画見直し業務でも、合併後の市域全体が一体性のある同一の都市圏を形成していることを確認するため、旭地域を含めて市域全体を対象に調査をしております。

続きまして、債務負担の限度額、こちらが変わっているということでございます。

この都市計画見直し支援業務、こちらについて債務負担額、債務負担の合計額が1億7,881万6,000円で設定してございました。本年度、令和5年度が1億6,589万1,000円になっているということですが、これは令和4年度の現年分、令和4年度分を事業費を差し引いた額の残りが債務負担となっているものでございます。

続きまして、都市計画審議会の審議状況でございます。

都市計画区域の拡大は県の決定でございまして、最終的には県の都市計画審議会での決定となります。したがって、市の審議会で決定するものではないんですが、現在のところ、都市計画の見直し支援業務を行うという報告をしております。

今後にも必要に応じて区域拡大の内容なんかを知らしめて、議題として上げていきたいと考えております。

それと、今回の都市計画区域の拡大を市民にどう知らせていくんだということでございますが、本年度後半には議会をはじめ市民、各種団体、そういったところに説明会を実施していきたいと考えております。

都市計画区域の変更に伴いまして、建築敷地の接道義務とかセットバックとか、そういった新しい建築のルールが課されることになりますので、その必要性であるとか具体的な内容、こういったものをできるだけ分かりやすく伝えていきたいと思っております。必要に応じまして、

広報あさひとか区長回覧などを利用して、広く市民の皆様に周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、大きな3点目、市職員の労働環境についてお答えいたします。

まず1点目として、過去5年間の精神疾患等による休暇・休職という人数ですけれども、すみません、今、数字を持ち合わせてございませんので、今現在の状況についてお話しさせていただきますと思います。

現在、精神疾患により休暇、もしくは休職している職員は5人になります。職員数から見た割合につきましては、0.76%になります。休暇に入る前や休職の更新時など、定期的に面談を実施しておりますけれども、休暇等の原因がハラスメントと思われる職員はおりません。

また、昨年度発生 of ハラスメント案件は1件ございました。

それと、ハラスメントに関する報告や相談があった場合にはどのような対応をしているのかということですが、ハラスメント事案が発生した場合の相談窓口として、旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程において、総務課、子育て支援課、教育総務課、消防本部総務課の職員が相談員となり、それぞれのセクションで対応しております。

相談を受けた後、行為者とされる職員や第三者へのヒアリングを実施し、迅速に事実関係を調査します。ハラスメントとなり得る行為があった場合には、総務課において庁内組織でありますハラスメント対策委員会を開催します。

本委員会においてハラスメントの事実が確認された場合は、速やかに行方者へ指導するほか、職場環境の見直しや、必要に応じた配置転換などを行うなど、問題解決を図っているところです。

それと、ハラスメント相談員に対する教育や指導の関係ですが、ハラスメント防止研修について、毎年研修対象となる職種などを変えて計画的に開催しているほか、東総広域市町村圏事務組合が開催するハラスメント対策研修にも参加しております。

このほか、定期的に内部掲示板において、ハラスメント防止に関する啓発や周知を行っています。

また、相談員は、ハラスメントに関する苦情相談に対応する際の留意事項に基づいて対応しております。本事項についても、多様化するハラスメント事案に対応すべく、国や県の情

報なども考慮し、必要に応じた見直しを行っています。

いずれにしても、ハラスメントを発生させないことが最も重要でありますので、研修や周知などを徹底し、未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 高齢者福祉課からは、4の（1）外出支援サービス事業の利用額の低減についてお答えいたします。

本事業は、一般の交通機関を利用することが困難なおおむね65歳以上の高齢者や下肢不自由な方などを対象とした、医療機関への受診や入退院等の際の送迎を支援する制度であります。令和4年度までは市の所有する車両を使用し、車両の運行は業務委託で行っておりました。

利用者の負担額については、市民税課税世帯は片道300円、市民税非課税世帯は片道100円と比較的低額ではありましたが、利用できるのは平日のみ、また利用日の7日前までの予約が必要など、利用しづらいという面もありました。

令和5年度からは、車両の老朽化と利用者が減少傾向であったことから、安全性と利便性向上を図るため、利用券を使用した車椅子対応のタクシー料金を助成する制度に切り替え事業を実施しております。

利用券は1枚1,000円の助成で1か月当たり8枚、年間で最大96枚が交付されます。助成額は1回の利用につき片道の場合、利用券2枚分2,000円、往復の場合は利用券4枚分4,000円が上限で、それを超える場合には利用者のご負担となります。

この新しい制度では、利用券交付後であれば、タクシー事業者の営業時間内での利用が即時に可能になるなど、利便性の向上が図られるものと考えております。

なお、令和5年度の利用申請件数ですが、現在までに34人と、前年度の従来制度より9人ほど多く申請をいただいているといった状況であります。

ご質問の利用額の低減についてでございますが、今後、現在の利用状況や利用者の声などを聞きながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課からは、5番の（1）マイナンバーカードの本市での取得状況等と問題点について回答させていただきます。

本市のマイナンバーカードの取得状況について、令和5年4月末現在の数字でお答えをい

たします。申請率が73.7%で交付率は65.6%でございます。

問題点となっている点ですが、マイナンバーカードについては健康保険証の情報のひもづけ誤り、マイナポイントの他人への付与など、様々な報道がなされているところではありますが、本市では現在のところ、そのような事例の報告はございません。

今後も、できる限り多くの市民の方に取得していただけるよう、利便性や安全性を積極的に周知しながら、取得の向上に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木源太郎議員の一般質問を行います。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、学校再編問題、特に干潟地域の問題について再質問させていただきます。

今、ご回答いただいたのは、干潟地域で取ったアンケートでもっていろいろなご意見が出て私も見ました。ところで、皆さん方が学校再編の基本計画というのを出しましたね。これは結局旭市学校再編計画報告書令和3年3月再編計画委員会の、これと全く同じなんですよ。これを採用したと言えそうですけれども、その次のページが問題なんです。これと対比して、学校の施設の状況というのが書いてある。ここに建物がいつ造られて、建物がどうなるか。つまり学校の建物の古くなり具合と子どもたちの推移と、これを併せてやる。ですから私3月のときにこういうものの考え方でいいのかと言ったんですよ。

本来であれば、例えば令和42年、2060年まで、これはこの計画の基をつくった某会社の推計なんです。その推計というのは、今度、人口問題研究所が2070年まで出していましたから、それと合っているかどうか分かりませんが、それに基づく生徒の減り具合、これでいくと結構学級が6ずつになるんですね。つまり確かに少ないところは複式学級になるかもしれないけれども、建物のほうでいくとそういう感じでもって、赤くなるのが赤くなるほど老

朽化しているわけですからね。そういうような課題でもってこの計画は練られているわけです。再編計画の策定委員会がこれ出していますけれども、この基になるのは某調査所がつくった図でしょう。そこが問題だと言うんですよ。それで出てきた、結局、古城小学校は体育館のあるところだけが山が近くて、そこだけでもってあとは大丈夫だから萬歳小学校からは一番遠いところに持っていきましょうというんです。こういうような学校再編の仕方でもいいんですかというのを聞きたいんです。

それを、建物が残っているんであれば、2つの小学校にしたっていいわけです。3つとも存続させてもいいわけです。そういう議論が全くされないで、某企業に頼んだ計画がそのまま再編計画の中に民主的につくられたというような形でもってつくられていて、それで基本計画にのってくる。こういう計画の仕方でもいいのか、そうじゃないだろう。

そういうことを考えましたから、私は無理やり、じゃあ小学校が1つで中学校がほかと一緒にになるかもしれないけれども、3つ並んでいるんであれば真ん中のところに学校をつくるという計画をするのが普通の市の政策を担当する人の考えじゃないですかと、こういうふう

に聞いているんですよ。ご回答いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、学校再編についてお答えいたします。

まず、先ほどの答弁で訂正させていただきたいところがございまして、先ほど古城小学校の土砂災害警戒区域が体育館の西側と申し上げましたが、体育館の東側でございました。大変失礼いたしました。

それと、学校の施設の状況が先にあってこの計画ができているのではないかということでございます。この計画につきましては、学校再編計画策定委員会を組織いたしまして、今、役所の人間とあとは学校関係者、あとは保護者の代表など、あとは地域の方々を踏まえまして、委員で構成して検討したものでございます。この人口推計につきましては、確かに委託して業者のほうで人口推計をしたものでございます。ただその内容につきましては策定委員会の中で議論されたことでつくられたものと認識しております。

今後、なぜ真ん中じゃなかったのかということにつきましては、先ほど申し上げましたが2つの小学校は土砂災害警戒区域に丸々入っているが、古城小学校については一部であると。施設は活用できる、まだ新しい状況であるということも踏まえて古城小学校が適正ではないかということで学校再編計画策定委員会の中で決定したものでございます。

これにつきましては、策定委員会のほうで案として出したものでございますので、今後の地域検討会議などで地域の方々の意見を頂戴しながら、今後の学校再編については皆様の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 納得しませんね。というのは、今、ひかた市民センターがある旧役場のところは本当に中心地なんです。それで昔の町民会館があったところは平場になりましたけれども、あそこが安全だとも思いませんが、将来また中学校も北中学校というのをつくってなくしちゃおうと。そうしたら昔の干潟町の中心をみんなばらばらにしちゃうわけですよ、あなたたちは。そういう計画をつくって、それでもって進めようということを住民の方々に、それこそこれだけのものがあればそうせざるを得ないなって住民思いますよ。しかしそうじゃなくて、住民の意向をもっと十分に聞く、91%が古城がいいと言ったから、それはもっと広く聞かなきゃだめですよ。そうでなければ本当に、学校を一つにしてよかったとか、そういうことが残らないでしょう。今の抱えている問題の解決だけをする学校の統合では、これは将来に悔いを残します。そのことを申し上げておきたいと思います。

それでは、都市計画の問題に移ります。

都市計画の問題というのは大変難しく、合併前の旭市は、その前の昭和29年の合併後から旧旭町を中心にした、そこだけ都市計画をすればいいっていうんじゃなくて、合併した村も一緒に都市計画区域として設定して、そして都市計画を事業するためには国からの予算をもらわなければいけないということで都市計画税も賦課して、それで都市計画道路や下水道や、そういうものをつくってきました。じゃあ今度の都市計画の見直しというのも同じようにやるんですか。つまり1市3町全部に都市計画の網をかけます。そしてそれこそ銚子連絡道路がきますわね。そうするとインターチェンジをつくらなきゃならないよね。それは都市計画の中でつくれば国から応分の賦課がきます、支援があります。そういうものにするのか、それとも税をかける部分は旧旭だけにして、皆さん方が家を建てるとか、その他の場合に計画的につくれるようにするって、そういうことなのか。ここをはっきり住民の方に、皆さん方が分かるように説明しなければ都市計画区域の設定について賛成は得られませんよ。

それで一時ストップしちゃったわけでしょう。ここに書いてありますけれども、マスタープランを策定した。都市計画区域を市域全域に拡大する方針だったけれども、東日本大震災があって、令和2年にアンケート調査をやって、私はまだ議員じゃありませんから分かりま

せんけれども、3年の3月と9月に前市長と今の市長とが方針を出してやっていく。それで
どういうふうにするかという詳しいことを住民の方にどういうふうに知らせようと思ってい
るんですか。そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） まず、今回の都市計画区域の見直し、こちらについて今考えて
いることをお話しいたします。

まず、今回の都市計画区域の見直しの最大の目的というか、建築基準法の適用でございます。
今現在、旧旭市の部分だけしか都市計画区域ではありませんので、建築基準法の細かい
規定が規定されておきませんが、旧3町には何もございません。それは今後まちづくりをや
っていく上で建築に関する最低限のルール、そういったものがないと一定の秩序が守れない
のではないかと懸念がございます。そういったことから、まず都市計画区域を拡大しま
して、そういった建築に関するルールを適用して道路の幅であるとか、日照とか風通しとか、
建築上のいろいろなことがあるんですが、そういったものを最低限守っていただく。それ
によりまして一定の秩序あるまちづくりにつながっていくのかなと考えております。

お話ございました都市計画施設ですね、銚子連絡道路のインターチェンジに限らずそう
いったものは、合併以来、旭市では新市建設計画で様々な道路事業とか公園事業をやっ
てまいりました。そういった中でそういったものはある程度十分であるのかなという認識
もございますので、必要に応じて検討して、必要であればそういったものを設定してい
こうかなというところでございます。まずは都市計画区域拡大による建築基準法の適用、
そういったものが必要であるというところでございます。

あと、市民に知らせる方法なんですが、こちらについては都市計画の専門用語を並べ
てもなかなか耳に入っていくものではないかなと思います。そういったことから、実
際に市民の方が直接関係する建築基準法に対する規制とか、そういったものを絵
とかそういったもので分かりやすく説明していきたいと思っております。

やっぱり旭市内狭い道路が多いもので、そういったことから実際、建て替えには
そうしたことが必要になりますので、そのあたりを重点的に話ししていきたいと思
います。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） おっしゃっていることは分かります。それが6万3,000人の旭市民

の全体の中でどのように理解されるか。私は合併前の旧旭市の人たちは、もうこの問題は頭に入っているからそこはそんなに変わらないと思うんですよね。ですから都市計画の区域でなかった旧3町の方々にどのようにこれを理解してもらうか大変難しいと思うんです。ですから頓挫したのは私は震災だけの理由じゃないと思います。あのときにいろいろな議論があって行き詰まった面もあったわけですよね。それを今回建て直していきたいと。

ですから、あなた方は3年に2つのパンフレットをつくりましたね。これがまた問題なんです。これは結局どういうことが問題かという、片一方のほうはルールでもっていいんですよ、これは。こうだなんて分かるんですよ、2月28日というやつ。ところがまちづくりとなると何だこれはとなるんですよ、住民の方々が。分かるでしょう。ですからそのところなんです。これをうまくちゃんと理解していただくようにしないと、ある方々が例えば都市計画区域に入ったら家を建てる場合の接道とか、そういう問題だけじゃなくて、区域決められちゃってこういうものしか建てられないよとなるよと、そういう議論も出てくるわけです。これを皆さん方がいかに克服して将来合併した旭市が住みやすい場所になるかということ考えたパンフレット。これを2つ分けちゃだめですよ、私はそう思います。統合してこういうまちづくり、ですから1市3町の今までの都市計画区域であって、都市計画税を払ってきた方々と、そうでない方々、全く都市計画を考えなくてもよかった方々々が理解し合えるような中身のパンフレットを作らなきゃだめだと思うんです。難しいと思うんですよ。

近隣でもそういうことでもってどうするかということでやっと克服した、合併したところがありますから参考にしているでしょうけれども、そこら辺についてはどう考えていらっしゃるんですか。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 確かにパンフレット、都市計画は結構理屈が多い制度ですのでどうしても難しくなってしまう。ただ議員おっしゃるとおり、今回に関しては本当の必要な部分、直接関わる部分、そちらを重視して説明していかなければならないのかなと思います。実際に全員がある時点で関係するのかわけではなくて、家の建て替えとか新築とか、そういったときに大きく関わるものでございますので、事例を用いて分かりやすい説明をしていく予定でございます。あと、他市町村で先行している事例もございますので、そういったものは十分に参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） よろしくをお願いします。

これはやっぱりこれから1市3町が合併して次のステップに進むにはどうしても必要なものですから、住民の方に分かりやすいように、それからどういう形でもって浸透させるかも本当に工夫していただきたいと思います。議員が協力することになる場合には、議会も協力しなければいけないと思っていますのでよろしくお願いいたします。

次に、3番目の市職員の労働環境の問題についてお伺いいたします。

私は、先ほどのご答弁を聞きまして、小さい自治体の割には疾病その他でもって休んでいる方が意外と率ですと多いんだなというふうに感じました。なぜかということは分かりませんが、大変私は率は高いと思います。0.7%って、六百数十人の中で5人だから少ないと思うでしょうけれども、そんなに公務労働でもってあるわけないわけですから、そのところは気にしていただきたいと思います。

さて、ハラスメントの問題がやっぱり一番の問題でして、私が過去調べてみましたら、合併してからハラスメントの問題を議会で取り上げたのがお2人いらっしゃいます。平成24年にお1人いらっしゃって、これは当時、病院が市立病院だったときのご発言で、それでもってハラスメントというものがあるよと、これはどういうことなんだって議論して、その原因になった中身のことはおっしゃっておりませんが、その後、ちょうどハラスメントの対応委員会もこの年にできています。そして旭中央病院においてはその後独立行政法人になりましたけれども、そのときから病院の中のハラスメントのことはかなり真剣にやっているようです、その後の規約なんか見てみましてもね。

ところが、平成29年、ですから今度病院が独立した後に何が起こったかということ、千葉日報の2013年3月14日付で消防職員のハラスメント問題が記事になっています。これをまたある議員が取り上げているわけです。そういう問題がやっぱり旭市の、これは消防という特殊な職場の問題だったんですけれども、旭市の中にこういう問題があるんじゃないかなって気にかかるようなものでした。

私は、昨年、市が訴えられたハラスメントの問題について調べる中でこれが分かったわけです。そこで今回何点かお聞きしておきたいと思うんですけれども、今回、昨年ハラスメントではないかという訴えがあって、そして委員会が開かれて結論が出て、その後いろいろな調査があったということを聞いております。そして8月に行って、再度今年の3月に、8月にもう結論出したんだからその結論が正しかったということで却下してご本人に報告したよ

うでありますけれども、まず一つは、この委員会なるものが平成24年に一般質問であったすぐ後にできていたということは大変貴重だったと思います。その中身ですけれども、私は大変問題があると思います。それは何かというと、ハラスメントというのは大変難しい問題でして、私も最近、一番新しい情報をよく調べてみました。そうしたら、どうということかという、ハラスメントということの防止相談員に必要な能力というのは何か。これは私が調べた著書によると、一番新しい見解なんです。社会心理学の基本知識を持っている人が対応しないと間違ってしまうよというんです。

ところが、よく資料を見させてもらおうと、市の委員会では、弁護士に相談しているんです。弁護士と本人が対応して、それでハラスメントではなかったという結論を得て、それでもって今年の3月にそれを追認する委員会で決定しているわけです。弁護士が、法律学者が、現在大変国際的にも難しい問題であるハラスメントの問題で、できるわけがないんです。そういう間違ったやり方をなぜしてしまうか。これは真剣な市の取り組みがないからです。ハラスメントの研修をやっていると先ほどご答弁がありましたけれども、どの程度やっているんですか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） ハラスメント研修につきましては、先ほどもご答弁いたしましたように、その階層、階層ごと、例えば今年は主査を対象にやるというふうに回していつていまして、当人にしてみれば、受けた方にしてみれば5年に1回とかそのくらいにはなると思うんですけれども、一応そういったふうな形で回しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それではお聞かせいただきたいと思いますが、ハラスメントであるかどうかという今回の事例のご判断は、あなた方が言っている対策防止委員会の会合を2回開いていますよね。それでもって最初的时候にもうハラスメントでないって結論を出したのはどういう理由ですか。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 最初的时候には当人からハラスメントの訴えがありましたので、その事実について当該職場でまずは聞き取りを行って、そういう事実はないというふうに認定

と言いますか、職場としてはなかったということで結論づけました。その後、当人のほうからまた求めがありましたので、今度は職員班も入れて、要するに2度調査をしております。2度調査をして、なかったと結論づけた。それは事実が認定されなかったからでございます。それを本人にも申しましたところ、先ほど来、議員おっしゃっているように、内部組織ですので、内部組織が行った調査なんか当てにならないというような訴えがありまして、それで弁護士に3度目の調査を依頼したものです。その上においても事実は認定されない旨の報告書が上がりましたので、それをもってハラスメント委員会を開いて事実はなかったというふうに結論づけた次第でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） だからそこでもって間違いを起こしているんですよ。私ね、このハラスメントの問題についての論文を読みましたが、さっき言ったように法律の専門家が判定してはいけないんです。法律の専門家と本人とでもって対話していますよね。それは間違いなんです。世界的にもヨーロッパのほうでは特にこの問題が深刻でありまして、いろいろありますからね。ですから、そういう研修が全くなされていない委員会があったって有名無実です。そのところをあなた方が間違ったということを反省しない限りは、これからの旭市においてこういう問題が起こったとき大変心配です。そのことを申し上げておきたいと思いますけれども、市長どうですか、そう思いませんか。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 今回のハラスメント事案に関しまして弁護士に依頼したことは、そういった事実があったかどうかというその確認でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 事実があったかどうかではないんですよ。その事実がハラスメントであったかどうかを判断する人が弁護士ではだめだというんですよ。何でもかんでも弁護士に頼めば、弁護士はオールマイティーじゃないですよ。弁護士なんかは法律の問題しか知らないんですよ。ここに 있습니다。ハラスメントの根絶のためにという論文なんですけれども、気づかない加害者というんですよ。要するにハラスメントをする人は、自分がハラスメントをやっているって気がつかないんですよ。どういうことがあったかということをよく調べて、

そして被害者と加害者の特徴や傾向について、ハラスメントの調査や認定に際し先入観を排しつつ、その可能性を念頭に置くべきで、そのためベルギーの政令ではハラスメント防止相談員に必要な能力や見識として社会心理学の基本知識がなければだめだと言っているんです。

こういう難しい問題をハラスメントというのは抱えているんですよ。ただ単なる職場の暴力とかそういう問題ではないんです。ですから、ここのところをしっかりとつかんでやっていただきたい、このようにお願いしたい。特に副市長は指名で委員長になっていますからね。そういう形で大変難しい問題でしょうけれども、ぜひこの点を踏まえて今後のこういう問題が生じた場合の参考にしていただきたいというふうに私は思っています。

次に、外出支援サービスの事業について再質問させていただきます。

私は、今までやってきた社会福祉協議会に委託していた外出支援サービスの中身を聞いて大変いい事業を長らくやっていたんだなということを感じました。その資料をいろいろ見てみたら大変いいことが書いてあるんですけれども、ご紹介したほうがいいと思うんですね。

この事業は、随分前からやっているんですよ。車が2台あります。そしてその2台で皆さんをお送りしている、そういう内容でありました。ただいろいろな前をお願いしとかなけりゃいけない、そしてそのためにはいろいろな準備が必要であるということがありましたけれども、これはやはり大変多くの方に期待されて、今回また利用者が上がってきたというふうに言っておりますけれども、今回の中で私問題なのは、大変いい事業を継続してくれてありがたいと思っているんですけれども、ただ距離が長い通院の場合に足が出ちゃうんですね。ですから4枚では足らなくなっちゃう。その方は少し足してくださいよというんですけれども、今までの100円、300円というのよりもかなり額がいっぱいになっている。ですからだいたいの方は4枚で通じると思うんです。だから年間96枚で大丈夫だと思うんですが、それがはみ出る方については、利用している方の声をそのまま言いますよ。そういうような距離でもっての差別はしないでもらいたいなど。ですからやはり利用料の100円とかその他負担するとしても、そういうようなことを申し上げておりました。ですからそのところを配慮していただくと旭市はすごくいい事業を続けているなど。

私もびっくりしたんです。3か月に一遍医者に義理の母を連れて行くのに、もう車椅子になってしまいましたから、前は私の車でもって運んだんですけれども、それが駄目になってしまって、これは車椅子ごとの介護タクシーを頼まなきゃとなったらばすぐ来ました。それで有料老人ホームから隣の市の病院に昔からかかっているのを連れて行きました。片道2,800円、往復で5,600円。びっくりしましたですよ。そういうことがなくなるように介護タ

クシーを利用する援助をしている大変ありがたい事業なんですけれども、これについてどうか足が出る場合の補填方法を何か考えていただきたい。このことなんですけれども、ご検討いただけないでしょうか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 高齢者ができるだけ住み慣れた生活の場で安心して暮らしていけるよう、在宅介護の重要性というのは承知しております。この外出支援サービスは、在宅介護のサービスの一つとなります。下肢不自由な高齢者の移動支援ということで重要な制度でありますので、繰り返しになりますが、今後利用者の声を聞きまして見直しを図ってきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 十分声を聞いて検討して、またいい事業を続けていただきたいと思っています。

最後に、マイナンバーの問題です。

これは飯嶋議員がかなり聞いていましたので、私はなるほどなと思っていますので、それについての1点だけお聞きしたいと思っています。

最近、もうこのマイナンバーは新聞種ですよ。最近聞いたので一番の問題は、私びっくりしたんですけれども、マイナンバー何が怖いかというと、有名な人がユーチューブで言っていました。12桁の番号を知られちゃうと、それによって多大な被害を被る。これがだいたい今6,000万人から7,000万人の方がマイナンバーを申請して取得するようになるでしょうけれども、700万人ぐらいの方が番号を知られてしまっているいろいろな形で被害を被ることがこれから起こるのではないかとされているんです。

別人登録とか、これから今、支給しているいろいろな現金の支給がありますね。ああいうのが全部その口座に振り込まれるようになると、ご存じのとおりなんですけれども、そういうのも直らないだろう。設計したところが最初の仕様になかったことをどんどん付け加えられて困ったもんだと、一から出直さなければだめだよと言っている。こういうことをやっぱり専門家として言っていたんです。これはえらいことだと。

私たち簡単に2万円もらえるから、ポイントが付くからって多くの人が申請したでしょう。それによって旭市の市民生活課のところは一時大混乱でした。今でもまだポイントを付けるためにいらっしゃる、受け取りに来ない方もいらっしゃるという状態なんですけれども、こ

ういうものが日本において実施されてしまうということは大変危惧を感じます。世界でも先進国でやったけれども、今でも成功して続いているところはどこもありません。ですからこういうものはなくなればいいんですけれども、なくならないので、ぜひ困ることが起こった場合には、市長も市の職員の方々も、ぜひ上に県や国に声を上げてやめてもらいたいと、こういうことを言っていたきたい。

私は、最近自分のかかりつけのところに行ったら、マイナンバー持っていますか、出してくださいと。私はそんなの家にしまっただけで持って来ないよと言いましたら、今度持ってきてくださいと言われました。そこでもってどういうことになっているかが分かるんでしょうけれども、だからそういうようなことでこれは市長の見解を一度聞いておきたいと思っているんですけれども、市長はどのように考えているか、簡単でいいですから今のご見解を聞いて私は終わりたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 私が今考えておりますところは、今後マイナンバーによって国民が大きな被害、市民が大きな被害、そういった迷惑を被るといったことがあった場合には、千葉県、千葉県の市長会なり、全国の市長会、あるいは担当大臣に直接請願なりさせていただいて防止をしていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） そうするとマイナンバーの制度そのものについてはいいものだと思っ
ていらっしゃる。それともやっぱりこういうものは始めるべきでなかったと思っているか。
そのところをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 現在、大変マイナンバーでは課題が多く出ております。議員おっしゃ
るようにもしかしたら最初から国がやり直すほうがいいのかもしれませんが、今後の
DX等々を考えれば、そういった動きは一つの動きとしては必要ではないのかなというふう
に考えております。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 以上で終わります。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の一般質問を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時４６分

再開 午後 １時 ０分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（林 晴道） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（１６番 伊藤房代 登壇）

○１６番（伊藤房代） 議席番号１６番、公明党の伊藤房代でございます。令和５年第２回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて６点の質問をさせていただきます。

１点目、物価高騰対策について、２点目、通学路の安全対策について、３点目、教育支援について、４点目、学校給食費の完全無償化について、５点目、自転車ヘルメット着用率の向上について、６点目、シルバー人材センターについて質問させていただきます。

まず１点目、物価高騰対策について質問いたします。

市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援、生活者支援、事業者支援にどのような事業を予定しているのか質問いたします。

生活者支援では、①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、③消費下支え等を通じた生活者支援、④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援など、また事業者支援では、⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、⑥農林水産業における物価高騰対策支援、⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援などがありますが、どのような事業を予定しているのか質問いたします。

2 点目、通学路の安全対策について、①ドン・キホーテ旭店前国道126号に信号機の設置はできないか。ドン・キホーテ旭店前は大変交通量があり、信号機がないため横断するとき大変危険な状態です。横断歩道があっても車がなかなか止まってくれないケースがあり、危険な箇所です。ぜひ信号機の設置ができないか質問いたします。

2 点目、通学路の安全対策についての（2）川口沼親水公園の東側道路付近の排水路に転落防止柵はできないか。川口沼親水公園は、6月になるとアヤメを見に多くの方が訪れていますが、その周辺の東側道路付近の排水路は深さもあり、自転車や歩いていて落ちてしまった場合、一人では自力で上がることができない深さなので、また道路も排水路側は、どうしても平らではなく斜めになっているので、普通に歩いていても体が斜めになり、つまずきやすく転倒しやすくなっているため、ぜひ転落防止柵の設置はできないか質問いたします。

3 点目、教育支援について、（1）学生服の再利用について、譲渡制度はできないか質問いたします。柏市では、不要になった中学校の制服を提供したい人と譲り受けたい新中学1年生を市のホームページを通じてマッチングする市制服バンクが開設されました。希望が合致すれば、譲渡希望者は制服を市内のクリーニング店に持ち込み、無料でクリーニングされた制服を市内の新中学1年生に引き渡す仕組み、新中学1年生側はクリーニングされた制服を店舗で引き取り、制服を引き渡した人には市から1,000円分の図書カードが贈られる仕組みです。ぜひ旭市でも譲渡制度ができないか質問いたします。

3 点目、教育支援の（2）について、今後、性別を問わない新制服導入について質問いたします。現在、性別に関係なく同じデザインの新制服を導入している中学校があるとのことですが、旭市では、今後、性別を問わない新制服の導入についての考えはあるのか質問いたします。

4 点目、学校給食費の完全無償化について、（1）現在、第3子以降の給食費は無償化となっているが、学校給食費を第1子から完全に無償化にできないか質問いたします。

旭市は、食材なら何でもそろう地域です。米、肉、野菜、果物等々何でもあります。栄養のバランスが整った新鮮な食材を使ったおいしい給食を、ぜひ全ての児童・生徒に無償で提供することはできないか、学校給食費を第1子まで完全無償化にすることはできないか質問いたします。

5 点目、自転車ヘルメット着用率の向上について、（1）4月1日から道路交通法改正により、自転車乗車時ヘルメットの着用が努力義務化されたが、自転車の交通ルール、マナーをどのように呼びかけているのか質問いたします。

(2) 自転車用ヘルメット購入費に補助はできないか質問いたします。

6 点目、シルバー人材センターについて、(1) 現在、会員数は何名ぐらいいるのか質問いたします。(2) シルバー人材センターではどのような仕事をされているのか質問いたします。(3) 今後、デジタルに不慣れな人を支援するため、パソコン・スマホ教室を開設する予定はあるのか質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長(林 晴道) 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(柴 栄男) では、企画政策課からは、1 項目め(1) についてお答えいたします。

本定例会において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4 億7,290 万円、これを財源とした補正予算案を提出させていただいておりますので、その充当事業及び事業内容を申し上げます。

まず、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業につきましては、事業費 2 億 5,360 万円で、コロナ禍において物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、令和 5 年度住民税非課税世帯等に対し、1 世帯当たり 3 万円を支給するものです。

次、就学前児童応援臨時給付金給付事業につきましては、事業費 7,870 万 7,000 円で、物価高騰等の影響を受けた小学校就学前児童を養育する世帯を支援するため、令和 5 年 8 月 31 日時点で本市に住民登録のある就学前児童に対し、1 人当たり 3 万円を支給するものです。

次、学校教育事務費につきましては、事業費 494 万円で、物価高騰により不安を感じる保護者の経済的負担を軽減するため、令和 5 年 6 月 1 日時点で本市に住民登録があり、市外の小・中学校等に就学している児童・生徒の保護者に対し、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金として、本市の学校給食費相当を支給するものです。

最後、学校給食費につきましては、学校給食費負担金等 1 億 3,565 万 3,000 円を減額し、物価高騰により不安を感じる保護者の経済的負担を軽減するため、市内小・中学校の給食費を本年 7 月分から来年 3 月分までを免除するものです。

以上です。

○副議長(林 晴道) 建設課長。

○建設課長(齊藤孝一) 建設課からは、2、通学路の安全対策についてご回答いたします。

初めに、(1) ドン・キホーテ旭店前国道126号の信号機の設置について回答いたします。

当該箇所は、横断歩道が設置されておりますが、歩行者等が横断歩道を横断しようとしているにもかかわらず停止しない車両があり、横断しづらいことを認識しております。市では、これまでも道路管理者である千葉県海匠土木事務所へ状況を説明し、信号機設置を含めた安全対策を要望してまいりました。今年3月には地元区からも信号機設置の要望がございましたが、状況を説明し、市としては当面の交通安全対策として横断旗を設置いたしました。旭警察署に対しましても、信号機の設置について引き続き要望してまいります。

続きまして、(2)の川口沼親水公園東側道路付近の排水路の転落防止柵について回答いたします。

川口沼親水公園東側の道路については、道路幅員は約4.6メートル、のり面幅は約1.7メートルあり、見通しのよい道路ですが、道路と隣接する排水路との高低差は約1.7メートルあります。転落防止柵の設置につきましては、交通量や事故の発生状況を踏まえるとともに、水路管理者の維持管理作業等に支障が出ないか相談してまいりたいと考えております。

以上になります。

○副議長（林 晴道） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、3の教育支援についてお答えいたします。

まず(1)学生服の再利用について譲渡制度はできないかのご質問ですが、不要になった中学生の制服を提供したい人と譲り受けたい人でマッチングする、いわゆる制服譲渡制度につきましては、制服の保管方法やクリーニングにかかる費用など様々な課題があることから、現在のところ実施する予定はございません。

続きまして、(2)今後、性別を問わない新制服導入についての考えはとのご質問ですが、多様性への配慮を目的として、性別を問わない制服の使用が各地の中学校等で実情に応じ実施されていることは把握しております。制服の取り扱いについては、各中学校の実情に応じ、学校の判断において行われているところですので、性別を問わない新制服については、各中学校の考えを聞くとともに、様々な状況を勘案しながら研究していきたいと考えております。また、今後の学校再編において、新制服を導入する際には、性別を問わない新制服も念頭に考慮していきたいと考えております。

続きまして、4の学校給食費の完全無償化についてですが、(1)学校給食費を第1子から完全無償化できないかのご質問ですが、第1子からの完全無償化につきましては、恒久的な財源の確保が不可欠となりますが、近年学校給食費を無償化する自治体は増えてきているため、本市におきましても、無償化している自治体の財政規模や財源対策などの状況を調

査するとともに、本市で完全無償化した場合の財政負担や第2子以降無償化した場合の財政負担など様々な財政負担のシミュレーションをしながら、実施について検討を重ねているところであります。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課からは、5番の（1）（2）について回答させていただきます。

まず、（1）の道路交通法の改正による自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化等による呼びかけの関係です。自転車の安全利用について、広報やホームページなどで市民の皆さんへ啓発を行っております。今回の道路交通法改正により、自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化の範囲が全ての自転車利用者に拡大されましたが、同様に周知をしております。

また、市では、関係機関と連携し、小学校3、4年生、中学校1年生を対象に、自転車の交通安全教室を開催しております。交通ルール、乗り方を指導する中で、ヘルメット着用の大切さについても児童・生徒に伝えております。

自転車乗車中の交通事故死では、頭部に致命傷を負っている割合が高く、ヘルメットを着用していなかった人の致死率は、着用していた人と比べて2.1倍高くなるという警察庁のデータもあります。今後も着用率の向上に向けてヘルメット着用の大切さについて周知・啓発を行ってまいります。

続きまして、（2）自転車用ヘルメット購入費に補助はできないかというところです。

現在、旭市では、市内中学校に進学または転入する生徒に、通学時に着用するヘルメットについて、購入費用の2分の1を補助しております。中学校生徒以外に対する自転車用ヘルメット購入費の補助については、近隣市の状況を確認させていただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私からは、6の（1）から（3）についてお答えいたします。

まず、6のシルバー人材センターについて、（1）現在会員数は何名くらいかというお尋ねです。ご回答申し上げます。旭市シルバー人材センターの会員数は、6月1日現在で男性が126名、女性が84名、合計で210名となっております。

続きまして、6の（2）の主な仕事の内容についてでございます。こちらシルバー人材センターで受け付けている仕事につきましては、庭の清掃や除草などの軽作業のほか、通学児

童の交通安全街頭指導や外出の付添いなどのサービス、簡単な大工仕事や植木の手入れ、洋裁といった技能を要するもの、施設管理や一般事務など様々なものがございます。

続きまして、6の(3)今後デジタルに不慣れな人を支援するためパソコン・スマホ教室を開催する予定はという質問でございます。こちらにつきましては、シルバー人材センターのほうに確認しましたところ、現在デジタル操作教室と称しまして、会員の方を対象に事務局職員によりまして、スマホやパソコンの簡単な操作方法を覚えていただく無料教室を実施してございます。

なお、一般の方を対象にシルバー人材センターの事業としまして、パソコン・スマホ教室を開催するためには、まず講師を任せられるITスキルを有しました会員の登録が必須となりますが、今のところはそのような会員の登録はございませんので、当面開催の予定はないということでございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の物価高騰対策についての(1)各種支援の事業についての周知徹底をどのようにされているのか質問いたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 私のほうからは、就学前児童応援臨時給付金給付事業についてお答えいたします。

この事業は、就学前児童を対象としておりまして、周知のほうにつきましては、ホームページ、公式LINE、あとは各対象者のほうに通知をする予定でございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 私のほうからは、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金につきましては、該当する保護者のほうへ教育委員会のほうから通知を差し上げる予定でございます。また学校給食費の免除につきましては、スクールメール等でお知らせをする予定でございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私のほうからは、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業についてお答えいたします。

こちらにつきましても、今回議会のほうでご承認いただきましたら、これからホームページ、それから広報、市の公式LINE等SNS等も活用しまして、広報の周知に努めたいと思います。ただ、こちらのほうで対象を把握している非課税の世帯等につきましては、プッシュ型でまず7月中旬に先行してやりまして、その後で申請書というものの、申請行為が必要になりますので、そちらの方については、今言った広報等で周知をしまいたいと思います。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。前回、実は申請の期限が切れてしまって、受付が遅くなってしまったということで受け取れない方がいましたので、今回プッシュ型でもまた一人も漏れなく再度徹底して連絡のほうはやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目、通学路の安全対策についての（1）のドン・キホーテ旭店前の国道126号に信号機の設置はできないかという部分ですけれども、こちらのほうは、また信号機が設置できるように再度プッシュしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、通学路の安全対策の（2）に移ります。

この川口沼親水公園東側道路、ここはハウスが一面建ち並ぶ、その前の排水路は特に底が深いので大変危険な場所です。今年に入り、排水路に落ちてしまった女性の方がいます。また自転車で走行中、対向車が来たため、避けようとして危なく転落するところでありました。本当に危ない、ガードレールがあると本当に安心なのにとのことでもございました。ぜひ転落防止柵の設置ができないか、再度質問いたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 先ほども回答いたしましたが、転落防止柵の設置については、現地の道路状況や道路幅員、事故の発生状況を踏まえるとともに、水路管理者に相談しながら判断していきたいと考えております。

以上になります。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） どうぞよろしくお願いいたします。本当にそこは川口沼親水公園という皆さんの散歩コースでもありますので、そういう面からしても、またぜひともお願いできればと思います。

では、次に移ります。次は3点目に移ります。

3点目の教育支援の（1）の再質問させていただきます。

以前もお下がりシステムということで質問したことがあったんですけども、4人子どもさんのいらっしゃるお母さんからの声ですが、お下がりシステムについて、体操服やハーフパンツなど子どもの成長が早くすぐ着られなくなるので、体操服などの再利用ができるシステムがあれば、少しでも経済的に家計が助かるとのことですが、旭市では中学校で体操服のお下がりシステムの導入の考えはあるのか、よろしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 以前にもお下がりシステムにつきましてご質問いただきましたが、全国的には民間企業、NPO法人、社会福祉協議会などが主体となって制服や体操服などを回収し、希望者に提供する取り組みが行われているところもあるようでございますが、制服譲渡制度やお下がりシステムにつきましては、その保管場所、補修やクリーニングにかかる費用等様々な課題があることから、現在のところ実施することは難しい状況であると考えております。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） また、ぜひ検討をお願いできればと思います。

次に、3点目の（2）の再質問をさせていただきます。

今後、性別を問わない新制服導入についての考えの部分であります。ジェンダーへの配慮が求められる中学校、東京都江戸川区では、性別に関係なく制服を選択できる学校が増えています。東京都江戸川区では中学校の3分の1で今年度制服選択制を導入しました。このうち瑞江第二中学校では、スラックスかスカート、そしてネクタイかリボンの組み合わせを自由に選択できます。教室にはスラックスにリボンの生徒、スカートにネクタイの生徒など、みんな自分の選んだ組み合わせで登校しています。さらにこの学校では、制服の呼び方も改めました。これまでスラックスを男子用、スカートを女子用と呼んでいましたが、ストレートのスラックスをA型、スカートをB型、丸みを帯びたスラックスをC型と呼ぶことにしました。瑞江第二中学校では、ふだんの生活でスカートをはかないという女子もいます。性別

に違和感があるという生徒もいますので、どんな生徒も学校生活を送りやすいように制服選択制を導入しましたとのこと。ぜひ旭市でも、今後、性別を問わない新制服の導入について自由に選択ができるよう考えていただけたらと思います。いかがでしょうか、質問いたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 近隣の市町村でも学校統合のタイミングに合わせて性別を問わない制服の導入をした学校もあり、また中学校の生徒総会で防寒のため女子もスラックスなどのズボンを着用できないかとの意見が出されたことをきっかけに導入した学校もあるようでございます。本市におきましても、各中学校の実情に応じて研究するとともに、学校再編の際には、新制服の導入も検討していきたいと考えております。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひこれからは必要ではないかと思うので、検討のほどよろしく願いいたします。

次に、4点目、学校給食費の完全無償化について、8か月はしていただけるということで本当にありがたいことではありますが、その後の来年4月からの部分について、再度お尋ねいたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 学校給食の無償化につきましては、国が国の責任において実施すべきものと考えておりますが、国の制度として確立するまでの間、県が取り組まれるよう千葉県市長会から千葉県に対して要望書を提出しております。

千葉県におきましても、本年1月より多子世帯への給食費無償化実施市町村に対し補助金を交付するとともに、国に新たな補助制度の創設について要望しております。

また、現在、物価高騰により給食を提供する費用が全般的に上昇している状況が続いておりますが、昨年度と今年度は、物価高騰分は一般財源で補填し、保護者の経済的負担軽減を図っているところでございます。

さらに、物価高騰が続く中、学校給食費の無償化により保護者の負担軽減を図ることは子育て支援策として有効であると考えております。今年度につきましては、議員おっしゃるように、小・中学校に就学する児童・生徒、その保護者へのさらなる支援として、新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本年7月から学校給食費を無償化する補正予算案を本議会に提案させていただいております。

令和6年度以降の学校給食の無償化につきましては、国・県へ引き続き働きかけるとともに、旭市独自としては完全無償化のほか、第2子以降の無償化または対象学年を絞った無償化など、ほかの手法も考えられますので、給食費無償化の拡大に向け、前向きに検討、準備を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） どうもありがとうございます。ぜひ検討のほどよろしく願いいたします。

それでは、5点目の自転車ヘルメット着用率の向上についてということで、（1）と（2）合わせて再質問させていただきます。

道路交通法が改正され、令和5年4月1日より、自転車を利用する全ての者に自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。野田市では、ヘルメットの着用率を底上げし、交通事故や転倒時の頭部への被害軽減及び交通安全意識の向上を図ることを目的に、令和5年5月12日から自転車乗車用ヘルメットを購入した市民を対象に、購入費の一部を助成しています。助成の額は、ヘルメット購入費の2分の1で、3,000円を上限として助成しております。また市川市では、自転車用ヘルメット購入費に2,000円が補助されています。ぜひ旭市でも自転車用ヘルメット購入費に補助はできないか、再度質問いたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 議員がおっしゃいます野田市や市川市の情報については、一部新聞報道などにより確認はさせてもらっております。繰り返しの回答になってしまいますが、近隣市の状況を確認しながら考慮していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） 5点目（1）（2）合わせて3回目の質問をさせていただきます。

千葉県警によると、千葉県内では昨年1年間に自転車乗車中の事故で15人が死亡、うち頭部の負傷が致命傷となった人は全体の3分の2を占めた。ヘルメット着用は事故被害軽減へ有効とされるが、使用する人はごくわずかで、県警は着用を呼びかけている。

また、警察庁の調べでは、自転車事故でヘルメットを非着用だった人は、着用していた人に比べて致死率が約2.2倍も増加する。そのため、乗車中にヘルメットをかぶることで死傷者の大幅な減少につながるとし、努力義務の対象を全年齢に拡大させた。県内の昨年の自転車乗車中の事故死傷者数は3,187人で、うちヘルメットを着用していたのは356人、11.2%だった。道路交通法改正に向け、県警が2月に千葉西署管内で実施した調査では、成人で自転車乗車中にヘルメットを着用していたのは全体の1%、改正後も努力義務に罰則はないため、いかにヘルメット着用を向上させるかは大きな課題となります。旭市でも全市民への呼びかけが大事になってくると思います。少しでもヘルメットを着用していただけるよう、自転車用ヘルメット購入費に補助はできないか質問いたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市といたしましても、まずはヘルメットの着用率の向上のため、ヘルメット着用の努力義務化や重要性について、イベントなどを中心に機会があるごとにお知らせをしていきたいと考えております。ご意見をいただいた中学生以外の市民に対する購入費につきましては、他市の動向を注視してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

最後、6点目、シルバー人材センターについての（3）の今後デジタルに不慣れな人を支援するためパソコン・スマホ教室を開設する予定はあるのかということに対して、今のところまだないということでございますが、ぜひシルバー人材センターでこれからまた進めていけるように、ぜひ進めていただければと思いますので、お願いをして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（林 晴道） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤議員は自席へお戻りください。

◇ 戸 村 ひとみ

○副議長（林 晴道） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

それでは、私の一般質問を始めます。

先週の木曜日、6月15日は千葉県民の日とともに、米百俵デーでした。米百俵と聞くと長岡藩、今の新潟県の有名な話を思い出されると思いますが、その米百俵です。米百俵を使ってできた国漢学校の開校を記念してできたのが米百俵デーです。長岡藩は戊辰戦争に敗れて窮乏を極めていました。もらった米を配ってくれと訴える藩士を、藩の大参事小林虎三郎は、この百俵の米は文武両道に必要な書籍・器具の購入に充てるとして売却し、その代金を国漢学校の資金につぎ込みました。小林虎三郎は論じます。人物さえ養成しておいたら、どんな衰えた国でも必ず盛り返せる。このことが後に多くの人材輩出につながったことは大変有名な話です。

千葉県民の日、6月15日に私は県民の日を祝う機会には恵まれませんでした。昼から旭の子どもたちがまちなかにいるのを目にして、県民の日を思い出すとともに、米百俵デーを思い出したのです。

それでは、本題に入ります。私の旭ライフのテーマである旭の子どもたちの教育と旭市の人口減少を食い止める施策について、今回も質問いたします。

大きい項目は2つです。1つ目、旭の子どもの教育について、2つ目、関係人口を増やす取り組みについてです。

それでは、1つ目の項目の（1）旭市総合教育会議について、位置づけと役割を伺います。

市が打ち出している学校統廃合計画が、旭の子どもの教育と少子化対策に有効かどうかの観点から今回も質問いたしますが、その中で総合教育会議、こちらですが、平成27年度に設置されたこの会議は、令和4年度第1回を令和4年11月24日に開催しております。この日の会議では、ストップ少子化大作戦関連事業についての3事業に分けて意見交換がなされております。その1つ目、学校・地域いきいきライフプラン推進事業、地域と学校が連携してふるさと旭への愛着心、地域の一員としての自覚を育むまちづくりがストップ少子化につながるということを期待している、こういった内容の委員さんのご意見もありました。

そこでお伺いいたします。この旭市総合教育会議、位置づけと役割を教えてください。

（2）学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働本部について、これまでの活動実績と今後の計画を伺います。

広報あさひ、6月15日に出されました広報あさひの、ご覧になった方もいらっしゃると思います、学びのひろば旭、サブタイトルが「子どもたちと地域の未来のために」ということ

で、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動、この説明がなされております。市民の方のご理解とご協力を仰ぐためだと思いますが、たったこれだけの紙面では非常に分かりづらい。

そこで、少し詳しく聞いていきたいと思います。千葉県では学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進がされており、県内公立学校574校、導入率が60%です。旭市ではモデル校5校で地域学校協働活動を先行して導入、今年度モデル校5校が始まりました。そしてただいま検証中だそうです。学校運営協議会はありません。

それでは、まず最初に、地域学校協働活動のこれまでの活動実績をお伺いします。

(3) 学校統廃合と地域学校協働活動について、地域の意味とその整合性を伺う。先ほど午前中でしたか、松木議員のほうからも学校統廃合のことでは質問がございまして、干潟地区は地域がばらばらになってしまう。今抱えている問題を対症療法で学校を統廃合していくと、悔いを残すことになるという苦言といいましょうか、いただきました。私も全くその考えに同感です。まず、ここで、この地域、学校協働活動にしても、学校運営協議会にしても、地域地域と地域という言葉が非常にたくさん出てまいります。会議の中でも地域に根差したとか、その地域のとか本当にたくさん地域という言葉が出てまいります。

まず最初に伺いたいのですが、この地域の意味と地域で子どもを育てる、その意味等教えてください。

(4) 旭市らしい特色ある学校教育について。特に環境問題教育、防災教育、英語教育における取り組みを伺います。現状をお答えください。

(5) 学校給食完全無償化について、取り組み状況を伺います。といいましても、今議会でも何名かの方からの質問もありましたし、ご答弁を聞いていまして、今回また同じことを答えていただく必要がございませんので、もう少し進んだ質問にしたいと思います。

市長の答弁で、本来、学校給食完全無償化は国がやるべきものだということを繰り返して言っていらっしゃいます。国・県に働きかけながら、準備・検討を進めていくということですが、市長もご存じのように、総理大臣のほうで異次元の少子化対策というのを打ち出しまして、それに伴う予算として3兆円もの高額といったらいいのか、莫大な予算というか、それが必要だということが打ち出されたんですが、じゃその財源はどうするんだということは見送りというか、示さないままです。それはいろいろ報道でも指摘されているところですが、結局国がやってくれるのを待つ待つと言っていたら、旭市の近隣でもそうですが、都内でもそうですが、独自に完全無償化を始めているところからも本当にどんどん遅れてしまいまし

て、取り残されます。

私、今回質問したいのは、準備・検討、これずっと答弁の中で言っていらっしゃるんですが、それでは準備・検討して、いつの時期で決断されるか、そのところを教えてください。来年度の予算編成時には間に合いますか。年内に予算編成に向けて動きがあると思います。年内には決定していなくてはいけないことだと思いますので、その見通しを教えてください。

大きな項目2つ目です。関係人口を増やす取り組みについて。私は、とにかく人口を増やしたい、人口減少を食い止めたい。それで関係人口を増やす方法をあれやこれやと一般質問で提案したり、お伺いをしたりしているんですが、関係人口を増やすことで、まちの活性化を図り、税収を上げ、ひいては移住を促して本当の人口の一人になってもらう。そういうやり方を探っていきたいと思うわけです。

そこで、（１）道の駅季楽里あさひについて、関係人口創出に向けての取り組みを伺います。私は、先日、群馬県川場村の道の駅に視察に行つてまいりました。川場村は人口3,000人強です。そこで何とこの道の駅、年間200万人のお客さんがいらっしゃるんです。この川場村の道の駅、広い敷地にアトラクション別の建物が点在し、池にはアヒルやカモ、恐らくコイもいたと思うんですが、さながらテーマパークのようでした。連休明けの平日というのに、駐車場は満杯、買物客でにぎわっていました。建物の中では商品も様々な価格帯、安いものから高級ブランド的なものまで品ぞろえがたくさんありました。第三セクターの社長いわく、鍵はリピーターをどうやって増やすかということだそうです。

旭市の近隣の町、人口旭市の4分の1の町でも道の駅は何と、旭市が122万人のお客さんということですが、来場者ということですが、その町、人口4分の1の町ですけれども、やはり120万人のお客さんを年間呼んでおります。ここはリピーターを増やすために新しい施設をつくる予定で議案にも上がっていましたが、契約金額のことで反対が多くて議案がポシャったようです。ただ、みんなそれなりにというか、それぞれに道の駅ではリピーターをどのようにやって増やすかということを考えているということが分かりました。

そこで、まず旭市としては、道の駅季楽里あさひのリピーターを増やす方策、どういう方策を考えているのか教えてください。

（２）です。農業とほかの仕事を組み合わせた働き方である半農半Xの取り組みについて、兼業就農される方の支援を伺います。私は旭市に来て初めて半農半Xという言葉を知ったんですが、何ともう30年も前から半農半Xという言葉は世の中に出回っているようです。今回、市長の政務報告の中で、令和3年の旭市の農業算出額が全国で6位から11位になったという

ことを報告されたのを聞きまして、私愕然としたんです、私だけではないと思うんですが。本当は半農なんて言わず全農のことを聞きたいんですけども、農業に関しては私の旭ライフの中でもう一つのテーマなので、毎回恐らく質問させていただいていますので、今回は半農半Xで、次回また全農のことは聞かせていただきたいと思います。

そこで、半農半X、なじみのない方もいらっしゃると思いますので、この半農半Xがどういうものなのかというのをまずお答えください。

次に、（３）です。地域おこし協力隊について、さらなる拡充と今後の方向性を伺います。

地域おこし協力隊に関しましては、本当にお１人で移住担当で非常に頑張っていたいている姿を見て、また違う分野でも地域おこし協力隊の方が採用されれば、まちの活性化のために非常に役に立つんじゃないかなと思う観点から何回も毎回のように聞いているんですけども、現状の活動状況をお伺いいたします。

（４）です。人手不足の課題を抱える地域と旅行者をマッチングする「おてつたび」について、市として運営会社と連携する考えはあるかお伺いいたします。「おてつたび」というのは、読んで字のごとく、お手伝いと旅を合わせた造語といいましょうか、マッチングの運営会社の名前ですが、この「おてつたび」について市のほうで少し調べてくださいとお願いしていますので、「おてつたび」というのはどういうものかというのを市のほうでどういうふうに認識していらっしゃるかというのをお伺いします。

以上、１回目です。ご答弁よろしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 一般質問は途中ですが、ここで午後２時５分まで休憩いたします。

休憩 午後 １時 ５ 分

再開 午後 ２時 ５ 分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

旭市長、米本弥一郎さん、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは質問１、旭の子どもの教育について、（５）学校給食完全無償化について、取り組み状況を伺うについてご答弁申し上げます。

先ほど来、それぞれの議員の皆様にご答弁申し上げたとおり、令和6年度以降の学校給食の無償化につきましては、自治体の財政力により格差が生じることは望ましくありません。そのため、国・県へ引き続き働きかけてまいります。

一方、旭市独自としては、完全無償化のほか、第2子以降の無償化、または対象学年を絞った無償化など他の手法も考えられますので、令和6年度以降に向け、前向きに検討、準備を行ってまいります。

○副議長（林 晴道） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、1の旭の子どもたちの教育についてのうち、（1）と（4）についてお答えいたします。

まず、（1）の旭市総合教育会議の位置づけと役割についてですが、総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて設置されている会議です。地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有しながら、教育行政の推進を図ることを目的としております。本市の総合教育会議につきましても、市長と教育委員会において十分な協議・調整を図っているところであります。

続きまして、（4）の旭市らしい特色ある学校教育についてですが、旭市独自の取り組みとしては、環境教育では、児童・生徒の環境保全の意識を高めることを目的として、小学校で児童会主体による緑の羽根募金活動、ペットボトルキャップの回収、コスモスの種から花を咲かせる活動、海岸清掃などを実施し、中学校では、生徒会本部や全校生徒による学校周辺のごみ拾い、旭農業高校と連携した花植え体験活動などを行っております。

防災教育では、防災資料館の見学、防災マップの作成、NPO法人講師を招いての震災当時の講話、様々な状況を想定した避難訓練などを実施し、防災意識の向上を図っております。

外国語教育では、児童・生徒がネイティブな英語に触れることができるよう、外国人講師のALTを中学校に増員配置し、英語の授業で活用しております。

小学校にはALTを派遣するほか、日本語と英語を話することができるTA、ティーチング・アシスタントを配置し、担任の補助をしながら外国語及び外国語活動を実施し、児童の英語力向上に努めておるところでございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課からは、1の（2）（3）についてご答弁申し上げます。

初めに、（２）の地域学校協働活動の活動実績につきましては、本市では、令和４年度から中学校区ごとに矢指小、共和小、滝郷小、飯岡小、古城小の５校をモデル校として、地域学校協働活動に取り組んでおります。モデル校では、地域学校協働本部を設置し、地域コーディネーターを中心に地域ボランティアの協力を得て、調理実習や花壇づくりなどの体験学習の支援をはじめ、マラソン大会や海岸清掃の補助といった学校行事の支援、除草作業やエアコン清掃作業などの学校の環境整備、ふれあいフェスティバルやグラウンドゴルフ大会などの地域住民との交流を図る活動が実施されています。

続きまして、（３）の地域で子どもを育てる意味につきましては、地域学校協働活動を通じて子どもたちが信頼できる大人と多く関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など豊かな心を育むことができます。

地域の人に支えられ、学んでいくことで、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれ、学びへの意識の向上が学力の向上に資することも期待されています。

地域学校協働活動の事業に参加している子どもたちは、コミュニケーション能力や地域への理解・関心が高まる傾向があるとも言われております。また活動に参画する地域住民の生きがいがづくり、地域の教育力の向上や活性化につながることも期待されております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは、２項目めの（１）（３）（４）についてお答えします。

まず、２項目め（１）道の駅季楽里あさひについて、リピーターを増やすような取り組みについて回答します。道の駅季楽里あさひにつきましては、総売上額が毎年順調に伸びております。これは新規顧客の増加だけではなくて、一定数の固定したリピーターに加え、新たなリピーターも増加しているからだと考えております。

さらに、リピーターを増やすような新しい方策ということですが、新型コロナウイルス感染症が流行する以前に行っていました納涼祭のような季節ごとの誘客イベントを実施するほか、ホームページやＳＮＳを使ったイベント告知であったり、商品の紹介などを積極的に行うことで、新規顧客であったりリピーターの増加に取り組むたいと考えております。

続きまして、（３）地域おこし協力隊の現状についてお答えします。

地域おこし協力隊の現状につきましては、移住・定住に取り組んでいただくため昨年１０月に１名を市で委嘱し、観光物産協会内の移住サポートセンターに勤務していただいております。

す。活動内容ですが、対面やオンラインなどで行う移住・定住に関する相談、SNSを中心とした情報発信のほか、地域振興などにも取り組んでもらっています。また地域の人脈を広げるために、各種団体のセミナーなどに参加したり、自身の特技であるトランペット演奏を中心としたイベントを自ら開催するなど積極的に活動されています。

先月までの実績としまして、移住相談12件、おひさまテラスでの出張移住相談、東京で行われました移住相談会への参加が各1回、市内に移住された方々を中心とした交流会を2回、移住希望者に対する市内体験ツアーを3回開催しております。また移住相談された12件のうち、5件で旭市への移住が決定しております。

続きまして、(4)「おてつたび」とはどのようなものかについてお答えします。

「おてつたび」ですが、これはお手伝いと旅を掛け合わせた造語で、短期的、季節的な人手不足に困っている地域の事業者と働きながら旅をしたい旅行者をつなぐ人材マッチングサービスであり、株式会社おてつたびという運営会社が商標登録したものとなります。

受入れ側である事業者は、宿泊業者や農業者が特に多いようですが、専用サイトに希望する期間やお手伝いの内容と報酬額、宿泊先などを掲載し、旅行希望者はそれぞれの旅行日程に合わせて地域やお手伝い内容を選ぶシステムとなっております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、私は、2番、関係人口を増やす取り組みの(2)半農半Xの取り組みというところで、半農半Xとはどういったものなのかというご質問にお答えしたいと思います。

半農半X、議員おっしゃっていたとおり、これはかなり前から提唱されています。大体1990年代半ばに提唱されたライフスタイルを表す言葉で、自分に必要な食料を自給しながら、残りの時間はXとして自分のやりたいことに費やすという考え方です。コロナ禍を経験し、自分のライフスタイルを見直す人が増えたことから、この考え方が近年再び注目され、他の職業や趣味、自分のやりたいことなどを農業と組み合わせ、心の豊かさを求める人が増えていと聞いています。

以上です。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） それでは、順番に質問していきたいと思います。

旭市総合教育会議についての位置づけというところですが、私、1回目の会議録を

読ませていただいたんです。ものすごくいいご意見が委員の方から出されていて、この会議が、ここの会議で言っただけみたいな会議ではなくて、政策決定とかに非常に大きな力を持つものにしていただきたいという思いを込めて聞いたんです、位置づけを。第2回が今年の2月に開催されているようですけれども、私はちょっと個人的な意見ですが、これがものすごく重みのある会議で、ここの委員の中から教育長とかが選ばれるのかなと勝手に思ったりしたんですが、そうでもないようです。こちらの会議の政策に反映されるというんですか、その前に教育会議の歴史というんでしょうか経緯、それと委員の構成メンバーの方々と、それから地域性ってどうなっていますか。あらゆるところで地域という言葉が出ます。旭市という市全体と地域との違いってどこにありますか。それを教えてください。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 旭市総合教育会議の歴史でございますが、これにつきましては、先ほど議員がおっしゃったように、平成27年からでございます。平成27年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づいて、全国的にどこの教育委員会でも総合教育会議を実施するようになりまして、本市においても平成27年度から旭市総合教育会議を開催しております。

構成員につきましては、市長及び教育長及び教育委員でございまして、教育委員の構成につきましては、地域性のバランスを考慮するとともに、地域性といいましても、委員4名いらっしゃいまして、1人は干潟地域の方で、1人は飯岡地域の方、1人は旭地域、旭の南西部第一中学区の方で、もう1人は海上地域の方でございます。そういった地域性のバランスを考慮するとともに、年齢、性別、職業等に偏りが生じないよう配慮をしております。

以上です。

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） ここで申し上げました地域につきましては、旧1市3町の地域の各地域全て構成員に入っているということでございます。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。国のほうからの、いわゆる自分たちの中でもう地域の手が必要だよと。旭の子どもの教育のためには地域の力が必要だということでの発足ということではなくて、全国的に国のほうからこれをつくらないということでの結成ということですね。あと構成メンバーは地域性をちゃんと出して、旧1市3町の中から1人ずつ選ばれ

ているということです。じゃ、ここがいよいよこの会議のところで一番聞きたいところなんですけれども、この会議で出された意見というのは、どのような形になりますか。言い放し、あの人がこう言った、終わりということですかね。それとも政策のほうに予算がつくぐらいの政策のほうに反映されるということで、どちらですか。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 総合教育会議の中でご意見やご質問いただきましたことにつきましては、総合教育会議の中で極力回答をしております。そのほか回答の必要のないような今後の参考意見として頂戴することもございます。ただ、昨年度少子化関連事業である学校・地域いきいきライフプラン推進事業、日本一身近な海づくり推進事業、英語教育パワーアッププロジェクト、部活動の地域移行を議題としております。その議題に関しましては、本年度の教育施策や関連予算などに反映されているものでございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 市が出した議題に対して、それが予算についているというのは、それは当たり前のことですよね。この委員さんたちが、私は第1回の議事録を読ませてもらったんですけれども、本当に地域のことがよく分かっていらっしゃる方々だなという感じのいいご意見を出されているんです。これ（2）のほうでまたちょっとお伺いすることになると思うんですけれども、では、つまりこの会議は、市が議題を出して、それに対してのご意見をいただいて、それで終わりということでしょうか。こちらから出されたご意見というのは、どういう形で反映されるのかというのを聞きたいです。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） この総合教育会議、そもそも目的といいますか、その一つは、教育に関する予算の執行、編成、条例提案など重要な施策を、権限を有している市長、こちらと教育事務を管理執行する教育委員会、それがおのおのが協議、調整することによって、両者が教育施策の方向性を共有して、一致して執行すること、こちらを目標としております。昨年度の議題で出したことについては、教育に関することにつきましては、それぞれの議題について予算をつけているところでございます。それ以外のことについてご意見をいただいたことにつきましては、その場で回答できるものは回答しておりますし、参考意見として頂

戴することもございます。教育に関する以外のこと、ほかの市長部局の担当課に関することについては、担当課のほうへご連絡をしているところでございます。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。

では、（2）です。学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働本部についてですが、活動実績伺いました。これは年間通してそれぞれ頻度というんですか、どれくらいのものでしょうか。モデル校5校が小学校ばかりだと思うんですけれども、なぜ小学校ばかりなのかというのもお聞かせください。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） まず、地域学校協働本部の活動の頻度ということで、これは学校によってそれぞれ違いがございます。それぞれ少ないところで5回、多いところでは10回以上はされているところでございます。

モデル校が小学校だけというのはなぜなのかということでございますけれども、地域学校協働活動を導入するに当たりまして、地域と学校の関わりにそれぞれ違いがあることから、中学校区ごとに小・中学校で協議をしていただきまして、モデル校が選定されているところでございます。

現在、小学校で導入しているんですけれども、小学校で活動している内容としては、地域と関わる活動が多くて、地域との結びつきが強いことから、スムーズな地域学校協働活動の導入が進められているところでございます。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 何で小学校だけなのかなというのにちょっと理解にはならなかったんですけれども、広報の中の学びのひろば旭に載っているものでも、あとご答弁の中でもあるんですけれども、市では令和4年度から中学校区ごとに選定したモデル校、矢指小、共和小、滝郷小、飯岡小、古城小に地域学校協働本部を設置しとあるんです。中学校区なんですよ、考え方は全て中学校区。それが実際にモデル校にしているのは小学校だけ5校ということで、私はこの会議録を読ませていただいた中で、飯岡地区の委員だと思うんですけれども、飯岡中では丘に避難する活動をやっていますよと。小学校はどうなのかなと、小学校も一緒に避難しようというふうに言えるんだけどなみたいなことを意見として言っていらっしゃるんですよ。ですから一つぐらいはモデル校、中学校を入れておいたほうが、活動実態が全く違う

ものになると思いますので、そうすべきだったんじゃないかなと思うんです。

あと、米本市長の最後のご挨拶の中で、石破茂衆議院議員のお話を聞く機会がありまして、と言って議事録にあるんですけども、その石破さんがおっしゃるには、小・中学生に地元学、地域学、自分の生まれ育った地域のことをしっかりと教えていかないと、高校が終わったらみんな外へ出て帰ってこないという、そんな話をされていましてと市長がこの教育会議の中でおっしゃっているんですよ。ですから、要するに地域の教育をするというのは、小学生では理解できないことがいっぱいあるんですよ。ここで言われている石破さんの言葉を使うと、地元学、地域学というようなことは、中学生ぐらいにならないとどうなんですかね、学として感覚的なことは分かると思いますよ。学問の学として習うには、やはり中学生ぐらいにならないと、私はしっかり教えられないんじゃないかなと思うわけです。

ですから、このモデル校の中になんで5校が小学校だったのかなというのがありまして、今後の計画です。こちらの会議録の中に、いろいろな委員が問題点を多々提示していらっしゃいます。これがどういうふうに反映されるのかなというのを聞いたのはそのところなんですけれども、例えば各学校で保護者ではなく、地域の方がどのくらい関係しているのかというのが非常に大きなポイントとなると。だから今後の計画として、ここを地域の方をどれだけ巻き込んでいくかというのを、巻き込むという言葉がちょっと適正かどうか分からないんですけども、地域の方にどれだけ子どもの教育に参加していただくか、地域の子どもの教育に。そのところをどういうふうな計画を立てていらっしゃるか。

あとコーディネーターの問題も指摘してあります。今は1人で本当にてんてこ舞いで、コーディネーターが1人がゆえに、教頭先生の仕事が非常に増えているんですよ、この活動やることで。ですから、先日来、質問にございましたけれども、先生の働き方改革にしても相反する方向に行っているのが現状です。こういった問題点を踏まえて、今後の計画教えてください。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、ご答弁申し上げます。

今後の活動といいますか、令和5年度から行っている活動から説明させていただきます。

令和5年度は、モデル校に学校運営協議会が設置されます。コミュニティ・スクールとしての取り組みが本格的に始まるところでございます。今後コミュニティ・スクールとして地域学校協働活動の一体的な推進が図られ、それぞれの持つ役割を十分に機能させて、学校運

営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されております。

中学校への導入の考えでございますけれども、中学校への地域学校協働活動の導入に当たりましては、小学校とは異なる活動が考えられます。中学校へのニーズ調査を実施するなど、導入に当たって検討してまいりたいと思っております。

○副議長（林 晴道） 暫時休憩をいたします。議員はその場で暫くお待ちください。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時33分

○副議長（林 晴道） 会議を再開いたします。

引き続き、生涯学習課長、答弁をお願いいたします。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 地域の方をどのように巻き込むかということでございます。

地域学校協働活動により、子どもたちの学びの質が高まることは、安心して子育ての取り組める環境づくりにつながると考えております。

地域学校協働活動は、できる人が、できるときに、できることをするということが基本となります。地域の方には無理なく参加してもらえるように、これからお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 地域の方が、できるときに、その後は言いません、時間がないので。

ここで、学校統廃合との整合性について伺いたいんですけれども、先ほど言ってますように、中学校区で考えられていることを、飯岡に関しては飯岡中学校が海上中学校のほうに吸収されるというような案が出されていると思うんですけれども、そうすると、地域性、さっきから私非常にこだわっているんですけれども、旭市ではなくて、地域地域と言われるその地域、先ほどのご答弁の中では、委員もちゃんと4地域から出されているし、そういう中で一つの地域から中学校がなくなるということは、このコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に関しての整合性が取れないと思うんですよ。中学校区で考えていて、地域の方の協力をいただいてやっていくということで、そうすると地域性と文化というところで、その地域その地域で文化が違いますので整合性が取れないと思うんですけれども、そのところ、

学校統廃合と地域学校協働活動についての整合性をちょっと教えてください。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 地域学校協働活動は、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動であります。学校が再編されても、その学校で地域学校協働活動を推進することになります。子どもたちがそれぞれの地域の特性を理解し、地域の方々に見守られ、支えられながら、豊かな学びや体験の機会を得て、健やかに成長していくことは、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考えられる人材の育成につながるものと考えております。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 地域への愛着とかそういったのというのは、つまり飯岡で育った、飯岡小学校まで行った子が、中学校は海上に行きます。どこの地域の愛着ということになるんですかね。どこの地域の文化を理解し、継承していくというか、そういうことになるんですか。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） どこの地域というご質問でございますが、地域学校協働活動というものは、複数の学校を1本にして、地域学校協働本部というものも設置ができるようになっております。例えば学校が統廃合しても、その地域その地域の方々に協力していただいて、地域学校協働活動を進めていくというものでございます。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ちょっとよく分からないんですけども、先ほど私が例に挙げた飯岡中が丘の上避難、山の上というのかな、そこの避難訓練やっているんですよ、避難する。委員の方が、小学校はどうやっているのか知らないけれども、小学校も一緒にやればよかった、連れて行ってあげればよかったみたいなことを、これ議事録にあるんですよ、読まれたと思いますけれども、そうすると今度飯岡中がなくなります。なくなりますって、なくならないように私はしたいと思うんですけども、そうすると海上中から飯岡の小学生を避難しに連れていこうということになるんですか。

あと一つ、これに対してのご答弁はちょっと難しいんじゃないかと思うんで、一つまちづくりですばらしい考え方を新聞に披露していらっしゃる方がいらしたので、読み上げさせていただきます。

自分はどこに住んでいるのか、行政地図や沿線地図など人工の地図だけでなく、流域で区分した自然の地図の中でも考えてほしい。山から海へと連なる大地の中で、流域の生態系の一部として人間も生きている。忘れがちなその事実を自然の地図は想起させてくれる。

これすごくいい一つヒントだと思うんです。飯岡って、私は来て住んでみて分かるんですけども、やはり海の影響を非常に受けているところなんです。本当に流域中の流域ですよ。そこで育った小学校の6年生まで育った子が、今度海上のほうのバイパスを越えて向こう方の線路を越えて行くんです。そうすると、この行政地図によって区切られて、ここで文化が全く違うところに行くことになっちゃうわけですよ。飯岡地区の方からご意見もいただきました。中学は文化だよって。飯岡中でいろいろな記録も残している、いろいろな大会に出て、いろいろな記録も残している。飯岡で育てていきたい子ども像みたいなものもある。やはり中学は文化だよと言われたんです。そうだなと思ひまして、今ちょっと一つ、行政地図での区分、沿線地図での区分じゃなくて、ちょっと考えてほしい。本当の教育ってどういうことなのか、地域で子どもを育てるってどういうことなのかというのを本当に考えてほしいと思います。答弁、結構です。

(4)です。旭市らしい特色ある学校教育、お答えいただきまして、ありがとうございます。毎回テーマにしているんで、今回ちょっとご提案、例えば環境問題教育、いろいろやっていらっしゃいます。分かりました。

ただ一つ、6月5日に環境デーというのがあったんですけども、私これ結構大事な日だと思ひまして、環境のこと、地球環境から何から何まで全部子どもたちに考えてもらうためにも、やはり6月5日の環境デーには何かをやっていたきたい。子どもたちの教育を何かやっていたきたいというのと、防災教育は日頃からの教育ということで、また生まれたお子さんに防災の絵本というのを、市長、私この前ご提案しましたんですが、そちらのほうもまたお願いします。

あともう一つ、英語のほうですけども、英語村を設けたらどうかなと思うんです。成田にも近いですし、結構いろいろ英検に補助出したりいろいろしていますので、英語村、その村に入ったら全部英語とか、そういうので特色ある旭市独自のものができんじゃないかなと思います。これ提案です。

学校給食完全無償化です。市長、財源の取り方ですけども、確保の仕方ですけども、今回上程されている議案の一つに、追加議案の中に防災行政無線13億円ぐらいでしたか、契約したのが12億幾ら、12億6,537万7,000円が10億7,800万円になって、実は計算すると1億

8,000万円が予算よりも少なくなっているんですよ。これが議会を通ればですけども、これは債務負担行為なので3年間ということなので、1年ずつに割ると3分の1になっちゃうんですけども、ただやはりほかの完全無償化しているところは、何とかして財源を生み出しているんですよ、新規予算凍結したりとか、新規事業を凍結したりとか、いろいろやって財源を生み出しています。

私、今回1つ提案したいのが、北海道の当麻町の田んぼを自治体が所有しているところ、ここが小学生に自治体が持っている田んぼでお米作ってもらって、地元の農家さんも一緒になって作っているんですけども、作ったお米の7つあるサイロの中の1つは子どもたちが作った分なんです。それを給食の通年受給に充てています。なので、お米代が浮いている。農業のまち旭、これできるんじゃないかなと。農業算出額も上がるんじゃないかなと私は思います。

ここの理念がすごいんですよ。町長が、人が生きるために必要なものをいかに自給自足できるか。食料自給率が4割を切る中、基礎自治体がやれることは、子どもたちにしっかりとした理念を伝えること、これが村椿哲朗という町長がおっしゃっています。理念を子どもたちに伝える、これがやはり子どもの教育の一番大事なことなんじゃないかなと思うんです。旭ならできると思います。農業のまち旭、絶対できることだと思います。

財団をぜひつくっていただくように市長のほうからお願いしていただきたいところがございます。冒頭ご紹介した長岡市ですけども、長岡市米百俵財団というのがあるんですよ。子どもたちの奨学金とか海外留学の費用とか、そういうものを出しているんですけども、もちろんその財団は寄附によって成り立っています。私お願いしたいのが、イオンタウン、市から年間1億3,000万円ぐらいの指定管理料プラス家賃で、市の子どもたちを育てるために市がお金を出しているところが、そちらにぜひとも財団をつくっていただきたいのをお願いに行ってください。

イオンタウンは、市がああスペースを設けることで、売上げには非常に効果があると思うんですよ。やはり遊びに行った人たちが必ずお買物されるので、ですからウィンウィンの関係にあると思います。なのでぜひとも旭の子どもたちを育てるための給食の完全無償化のために財団をつくっていただきたいというのを市長、お願いしていただけないでしょうか。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 議員より大変貴重なご提案をいただき、ありがとうございます。ご意

見として承らせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） それでは、道の駅季楽里あさひです。機会損失をなくすというのも、一つまたリピーターを増やすということと、もう一つ大事なことだと思うんですけども、時間帯によって手数料率を変えているところがあります。夕方になって棚ばかり売っているようじゃどうしようもない。お客さんが2回目、3回目来たときに棚しかなければ、もうその人来なくなりますので、そういった時間帯によって手数料率を変えとか。

あと、看板の設置、海っぺりの道路を走っていると、足川浜に最後あって、あと銚子市のほうに向かっては、道の駅季楽里あさひの確か看板がないと思うんです。九十九里自転車道というのは、くどいほど看板があるんですよ。自転車道はあっちあっちといっぱい看板があるんです。でも、自転車に乗っている人が、右に行かないで左に行くと道の駅かみたいな、自転車の人だってもしかしたら買物してくれるかもしれませんし、そういう看板をこれ機会損失の一つになると思うんですけども、看板がないことで、気がつかない人のために、看板設置をお願いしたいと思います。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 最初に、機会損失、これについて時間帯によってもものが少ないというようなお話があったかと思うんですけども、そちらの対応ですけども、夕方に限らず、商品の品数が少ない状況になった場合は、追加出荷を生産者に依頼する体制を取っておりますけれども、野菜や果物などの生鮮品につきましては、朝収穫したものを開店前に陳列して、より新鮮な商品をお客様に提供しようと心がけているため、対応できないケースがあります。商品の品数の充実も重要ですが、鮮度が最も大切であると考えておりますので、生産者の協力を仰ぎ、商品の品質を保ちながら、先ほど言いました手数料率の考え、その辺も検討しながら、お客様の満足度を高める取り組みを検討してまいりたいと思っております。

看板につきましては、道の駅、平成20年開場しましてから、ここまで年数がたっております。大分認知はされてきているのかなと思いますので、まず、こういった場所に必要なのかというのをまた検討したいなと思います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ）　お願いします。海っぺりの道路の銚子市に向かってのほう、あちらからいらした方とかに途中に見える、そんなこと言っている場合じゃないんですけれども、あと道の駅季楽里あさひで移住ブースを設けたらどうかなと思うんです。三重県松阪市で道の駅で相談会というのをやっているんです、移住に関して。移住相談を受ける場所をつくって、そこで空き家バンクの登録と利用者の相談、そういうものを受けられると、道の駅季楽里あさひにお買物の目的で来た人にも移住を考えてみませんかみたいな、ちょっといい機会になるんじゃないかなと思うんです。

松阪市は、9年前に空き家バンクを始めましたが、ここに来て新たな問題が出ていまして、空き家を探している人が576人も登録しているのに、空き家が160戸しか登録していないという現実がございます。これは、もしかしてこの後、子どもが使うかもとか、リフォームが面倒くさいとか、そういうことがあるらしいんですけれども、こういったところを研究していただいて、そういうのを他市の研究をすることで、今始まった旭市は、今始まったところの空き家バンクの制度をうまく活用していただきたいというのがありまして、それを道の駅季楽里あさひで実行していただけると、非常に相乗効果が上がるんじゃないかなと思います。これは提案です。よろしくお願いいたします。

半農半X、功を奏している取り組みをお伺いしたかったんですけれども、県を挙げてとか、そんなに半農半Xに取り組んでいる例あるじゃないですか、功を奏しているところ、それをお願いします。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、半農半Xで他の事例というところで、いろいろ調べてみましたところ、大きく2つ事例がありました。

島根県の事例です。島根県外からの移住者を対象に、就農前の研修や定住、就農初期に必要な経費をそれぞれ最長で1年間助成する半農半X支援事業を実施しているそうです。対象は65歳未満の人で、助成金額は月額12万円、施設整備費の助成が補助率3分の1以内で上限が100万円というところです。

それから、福岡県の添田町、そこでも半農半X支援というところで、町民または定住意思がある人で、農業を積極的に取り組む人を対象に、受入れ農家での半年間の研修を受けることができる支援を行っています。この辺の取り組み、半農半Xという名前を使った取り組みは2つくらいのっています。ただ、これが功を奏しているかどうかというのは、ちょっとそ

こはまだ調べてないところです。

○副議長（林 晴道） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、先ほどの道の駅のオープンの年度なんですけど、平成27年といったつもりだったんですが、平成20年といったようでしたので、平成27年に訂正いたします。失礼しました。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） いろいろ調べていただいてありがとうございます。この半農半X、課長が功を奏しているかどうか分からないとおっしゃったんですけども、結構関係人口が増加するというプラス、本当に移住促進にもなることだと思いますので、さっきからくどいように旭ならできるということを言っているんですけども、旭じゃなきゃできないみたいなことを考え出していただいて、プレスにでもパーンと載ると、本当に旭、注目度上がると思いますので、お願いいたします。

地域おこし協力隊です。これほかの分野とくどいほど言っているんですけども、毎回毎回、農業とか観光とか、そのあたりのところにぜひとも予算を取っていただきたい。今やっていらっしゃる方の働きを見られても分かっているように、本当に有効なシステムだと私は思います。それが移住だけではなくて、いろいろな分野、農業や観光とか、その辺と結びつくと、相乗効果以上のものが出ると思いますので、ぜひともお願いいたします。予算取ってください。

おてつたびに関しましては、市長、地方自治体でやっているところありますので、これも非常に有効だと思います。労働力プラス旭に来てもらうというこのところで、研究していただいて、ぜひとも旭で採用してください。

以上です。

○副議長（林 晴道） 答えはいいですか。

○4番（戸村ひとみ） もらえるんですか、市長、お願いします。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） それでは、戸村議員のおてつたびに関するご質問にご答弁申し上げます。

このおてつたびというのは、株式会社おてつたびという運営会社が商標登録したものだそうでございますので、この活動等、調査研究して、取り組みたいと思っております。

ありがとうございました。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

自席へお戻りください。

ただいま執行部より発言の訂正したい旨の申入れがありましたので、発言を許可いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 先週の一般質問の回答のうち、伊場哲也議員へご回答申し上げました内容について、訂正と追加で補足をさせていただきます。

ご質問の中で、沖縄交流事業及び旭市・茅野市児童交流事業の促進についての中で、沖縄交流事業を行うことになった経緯はとのご質問での回答ですが、回答のほうで、故上原清善氏から寄附を受けたことがきっかけというふうに申し上げましたが、それだけではなく、現在いいおかユートピアセンターと飯岡灯台には、故上原清善氏の功績をたたえた記念碑が建立されております。その中には「少年時代は親を喜ばし 中年時代は先輩を喜ばし 高年時代は社会世間に喜ばれて あの世には手ぶらで行く」という人生訓が記念碑に刻まれております。そういった故上原清善氏の人生訓やその願い、奉仕活動に旧飯岡町長が感銘を受けまして、その人生訓を子どもたちにも伝えたいという思いがありまして、その絆が礎となって子どもたちの相互交流である沖縄交流事業へ発展をしたものでございます。

以上、補足して訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 以上で一般質問は全部終了いたしました。

会議は途中ですが、午後 3 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 5 7 分

再開 午後 3 時 1 0 分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 月 16 日に市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

本日追加いたします議案は、議案第 30 号、工事請負契約の締結についての 1 議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(林 晴道) 配付漏れないものと認めます。

ここで、追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員長の報告を求めます。
委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 景山岩三郎 登壇)

○議会運営委員長(景山岩三郎) 議員の皆さん、そして職員の皆さん、一般質問最終日、大変ご苦勞さまでございました。またお疲れさまでございました。ありがとうございます。

それでは、追加議案の提出に伴う議事日程について申し上げます。

お手元に配付してあります令和5年旭市議会第2回定例会議事日程その2、本日6月19日月曜日、この後、追加日程第1、議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明。補足説明につきましては総務課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑、追加日程第5、常任委員会議案付託。

以上で、追加日程についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長(林 晴道) 景山岩三郎委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第30号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(林 晴道) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○副議長(林 晴道) 追加日程第1、議案上程。

議案第30号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○副議長(林 晴道) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

米本弥一郎市長、ご登壇願います。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長（米本弥一郎） 6月16日に議案1件を追加提案し、本日、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第30号は、工事請負契約の締結についてでありまして、防災行政無線改修工事について仮契約を締結いたしましたので、本契約について議会の議決を求めるものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（林 晴道） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○副議長（林 晴道） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 小倉直志 登壇)

○総務課長（小倉直志） 議案第30号について補足説明を申し上げます。

本議案は、工事請負契約の締結についてでありまして、恐れ入りますが裏面をご覧くださいと思います。

契約の名称は、防災行政無線改修工事です。

契約方法は、公募型プロポーザル方式により、契約候補者を選定し、随意契約といたしました。

契約金額は、10億7,800万円です。

契約の相手方は、神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番17号、株式会社富士通ゼネラル、情報通信ネットワーク営業部部長、新田洋司となります。

事業の概要ですが、更新時期を迎えております現行設備の改修工事になります。

現在よりも広範囲に電波が伝わる方式に切り替えるほか、高性能スピーカーの導入、戸別

受信機の交換などを実施し、情報伝達機能を強化していくものです。

それでは、執行の経過を申し上げます。

令和5年4月17日に公募を開始し、5月10日まで参加表明の受付を行ったところ、1者から参加表明書類の提出がありました。

書類を審査しましたところ、参加資格を満たしておりましたので、5月15日に審査結果を通知し、5月31日には技術提案書が提出されました。

その後、提出されました技術提案書のプレゼンテーション審査を6月5日に行い、契約候補者として選定し、6月6日に審査結果を通知いたしました。

6月7日からは、契約締結に向けた諸条件等を確認し、契約内容を確定した後、6月14日に仮契約を締結いたしました。

工事の期間は、本年度から令和7年度までとしておりまして、完成期限は令和8年3月31日までです。

以上で、議案第30号の補足説明を終わります。

○副議長（林 晴道） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○副議長（林 晴道） 追加日程第4、議案質疑。

これより議案質疑を行います。

議案第30号について質疑はありませんか。

松木源太郎議員の発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

松木議員。

○20番（松木源太郎） 議案第30号について何点か質疑させてください。

提案理由の中に、防災行政無線改修工事となっております。プロポーザル実施要綱の提案の中には、60メガヘルツの既存の防災行政無線で、今回プロポーザル方式の提案がされたわけですけれども、応募が1者ということは、同じ会社の製品が使われていたということでしょうか。改修工事ということになりますけれども、庁舎が移動しているわけですが、この間

どのようなこの無線装置の移動がされてきたのか、お知らせいただきたいと思います。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、改修工事自体の応札者といいますか、手を挙げてくれていただいた業者は、現在委託を受けている業者と同一業者であります。それと、本庁舎がこちらへ移ってきて、その間どのような移動をしたかということですが、そのまま親局をこちらの新庁舎のほうに移動してきて、運用しております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ご回答いただいたことに引き続いて、ご質疑申し上げます。

そうすると、今回12億円が10億円ちょっとでもって工事がされるわけですが、このことによって電波の伝わる範囲が広がるとか、現在私の家は防災行政無線が聞こえたり聞こえなかったりして、何だろうなと思っていたんですけれども、そういう形で完全に新しいものと同じようになるということなんですか。

以上です。

○副議長（林 晴道） 松木議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

現況では、T86方式というもので電波を飛ばしております。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） はい、デジタル電波です。それを、今回の改修でT115方式というものに改めます。具体的に何が違うんだと言われると、私ちょっと機械に弱いのであれなんですけれども。実際には、このT115に改めることにより、電波の到達範囲が理論上は1.8倍になると言われております。そういった意味でも、受信不良地域の解消にも役立てるんじゃないでしょうかと考えています。

以上です。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 概略は了解いたしました。以上で終わります。

ただ、細かいことについては、また常任委員会でお聞きすることになると思います。よろ

しくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

戸村ひとみ議員の発言を許可いたします。

戸村議員は質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 数点お願いします。

普及戸数が増えるようなことを今おっしゃっていました。今現在の普及戸数と普及率というんですかね。更新後の普及戸数と普及率。

三つ目、これ何年間使用したものなのかということと、前回の予算を教えてください。

それから、契約のことですが、今回の債務負担で3年間、3年で予算計上されているんですけれども、前は平成20年から21年ということで2年だったと思うんですね。3年にわたる理由。

それから、事業者が同じというのはさっき聞きましたので。

契約相手のところに部長名なんですね。これなぜ部長名なんですかね。

あと、1者だった理由。ここのところなんですけれども、問い合わせというのなかったですか。1者だった理由をどのように当局はお考えか、そのあたりをちょっとお願いします。

それと、あと、こちらの別紙のほうの評価基準のほうなんですけれども、こちら実際に配点はどういう感じだったのか教えてください。

以上1回目です。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、まず普及率の関係です。これは戸別受信機の配布率ということでしょうか。それに関しまして言えば、無償で貸与しておりますので、普及率はほぼ世帯別で100%に近いかと思います。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） はい。無償で全て戸別受信機は配っておりますので、その普及率ということをごで捉えるかですが、それとは別に、パンザマストというのが何本も立っていますね。原則的には、あれらを防災行政無線と呼んでいます。それを補足する意味で各戸別

に配って使っていただいているということになります。そう考えますと、今のパンザマストで全域はカバーしているはずですから、普及率といいますか、カバー率というのは、

(発言する人あり)

○総務課長（小倉直志） それと前回の予算ですけれども、予算額としては約20億円、これが実績としては9億円程度に落ちています。

先ほどの普及率のお話ですけれども、現在2万2,000戸ほどカバーしております。それで、今回の改修によって普及率が上がるか、戸数が増えるかといいますと、毎年毎年、旭市の場合人口は減っていますが、戸数は世帯数は増えていきます。それに全てに配るということになるので、実態的には増えていくのかなと。

それと、3か年にわたる理由ですけれども、これはスケジュール取りをしております、まず本庁舎に親局、先ほど申し上げたT115方式の親局をつけます。その親局から直接行ける範囲の受信できる範囲には、戸別受信機を今年度中に配布いたします。

来年度は、中継局ですとか子局の整備。それに合わせて、やはり戸別受信機の配布を行って、それが2年目です。3年目には、最終的にまた戸別受信機の配布をしまして完成させるというようなスケジュール取りで、3年としております。

それで、契約者名が部長だという理由ですけれども、これはあくまでもこの部長名義で札が入るといいますか、参加表明があつて、だから内部的なことだと思います。この部長に、その仕事を請け負うという権限が会社であると思います。会社の代表権を持った部長だと思います。

それと、評価基準で配点ですけれども、配点につきましては、各項目いろいろあるんですが、ここにつきましてはちょっとご容赦願いたいと思います。

(発言する人あり)

○総務課長（小倉直志） いやいや、1者であっても、それは。

(発言する人あり)

○総務課長（小倉直志） その点数についてはどこへも公表しておりません。

○副議長（林 晴道） ここで暫時休憩いたします。

皆さん、その場でお待ちください。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時31分

○副議長（林 晴道） 会議を再開いたします。

引き続き、総務課長、答弁願います。

○総務課長（小倉直志） まず、今もお話ありましたように評価の基準ですけれども、一定の満点に対して何%というのはこちらで持っておりますが、それはちょっと公表できませんので。それをクリアはしているということです。

それと、先ほどちょっとお話しできなかったんですが、1者の理由ですけれども、一番最初に公告したときには2者、この業者を含めて2者が現地まで、内覧会じゃないですけれども、現地の調査といいますか、私どもで案内をして見ていただきました。それで、プロポーザルの募集をしたところ、これが1者であった。既存の業者ですけれども、1者であったということになります。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） それで現在の機器ですけれども、何年使ったかということですが、合併後、20年度から22年度までかけてデジタル化を行いました。20年度からということになれば15年ほど経過しております。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 現在のが15年使用ということで、では、この後いつから、3年にわたりやる事業ですから、いつからというふうになるのか、ちょっとそこも教えていただきたいんですけれども。何年使えると言ったらいいんですか、こういうの何というんですか。予定なのか。

前回の契約金額を聞きましたら、予算20億円で実際に、これも随意契約だったのかな、20億円から9億円ということで、すごいですよね、半分以下になっているという。すごいんですけれども、今回も、さっきもちょっと一般質問でも取り上げさせてもらったんですけど、1億二、三千万円ぐらい。ちょっとその予算と実際の契約金額の差があるのですけれども。安くなってとってもいいと思うんですけれども、その最初の積算がどうだったのかなというのをちょっと考えちゃうわけですよ。

こんなに、前回のが特に20億円の予算で、実際には9億円で落札したんだか何だか、随意契約だったのかも分からないですけれども、ここの積算のところが、どういうものを根拠に

積算をされているのかというのをちょっとお聞きしたいです。他市の例とかで積算されているんですかね。私、なぜこの配点、評価基準を知りたいかといいますと、ここの一番上の設計内容のところに、設計の適切さとかいうのは当たり前のことだと思うんですけども、次に地域特性の把握というのがあるんですよ。この地域特性の把握が20点だったのかどうかというのと、どういうのを地域特性というふうに言うのかというのをちょっと知りたいです。

それから、ちょっとくどいというか、2者が内覧までいらしたのに、辞退をしたというか申し込まなかったということですよ。実際には応募しなかったということで、その理由は何か推察できることありますか。できなかったらできないで結構です。お願いします。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

まず何年使えるかということで、いつ頃からの運用かということでした。一応基準はないんですが、メーカー側は10年を一つの単位と見ているようです。実際今回T86からT115に替えるんですが、実際今のT86の交換部品等についてはもう製造が中止されております。このT86を入れた15年前というのは86方式しかなくて、115方式というのはその後から出てきたものです。それで、今回、10年ほどは使えるだろうということで入れる形になりました。

それと、先ほどの回答をちょっと訂正させていただきたい部分があるんですが、3か年の予定ということで、私、1年目は親局をつけて、親局の届く範囲に戸別受信機を配ると言ったんですが、申し訳ございません。その戸別受信機を配布するための調査を行う調査用の戸別受信機を置きまして、親局から直接行く範囲を調べます。2年目に、親局から直接行く範囲について戸別受信機を配布するというスケジュールになります。すみませんでした。

それと、予算から実際の契約額が落ちているということで、債務負担行為で3月にご同意いただいた額が12億6,537万7,000円になります。それが10億7,800万円ということですから、2億円ちょい落ちているという感じになります。それは予算が過大だったのではないかというお話になるかと思いますが、積算の根拠としましては、参考見積りも取りますし、それが妥当かどうかを審査して積算しております。それには他市町村の例なんかも参考にはしているということになります。

あと、評価基準のうちの地域特性の把握、これはどういう意味かということなんですが、旭市には旭市の電波の特性というのがあると思います。電波の届く特性ですね。その辺のほ

うを把握していないと、なかなか適切なシステムが組めないということで、そういった意味で評価基準に上げております。

2 者が内覧したんだけど、1 者になった理由というのは、これは分かりません。

○副議長（林 晴道） 戸村ひとみ議員。

○4 番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

地域特性は分かりました。電波の届かないところとかという、その地域の特性ですね。うちなんかも海っぺりで非常に何か聞こえづらいんですよ。だから、家の中に置くやつを頂こうと思いながらそのままになっていまして、今度は必ず。

で、積算根拠なんですけどね。妥当だったかどうかというか、多過ぎたんじゃないかというか、そういうことではないんです。ただ予算ってそこにどんとね、例えばその前のところね、20億円とか予算を取っていて、でも実際には9億円になったから、その11億円はほかでも使えたかも分からない金額じゃないですか。結局、そういう予算を当初予算で上げるときに。

私、学校給食の無償化のことばかり出して申し訳ないんですけども、そういった例もありますので、何か工夫すると予算がひねり出せるみたいなのところに使えるものが、当初のときに積算をきちんとやってらっしゃると思うんですけども、精査してやっていただければなど、そういうことを思ったわけです。ありがとうございます。よく分かりました。

以上です。

○副議長（林 晴道） 戸村議員の質疑を終わります。

戸村議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○5 番（伊場哲也） 時間も押しているので、質疑は特に考えていなかったのですが、ただいまの総務課長の答弁。この答弁をお聞きして、いやこれは何が何でも質疑しなきゃなというふうに思いましたので、質疑をさせていただきます。

先ほどの評価基準に関わることなんですね。市当局のほうで答弁をするその内容そのものが、例えば個人情報保護に関すること、あるいはプロポーザルを受けて、他者に対して採用したことに対しての悪影響ですとかね。こういったことがあって悪影響につながるから、評価基準については内容、評価基準は7項目、140点満点、20点掛ける7項目140点で基準につ

いては公表されているのですけれども、実際にどういう評価をしたのか、誰が評価されたのか。そして、社会体育施設12施設を指定管理業者に委託する際に示された同じような評価基準、そして配点の合計、3者ぐらいだったですか、最終的にはコナミグループに指定管理をお願いすることになったと思いますけれども、それとの整合性ですね。

今回は、評価基準は示したんだけど、配点の合計何点でしたと。よって、この業者に決めたんですよというその整合性。今回は、内容については配点何点でしたよというのはご容赦願いたいと。皆さんが納得するんでしたら、私もご容赦願いたいということに對しまして、納得はせざるを得ない。しかしながら、分かっているものであって、公表することによって特に悪影響がないと、害を及ぼさないということであれば、これはやはり正々堂々公表しないと、むしろ逆に、傍聴されている方、あるいは市民の方は疑心暗鬼に陥るのではないかなというふうな危惧の念を私自身抱きましたので、質疑をさせていただいている状況でございます。ご理解いただきましたでしょうか。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の質疑に對し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり配点の各20点掛ける7項目、それについては140点満点ということで公表しておりますが、合計の得点ですけれども、これに関しましては各項目が記されておありまして、それに対してプレゼンを行います。そのプレゼンの内容を見て採点をしていくわけですが、非常に高度な技術的な話、要するに社外秘情報といいますか、そういったものも含まれていることになります。

そうすると、個人情報の関係で縛られるノウハウ情報ということになってきますので、その採点を公表することによって、その会社のノウハウといったものが漏れていくというようなことにもなりますので、採点につきましては公表を控えさせていただきたいということでございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 総務課長、審査結果の点数について公表を控える、正当なる理由にはなっていないなど。ごめんなさい、戸村議員。戸村議員は頭脳明晰な方ですから、よく分かりましたと先ほどおっしゃっていましたが、私は分からないんですよ。

社外秘、確かに、社特有の公表してはいけないその情報等あるかと思いますが、我々自

身も守秘義務というのがございます。しかしながら、この7項目、設計内容、システム構成、例えば採点に関わった人たちの専門的なことについて、私はどういった専門的な、いわゆる評価をされたんですかというのを求めているのではなくて、ただ単純に7項目掛ける20点満点、合計140点満点の点数で何点ぐらい、この会社はお取りになられたんですかということですね。

例えば、何点でしたと、公表しないことについて疑義があるんです。その回答として答弁としては、いや、いわゆる会社の社外秘に当たるので情報公開は差し控えると。そういうことかというふうに今思いましたけれども。そうであると、やはり、例えばこの本日議会が終わりましても、あれ何で公表しなかったのかなと。実際に対面で質疑をさせていただき、答弁をいただいている私自身がそう思うわけですね。

ということは、ほかの住民の方も、あれ何もようって、別に140点満点で126点だったんだよって、全然言っても差し支えないだろうにと。それを聞いたからといって、その会社に悪影響を与えるような質問をするだとか、そういったことはどうなんでしょう。する人もいるかもしれませんが、質疑している伊場哲也は考えられないんですね。

むしろ、これこれこうでしたというふうにご答弁されるほうが、私は、その疑義ですとか、疑念を抱かれる、引いては旭市役所のやはり信頼ですとかね。逆に言うなれば、おめえら議員であんな答弁で何も言わなかったのかというふうに、何やってんだ議員としてということにもなりかねないので、大変失礼で僭越で申し訳ないのですけれども、正々堂々公の場で質疑をさせていただいているわけです。

大変申し訳ありません。まだ十分理解できませんので、配点についてもう一度、こういうわけで公表しないんだと。伊場哲也がすっとんと納得いくような形で総務課長、申し訳ないんですけれども、ご答弁いただけますでしょうか。お願いいたします。

○副議長（林 晴道） 暫時休憩をいたします。

各自自席でお待ちください。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時51分

○副議長（林 晴道） 会議を再開いたします。

伊場議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

先ほど私のほうで回答として、各部門別の点があるとその会社のノウハウ情報的になってしまうので、公表できないというお話をしました。今、担当から叱られたんですけども、合計得点だけであればそういうノウハウ情報には当たらないということで、公表させていただきます。140点満点のうち104.6点です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 総務課長、大変ありがとうございました。こだわるわけじゃないので、これで質疑は終わりにしたいとは思いますが、例えばなぜ「. 6」ですとか、その20点満点7項目、どれが何点だという細かいことはお聞きいたしません。

しかしながら、こういうことが追加の議案第30号を上程されたということで、急遽だったんですけども、大変申し訳ないんですけども、質疑に対しては、質疑者が明快に理解できますような答弁を今後も期待したいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（林 晴道） 議案第30号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○副議長（林 晴道） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第30号の1議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表その2、1議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を散会いたします。

なお、次回は27日定刻より本会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時54分

令和5年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第6号）

令和5年6月27日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 追加日程 議員派遣の件
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

出席議員（20名）

1 番 常世田 正 樹
3 番 菅 谷 道 晴
5 番 伊 場 哲 也
7 番 永 井 孝 佳
9 番 島 田 恒

2 番 伊 藤 春 美
4 番 戸 村 ひとみ
6 番 崎 山 華 英
8 番 井 田 孝
10 番 片 桐 文 夫

11番 遠藤保明
13番 宮内保
15番 宮澤芳雄
17番 向後悦世
19番 木内欽市

12番 林晴道
14番 飯嶋正利
16番 伊藤房代
18番 景山岩三郎
20番 松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 米本弥一郎
教育長 諸持耕太郎
行政改革推進課長 榎澤茂
企画政策課長 柴栄男
税務課長 向後秀敬
環境課長 高根浩司
健康づくり課長 飯島正寛
子育て支援課長 多田英子
商工観光課長 大八木利武
建設課長 齊藤孝一
会計管理者 小澤隆
上下水道課長 多田一徳
体育振興課長 金杉高春
農業委員会事務局長 戸葉正和

副市長 飯島茂
秘書広報課長 椎名実
総務課長 小倉直志
財政課長 山崎剛成
市民生活課長 江波戸政和
保険年金課長 高野久
社会福祉課長 向後利胤
高齢者福祉課長 椎名隆
農水産課長 池田勝紀
都市整備課長 飯島和則
消防長 伊東秀貴
生涯学習課長 伊藤弘行
監査委員局長 杉本芳正

事務局職員出席者

事務局長 穴澤昭和

事務局次長 金谷健二

開議 午前 10 時 0 分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市） 議案第1号から議案第3号までと議案第26号から議案第30号までの8議案及び請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（木内欽市） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内 保） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託されました議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい

て、議案第26号、専決処分の承認についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月21日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため、執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

今回の8か月の学校給食費の無償化について、国からの交付金を充当するとのことだが、賄材料費の高騰が続いているが、給食自体の質は変わらないのかとの質疑では、給食の賄材料費については、当初予算で物価高騰分として約1割を上乗せしている。材料費を抑えるために、給食センターの栄養教諭が工夫している。給食には児童・生徒の栄養の摂取基準があるが、それを十分に満たした上で、子どもたちにおいしく食べてもらうためには、給食の質は下げられないとの答弁がありました。

市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金の対象児童・生徒の内訳はとの質疑では、旭市に住所を有し、市外の小・中学校に通っている子どもの人数の内訳は、市外の公立学校が36人、市外の私立が27人、特別支援学校が70人の合計133人との答弁がありました。

次に、議案第26号の主な質疑について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成は、世帯ごとに片道1,000円なのか、また接種会場から遠い方は1,000円では収まらないと思うが、公平性はとの質疑では、世帯で片道1,000円の券を使ってもらうこととなる。ワクチン接種会場は、集団接種会場の海上庁舎のほか、旭地域、飯岡地域、干潟地域ではバス接種も予定されている。個別接種では、市内8医療機関でも実施される。自宅から目的地までの距離に違いはあるが、おおむね市内各所でワクチン接種が実施されることから妥当と判断したとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号は賛成多数で、議案第2号、議案第26号は全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告を申し上げます。

令和5年6月27日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。6月定例会最終日、大変お疲れさまでございます。

それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会は、去る6月13日及び6月19日の本会議において本委員会に付託されました議案第3号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、専決処分の承認について、議案第28号、専決処分の承認について、議案第29号、専決処分の承認について、議案第30号、工事請負契約の締結についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月22日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため、執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第3号の主な質疑について申し上げます。

市内で電気自動車の急速充電設備の件数はとの質疑では、急速充電設備については、全出力50キロワットを超えるものが消防本部への届出の対象になっているが、現在、届出はない。50キロワット以下の充電設備について、インターネット等で調査すると、市内17か所に19基設置されているとの答弁がありました。

次に、議案第27号の主な質疑について申し上げます。

令和6年度から、森林環境税を1人1,000円納める場合、現状で賦課される金額は幾らかとの質疑では、令和5年度の市県民税の均等割を賦課した人数が3万3,219人であるので、今年ベースでいうと3,321万9,000円になるとの答弁がありました。

次に、議案第30号の主な質疑について申し上げます。

防災行政無線の改修工事について、電波状況が改善されること以外で、何か便利になるようなことはあるのかとの質疑では、文字放送が可能な戸別受信機について、聴覚が不自由な方々に配付を考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、5議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和5年6月27日、総務常任委員会委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第２ 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第２、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第１号について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

崎山華英議員、ご登壇願います。

（６番 崎山華英 登壇）

○６番（崎山華英） 私は、議案第１号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について、反対の意思で討論をさせていただきます。

今回の補正予算案では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額分を活用した市独自の子育て支援策として、学校給食費の無償化や就学前児童を対象とした給付金事業が組みられているところですが、どちらについても、高校生が給付を受ける対象ではないことについて異議を申し上げたいと思います。

今回と同じ交付金を活用しての就学前児童応援臨時給付金の補正予算が、令和３年１１月定例会においても専決処分で提出されておりました。その際も、高校生以上を対象とする給付は検討しなかったのか、委員会にて質疑させていただきましたが、対象を未就学児に絞った当時の理由として、新型コロナウイルスが流行する中で、慣れない感染対策や外出制限を強いられる大変な状況下にある未就学児の家庭へ絞った支援としての回答があり、そのときは理解をさせていただきました。

では、今回の交付金の目的は同じなのか。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することは前回と同じですが、そこから派生した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が今回活用されるわけであり、その名称のとおり、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援が主たる目的となっていますので、前回とはその点が大きく変わっています。

交付金の活用推奨事業メニューの一つとして、物価高騰に伴う子育て世帯支援があり、さらに一例として、小・中学校等の給食費の支援が例示されていたものかと思います。

そこで、子育て世帯支援とは、一体何歳まで子どもを育てることへの支援なのかということですが、子どもが自立するまで、せめて成人する年までの高校生世帯までをしっかりと視野に入れるべきだと考えます。議案質疑の際にも紹介したとおり、県内複数の自治体で、当該交付金を活用した、高校生を含む子どもを対象とした給付金の補正予算が組まれていますので、本市でも高校生を対象とすることも、もちろん不可能ではなかったはずです。それとも、結婚から出産、子育てまで切れ目のない子育て支援をと旭市の総合戦略でもうたっていますが、切れ目はなくとも、途中で終わるということなのでしょうか。

子育ては、年齢が上がれば上がるほど支出が増えることは、国の調査からも分かっているところであり、内閣府発表の子どものいる世帯の年齢別消費支出という統計調査において、食費だけ見ても、15歳から17歳世代は、ゼロ歳から2歳の子どもの1.6倍であることが分かります。議案質疑の答弁にもございました、高校生を育てる親のほう年齢が上がるため、未就学児を持つ親よりも収入が高い世帯が多いと考えられるといったことは、会社勤めで親本人の年齢が上がれば、昇給等で収入が上がる傾向があることは十分考えられますが、昔ながらのずっとその会社に勤め続ける年功序列的な働き方は、自営業の場合や、ましてや現代の働き方も様々ある中で、決して多くは当てはまらないものだと考えられます。

未就学児へ3万円という金額も、保育園の副食費相当額ということですが、あまりに給食の保障にとらわれ過ぎて、物価高騰全体に対する影響が、狭い視野で検討されているように感じます。食事は給食だけではありませんし、物価高騰は食費以外にも大きな影響を与えています。高校生になれば、ただでさえ教育費がかさむ中で、食費だけでなく様々な生活費のボリュームが、皆大人同然となることは明らかであり、順調に収入が上がらない世帯については、なおのこと苦しいことは想像に難しくありません。子育て世代の中で、今回の物価高騰の一番のあおりを受けているのは、高校生のいる世帯だと考えても過言ではないはずです。

また、今回の補正予算書の中で気になる点はもう一つ、給食費の無償化については、既に第3子以降の無償化のために市が負担分としていた831万5,000円を、当該交付金が活用できるという理由で財政調整基金に戻し入れるということをしています。要は、当初出ると決まっていたお金が浮いたから貯金箱に戻すということだと思いますが、財源の確保も将来のために大変重要とは理解できますが、当初から出ると決まっていたのであれば、基金に戻すのではなく、自治体として住民のために最大限活用できなかったのか。例えば、その分を高校

生等へ給付対象を広げるために活用するといった方向へ考えることはできなかったのでしょうか。

本市在住の高校生ということであれば、長く本市で育ってきた可能性が高く、このまちでずっと育ってきて、次代を担う直前の世代に対し応援できないまちに、どうやって誇りを持ってもらえるのか疑問です。物価高騰により、誰もが大変な状況だからこそ、これからの旭市、この国を担っていく高校生に目を向けてほしかった、その一言に尽きます。

以上のことを踏まえて、今回の物価高騰に対応する交付金の活用方法に高校生が含まれないことに合理的な理由が見つからず、協議が足りなかったのではないかと考えます。もちろん、今回の学校給食費の無償化や非課税世帯への給付、そして就学前児童応援臨時給付金事業自体には、物価高騰に対する大変有効な支援だと考えます。実際に、既に報道を見た方からは、「給食費無償化になったらすごく助かる」「生活が厳しいから3万円もらえたらうれしい」、そんな声も届いています。

この議案に反対することは、給食費の無償化や子育て世帯への給付に反対することになるため、そういった声をいただいている方をはじめ、同じ年代の子どもを育てる子育て世代として、共感をいただき、ご支持いただいている方々を裏切ることになるのではないかと、そう頭をよぎらなかったといえましょうになります。しかしながら、私は、子育て当事者だからこそ、議員としてこの議場に立っている以上、本当に必要なところへ必要な支援が届いているのか、事業の中身を公平に丁寧に見ていかななくてはいけないという責任があります。そういった中で、今回の補正予算は、支援のきめ細やかさに欠けると判断しましたので、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（木内欽市） 以上で、議案第1号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第2号、議案第3号と議案第26号から議案第29号までの6議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第30号について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党の松木源太郎でございます。

令和5年、2023年第2回定例会に当たり、「議案第30号、工事請負契約の締結について

（防災行政無線改修工事）」の議決に反対の討論をいたします。

今回追加提案された議案第30号、防災行政無線の改修工事については、自宅の防災行政無線の音声が届けたりして、置く場所を変えたり、何とか聞こえるようになってきましたので、市役所の位置も変わったし、設置後15年以上たつので、改修は必要かなと思っていました。

19日の本会議での質疑では、どのような点が変わるのかと私の質問に対して、「電波の規格がT86からT115に変更される」との回答があり、他の議員の質問では、「公募型プロポーザル実施要項」の別紙「評価基準」では、1から7までの評価が何点であったのか聞かれたが、答弁を差し控えるとのことであった。合計点は、やっと140点に対し104.6点との答弁がありました。

22日の所管の常任委員会においては、文字放送の表示できる戸別受信機が設置されるとの回答が他の委員の質問で分かりました。私は、19日の本会議での質問の続きとして、評価基準の開示を求めました。休憩を取った後の回答では、7項目で104.6点で、6割以上の評価であれば可とするので、トータル104.6点は7割を超えているので、評価基準では合格との答弁がありました。この答弁を聞き、防災行政無線の改修の必要があることは分かっていたので、常任委員会においては採択に賛成しました。しかし、本会議最終日に本議案が採択されるに当たって、もう一度、プロポーザル方式や評価基準の評価の問題を検討する必要があると考えました。

そこで、私が本会議で質問したA R I B S T D-T115は、地方自治体の事業執行P C -4値F S K方式という方式なのです。つまりT86からT115に変わるという答弁がありましたが、これは本来は260メガサイクル帯で使用する通信システムです。それを60メガサイクルのままなのは不明ですが、これが第1の疑問でありました。

要求水準書というのがあります。これは私たちには公開されていませんけれども、この中では、議会で説明する事項がたくさんありました。例えば、文字表示戸別受信機は、2万2,000台の普通の戸別受信機に対して、100台のみで足りるというふうになっております。

このように、平成20年、21年に設置された防災行政無線機を、市庁舎が移動の機会に改修する必要を感じますがけれども、議会に対して本当に十分な説明をしていない。そして、電波の問題にしても、本当に説明があった内容なのかという、大変大きな疑問を持ちました。

60メガヘルツは、この表にありますけれども、ここです。ここは、テレビが変更したのと同じように、ここから防災行政無線は260メガヘルツに移行するというのが国の方針です。

ですから86から新しい番号になるということは、そういう移行をするのではないかという大きな問題も含んでいるわけです。そういうことを十分に説明しないまま提案してきたということに、大変私は怒りを感じまして、本会議での採択には反対することに決めました。

以上です。

○議長（木内欽市） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

それでは、議案第30号、工事請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

この議案は、防災行政無線改修工事、契約金額は10億7,800万円、現在の防災行政無線業務を担当している株式会社富士通ゼネラルが契約相手という契約案件です。

防災行政無線といえば、市民の安心と安全を守る、命と財産を守るという市の業務として、一番大切なところに直結したシステムです。12年前の東日本大震災では、津波からの避難を防災行政無線で最後まで呼びかけて、自らは犠牲となった職員もいらっしゃいました。その報道に涙された方も多いのではないのでしょうか。その方の、そしてこの防災行政無線というシステムのおかげで、一体どれぐらいの命が救われたことでしょうか。それぐらい大切な防災行政無線です。私は、このシステムの更新自体に反対するものでは決してありません。

それでは、この議案に対しての反対の根拠を述べます。2点あります。

1点目、市の予定価格の積算方法です。

旭市の今回の防災行政無線の更新案件は、プロポーザル随意契約方式ですので、入札案件とは違いますが、市が予定価格を見積もって、それに応募するといった流れは同じです。私たち議員は、この契約に係る一切の業務が公平公正に行われて、納税者である市民の方々が不利益を被らないように、しっかりとチェックしなければならない大きな責任を担っております。

旭市が公募時に提示した予算は、3か年合計で12億9,601万7,000円、実際の契約金額は10億7,800万円。この市が提示した金額と実際の契約金額との差は2億1,801万円。市が2億1,801万円多く見積もっていたということです。前回の平成20年、15年前ですね、前回の契約のときは、市が見積もった金額が20億円で、実際の契約金額は9億円。半分以下の額で契約しております。前回ほどの乖離はないにしても、2億円超えの差の理由は一体何なののでしょうか。2億円もあれば、当初予算編成時に、ほかの事業、特に市長の公約の事業費の一部にでも充当できたはずですし、何よりこの予算、この予定価格の積算根拠が疑われます。

2 点目、市議会への情報開示のやり方です。

業者選定に当たっては、実施要項の中に評価基準というものを設けています。皆さんのお手元にも資料として行っております。もちろんのこと、この評価基準に基づいて、業者の出してきた提案を評価していくための、その基準です。基準は 7 項目にわたり、1 項目 20 点の配点で、140 点満点です。質疑の答弁で、契約相手の富士通ゼネラルの得点は、7 項目、合計点です、104.6 点であることが分かりましたが、1 項目めから 7 項目めまでの項目ごとの得点は、当局側は答弁を避けました。企業機密に当たるということなんですかね。

ただ、読んでいただくと分かるんですが、企業機密に当たるような内容は一つも書かれておりません。例えば、災害時の安定性とか、せいぜいそれぐらいのところですね。災害時の安定性、それで何点というふうになっているんですが、そもそも 20 点掛け 7 項目なのに、合計 104.6 点という、小数点以下があるというのが、ちょっと私は腑に落ちないところです。

また、委員会質疑で分かったことですが、最低得点が 60 点、合計得点 60 点あれば合格ということで、140 点満点で 60 点が合格点。これもその配点と合格得点に整合性がありません。普通、テストで 100 点満点テストだと、半分は取らなきゃいけないんじゃないかなというのが常識的な考えだと思うんですが、そうすると、この配点自体が、20 点配点が 7 項目というところ自体が、ちょっと整合性が見つかりません。

そして、何よりこの 104.6 点の内容、それぞれの配点が、実際に契約した相手の配点、これが分からないことには、私たち議員はどうやってこの契約案件を審議したらいいのでしょうか。この 104.6 点が、果たして市民の命を守るものなのか。先ほど言いました災害時の安定性とか、このあたりがどれぐらいの配点だったのか。例えば 7 項目の中で、104.6 点ということは、1 項目ゼロ点であっても、あと 104.6 点を満たすことはできるわけです。評価基準を開示されないままでは、全く私たち議員の責務を果たせる状況にはありません。

以上 2 点が今回の反対の根拠でございますが、ここで市政を担う自転車の両輪の片方である議会の在り方としてお手本にしたい事例が、先日、新聞記事に載っておりましたのでご紹介したいと思います。

大網白里市の庁舎整備改修工事の入札で、業者が調査基準価格と同額で落札し、工事請負の仮契約を結んでいたことで、市議会が契約関連議案を反対多数で否決しました。6 月 20 日のことです、先日ですね。大網白里市には、調査基準価格を下回る入札を対象に、入札額が適正かどうか調べる制度があります。ただ、今回は同額だったため、市は調べていなかったそうです。落札業者の入札価格は、調査基準価格と同じ 2 億 2,395 万円、税抜きです。税込

みに換算すると2億4,635万4,394円。大網白里市財政課によると、過去に入札価格が調査基準価格と一致した例はないということです。調査基準価格は、市が応札額の最低ラインとして設定した金額で、公表はしていません。ですから、2億4,635万4,394円と、一の位まで合致するのは、誰がどう考えても不自然としか言いようがありません。恣意的なものを感じるのとは当然ではないでしょうか。大網白里市議会では、宝くじの当せん確率より低いとか、事前に情報を漏らしたとしか考えられないなどと疑問の声が上がったそうです。

大網白里市は、1億円以上の公共工事の一般競争入札で、2009年度から低入札価格調査制度を導入して、契約予定価格の70から90%を調査基準価格とし、下回った応札額の業者に対して、契約どおりの工事が可能かどうか調査することになっています。人件費や材料費など、積算根拠の資料を提出させ、合理的な根拠がない場合は契約を取りやめることにしています。市の実施要綱では、調査基準価格を下回る価格で入札したものは、事情聴取などの調査に協力しなければならないと規定しています。しかし、今回のケースは、調査基準価格と同額、1円の位まで同額だったので、大網白里市財政課は、ルール上、落札業者への調査は必要ないし、市内部の聞き取り調査でも情報漏えいの確認はできなかったとして、5月18日に仮契約を結びました。そして、議会に上程されたこの契約案件を市議会は否決しました。

自転車の片輪としての役割は、時にブレーキをかけることも必要になるのです。市が出してきた議案には全てオーケー、それでは私たち議会、議員の役割は果たせません。

以上が私の反対討論です。良識ある議員の皆様のご見解を期待しております。

○議長（木内欽市） 以上で議案第30号について通告による討論は終わりました。

これより、議案第1号から議案第3号までと議案第26号から議案第30号までの8議案について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

議案第27号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

議案第28号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

議案第29号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

議案第30号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長(木内欽市) 日程第3、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇)

○文教福祉常任委員長(宮内 保) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月21日付託議案の審査終了後、審査を行いました。審査の中で、請願第1号、請願第2号については特に意見はなく、別紙報告書のとおり、請願2件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和5年6月27日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

（発言する人なし）

○議長（木内欽市） 質疑はありません。

質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

続いて、請願第2号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 景山岩三郎 登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和5年旭市議会第2回定例会議事日程その3、本日6月27日火曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（木内欽市） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内 保） それでは、発議第1号、発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務

教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第2号、国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における2024年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのための教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2024年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

1、災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。

2、少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。

5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

6、安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7、Society5.0にむけて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案を順次議題といたします。

発議第1号、発議第2号について一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

(発言する人なし)

○議長(木内欽市) 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。お手元に配付しております議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎追加日程 議員派遣の件

○議長(木内欽市) 地方自治法第100条第13項及び旭市議会会議規則第166条の規定により、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

◎日程第 5 事務報告

○議長（木内欽市） 日程第 5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、金10万円を株式会社五十嵐商会様より、3月20日受納いたしました。

一つ、マスク 3 万枚を山中産業株式会社様より、5月8日受納いたしました。

一つ、豚肉273.5キログラムを旭市養豚推進協議会様より、5月19日受納いたしました。

一つ、ビデオカメラ 1 台を旭市危険物安全協会様より、6月16日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

◎日程第 6 閉 会

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いたしました。

これにて令和 5 年旭市議会第 2 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 1 1 時 2 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 木内 欽市

副議長 林 晴道

議員 景山 岩三郎

議員 松木 源太郎